

平成 23 年

# 小樽市議会会議録(3)

第 3 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成23年  
 小樽市議会 第3回定例会 会期及び会議日程

会期 9月7日～9月26日（20日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
9月 7日（水）	提案説明	政治資金規正法違反問題に関する調査 特別委員会
8日（木）	休 会	
9日（金）	”	
10日（土）	”	
11日（日）	”	
12日（月）	会派代表質問	
13日（火）	会派代表質問、無所属議員 の質疑及び一般質問	
14日（水）	一般質問	
15日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
16日（金）	”	”（総括質疑）
17日（土）	”	
18日（日）	”	
19日（月）	”	
20日（火）	”	予算特別委員会（総括質疑）
21日（水）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
22日（木）	”	
23日（金）	”	
24日（土）	”	
25日（日）	”	
26日（月）	討論・採決等	

平成23年  
第3回定例会会議録目次  
小樽市議会

○ 9月7日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第27号	3
	○市長提案説明（議1～26）	3
	○提案説明（議27 新谷議員）	7
1	日程第3 休会の決定	8
1	散 会	8

○ 9月12日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	9
1	欠席議員	9
1	出席説明員	9
1	議事参与事務局職員	10
1	開 議	11
1	会議録署名議員の指名	11
1	日程第1 議案第1号ないし第27号	11
	○会派代表質問 鈴木議員	11
	○会派代表質問 中島議員	26
1	散 会	42

○ 9月13日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	43
1	欠席議員	43
1	出席説明員	43
1	議事参与事務局職員	44
1	開 議	45
1	会議録署名議員の指名	45
1	理事者から発言の申出	45
1	日程第1 議案第1号ないし第27号	45
	○会派代表質問 千葉議員	45
	○会派代表質問 林下議員	64
	○会派代表質問 安齋議員	75
	○無所属議員の質疑及び一般質問 久末議員	87
1	散 会	89

○ 9月14日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	91
1	欠席議員	91
1	出席説明員	91
1	議事参与事務局職員	92
1	開 議	93
1	会議録署名議員の指名	93
1	日程第1 議案第1号ないし第27号	93
	○一般質問 吹田議員	93
	○一般質問 小貫議員	99
	○一般質問 上野議員	105
	○一般質問 成田（祐）議員	115
	○一般質問 高橋議員	118
	○理事者から発言の申出	128
	○一般質問 北野議員	129
	○一般質問 佐々木（秩）議員	140
	予算特別委員会設置・付託	148
	決算特別委員会設置・付託	148
	常任委員会付託	148
1	日程第2 陳情	148
1	日程第3 休会の決定	148
1	散 会	148

○ 9月26日（月曜日） 第5日目

1	出席議員	151
1	欠席議員	151
1	出席説明員	151
1	議事参与事務局職員	152
1	開 議	153
1	会議録署名議員の指名	153
1	日程第1 議案第1号ないし第28号並びに陳情及び調査	153
	予算特別委員長報告	153
	採 決	156
	決算特別委員長報告	157
	採 決	157
	総務常任委員長報告	157
	○討 論 小貫議員	159
	○討 論 林下議員	160
	○討 論 成田（祐）議員	161
	採 決	161
	経済常任委員長報告	162
	採 決	164
	厚生常任委員長報告	164
	○討 論 川畑議員	166
	採 決	167
	建設常任委員長報告及び議案第28号の提案説明	167
	採 決	169
1	日程第2 議案第29号ないし第31号	170
	○市長提案説明（議29～31）	170
	○討 論 北野議員	170
	採 決	171
1	日程第3 小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	171
1	日程第4 意見書案第1号ないし第15号	171
	○提案説明（意1、3～5 中島議員）	172
	○提案説明（意2、6 林下議員）	174
	○提案説明（意7 千葉議員）	174
	○討 論 濱本議員	175
	○討 論 新谷議員	176
	○討 論 秋元議員	181

○討 論 佐々木（秩）議員	182
○討 論 安齋議員	183
採 決	184
1 閉 会	184

# 議事事件一覧表

## 議案

議案	案	第	1	号	平成23年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	2	号	平成23年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案	第	3	号	平成23年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案	第	4	号	平成23年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案	案	第	5	号	平成22年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第	6	号	平成22年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第	7	号	平成22年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第	8	号	平成22年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第	9	号	平成22年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第	10	号	平成22年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第	11	号	平成22年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第	12	号	平成22年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第	13	号	平成22年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第	14	号	平成22年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第	15	号	平成22年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第	16	号	平成22年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第	17	号	平成22年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第	18	号	平成22年度小樽市病院事業決算認定について
議案	案	第	19	号	平成22年度小樽市水道事業決算認定について
議案	案	第	20	号	平成22年度小樽市下水道事業決算認定について
議案	案	第	21	号	平成22年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
議案	案	第	22	号	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案
議案	案	第	23	号	小樽市税条例等の一部を改正する条例案
議案	案	第	24	号	小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	25	号	小樽市スポーツ振興審議会条例及び小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	26	号	製造の請負契約について
議案	案	第	27	号	小樽市非核港湾条例案
議案	案	第	28	号	小樽市住宅リフォーム助成条例案
議案	案	第	29	号	小樽市副市長の選任について
議案	案	第	30	号	小樽市教育委員会委員の任命について
議案	案	第	31	号	小樽市固定資産評価員の選任について

## 意見書案

意見書案	案	第	1	号	消費税増税に反対する意見書（案）
意見書案	案	第	2	号	2012年度「公立高等学校配置計画」の撤回・再考を求め、地域や子供の実態に応じた高校づくりを実現する意見書（案）
意見書案	案	第	3	号	生活保護行政の抜本的な改善を求める意見書（案）
意見書案	案	第	4	号	泊原子力発電所3号機の運転停止とプルサーマル計画の中止を求める意見書（案）
意見書案	案	第	5	号	地域医療と国立病院の充実を求める意見書（案）
意見書案	案	第	6	号	原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書（案）
意見書案	案	第	7	号	自治体クラウドの推進を求める意見書（案）
意見書案	案	第	8	号	J R三島・貨物会社の経営安定化に関する意見書（案）
意見書案	案	第	9	号	「子ども・子育て新システム」の再検討を求める意見書（案）
意見書案	案	第	10	号	円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書（案）
意見書案	案	第	11	号	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書（案）
意見書案	案	第	12	号	電力会社の買取り上限の拡大に関する意見書（案）
意見書案	案	第	13	号	介護職員処遇改善交付金に関する意見書（案）
意見書案	案	第	14	号	北海道地域防災計画（原子力防災編）の早期見直しを求める意見書（案）
意見書案	案	第	15	号	免税軽油制度の継続を求める意見書（案）

## 陳情

陳情	情	第	147	号	望洋台三丁目ローソン地先の交差点に信号機若しくは横断歩道の設置要請方について
陳情	情	第	148	号	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について
陳情	情	第	149	号	原発から出る放射能から子供を守るための対策の確立方について
陳情	情	第	150	号	泊原発を即刻停止、廃炉とすることを求める意見書提出方について
陳情	情	第	151号～	第280号	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について

## 質 問 要 旨

### ○会派代表質問

#### 鈴木議員（９月１２日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政について
- 2 原発問題について
- 3 市立病院について
- 4 経済施策について
- 5 介護保険施策について
- 6 教育関連について
- 7 奥沢ダムについて
- 8 政治資金規正法違反問題について
- 9 その他

#### 中島議員（９月１２日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 泊原発について
- 2 政治資金規正法違反問題について
- 3 財政問題について
- 4 子育て支援について
  - (1) 子ども手当
  - (2) 乳幼児医療費助成
- 5 介護保険制度について
- 6 国民健康保険制度について
- 7 その他

#### 千葉議員（９月１３日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 財政について
- 3 市道梁川線の一部車両通行規制の解除について
- 4 介護保険について
- 5 障がい者支援について
  - (1) 特定目的住宅について
  - (2) 市営住宅の住み替えについて

- (3) 補助犬法について
- 6 奥沢ダムの廃止について
- 7 教育について
  - (1) 学校の防災対策について
  - (2) 中学校の修学旅行について
  - (3) 生徒指導上の取組について
- 8 その他

**林下議員（9月13日2番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 議案第22号について
- 2 原発政策に対する市長の見解
- 3 食の安全について
- 4 小樽市の子育て支援について
- 5 野生動物の増加に伴う影響と対策について
- 6 その他

**安斎議員（9月13日3番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 観光問題について
- 2 病院問題について
- 3 丸井今井跡について
- 4 奥沢水源地について
- 5 小樽市指定ごみ袋について
- 6 新・市民プール建設について
- 7 東日本大震災の被災家族の受入れについて
- 8 その他

**○無所属議員の質疑及び一般質問**

**久末議員（9月13日4番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 防災について
- 2 市営墓地について
- 3 公的交通機関について
- 4 その他

○一般質問

吹田議員（9月14日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 公務員の政治活動について
- 2 旅費規程について
- 3 その他

小貫議員（9月14日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 たばこ対策の強化を
- 2 再生可能エネルギー導入にむけ、調査・研究を
- 3 エネルギーについて市民意見の募集を
- 4 その他

上野議員（9月14日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 本市における自然エネルギーに対する取組について
- 2 市内グループホームにおける防災について
- 3 日本海側拠点港及び港湾の在り方について
- 4 観光について
- 5 介護予防と産業活性化について
- 6 全国学力・学習状況調査の実施と学力向上について
- 7 命を大切にす指導について
- 8 放課後児童クラブについて
- 9 その他

成田（祐）議員（9月14日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 子育て支援と児童福祉について
- 2 その他

高橋議員（９月１４日５番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 地方公共団体における公的不動産の適切なマネジメント（PRE戦略）の導入について
- 2 情報化の推進について
- 3 地籍調査について
- 4 小型家電リサイクルについて
- 5 最終処分場について
- 6 不法投棄問題について
- 7 その他

北野議員（９月１４日６番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 旧板谷邸の一部を取り壊して２棟目のマンション建設
  - (1) 旧板谷邸を守るために市はどのような努力をしてきたか、またしているか
  - (2) １棟目のマンション、２棟目のマンション建設時に、旧板谷邸や景観を守るためにどんな努力をしてきたか
  - (3) 市長はオーナーと面談し、旧板谷邸を守るために要請せよ
- 2 小樽出抜小路の望楼の景観を生かせ
  - (1) 望楼の景観を生かすため、青山小樽店建設時に何が障害で、その克服にどういう努力をされたか
  - (2) 小樽出抜小路の望楼の景観の意義について市長の見解は
  - (3) 市長は望楼の景観を生かすことをあきらめたのか
  - (4) 青山の本社を訪問してその協力を求めよ
- 3 奥沢水源地の土木遺産を守れ
  - (1) 公益社団法人・土木学会選奨の土木遺産の顕彰の意義
  - (2) 適切な形で残すことを求めるがそのための課題は何か
  - (3) 奥沢ダムの建設経過と廃止する理由は何か
  - (4) 改修に数十億円かかるとのことだがその根拠は何か
  - (5) 「小樽の水」の採水地について
- 4 議事堂天井のステンドグラスを生かせ
  - (1) ステンドグラスを生かせとの私の意見に対する見解と、屋上建屋等の現状がどうなっているか
  - (2) 議事堂天井のステンドグラスの意義とステンドグラスを自然採光にせよ
  - (3) つり下げ照明器具を左右対称にせよ
  - (4) つり下げ照明器具の安全はどうなっているか、議場の安全について調査し改修を
- 5 その他

佐々木（秩）議員（９月１４日７番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 「子どもの権利条約」に関する条例の制定にむけて
- 2 新共同調理場の施設・設備について
- 3 戦争体験を残す平和ライブラリーの開設について
- 4 その他

平成23年  
第3回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成23年9月7日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	26番	成	田	晃	司
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	監	査	委	員	菊	池	洋	一																						
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義																						
水	道	局	長	原	田	憲	男	総	務	部	長	迫	俊	哉																					
財	政	部	長	白	岩	宏	産	業	港	湾	部	長	工	藤	裕	司																			
産	業	港	湾	部	参	事	鈴	木	勇	三	生	活	環	境	部	長	前	田	孝	一															
医	療	保	険	部	長	渡	邊	功	福	祉	部	長	三	浦	波	人	建	設	部	長	飯	田	俊	哉											
保	健	所	長	秋	野	恵	美	子	消	防	長	柿	崎	隆	幸	教	育	部	長	山	村	幹	雄												
会	計	管	理	者	石	崎	留	子	監	査	委	員	小	鷹	孝	一	事	務	局	長	黒	澤	政	之											
病	院	局	長	小	山	秀	昭	中	田	克	浩	財	政	部	財	政	課	長	監	査	委	員	長	黒	澤	政	之								
経	営	管	理	部	長	渡	辺	章	中	田	克	浩	財	政	部	財	政	課	長	監	査	委	員	長	黒	澤	政	之							
総	務	部	企	画	政	策	室	長	中	田	克	浩	財	政	部	財	政	課	長	監	査	委	員	長	黒	澤	政	之							
総	務	部	総	務	課	長	中	田	克	浩	財	政	部	財	政	課	長	監	査	委	員	長	黒	澤	政	之	監	査	委	員	長	黒	澤	政	之

議事参与事務局職員

事務局長 佐藤 誠一  
庶務係長 伝里 純也  
調査係長 沼田 晃司  
書記 木戸 智恵子  
書記 柳谷 昌和

事務局次長 佐藤 正樹  
議事係長 中村 弘二  
書記 相澤 幸  
書記 佐藤 誠  
書記 高野 香織

**開会 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、平成23年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、川畑正美議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期を、本日から9月26日までの20日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第27号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第26号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 議案について説明をさせていただく前に、政治資金規正法違反事件につきましてお話をさせていただきます。

今回の事件について、「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会」いわゆる外部委員会に、事件の全容の把握と原因調査、再発防止策の検討をお願いしており、まもなく調査検討結果の報告をいただける見通しとなっております。

市といたしましては、再発防止策の一環として、さきの人事異動で法令遵守担当の副参事を総務部に配置し、既に職員の意識改革に着手したところでありますが、今後、外部委員会から提出される報告をしっかりと受け止め、また、議会の調査特別委員会からの御意見を踏まえ、できるだけ早くに具体的な再発防止策を取りまとめ、二度と同じような過ちを繰り返すことのないよう全庁挙げて取り組むとともに、本市が抱える多くの問題の解決に全力を傾け、市民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいま上程されました各案件について提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第4号までの平成23年度各会計補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、平成22年度に、国や道などから超過交付された国庫支出金等の返還金を計上したほか、昨年12月に成立いたしました、いわゆる「障害者自立支援法つなぎ法」に関連いたしまして、新たにケアホーム、グループホーム利用者への「家賃助成制度」及び重度視覚障害者の「移動を支援するサービス」が創設されますことから、「介護給付費」及び「訓練等給付費」をそれぞれ計上いたしました。

また、東日本大震災後、依然厳しい状況にある外国人宿泊客の回復に向け、本市や観光協会、市内宿泊業者が新たに「実行委員会」をつくり、12月下旬から2月中旬までの間、個人旅行の外国人観光客をターゲットにした取組として、新千歳空港から市内宿泊施設までの片道送迎バスを試験的に運行するほか、乗車した外国人観光客へのアンケート調査を行い、それらの効果検証を基に、今後、市内宿泊業者のグループが独自にバスを運行する際の手法などの検討を行う、「外国人観光客ダイレクトアクセス実証実験事業費補助金」を計上するとともに、市内の「放射線量率」を測定するための線量測定機器を購入して、週3回程度、小樽運河周辺で測定し、その結果を市のホームページで公表することで、市民だけではなく、国内外の観光客に対しても、本市における放射線による安全性を広くアピールするため、その所要額を計上いたしました。

そのほか、於古発川店舗（妙見市場）A・B棟が、C棟への移転集約などによりまして、昨年2月以降、空き店舗となっているところでありますが、市場組合からは営業しているC棟が、国道から見えるよう、A・B棟の早期解体の要望が寄せられており、また、冬の屋根への積雪など、施設の安全対策の問題などもありますことから、これら2棟の解体撤去費等を計上いたしました。

なお、後ほど申し上げます平成22年度の決算状況や今回の補正予算に充当する一般財源の状況なども踏まえまして、平成22年度一般会計の決算剰余金である「繰越金」の一部について、地方財政法に基づき、「財政調整基金」へ積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する一般会計の財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債を計上し、以上の結果、一般会計における補正額は9億2,257万1,000円の増となり、財政規模は579億1,126万1,000円となりました。

次に、特別会計の主なものといたしましては、国民健康保険事業において、平成22年度に国から超過交付された国庫支出金の返還金を計上いたしました。

次に、議案第5号から議案第21号までの平成22年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額579億2,709万1,454円に対し、歳出総額は567億2,706万7,084円となり、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は11億8,394万1,170円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。また、前年度の実質収支を考慮した単年度収支及び実質単年度収支は、いずれも12億1,466万8,980円の黒字となりました。

平成22年度は、前年度の赤字額約3,073万円を引き継ぐ中で、歳入では、市税収入や特別交付税などが予算を上回り、歳出では、職員給与費、生活保護費、介護基盤緊急整備等交付金や他会計への繰出金などにおいても不用額が生じたことなどにより、単年度収支及び実質単年度収支ともに黒字決算となったところであります。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成22年度決算数値を基に算定した健全化判断比率等についてであります。また、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、それぞれ算定の結果、比率自体が計上されないこととなり、「実質公債費比率」は14.8パーセント、「将来負担比率」は113.6パーセントとなり、いずれも早期健全化基準を下回る結果となりました。

また、「資金不足比率」につきましても、算定の結果、比率自体が計上されないこととなりました。

次に、平成22年度において実施した主な事業について、第6次小樽市総合計画の「まちづくり5つのテーマ」に沿って説明申し上げます。

まず、生涯学習に係る「心豊かに学び、地域文化を育むまち」では、平成21年度に耐震実施設計を行った小中学校5校について、耐震補強工事を実施したほか、平成21年度に耐震診断を行った中学校2校について耐震補強工事のための実施設計を行いました。

また、老朽化した移動図書館車を更新したほか、小樽市分庁舎を文学館・美術館を中心とした文化・芸術の専用施設として再整備を実施いたしました。

市民福祉に係る「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち」では、身体の不自由な方々の社会参加の促進を目的に、公共施設等にオストメイト対応トイレを設置したほか、総合福祉センターや身体障害者福祉センターのトイレ改修工事を実施いたしました。

また、次代の社会を担う子供の成長及び発達に資するため、「子ども手当」の支給や、民間保育所新設のため、「保育所緊急整備事業費補助金」による助成を行いました。

さらに、小樽・北後志の地域住民の命と健康を守るため、新病院の建設に向けて、病院統合新築工事基本設計業務を実施いたしました。

生活基盤に係る「安全で快適な住みよいまち」では、平成21年度に着工したオタモイ住宅3号棟の建替え工事が完了し、新たに4号棟の実設計を行ったほか、ロードヒーティングを更新し、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を購入いたしました。

産業振興に係る「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち」では、各商店街団体が創意工夫をもって行う販売促進活動「小樽で買物」キャンペーンセールや「オールおたる年末年始大売出し」、小樽市場連合会が実施する「スタンプラリー」に対する助成を行いました。

また、小樽観光活性化のため、経済発展の著しい中国からの観光客誘致のためのプロモーション活動を行ったほか、フェリー航路の維持と活性化を図るため、トラックを対象とした利用促進事業に対する助成を行いました。

環境保全に係る「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち」では、環境省の「地域グリーンニューディール基金」を活用した不法投棄等対策として、6月から11月まで市内20か所で夜間パトロールを実施したほか、高齢者や障害者も含めた公園利用者の安全と安心を確保するため、手宮公園トイレ増改築（バリアフリー化）等改修工事を実施いたしました。

そのほか、本市の厳しい雇用情勢にかんがみ、市独自の雇用対策事業を実施したほか、北海道の基金を活用した「緊急雇用創出推進事業」「ふるさと雇用再生特別対策推進事業」「重点分野雇用創出事業」や、国の平成21年度補正予算によって措置された「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」「地域活性化・公共投資臨時交付金」を活用した事業、また、平成22年度の国の経済対策に伴う「経済危機対応・地域活性化予備費」や「きめ細かな交付金」「住民生活に光を注ぐ交付金」を活用した各種事業を積極的に実施いたしました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、市税が約2億337万円の増収となりましたが、国庫支出金が約8億4,511万円、道支出金が約4億1,381万円、市債が約7億960万円それぞれ減収となり、歳入総額では、約16億6,788万円の減収となりましたが、このうち9億1,431万2,300円については、翌年度繰越事業の財源であり、平成23年度に歳入される予定となっております。

歳出につきましては、翌年度繰越額を除き、約19億3,750万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費が扶助費の減などにより約12億2,419万円、職員給与費が職員手当等の減などにより約1億8,750万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、平成21年度末における実質累積収支不足額約2億912万円を抱える大変厳しい財政状況の下、保険料収納率向上対策や医療費適正化対策、各種保健事業の推進に努めたほか、国からの財政調整交付金の交付があったことなどにより、収支の改善が図られ、実質累積収支不足額が解消されました。決算規模は歳入総額168億6,600万734円、歳出総額167億9,592万6,697円となり、差引き7,007万4,037円の剰余金を生じました。

住宅事業につきましては、歳入歳出総額ともに17億2,029万9,945円となりました。主な事業といたしましては、平成21年度に着工したオタモイ住宅3号棟の建替え工事が完了したほか、オタモイ住宅4号棟の地質調査、実施設計を行いました。また、市営住宅改善事業として、外壁等改修工事や地上デジタル放送移行対策工事、火災警報器設置工事、ガス配管改修工事を行ったほか、若竹住宅2号棟の耐震・リモデル工事などを行いました。

介護保険事業につきましては、歳入総額130億2,474万7,604円に対し、歳出総額129億8,211万3,465円となり、差引き4,263万4,139円の剰余金を生じました。この剰余金のうち6,189万4,268円は国・

道支出金及び支払基金交付金の超過交付によるものであり、平成23年度に精算することとなります。なお、道支出金の不足額2,311万368円は平成23年度に追加交付されます。また、74万2,280円は被保険者への還付金であり、310万7,959円は介護給付費準備基金へ積み立てることといたしました。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額18億7,852万4,687円に対し、歳出総額18億5,176万8円となり、差引き2,676万4,679円の剰余金を生じました。この剰余金のうち2,613万4,257円は、平成22年度の後期高齢者医療保険料のうち、後期高齢者医療広域連合へ納付未済となったもので、平成23年度に広域連合へ納付するものであります。

なお、老人保健事業につきましては、既に廃止されております老人保健制度に係る特別会計の設置義務期間が終了したこと、また、物品調達事業につきましては、指定物品購入数量の減少により会計規模が縮小していることなどから、平成22年度をもって、これら二つの特別会計を廃止いたしました。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、一般会計繰入金の収支不足財政支援分の追加及び診療収入の増等により、平成22年度末資金過不足額を1億4,049万3,067円のプラスに転じることができ、市立病院の統合・新築に向けた課題の一つでありました不良債務の解消を達成することができました。

決算内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益及び外来収益並びに一般会計繰入金が増などにより2,358万8,538円の増収となり、支出では職員給与費及び材料費の減などにより9,959万5,679円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業借入れや他会計出資金の減などにより1,478万4,398円の減収となり、支出では建設改良費などで610万9,868円の不用額を生じました。

なお、11億9,962万3,233円の当年度純利益を生じたことにより、当年度未処理欠損金は53億1,873万1,975円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は給水収益の増などにより9,633万8,027円の増収となり、支出では職員給与費や維持管理費の減などにより3,947万3,167円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は工事負担金の減などにより3,791万1,171円の減収となり、支出では建設改良費などで4,407万2,073円の不用額を生じました。

なお、良質で安定的な水の供給を維持するため施設整備を計画的に進めるとともに、健全な財政基盤の確立に努めた結果、4億3,184万7,730円の当年度純利益を生じ、当年度未処理欠損金は5,165万8,951円となりますので、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料の増などにより6,303万9,355円の増収となり、支出では維持管理費の減などにより1億6,794万5,664円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の借入れの減などから288万1,860円の減収となり、支出では建設改良費などで1,803万8,513円の不用額を生じました。

なお、7億2,471万6,450円の当年度純利益を生じ、当年度未処理欠損金は97億189万6,448円となりますので、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の増などから113万393円の増収となり、支出では維持管理費の減などにより534万8,825円の不用額を生じました。

なお、673万6,218円の当年度純利益が生じたことにより、当年度未処分利益剰余金は1億4,037万

1,005円となりましたが、このうち100万円は利益積立金として処分する予定であり、残る1億3,937万1,005円については、翌年度繰越利益剰余金として処分する予定であります。

次に、議案第22号から議案第26号までについて説明申し上げます。

議案第22号特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案につきましては、政治資金規正法違反事件に関する私の責任といたしまして、5月の臨時会におきまして、給料を3か月間10パーセント減額する措置をとらせていただきましたが、さらに3か月間10パーセント減額し、合計6か月の減額とするとともに、12月の期末手当につきましても50パーセント減額するため提案するものであります。

議案第23号市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税について、寄附金税額控除の適用下限額を引き下げるとともに、市税に係る不申告等についての過料の額を引き上げるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第24号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に加えられた死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹についての規定を設けるものであります。

議案第25号スポーツ振興審議会条例及び報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましては、スポーツ振興法を全部改正するスポーツ基本法の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号製造の請負契約につきましては、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の製造の請負契約を、契約金額1億8,826万5,000円をもって株式会社北海道モリタと締結するものであります。

以上、概括的に説明申し上げますが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（横田久俊）** 次に、議案第27号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**○21番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表して、議案第27号小樽市非核港湾条例案の提案説明をいたします。

広島、長崎への原爆投下から66年目の8月9日、長崎の原爆犠牲者慰霊平和記念式典で田上長崎市長は、平和宣言の中で、「福島原発事故が起きるまで、多くの人たちが原子力発電所の安全神話をいつの間にか信じていました。世界に2万発以上ある核兵器はどうでしょうか。核兵器の抑止力により世界は安全だと信じていないでしょうか。核兵器が使われることはないと思込んではいないでしょうか。1か所の原発の事故による放射線が社会にこれほど大きな混乱を引き起こしている今、核兵器で人々を攻撃することがいかに非人道的なことか、私たちははっきりと理解できるはずです」と述べています。

原爆投下で被爆した人たちは、リンパ腫、がんなど、今なお被爆後遺症に苦しんでいます。被爆体験を語り継ぐ人たちも高齢になりましたが、勇気を奮って「核兵器は一瞬で大勢の人の命も日常の生活もすべてを奪い、生き残った人々も苦しめ続ける」と自分の体験を語り続けています。

私たちは、核兵器の恐ろしさを認識し、核兵器を廃絶して、平和な社会を築いていかなければなりません。昨年5月に開かれた核不拡散条約再検討会議は、全会一致で採択した最終文書で、核兵器のない世界の達成のため、必要な枠組みを確立する特別な取組をすることを確認しました。これを受けて、核兵器禁止条約の交渉と締結が国際政治の現実の課題となりつつあります。

7月27日から29日に、長野県松本市で開かれた第23回国連軍縮会議で、初めて「核兵器禁止条約：願望から交渉へ」が議題に上り、アメリカ、フランス、ロシア、中国など、核保有国の政府代表を含む

24か国の参加者が議論を交わしました。

核兵器禁止条約の交渉開始を求める声は、昨年秋の国連総会決議、本年5月の非同盟諸国外相会議などでも高まっています。

核兵器禁止条約に向けた実質的交渉の即時開始を掲げる平和市長会議に加盟する都市は、本年3月4,500を超え、9月1日現在で151か国地域の4,984都市へと広がっています。日本では、全国の60パーセントに当たる1,055自治体が加盟しており、小樽市も2009年10月から加盟しています。

来年春には、2015年の次期NPT再検討会議の第1回準備会合が開かれますが、核禁止条約交渉の開始を求める大きな動きが反映されることが期待されています。こうした変化をつくり出したのが、核兵器廃絶を求める世界各国の草の根の世論と運動です。

本年2月には、日本原水協の呼びかけで、核兵器禁止条約の交渉開始を求める新たな国際署名運動が始まり、潘基文国連事務総長をはじめ広範な人々が署名に賛同しています。国内でも1,000人を超える自治体の首長、議長が賛同を寄せ、小樽市でも署名をしています。

小樽市は、核兵器廃絶平和都市宣言を行い、平和市長会議にも加盟していますから、小樽港を非核の港にし、名実ともに非核都市になることは、国内だけではなく世界の人々を励ますことにもなるでしょう。

非核港湾条例案に全会派が賛同していただけますよう期待して、提案とさせていただきます。(拍手)

**○議長(横田久俊)** 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明9月8日から9月11日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 1時36分**

---

## 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 川 畑 正 美

議 員 酒 井 隆 行

平成23年  
第3回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成23年9月12日

出席議員（28名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	中村岩雄	4番	吹田友三郎
5番	成田祐樹	6番	安斎哲也
7番	小貫元	8番	川畑正美
9番	松田優子	10番	高橋克幸
11番	斉藤陽一良	12番	鈴木喜明
13番	酒井隆行	14番	上野智真
15番	濱本進	16番	林下孤芳
17番	佐々木秩	18番	山口保
19番	斎藤博行	20番	中島麗子
21番	新谷とし	22番	北野義紀
23番	佐々木茂	24番	山田雅敏
25番	横田久俊	26番	成田晃司
27番	前田清貴	28番	久末恵子

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	中松義治	教育長	上林猛
病院局長	並木昭義	水道局長	原田憲男
総務部長	迫俊哉	財政部長	白岩宏
産業港湾部長	工藤裕司	産業港湾部参事	鈴木勇三
生活環境部長	前田孝一	医療保険部長	渡邊功
福祉部長	三浦波人	保健所長	秋野恵美子
建設部長	飯田俊哉	会計管理者	石崎留子
消防長	柿崎隆幸	病院局 経営管理部長	小山秀昭
教育部長	山村幹雄	総務部 企画政策室長	渡辺章
総務部総務課長	中田克浩	財政部財政課長	黒澤政之

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠一  
庶務係 長 伝里 純也  
調査係 長 沼田 晃司  
書 記 木戸 智恵子  
書 記 柳谷 昌和

事務局 次長 佐藤 正樹  
議事係 長 中村 弘二  
書 記 相澤 幸  
書 記 佐藤 誠  
書 記 高野 香織

**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安斎哲也議員、松田優子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第27号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

**○12番（鈴木喜明議員）** 平成23年第3回定例会に当たり、自由民主党を代表し、質問をいたします。「米格付会社ムーディーズ・インベスターズ・サービスが8月24日、日本国債の格付を9年3か月ぶりに引き下げたのは、東日本大震災のダメージに加え、政治の混迷と財政再建が進みにくいと判断したためだ」との報道に、今の日本が置かれている状況がまさに表現されていると思います。

国債の価値は、その国の価値とも言われ、財政難のスペイン、イタリアを下回り、台湾、中国と並ぶ水準になりました。菅前首相の東日本大震災と福島第一原子力発電所での事故への対応の遅れと復興への道筋の不透明感、加えて、野田総理で落ちついたものの、今までの民主党内での主導権争い、財政再建なのか、財政出動なのか、復興財源はどうするのか、増税をするのかしないのか、統一性がなく、話す大臣、議員によってばらばら、まさにこの状況の中での判断です。東日本大震災からの復興、福島第一原発事故への収束については我が自民党も党派を超えて協力していく所存でありますので、野田総理には、ぜひ早期に身のある対応を願っております。

しかし、民主党の基本方針を現政権がどの程度継承するかは未定ですが、危惧される点を本市の財政面から質問させていただきます。

一括交付金方式は、民主党が掲げる看板政策で、使途が細かく指摘されている補助金方式を見直し、自治体の裁量を高めるのが目的で、2011年度に国土交通省が所管する都道府県向け補助金約5,120億円を統合し、創設されました。2012年度からは市町村分に拡大し、都道府県分と合わせて約1兆円を予定しています。しかしながら、補助金方式から一括交付金方式に変更されることにより、自治体によっては受け取る交付金が減額されたり、東日本大震災の復興財源捻出のため交付金の総額自体が削減されるおそれがあるため、全国市長会が本年6月に財政問題の調査研究などを担当する都市基盤確立小委員会等の市長に行った意向調査では、9割の市長が「2012年度からの導入にこだわるべきではない」との回答をしていると聞いています。

また、全国町村会でも、6月にあった政府との意見交換会では、「一括交付金化に多くの懸念を持っている」と述べています。

財源の移譲と地方分権は一体のもので進めていかなければなりません。慎重論の背景には、一見自由裁量権が拡大したかのように見えますが、交付の対象となる事業が依然として限られている問題や、現行方式なら事業費の一定割合が補助されるが、一括交付金方式では実施事業のあるなしに関係なく、道路延長等の客観的指標などで配分され、実際市町村の事業費は大規模な道路整備等の有無によって毎年大きく変動し、一括交付金化されることにより、各年度の必要額が確保できなくなり、財政的に対応できなくなる不安があると聞きます。

そこで、市長にお聞きをいたしますが、この2012年度から導入予定の一括交付金制度の来年度以降の本市の財政計画へ与える影響をメリット・デメリット及び現行施策、特に継続施策などへの影響を具体

的にお聞かせください。

また、導入に当たり、積極論なのか、慎重論なのか、その理由とともにお聞かせください。

本市の平成22年度の決算規模、歳出は、前年度と比較すると一般会計は3億円の減、企業会計は52億円の減となります。22年度の実質収支は11億8,400万円の黒字で、前年度の繰上充用分3,073万円を除くと、実質単年度収支は12億1,466万8,980円の黒字となりました。下水道事業会計から6億1,200万円を借入れ財源対策を行っていることを考慮しますと、真の意味では6億300万円の黒字です。

私が市議会議員に初当選した平成19年からの数年間は、市民の関心事は小樽市の財政が破綻し、時の夕張市のように財政再建団体に転落するのではないかということでありました。そのことを考えると市税の落ち込み、交付税も伸び悩んでいた中で財政の立て直しは、山田前市長をはじめ、庁内一体となった節減のたまものだと思います。

ただ、その間、数々の市民サービスの見直しが行われ、市民の協力なくしてなし得なかったことも事実であります。この財政の健全化を継続していくためにも、安定した歳入計画が図られ、効果的で適時に適正な財政の支出が求められ、我々議員も、より以上の思慮した行政チェックが問われることとなります。

そこで、確認となりますが、本市の健全化判断比率等について、財政が厳しい状況にあった平成19年度と比較してお答えください。

また、下水道事業会計に借入金を返済したのかどうか、そして今定例会の補正予算で財政調整基金積立金として6億6,644万円計上した意味をお知らせください。

平成22年度は市税収入や特別交付税などが予算を上回ったとありますが、その要因と主な不用額が生じた要因をお知らせください。

次に、原発問題についてお聞きします。

福島第一原発事故の進まない後始末はもとより、北電のやらせメール問題が連日話題になり、国の泊原子力発電所の再稼働問題、結局は再稼働ではないという国の解釈になりましたが、この迷走ぶりは国民、道民、そして小樽市民に一層の不安と怒りをもたらしました。

我が自由民主党小樽市議会議員会も、道議会自民党と連携し、その推移をじくじたる思いで見えておりました。しかし、原子力発電というものが道民への電力供給の約4割を現に占めている現実を直視したとき、このことの安全性を確保し、担保しながら当面続けていくことも、小樽市民を含めた道民全体の生活を守り、また産業界活動の環境整備につながると考えております。

野田佳彦内閣が9月2日に発足し、経済産業相として初入閣を果たした地元4区選出の民主党・鉢呂吉雄衆議院議員も、残念ながら9月10日に不規則発言の責任をとって大臣を辞任されましたが、9月4日の時点ではNHK朝の討論番組の中で、今後の原発について、ストレステスト等の安全確認はより一層進めるべきではあるが、即時停止については否定的な発言をされておりました。

北海道は広大な土地と自然エネルギーの宝庫であるため、バイオマス、太陽光、風力、地熱など、あらゆる再生可能エネルギーの普及が見込まれ、原子力発電に依存する割合を減らす方向には異論はありません。今、脱原発ということだけを志向するのであれば、今、直ちにやれることは化石燃料関連への回帰であり、京都議定書での排出ガスの削減と地球温暖化問題への対処を放棄することにもなりかねません。

今、小樽市は、EPZには含まれていないものの、市民は福島第一原発事故を目の当たりにして、その影響地域の大きさに驚き、泊原発の安全性と有事の場合の対処法を心配しています。

そこで、8月17日の知事臨時記者会見の中で、本市に関連することを何点かお聞きします。

知事は記者への返答で、「今日午前中を駆けまして、岩宇4町村の皆様方、そして後志管内の市町村の皆様方にそれぞれ道としての議会議論の経過と道としての考え方のご説明を申し上げた」とありますが、具体的には市長にどのような説明があったのかお聞かせください。

また、前日の道議会の産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会でも知事が発言しておりますが、「4町村以外の後志管内の市町村とも同等の情報の共有や、その共有理解の醸成を図る連携体制の構築を早急に進めるため、地元の皆様方としっかり論議をしていく」とありましたが、市長のお考えをお聞かせください。

また、原発防災に関連して今定例会補正予算で、放射線量測定器購入費として51万1,000円を上程されました。市民の放射線量に対する警戒感と関心度は、かなりのものであります。平常・有事に対応するために必要だと考えます。

そこで、定期的にホームページに公表し、市民や外国人観光客に小樽の安全性を広くアピールしたいとお考えのようですが、測定器の測定方法とデータの市民及び外国人観光客への周知について、もう少し詳しくお知らせください。

これは懸念する部分であります。テレビ、ラジオ、新聞等でよく測定値は幾らと報道され、身体に与える影響はどうか、こんな危険があるとコメントすることがありますが、対象放射性物質名や数値基準や単位もベクレル、シーベルトなどとまちまちで、ただ不安をあおっている例も少なくありません。

そこで、周知するには、ただ数値の公表だけではなく、正しい判断基準も同時に発信していかなければならないと思います。いかがでしょうか。

また、新しい判断基準として何を参考にされますか、お示しください。

次に、市立病院についてお聞きいたします。

先日9月5日の市立病院調査特別委員会の中で、新市立病院の建設工事に係る発注方法についての説明がありました。平成22年第4回定例会の代表質問でも申しましたとおり、今、市内では建設関連企業の経営環境は悪化の一途であり、新市立病院建設にかかわる受注機会に対する期待は大きく、生命線とも言える状態です。

我が自民党としては、新市立病院建設に関して一貫し、適地、適正規模で早期建築、最大限の地元経済効果をと主張してきました。「適地に適正規模で早期に」については、ほぼ主張どおりであり、満足のいくものであります。

次に、最大限の地元経済波及効果ですが、これらも現時点では工事施工は分離発注で、入札等への参加条件は共同企業体を採用し、入札等の方式は総合評価落札方式、工区分けは建築についてはないものの、機械、電気については2分割と、ほぼ主張どおりと受け止めております。しかし、建設関連企業を取り巻く経営環境は、より一層昨年より厳しさを増し、受注機会の増加と低入札価格調査制度導入等による不当な価格競争の排除を願っているのが現状です。

市長は前職で、新市立病院建設の地元経済効果を求めておられた立場にありました。改めて市長のお考えをお示しください。

新市立病院につきましては、来年度着工、今は実施設計段階でもあり、市民から、やっとなんと歓迎の声も多い中、やはり先般報道された現病院の小樽市立病院改革プランの進捗状況を評価する小樽市立病院経営改革評価委員会での「市立病院事業会計の平成22年度決算見込みで一般会計から約27億円の繰入れを行い、前年度までの11億6,300万円あった不良債務を解消し、1億4,000万円の資金余剰になった」などという市民にはわかりにくい経営内容や、医業収益に対する職員給与の割合が道内の主要な市立病院で2番目に高い54.8パーセントにも上るとなると、市民からの建設後の一般会計から

の過度の繰入れを心配する声がやみません。

我々自民党も、統合新築による市立病院の財政的効率化を進め、新市立病院では国から交付税措置がある基本的な繰入金は許容の範囲ですが、一般会計からの繰入額を現行どおりには認めることはできず、極力抑えることと主張しています。

地域医療の中で新市立病院の必要性は多くの市民が認めるところではありますが、しかしながら、どうも市民は、一般会計に頼った市立病院の赤字体質を新市立病院に重ね合わせ、不安を募らせています。ぜひとも現病院事業会計の補足説明がありましたらお願いしたいのと、新市立病院での新たな試みや財務体質の違いなどを具体的にわかりやすく御説明願います。

次に、経済について質問いたします。

今定例会の補正予算として、外国人観光客誘致として外国人観光客ダイレクトアクセス実証実験事業費補助金として150万円が上程されました。東アジアの観光客などを対象に新千歳空港から小樽まで片道無料送迎バスを運行するとのことですが、詳細をお知らせください。

また、その効果についてお知らせください。

市長は、本年第1回臨時会で6月20日から約1か月間、札幌市内の宿泊者に対して札幌間の往復バス乗車券を贈呈し、小樽への誘客を図る10,000人ウエルカム事業ということで1,300万円、8月22日から1か月間小樽市内に宿泊した観光客に対し、市内での買物や飲食に使用できる商品券を1名につき1,000円贈呈し、宿泊者による市内での観光消費を喚起するとともに、宿泊客の増加を図ることを目的とした小樽市観光振興券交付事業に6,350万円を計上しました。我が自民党も、震災による観光客減少に対して即応した中松市長の誘致対策予算を評価し、賛同いたしました。10,000人ウエルカム事業が終了し、2日の東日本大震災による市内経済への影響に関する調査特別委員会で5,055枚しか配布できず、使用者は1,131人で利用率は22パーセントにとどまったと報告され、ニーズとのミスマッチを指摘されたようです。また、今、継続中である小樽市観光振興券交付事業の進捗状況を参加企業数も含め、お知らせください。

また、外国人観光客誘致の一環として、倶知安町、ニセコ町とともに企画した中国の旅行会社と雑誌社を招聘する観光PR事業を行いました。その効果についてもお聞かせください。

我が自民党としては、限られた期間の中で市長の意欲的に打ち出される観光客誘致対策には敬意を表しますが、より実のある施策にするために、リサーチと下準備をより一層お願いしたいと思います。

8月23日、北海道日本ロシア協会などをつくる北海道・ロシア極東交流事業実行委員会の主催で、第6回北海道・サハリン州市民交流会議がユジノサハリンスクで2日間の日程で始まり、高原道副知事ら道内の行政、企業関係者34人が出席し、活発な論議を交わしました。また、これに先立ち高原副知事は、サハリン州のホトチキン副知事と会談し、9月16日から18日にサハリン州で初開催する道産食品の物産展と寒冷地技術の展示会への協力を要請したとの報道がありました。

現在、当市は東アジアに焦点を定め、その購買力に期待するものですが、小樽とサハリンとの関係も従前深く、1995年には定期航路も就航した関係でもあります。

そこで、市長にお聞きしますが、この件は当市にも道より参加等の打診があったかどうか、また極東ロシアとの経済交流の考え方をお聞かせください。

同時に、今後の東アジアへの取組と期待感をお知らせください。

次に、本市の介護保険施策についてお聞きいたします。

本市では、平成18年3月に「小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画（平成18年度～20年度）」を、21年3月には21年度から23年度までの同計画を策定しました。今年度は24年度から

26年度を策定することになると考えますが、第5期の策定工程をお知らせください。

平成22年3月9日の予算特別委員会の中で私は、「平成22年度、23年度における地域密着型サービスの整備を市民ニーズがあるので計画どおりに進めてほしい」と述べました。結果は、介護療養型医療施設の民主党政権の廃止延期方針に伴い、給付費増加の影響が見込まれるため、第4期中に整備を予定していた地域密着型サービス等については凍結し、17か所の計画が市民ニーズの高い地域密着型介護老人福祉施設2か所の整備となりました。7月の当市の人口は13万1,706名で、高齢者率31.66パーセント、独居高齢者、高齢者同士の世帯も多く、自宅介護体制も厳しい世帯が多数を占める状態です。高齢者が互いに介護し合っている世帯も珍しくありません。

現在、要支援の方の中には、要介護認定から症状は変わらないのに審査が厳しくなり、級を下げられたと真顔で相談に来られる方もいらっしゃいました。その方たちや家族がおっしゃるには、小規模多機能型居宅介護を求める声も多く、顔なじみの施設でその時々ニーズに合わせていろいろな受入れ態勢をとってもらえるとのことでした。しかし、25人という小規模ゆえに採算ベースに乗りがたく、事業者の参入も少ないとのことでした。

そこで、市長にお聞きしますが、現在の政府の介護療養型医療施設に対する方針と本市における地域密着型サービス並びに今後の介護保険施策の最重要課題について御見識をお聞かせください。

また、第5期小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画にどのように反映させていくのかも、お示しください。

次に、教育関連についてお聞きします。

8月24日、文部科学省は、公立小・中学校の耐震改修状況調査結果を発表しました。東日本大震災の被災3県、岩手、宮城、福島を除く耐震化率は前年比7.0ポイント上昇し80.3パーセント、道内は同8.4ポイント上昇するも69.0パーセントと全国平均を下回り、44都道府県中39位でした。道内の小・中学校では、耐震診断の実施率は同1.9ポイント上昇し、93.7パーセントで、昨年に続き全国最下位でした。

そこで、お聞きしますが、本市において、耐震診断については問題ないとは思いますが、小・中学校適正化基本計画にかかわってきますが、校名は結構ですので、この計画に沿った耐震化率の経年変化はどうなりますか、お聞かせください。

また、同省は、自治体への予算的支援だけではなく、先行事例紹介など、ソフト的支援もして、耐震化を進めたいとしています。予算措置以外、どのような支援を受けたかもお知らせください。

今、市民の多くの方が小・中学校の統廃合の件と同時に、跡地利用の件に関心が及んでおります。このたびの東日本大震災では、学校施設が避難所として使われるなど、その重要性に注目が集まりました。いろいろな審議の場で質疑がありましたが、個々の学校の事例ということで、現状白紙というようなお答えだったと思います。

廃校になって校舎及び体育館が解体され、更地になるところ、校舎又は体育館が解体され、残った建物を耐震化して再利用するところなど、お考えになっている使い方のバリエーションをお示しください。

また、その中に指定管理者制度を利用しても市民ニーズにこたえるという選択肢が含まれているのかどうかについてもお聞かせください。

教育長は本年第2回定例会におきまして、平成23年度小樽市教育行政執行方針を発表されました。今までにない取組とその意気込みには、小樽の教育をよりよく改善していただける期待感を大いに感じます。その執行方針の中では、「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」「社会の変化に応じた教育の推進」「信頼に応える学校づくり」「学校再編」「社会教育」と7項目に分類し、

詳細に述べられておりました。つい先ごろの6月のことでまだ3か月ほどしか経過しておりませんが、教育長がここは大きく手をつけたというところがあれば、具体的にお知らせをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、今回報告されました奥沢ダム廃止についてお聞きをいたします。

去る8月29日に水道局より、アースダムで2級河川勝納川水系に築造された水道専用のダムとして、大正3年に完成以来、今まで97年間稼働してきた貯水量42万3,000立方メートル、堤体延長234.5メートルの水道施設である奥沢ダムの廃止についての初めての説明を受けました。理由としては、陥没箇所が1か所見つかると、その修復には数10億円以上費用が見込まれ、現在担っている約8パーセントの水道供給量は、他の水道水源で補完できるとのことでした。

思い起こせば、奥沢水源は、小学校のときの遠足の地で、その美しさとのどかさは小樽市内でも類を見ない風景であります。地元奥沢天神の皆さんはもとより、今日まで市内の幾多の児童・生徒、市民が憩いの地として活用してきたか、また市外からの観光客が訪れ、心をいやされたことも想像がつかず。

施設の老朽化による廃止の報告は、少し唐突すぎる感はありました。奥沢水源地のシンボルである階段式溢流路「水すだれ」や奥沢浄水場は残すとの話もあるようですが、その計画を具体的にお聞かせください。失われると二度と取り返しのつかない文化遺産とも言える奥沢水源地の保存並びに活用については、ぜひよくお考えいただくようお願いいたします。

最後に、このたびの政治資金規正法違反問題について、検察庁からの法的処分及び職員分限懲戒審査委員会による意向を受けた市長による庁内処分、市長みずからの減給による身の処し方で責任問題は一応の決着を見たと考えます。我が党としては、現在、策定中の再発防止案並びにそれを遂行するためのシステムを早急に、庁内はもとより、我々議員にも、そして市民にも納得のいくものを提示し、二度とこのような不名誉で初歩的な過ちを繰り返さないようお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

そして、先ごろのPTA関係者で行った政治資金規正法違反問題に関しての市民からの意見を聞く会の中でも、「しっかりと再発防止案を出していただきたいのはもとより、今回の事件が長引くことで、行政停滞を招くなど、本来の業務に支障が現れ、急務と言われる小樽の子供たちの学力向上等の教育施策工程に支障がないように配慮してほしいし、少しでも早く安心して市民生活ができる行政を行うことこそ、小樽市の信頼回復につながる」との意見がありました。まさに、そのとおりだと考えます。市長の御所見をお伺いいたします。

以上、再質問は留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 鈴木議員の御質問にお答えします。

初めに、財政について何点かお尋ねがありました。

まず、一括交付金制度の来年度以降の本市の財政計画に与える影響についてであります。国は、本年7月の第12回地域主権戦略会議において、補助金等の一括交付金化について地方からの意見の聴取を行っており、現在それらの意見を踏まえながら、来年度の「地域自主戦略交付金」、いわゆる一括交付金であります。制度設計を行っているものと認識をしております。

制度の内容が示されていない現時点におきましては、来年度以降の本市の財政計画に与える影響を述

べることは難しいところでありますが、一般論として申し上げますと、地域自主戦略交付金の導入目的は、いわゆるひもつき補助金を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大することにありますことから、その目的に沿った制度となるのであれば、本市の今後の財政計画にとっても弾力性の確保といった観点から、一定のメリットはあるのではないかと考えております。

一方、平成23年度から先行的に制度が導入された都道府県からは、投資関係の地方向け国庫補助金の総額が削減され、そのうち地域自主戦略交付金の総額が大幅に削減されたことから、継続事業の実施にすら支障を来しており、まことに遺憾であるとの意見が出されているところであります。

このように、いくら自由裁量を拡大しても、総額が確保されなければ、特に継続事業の実施が困難となりますことから、その影響は大きく、また本市の今後の財政計画にとっても大きなデメリットになるものと考えております。

次に、一括交付金制度導入についての私の考え方についてであります。全国市長会が行った市町村向け補助金等の一括交付金化に関する考え方についての意向調査におきまして、東日本大震災の被害等の状況変化を踏まえ、来年度からの導入にかかわらず、市町村と十分協議し、改めて制度設計すべきとする意見が大部分を占めたことなどについては私も承知をいたしております。

また、本年6月の全国市長会における決議内容といたしましては、市町村向けの国庫補助金等の地域自主戦略交付金化に当たっては、市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等は対象外とし、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく、必要額を確保すること、具体の制度設計については先行して実施された都道府県分の運用状況等を踏まえ、国と地方の協議の場等で市町村と十分協議し、合意形成を図ることなどとしているところであります。私といたしましては、全国市長会の決議にありますとおり、一括交付金については拙速に導入することなく、国と地方が十分協議し、合意形成を図ることが最も重要であると考えております。

次に、本市の平成22年度決算に基づく健全化判断比率等についてであります。比率の公表が義務づけられた19年度決算との比較で申し上げますと、まず19年度決算におきましては、一般会計と特別会計の合計では約28億6,500万円の赤字でありました。

さらに、企業会計では、病院事業会計において約37億8,500万円の資金不足が生じておりました。

これらの決算数値を基に算定した健全化判断比率等につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字比率は4.06パーセントでありましたが、全会計を対象とした連結実質赤字比率は16.12パーセントとなり、いわゆるイエローカードと言われる早期健全化基準の16.72パーセントにごくわずかなところまで迫る状況となりました。また、実質公債費比率は16.4パーセント、将来負担比率は149.8パーセントであり、それぞれ健全化基準はクリアしておりましたが、病院事業会計の資金不足比率は41.7パーセントと経営健全化基準の20パーセントを大きく上回っておりました。

一方、平成22年度決算を基に算出した各比率につきましては、全会計が黒字若しくは資金余剰を生じたため、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は比率自体が計上されないこととなったほか、実質公債費比率は14.8パーセント、将来負担比率は113.6パーセントとなり、いずれも早期健全化基準を下回る結果となりました。

次に、一般会計が下水道事業会計から借り入れている借入金について、返済したのかのお尋ねであります。一般会計が他会計や特定目的資金基金などから借り入れた借入金の平成22年度の返済額は、水道事業会計が2億4,000万円、市営住宅敷金基金が500万円、その他特定目的資金基金が約5,600万円、合計で約3億100万円を返済しておりますが、下水道事業会計からの借入金につきましては、平成22年度において返済しておりません。

次に、今定例会の補正予算に財政調整基金積立金を計上した意味についてであります。地方財政法では、各会計年度において決算剰余金を生じた場合は、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額を剰余金を生じた翌々年度までに積み立て、又は地方債の繰上償還の財源に充てなければならないとしており、後年度における財政運営の円滑化を図るため、決算上の剰余金について必要な財源留保の措置を講ずることを地方公共団体に義務づけているところであります。

したがいまして、本市の平成22年度一般会計決算剰余金約11億8,400万円のうち、平成23年度補正予算の財源として充当した分を除く約6億6,644万円を今後の財源対策として活用できるよう、今定例会において小樽市財政調整基金に積み立てることとしたところであります。

次に、市税収入や特別交付税が予算を上回った要因と主な不用額が生じた要因についてであります。最終予算額との比較で申し上げますと、市税収入では個人市民税が納税義務者数や個人所得の減少により、約3,100万円予算を下回ったものの、リーマンショックによる影響を考慮し、低調に見積もっていた法人市民税では、製造業を中心とした業績の回復により約1億9,600万円、固定資産税や都市計画税では収入率の上昇により約3,500万円、それぞれ上回り、市税収入全体では約2億円、予算額を上回りました。

特別交付税につきましては、約7,600万円予算を上回りましたが、国の公表資料では地方全体で対前年比825億2,600万円の増額のうち除排雪に関する交付額が103億円増加しておりますことから、本市における除排雪経費の増高についても一定の配慮がなされたのではないかと考えております。

また、主な不用額が生じた要因であります。まず民生費では、全体で約12億2,000万円の不用額が生じましたが、主なものとしたしましては、生活保護費で約3億円、私立保育所運営費負担金で約7,600万円となっております。これらにつきましては、予算の見積りに比して、制度の利用が少なかったことや保育所入所者数及び補助単価が減少したことなどによるものであります。

また、介護基盤緊急整備特別対策事業交付金で約2億5,300万円、介護職員処遇改善等臨時特例交付金で約6,600万円の不用額が生じておりますが、これらはいずれも国の方針に沿って介護療養病床を廃止し、グループホーム等への転換を図るため、その整備に要する経費を予算措置しましたが、年度途中において、国がその方針を凍結し、第4期介護保険事業計画を抜本的に見直したため、全額が不用額となったものであります。

土木費では、全体で約1億円の不用額が生じておりますが、住宅事業特別会計や港湾整備事業特別会計への繰出金で約3,500万円不用額が生じており、これはそれぞれの会計において使用料や土地貸付料などの収入が増え、一方で管理費や公債費などの支出が減ったことなどによるものであります。

そのほかでは、職員給与費で退職手当の減などにより、約1億8,800万円の不用額が生じております。

次に、原発問題について幾つか御質問がありました。

初めに、泊発電所3号機の最終検査の手続に関して、周辺4町村と管内市町村への道からの事前説明についてであります。本市には8月17日に後志総合振興局を通じて説明がありました。道としては国からいただいた回答については理解できるものと判断したところであり、したがって国において最終検査手続を行われることに異議はないことを国に伝えたい旨の説明がありました。

次に、周辺4町村以外の市町村との連携体制の構築についてであります。まずは後志総合振興局を通じて原子力発電所に関する情報の迅速な提供のほか、管内町村長が出席する会議や防災担当者会議など、あらゆる場を通じて情報の共有化を図っていただくとともに、知事が会見で述べていた通報連絡協定の検討なども含めて連携体制の構築を進めるべきであり、今後、北海道に対して確認してまいりたいと考えております。

次に、導入を予定している放射線測定器の測定方法とデータの市民及び外国人観光客への周知についてですが、今のところ、測定は市職員が週3回程度、小樽運河付近の頭上が開けた場所において、地上1メートルの位置での測定を予定しております。測定方法は、同じ場所でおおむね5分ごとに5回数値を読み取り、数値の平均値をその地点での空間放射線量とすることを考えております。

また、周知方法につきましては、本市のホームページに掲載を考慮しており、市民や観光客に加えて、外国の方々にも周知できるよう、英語、中国語、ハングル語での掲載も行ってまいりたいと考えております。

次に、測定数値の公表についてですが、測定数値の公表の際には、国や北海道がホームページに掲載している内容を参考にしながら、使用した単位の持つ意味などもあわせて表示したいと考えております。

判断基準については、統一的な基準が定められておりませんので、まずは本市の空間放射線量を測定記録し、平常値の数値を把握することが必要であると考えております。この平常値を基に定期的に行う測定値と比較し、放射線量の動向を見てまいりたいと考えております。

次に、市立病院についてお尋ねがありました。私が答弁した以外については病院局長からお答えさせていただきます。

新市立病院の建設工事に伴う地元企業の受注機会の確保についてですが、新市立病院の建設工事は本市においては数十年に1度の大規模の大きな事業であり、公共事業として地元への経済効果も行政として考えなければならない重要な要素であると認識しております。

さきの9月5日の市立病院調査特別委員会においてお示しました発注方法につきましては、私としても、将来的な病院の負担を軽減する観点からの建設コストの削減と地元経済効果を考慮して可能な限り地元企業の受注機会を確保したものと考えております。

また、建設工事の入札において、不当なダンピングを防止する対策としての低入札価格調査制度等の導入につきましては、その目的である工品質や工事現場の安全性、元請業者と下請業者との適正な契約の確保などから、重要であると考えております。

今後、同制度における調査基準価格の設定など、工事の入札に関する詳細につきましては、病院局と市長部局で組織する新市立病院建設検討委員会等で協議してまいりたいと考えております。

次に、経済施策について何点か御質問がありました。

初めに、外国人観光客ダイレクトアクセス実証実験事業費補助金についてですが、東日本大震災により激減した観光客は、ゴールデンウィークを境に徐々に増加傾向にあるものの、外国人観光客については依然として回復が遅れております。そうした状況を踏まえ、市と市内の宿泊施設などで実行委員会を組織し、個人の外国人観光客を対象に、新千歳空港から小樽の宿泊施設に直接乗り入れする予約制のバスを飛行機の到着便に合わせて週7便運行することによって、小樽へのアクセス向上を図り、外国人宿泊客の増加を目指すものです。

次に、効果といたしましては、本事業に参画する宿泊施設では、この事業により得られた各種データを基にターゲットとする国や連携する海外への旅行会社を模索し、新年度に向けて独自の運行を検討することとしております。

また、本市としては、利用者に対してアンケートを実施し、これまで調査することがなかった外国人観光客の旅行目的や小樽に対するニーズなどを把握して、今後の観光施策に生かしてまいりたいと考えております。

次に、小樽市観光振興券交付事業についてですが、8月22日から登録宿泊施設41、特定事業者877の協力をいただき実施しております。今月16日までの事業であり、これまでほぼ6万人分の振興

券を宿泊施設に配布しており、さらに数か所のホテルから振興券の追加の申出があることから、当初の目的は達成されるものと考えております。

次に、中国の旅行会社、メディアの招聘事業についてでありますけれども、本事業では、本市と倶知安、ニセコ両町が旅行会社や雑誌社などを招いて、小樽とニセコ地区が有する豊富な観光資源を紹介し、中国の航空会社機内誌をはじめとする雑誌などでPRしていただくとともに、両地区で楽しめる体験メニューを盛り込んだ旅行商品の造成を働きかけたところであります。

5日の歓迎会には私も出席し、小樽観光が安全・安心であることや、新千歳空港から小樽までの直行バスを計画していることについて説明をし、協力をお願いしたところです。本事業の効果としては、雑誌掲載により、中国本土における両地区の知名度向上が図られることから、本市はもとより、後志地域に対する来訪意欲の拡大に寄与するものと期待をしております。

次に、極東ロシアとの経済交流事業などについてであります。まずサハリン州で開催される北海道物産展と寒冷地技術の展示会への参加要請については、主催する北海道が独自で各企業への打診や公募を行ったもので、本市への参加要請はございませんでした。

また、極東ロシアとの経済交流については、平成20年度から東アジア等・マーケット開拓事業として、民間企業や北海道とも連携しながら、市場調査や在来船活用などのほか、寒冷地の優位性が発揮できる建築・土木技術分野なども調査してきたところであります。今後も、これまでの調査結果から輸出規制など難しい点もありますが、極東ロシアはエネルギーや水産物などの天然資源物が豊富で、貿易の相手国として発展の可能性を秘めた地域でありますので、北海道の特性や小樽港の地理的優位性を生かした経済交流が一層促進されるよう努めてまいります。

次に、東アジアへの販路拡大への取組と期待感についてであります。これまで極東ロシアも含め、中国、香港や台湾を対象として産学官が一体となった実行委員会を組織し、市場調査やプロモーションなどに取り組んできたところであります。本年度は、昨年度から始めた中国を対象とした輸出費用の一部を助成する事業に加え、ロシア極東地域からASEAN加盟国までの大きなエリアを対象とした東アジア等販路拡大補助金を創設いたしました。既に経済発展が著しい中国や韓国などのほか、今後の発展の可能性を秘めた国々に対して、本市の中小企業者が海外での販路開拓を目的とした商談会や展示会などにおいて、この補助事業を積極的に活用していただくことにより、小樽製品の販路拡大につながるものと考えております。

次に、介護保険施策について何点かお尋ねがありました。

まず、第5期介護保険事業計画の策定工程についてであります。既に3回の策定委員会が開かれ、現行計画の進捗状況、アンケート調査の結果報告、特別養護老人ホームの待機者状況、本市の将来人口の推計などを議題に協議をいたしました。

今後、数回行われる策定委員会の中で、計画の重点項目、介護給付費等の推計、平成24年度創設されるサービスの導入の可否などを審議し、来年の第1回定例会で第5期介護保険事業計画を報告する予定であります。

次に、介護療養型医療施設に対する国の方針についてであります。平成23年6月の介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護療養型医療施設は、平成30年3月31日までその効力を有することとなりました。

なお、衆議院厚生労働委員会では、介護療養型医療施設の廃止期限の延長については、3ないし4年後に実態調査をした上で、その結果に基づき、必要な見直しについて検討することの附帯決議がなされております。

次に、地域密着型サービスの課題についてであります。第5期事業計画では、介護療養型医療施設が存続になったこと、介護給付費準備基金の残額が見込めないこと、さらに要介護認定者の増加による給付費の自然増を見込むと、第5期の介護保険料は大変厳しい状況が想定されます。

今後、地域密着型サービスの見込量やグループホーム等の待機者の状況などを勘案し、給付と負担のバランスを考慮した上で、地域密着型サービスをどの程度計画に盛り込むことができるかが課題となります。

また、今後の介護保険施策の最重要課題であります。第5期事業計画では本市の将来人口の推計から、当面の課題とともに、5年後、10年後の中・長期的な課題を見据えたサービスの提供が必要となることから、国が掲げる介護、医療、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを基本とした体制づくりが最も重要であると考えております。

次に、最重要課題などを第5期事業計画にどのように反映させていくかについてであります。地域包括ケアシステム実現に向けた取組を進めるためには、平成24年度から創設される24時間定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスなどのサービスの導入の検討が必要となります。これらの創設されるサービスは地域密着型サービスに位置づけられ、市町村の判断で行うことができるものとされておりますので、サービスのニーズや対応できる事業所などを調査し、必要量を考慮した上で、計画に反映することができるのか、策定委員会で検討を進めてまいります。

次に、教育関連について質問がありました。

私が答弁した以外は、教育長からお答えいたします。

学校の跡地利用についてですが、他都市では、地域の交流施設や介護老人保健施設、さらには芸術文化施設や研修センターなど、民間も含めてさまざまな活用例があります。

本市といたしましては、使用可能な校舎や体育館については、できる限り活用していきたいと考えており、今後、地域の皆さんの御意見などを聞きながら、検討してまいりたいと考えております。

また、再利用に当たっての指定管理者制度の導入については、公の施設として活用する場合においては、考えられる選択肢の一つであると認識しております。

次に、奥沢ダムについての御質問であります。初めに廃止の報告は少し唐突すぎる感があるとのことですが、8月5日、奥沢ダムの堤体に陥没箇所が見つかった後の対応といたしましては、陥没の原因がパイピング現象、すなわち堤体内のパイプ状の水みちから土砂が流出したため、地盤に緩みが生じたことによるものと推測いたしました。奥沢ダムのようなアースダムでは、地盤の緩みを部分的に補修する方法が確立されておりません。

したがって、堤体を全体的に改修することになりますが、改修に当たっては現行の施設基準に合致させることが求められるため、数十億円以上の費用が見込まれること、さらに今後の降雨期や来年の融雪期における河川からの出水により、ダムに貯水している水位が上昇することも想定されますので、勝納川流域の住民の皆さんの生命の安全を第一に考えると、ダム堤体を掘削しなければならないことから、奥沢ダムを廃止する判断を行ったところであります。

今後の降雨期には、ダムの監視体制を強化しながら、ダムにたまった水の排水用ポンプによる強制排水や奥沢ダムに直接流入する二股沢川の河川水の一部をダム下流へ流す措置をとってまいります。

また、融雪期の二股沢川からの河川水は、水量が多く継続して流入し、排水用ポンプによる排水では対応できないため、12月からの渇水期に奥沢ダム堤体を掘削し、勝納川へ直接流す工事を実施する予定であります。通称「水すだれ」として市民の皆さんに親しまれている階段式溢流路は、奥沢ダムの関連施設としての河川占用物でありますので、奥沢ダムを廃止すると原則として河川管理者から撤去を求め

られますが、歴史的な土木施設でありますので、存続するための手法について、今後、河川管理者である北海道との協議を行ってまいりたいと考えております。

奥沢浄水場につきましては、水源としてのダムを廃止することになります。奥沢ダムに流入していた勝納川や二股沢川の河川表流水を取水するなどにより、存続をすることができないか検討してまいりたい、このように思っております。

次に、政治資金規正法違反について御質問がありました。

まず、再発防止策等の周知とその遂行についてであります。再発防止策は、外部の調査委員会の提言や議会での議論の内容などを参考にしながら、今月末をめどに素案を作成し、その後、議会で御審議をいただいた後に策定することとしております。

策定した再発防止策については、ホームページや広報などを通じ、広く市民の皆さんにお知らせしたいと考えております。

また、再発防止策を遂行するための仕組みづくりにも早急に取り組み、二度とこのような事件が発生することのないよう、再発防止策を念頭に置きながら、職員が一丸となって職務に精励できるよう取組を進め、市民の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

次に、信頼回復に向けた今後の取組についてですが、日々の市民の暮らしに直結する課題や市内の経済、観光、さらには未来の小樽を担う子供たちへの教育の問題など、行政が取り組まなければならない課題は山積しております。

したがって、速やかに、かつ円滑にこれらの行政課題をこなしていくことが、市民ニーズにこたえとともに、市民の信頼回復につながるものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 病院局長。

**○病院局長（並木昭義）** 鈴木議員の市立病院についての御質問にお答えいたします。

最初に、平成22年度決算見込みの繰入金と資金余剰についてであります。

まず、平成22年度の一般会計から病院事業会計への繰入れは、総額が約27億円であり、3回に分けて行っております。1回目は、平成22年4月の当初予算において、国の繰出基準に基づく基本的繰入れと過去の不良債務解消分を合わせて約20億円を繰り入れました。2回目は、平成21年度の決算の確定を受け、平成20年度と平成21年度の収支悪化分約5億円のうち、約4億円を補てんするため、平成22年第2回定例会で補正予算をお願いして繰り入れました。3回目は、平成23年3月に、約3億円、予算を補正して追加の繰入れを行っております。この3月の補正額については、平成22年度の12月時点までの診療収入や費用の推移から、最終的に新市立病院の起債条件の一つである平成22年度末の不良債務解消を達成するためには、さらに約3億円の財政支援が必要と見込み、追加繰入れをお願いしたものであります。

一方で、両病院において、残りの1月から3月の3か月間もさらなる経営改善の努力を続けたことで、年度末までに健診や受託検査などによる医業収入は増加し、また薬品費や時間外勤務手当など、医業費用は減少しましたので、収支が見込みよりも改善し、結果として決算では約1億4,000万円の資金余剰が生じたものであります。

次に、新市立病院建設後の一般会計繰入金に関して市民の不安があるので、新たな取組や財務体質の違いなどについての説明をということであります。

現在、市立病院では、一般会計繰入金として、国からの交付税措置がある基本的な繰入金のほか、市の一般財源で負担する収支不足に対する財政支援分及び過去の不良債務解消分の三つを繰り入れており

ます。このうち、過去の不良債務解消分としての公立病院特例債の元利償還分繰入れは、平成27年度まで継続します。

一方、市民の関心が最も高いと思われまます収支不足財政支援分につきましては、地方財政法上の資金不足を解消する平成25年度を最後として、新市立病院が開院する平成26年度以降は見込んでおりません。これは、新市立病院では脳・神経疾患診療、心・血管疾患診療及びがん診療を3本の柱とし、他の診療機関で担えない疾患の診療及び地域医療連携における中心的な役割の二つの特性を統合後の利用しやすい一つの病院で果たすことにより、安定的に患者数を確保することなどで収益面が期待できるからであります。

また、支出面では、現在二つの離れた場所で老朽施設を運営しているということで生じている各種の非効率性が統合新築により改善し、職員数の適正化も含めて、さまざまな面で費用の削減、圧縮が図られるからであります。

これらにより、新市立病院においては、病院の本来の収益と国の繰出基準による基本的な繰入金とにより、毎年度資金収支の黒字を維持してまいりたいと思っております。

その結果、繰入額も新市立病院では、建設に係る負担を含めてもおおむね12億円から13億円台で推移していくものと見込んでおり、そのうち、おおむね8億円から9億円程度は地方交付税で措置されますので、一般会計の負担も現在より軽減されると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 鈴木議員の教育関係についての御質問にお答えをいたします。

初めに、小・中学校の耐震化率についてであります。平成22年4月時点では、本市の小・中学校の耐震化率は45.8パーセントでありましたが、平成22年度に長橋小学校など5校の耐震補強工事が終了し、本年4月1日現在では、新聞報道にもありましたように、50.5パーセントとなっております。

本年度につきましては、長橋中学校の屋体のほか、桜町中学校の校舎のうち、1棟の耐震補強工事が終了する予定でありますので、平成23年度末での耐震化率は56.1パーセントになる見込みであります。

平成24年度以降の耐震化率の見込みについては、学校再編計画との関連があり、現段階では算出することはできませんが、本年度も花園小学校の耐震補強実施設計及び手宮小学校の耐力度調査を行っており、今後も学校再編計画とあわせ、着実に進めてまいります。

次に、耐震化にかかわりまして、予算措置以外のソフト的支援についてでございますが、文部科学省では以前から耐震化に関する相談窓口を開設しており、また北海道教育委員会では耐震化の1次診断に係る技術者派遣の支援事業を行っておりますが、本市においては既に優先度調査を終えておりますので、1次診断を行う必要はなく、いずれも活用はしていません。

最後に、教育行政執行方針にかかわってであります。就任以来、私が一番心がけてきたのは現場の声に耳を傾け正確に現状を把握することであり、この間、学校訪問や各種の大会、会議にできるだけ多く出席するよう努めてまいりました。

社会教育では、市民体育大会やレディースバドミントン大会、家庭婦人バレーボールの大会、また文化祭実行委員会や図書館、博物館の協議会にも参加をいたしました。8月29日には文化財審議会、来年度予定しております日本銀行旧小樽支店金融資料館の改修工事につきまして、日本銀行の担当者も交え、委員の方々と意見交換をしたところであります。

学校教育では、公開授業に参加をしたほか、学校再編にかかわって地区別懇談会にも参加をし、保護者や地域の皆さんの率直な声を聞かせていただきました。

とりわけ就任に当たって本市の学力向上を重要な課題と受け止めておまして、8月、約1か月をかけ、市内の小・中学校41校を訪問し、教員の教育力及び家庭の教育力を中心に、その状況などについて実態の把握に努めてきたところであります。

現在、これらの状況についての分析を行っておりますが、全体として教育委員会と学校、学校間、管理職と教員、それぞれに距離感があること、組織的な取組や情報の伝達に課題があること、前例踏襲の体質が見られることなどを感じているところでございます。今後これらの課題の早期解決に向け、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 12番、鈴木議員。

**○12番(鈴木喜明議員)** 何点か再質問をさせていただきます。まず、財政のことでございますけれども、私が先ほど聞きたかったのは、財政調整基金に6億6,644万円を積み立てるということでございます。これは余剰金の約2分の1以上を積まなければならないということになっているわけでございますけれども、当面このことを何に使うというわけでは、たぶんないのでしょうか。

その中で、下水道事業会計にお返ししましたかとお聞きしたのは、下水道事業会計から6億1,200万円借りています。この下水道事業会計は、基本的には金融機関から借入れをして一般会計に貸しているというふうに認識しているのですけれども、逆に言えば、その借入金を返せば金利分は浮くのではないかという思いがあったのです。その点について、まずそういう形なのかどうかの認識と、その金利はあるのか、そしてそういうことで先にお返しすれば11億8,400万円の黒字の分から6億1,200万円引きまして残額約5億7,000万円、そのうちの半分を財政調整基金に積みばいいというふうになるのではないかという考えの下にお聞きをしたので、その件をお聞かせください。

それと、先ほど生活保護費の不用額が3億円出たということで、この3億円がなぜ出たかということをもうちょっと詳しくお知らせください。

それと、奥沢ダムですけれども、基本的には景観を保ちたいということでございますので、何とかお願いをしたいということです。市民の中には、水すだれば当然なくなりはないのだろうけれども、奥沢ダムの水際の景観といいますか、その水のたまっている状態というのを何とか憩いの場として保っていただきたいという話もあるものですから、その点をもう一度確認をしたいというふうに思っております。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** 財政問題と生活保護の部分は部長のほうからお答えさせていただきます。

奥沢ダムの保存についてでございますけれども、これにつきましては、私も先般、国あるいは道のほうに行つてまいりまして、何とか保存できるような方法で今後進めていきたいというふうに思っております。

国のほうも道のほうも保存の問題ではなくて、今の陥没のところについては我々以上にかなり重く受け止めておるところがありまして、今後ともやはり奥沢ダム下流の人たちの安全ということも本当に大事になってくると思いますので、そういう問題とあわせてダムの保存というような問題については、何とか確保していきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 財政部長。

**○財政部長（白岩 宏）** 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

まず、財政調整基金の関係ですが、議員がおっしゃいましたように、各会計年度において決算剰余金が生じた場合は、その2分の1を下らない金額は剰余金を生じた翌々年度までに積立て又は地方債の繰上償還の財源に充てなければならないと、このような規定になってございます。

ただ、他会計等からの借入れにつきましては、地方債に当たらないため、平成22年度決算で生じた剰余金を直接借入金の返済に充てるというような形はとれておりません。

また、他会計借入金と基金借入金の返済につきましては、それぞれ返済計画を立てまして、それを借入れしております。また、返済額につきましては、各年度でできるだけ均等になるように設定しております。

そのため、平成22年度におきましては、市長から答弁しましたように水道事業会計、市営住宅敷金基金、その他特定目的基金からの借入額を返済したところでありまして、下水道事業会計への返済は平成24年度から予定されており、金利につきましては、その返済にあわせて元金と一緒に返済しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 福祉部長。

**○福祉部長（三浦波人）** 生活保護費約3億円の不用額の理由等でございますけれども、生活保護費の平成22年度予算額といいますのは91億円ほどございます。そのうち、扶助費の幾つかを占める中の一つとして、医療扶助というのがございますけれども、この予算が約46億円ございますが、これも年間毎月平均にならしますと3億8,000万円程度出ていくのですけれども、実際のところは医療の状況が大きく変動いたしまして、3億円から5億円程度の変動が出ております。

そういったことで、年間にいたしますと相当大きな変動が生じておりますので、基本的にこの生活保護費の扶助費というのは、見込みの立てづらい予算であるということで御理解いただきたいと思っております。

なお、昨年度も、同じく3億円程度の不用額が出ているということでございます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 12番、鈴木議員。

**○12番（鈴木喜明議員）** あとの件は予算特別委員会等でやりますけれども、最後にもう一点だけ。

下水道事業会計には戻せないということなのですね。それだけ。剰余金がありましたけれども、その件が何となくよく聞き取れなかったものですから。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 財政部長。

**○財政部長（白岩 宏）** 下水道事業会計からの借入れの部分につきましては、地方債に当たらないため、平成22年度の決算で生じた剰余金を直接借入金の返済に充てることはできない、そのように考えてございます。

**○議長（横田久俊）** 鈴木議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時29分**

**再開 午後 3時00分**

**○議長（横田久俊）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して質問します。

最初に、泊原子力発電所についてです。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所での事故から6か月が経過しました。原発事故によって大量かつ広範囲に放射性物質が放出され、汚染された稲わらを食べた牛の肉が全国に広まった例で明らかのように、放射能汚染に対する国民の不安が広がっています。

余市町、仁木町をはじめ、全道32市町村議会で原発からの撤退や十分な安全性を求める意見書が可決されています。このうち、函館市や七飯町では、青森県大間原子力発電所の建設の凍結、建設反対を求めています。泊原発や大間原発で一たび事故が起きると、被害は周辺自治体と住民ばかりでなく、後志全体に広がり、北海道への影響も心配されます。

このような中で北海道電力株式会社は、7月28日、長期調整中の泊原発3号機の営業運転再開を表明し、高橋知事も容認しました。3月の東京電力福島第一原発事故以来、検査中の原発が営業運転を再開したのは全国初めてです。福島第一原発事故の全容も解明されず、道民の合意も得られないままでの営業運転は許されません。

最初に、福島第一原発事故後、全国に先駆けて3号機の営業運転が開始されたことについて、市長の見解をお聞きします。

次に、泊原発の安全性の問題です。

第1に、活断層の存在と評価についてです。

北電は泊原発に最大の被害を及ぼすおそれのある活断層は、寿都沖約50キロメートルの断層としていますが、2009年に東洋大学、渡辺満久教授が泊原発の西約15キロメートルの海底から北北西に約70キロメートルの活断層があると学会で発表しました。しかし、北電はこの活断層を認定せず、調査もしていません。活断層の存在と評価は地震対策に大きく影響します。北電の耐震安全性評価によれば、基準値震動は最大で550ガルで設定していますが、渡辺教授が指摘する活断層は、より原発に近く、特に縦揺れとなれば、阪神・淡路大震災で最大加速度840ガルを記録しており、550ガルで耐えられる保証はありません。

第2に、津波の引き波対策です。

泊原発は海水を冷却水として取水していますが、1号機、2号機の海水取水口は海面からマイナス4.17メートルにあります。北電が予測している最大の引き波はマイナス6.13メートルですから、引き波時には冷却水が取り込めません。北電は、かわりの代替取水措置があり、その間に波は戻ってくる、こう言っていますが、取水口の延長対策は講じておりません。

第3には、防災体制と避難対策です。

福島の事故では、半径30キロメートル圏内とそれを超える地域でも避難の対象になりました。事故の規模や天候、風向きなどによっては、さらに放射能被害が広がることになります。蘭越町などが30キロメートル圏の原子力防災対策を求めています。防災対策を重点的に充実すべき範囲E P Zは依然として10キロメートル圏内のままです。その10キロメートル圏内からの避難でも、北側は国道229号と当丸峠だけであり、冬の吹雪のときなどは避難経路が利用できなくなるおそれがあります。

現在、北海道は、E P Zが10キロメートル圏内の4か町村とだけ安全協定を結び、それ以外は通報連絡協定にとどめていますが、これでは福島第一原発事故の被害実態に照らしても、住民を守る体制になっていません。小樽市民の安全を守る立場の市長として、これらの問題点を含めた泊原発の安全性に対

する見解をお伺いします。

その後、日本共産党が入手した内部資料と調査によって、泊原発3号機へのプルサーマル導入について住民の意見を聞く2008年10月の北海道と地元4町村主催のシンポジウムで、北電が社員に参加と推進意見を述べるように社内通達を出していたことがわかりました。北電の内部調査では、賛成意見を促す文書を作成したのは泊原子力事務所渉外課長であり、メールは渉外課から社員約450人に送信されていました。

シンポジウム会場で北海道が集計したアンケートでは、55パーセントが「理解が深まった」と賛成しています。シンポジウムでの参加者の発言は有識者検討会議に反映するものですから、公正さが求められました。意図的な動員や推進意見の組織は許されないものであり、同シンポジウム後に高橋知事がプルサーマルを受け入れたこと自体を見直すべきです。北電はやらせを指示していたことを認め、MOX燃料の製造延期を発表し、これにより、プルサーマル発電の開始時期2013年夏以降にずれ込むことが確実にになりました。

北電は、1999年、泊原発3号機の導入時にもやらせを行っており、これは道民に対する背信行為であり、公営企業としての資質が問われる問題です。

北海道と北電の関係では、高橋道政になってから道の課長級以上の幹部4人が北電及び関連子会社に天下っており、また高橋知事の政治団体が、2004年から毎年、北電の常勤役員全体から総額年間約40万円の政治献金を受け取っています。このような道と北電の関係で公正な行政運営がなされているのか、道民の間に不信が広がっています。

我が党は企業、団体の政治献金の禁止を一貫して訴えておりますが、中松市長は、行政執行者と民間企業間の政治献金のあり方についてはどのようにお考えでしょうか、見解をお聞きます。

この項の最後、電力供給量についてです。

日本共産党は、期限を決めて原発からの撤退を進め、自然エネルギーの本格的導入を提案していますが、原子力発電をなくすと電力が不足するという心配の声があります。本当にそうでしょうか。北海道電力は泊原発発電量207万キロワット以外に火力、水力、地熱、太陽光などで535万2,085キロワットの発電を行っており、合わせて742万2,085キロワットです。そのほかに北海道企業局の水力発電などを加えると、道内では総計831万キロワットの発電できる施設があります。原子力207万キロワットを除いても624万キロワットで、前年の最大電力は1月579万キロワットですから、節電なしでも電力不足は起きない、こういう試算もあります。電力に対するすべての情報を公開し、検討する必要があります。

本年第2回定例会の我が党の新谷とし議員の「泊原発のプルサーマル計画は中止するよう北電や国に申し入れるべき」という質問に対して中松市長は、「福島第一原発3号機のプルサーマル事故を国がしっかり検証した後に開示される情報を基に判断する」と、この時点での申入れを拒否しました。しかし、現在、プルサーマル導入を推進した道民意見そのものが、電力会社のやらせにより、ゆがめられたものであることが明らかになりました。

道民合意を捏造して進められたプルサーマル計画の廃止を求めると同時に、福島第一原発事故に学び、泊原発の安全確認のためにも3号機の運転中止を求めて、市長として国と道に申入れをするべきと考えますが、見解をお聞かせください。

最後に、札幌市の上田市長が国の防災対策見直しを待たず、独自に原子力防災体制の推進を表明していますが、中松市長自身にも国の対策待ちにとどまらず、小樽市として原子力事故に対する安全対策の早期の取組を求めますが、この点についてもお答えください。

次に、政治資金規正法違反問題について質問します。

本年4月に行われた小樽市長選挙に係る小樽市幹部職員の政治資金規正法違反事件では、5月20日に札幌簡易裁判所から、当時の総務部長をはじめ10人の部長が罰金及び公民権停止の略式命令を受けました。

その後7月27日、中松市長はこれを受けて、8人の部長に対する懲戒処分と人事異動による部長職から参事職への異動を発表しました。市長は、「本市のこれまでの事例や他都市の選挙にかかわる類似例を参考に、今回の事件が公務内外に与えた影響などを考慮し、総合的に判断した。前総務部長の月額給与の減給10分の1、6か月は減給処分としては条例上の最大の月数」と説明しています。

例えば、公職選挙法違反で罰金刑と公民権停止を受けた他都市の幹部職員は、懲戒処分、減給10パーセント、1ないし2か月であり、横浜市では、前市長室長から依頼されて幹部職員が部下にパーティー券を売った事件では、発起人として名前を出した2人の局長は、減給10パーセント、3ないし4か月、その他の幹部は懲戒処分が一番軽い戒告でしたから、これらに比べて小樽市の処分は厳しいと言えます。

しかし、人事異動に対しては、部長から参事職となり、部長の下で働くとはいえ、給与は部長職と同額であり、市民からは、「納得できない」「公民権を停止された幹部の存在はおかしい」と明確な降任人事を求める声があります。公務員は同じ問題で2度処分できませんから、今後はみずからの申告によって降任する制度、小樽市職員希望降任制度を適用して降任するしかありません。

日本共産党は、すべての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない、この立場から、9月7日の政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会では、小貫委員が刑事罰を受けた幹部職員すべてにみずから降任を自己申告して市民の信頼回復にこたえるよう呼びかけています。

本定例会には、議案第22号として市長の追加処分が提案されています。可決されると市長の減給処分の合計は給与10パーセントカット、通算6か月に加え、期末手当50パーセントカットとなります。みずからの後援会の問題として、政治的・道義的責任をとっての減給処分は理解できるものです。

同時に、議会に対しては市長の決意や見解が示されていますが、市民に対しても直接説明し、今後、市民に信頼される市役所づくりに取り組むことを伝えていくべきではないでしょうか。市長として参加する機会にはできるだけ参加して、市民にメッセージを発信すべきです。このような中でこそ、信頼回復の一步を進めることができると考えます。この提案に対する市長の見解をお聞きます。

現在、外部委員による小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会で、事件の全容把握と原因の調査、再発防止策が検討されています。

日本共産党は、幹部職員による市役所ぐるみの前代未聞の事件に対し、社会的に与えた影響は深刻であり、再発防止のためにも関係者の処分は厳しいものでなければならないと考えます。市長は今回の懲戒処分は条例上の最大の月数と説明していますが、市の条例では「減給は1か月以上6か月以下の期間、給与月額と地域手当の合計額の10分の1以下とする」とあります。国の人事院規則12-0、職員の懲戒、第3条、減給では、1年以下の期間、俸給の月額の5分の1以下に相当する額を給与から減ざると期間、額ともに2倍です。今後、小樽市の条例を国の基準を目指して引き上げ、より厳しい処分とし、法令違反に対する毅然とした対応を求めます。

また、市長は、「パーティー券を買った課長職等は、事件の全容が明らかになった時点で処分又は措置を行うかどうか慎重に検討していく」と述べています。しかし、部長から頼まれてパーティー券を買った課長の中には「自分は被害者だ」と話したり、相乗りの一角を占める市職員組合の幹部は「大した問題ではない」などと述べており、公務員としての反省が見られません。このような認識を改め、再発防止のためにもパーティー券に関与した幹部職員を厳しく処分、措置すべきと考えます。

以上、我が党の提案に対する市長の見解をお伺いします。

次に、財政問題です。

平成22年度一般会計決算は、単年度収支12億1,500万円の黒字となり、21年度までの累積赤字3,100万円を解消し、実質収支は11億8,400万円の黒字でした。16年度からの累積赤字を7年ぶりに解消したことになります。

この要因についてですが、市長の提案説明では、「市税収入や特別交付税などが予算を上回り、歳出では職員給与費、生活保護費、介護基盤緊急整備等交付金や他会計への繰入金などにおいても、不用額が生じたことによる」と説明しています。

臨時財政対策債を含む地方交付税は平成21年度から増額になっていますが、22年度は当初予算と比較した増加率は昨年度より多くなっているのでしょうか。

また、平成22年度の特別交付税の当初予算に対する増加率とその内容について説明してください。

次に、市税収入ですが、本年第2回定例会の新谷とし議員の質問で、市税収入の平成22年度当初予算を対前年度比で9億4,000万円も少なく見込んでいることを指摘していますが、答弁では対前年度比6.3パーセント減で地方財政計画、つまり国の計画とほぼ同様で妥当だと言っています。

しかし、財政健全化計画では、市税収入は平成21年度予算に比べ、個人市民税は21年度をベースに3パーセント減、法人市民税、固定資産税は21年度予算と同額で計画しています。6.3パーセント減では健全化計画の2倍の減額見込みになります。昨年3月の財政健全化計画の見直しによると、累積赤字は21年度は4億9,200万円、22年度では1億1,800万円の予定でした。しかし、21年度決算で累積赤字が3,100万円まで一気に減少したため、早期の解消を図るために22年度予算を意図的に低く見積もったのではありませんか。説明を求めます。

歳出ですが、不用額が19億3,800万円出ており、予算現額に対して3.3パーセントです。平成18年度から予算現額に占める不用額の割合を見ると、2.8パーセント、2.7パーセント、2.6パーセント、3.6パーセント、3.3パーセントと上がっており、とりわけ21年度、22年度では3パーセントを超過しています。

不用額の考え方ですが、適切な予算執行を目指すなら不用額は少なくあるべきですが、事業によっては見込み、概算で執行する事業もあり、やむを得ない点があることは理解できます。600億円規模の予算総額に対して、不用額はどれくらいと考えるのか、お示してください。

特に、民生費の不用額は12億2,400万円と、10億円を大きく超過しています。生活保護費や子ども手当に多額の不用額が出ていますが、適切な運営がなされたのかお聞きします。

職員給与費は、平成21年度の2億5,800万円に続いて、22年度は1億8,800万円の不用額でした。そのうち退職手当の不用額は21年度約8,600万円、22年度約1億1,300万円でした。20年度は、それまで55歳だった勸奨退職を53歳に引き下げ、18人が退職しています。翌年から予算額を増加したと言いますが、21年度は例年並みにとどまりました。それなのに22年度は21年度並みに予算化していますが、見込みすぎではありませんでしたか。考えをお聞かせください。

次に、財政健全化計画です。

現在まで財政健全化計画における収支目標は達成しました。しかし、他会計から39億円、基金から19億5,000万円の借入を解消していくために、平成24年度を初年度とする新たな財政健全化計画を策定するというのですが、これまで借入時には返還時期をその都度決めてきたはずですが。新たな計画の目標は何か説明してください。

また、他会計を優先するのか、基金を先にするのか、返還額をどのように設定するのか、解消期間な

どについて現在の考え方をお聞かせください。

これまでの累積赤字解消のように、歳出抑制を厳しくして、市民サービス抑制の道をひた走ることになるのでしょうか。

確かに、決して安心できる財政状態ではありませんが、職員と市民の協力の下で一般会計の累積赤字が解消されたのです。今後は財政健全化計画という名称はやめて、他会計基金借入返済計画とか、元気な小樽を目指す返済計画など、名称の変更をしてみたいかと思いますが、いかがでしょうか。

今後は、職員給与の計画的な回復、ふれあいバスの市民負担軽減、市営プールの建設、朝里コミュニティセンターの建設、子供の医療費無料化等、市民サービスの計画的推進を期待します。

新市長として市民への温かい発信を求めますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、子育て支援についてお聞きします。

初めに、子ども手当の支給削減についてです。

8月26日、参議院本会議で、子ども手当特措法案が日本共産党以外の各党の賛成多数で可決成立しました。子ども手当は、民主党の2009年の衆議院選挙の目玉政策です。これに基づき民主党政権は、平成22年度から子供1人当たり一律月額1万3,000円を支給してきました。ところが、自民党と公明党は、民主党に対して、赤字国債を増発するための特例公債法案成立と引きかえに、子ども手当などの抜本的な転換を要求、その結果、3歳から小学生までの第1子、第2子と中学生を1万円に減額し、来年度からは所得制限を導入することに変更しました。

民主党政権は、子ども手当導入の際、財源対策としてそれまでの年少扶養控除を廃止したため、15歳以下の子供のいる家庭は増税になりました。今回の法案は控除の廃止はそのまま、手当の額を減らしました。その結果、2009年度までの児童手当より支給額は増えても、控除廃止による増税分のほうが多いという差引き負担増の世帯が生まれます。

そこで、小樽市への影響をお聞きします。

本年10月からの変更は、具体的にいつの支給月からになるのか、小樽市の支給対象世帯数は何世帯か、現在までの総支給額に比べて、変更後の減額はどれぐらいになるのか、お答えください。

また、法案は改めて受給者の申請が必要のために、自治体に多くの事務作業が発生しています。被災者、被災地では一層大変です。市の事務作業の実情と経費は幾らかかるのか、お知らせください。

また、子ども手当から保育料を天引きできることになりましたが、1万円か1万5,000円の手当額より保育料が上回っている場合も多く、低所得者に対しては手当の意味をなくすものです。小樽市では、手当から保育料徴収を実施するのでしょうか。各自治体の判断で実施を決めるのですから、強権的天引き徴収はやめて、それぞれの家庭の事情に即した丁寧な対応を求めますが、市長の御意見をお聞きします。

次に、乳幼児医療費の問題です。

1961年、岩手県の沢内村で、全国で初めてゼロ歳児の医療費を無料にし、その後、新日本婦人の会などの運動で全国に広がり、2009年5月時点では、入院医療費は43都道府県で無料化され、外来分を就学前まで助成対象にしているのは35都道府県に広がっています。

小樽市では、1973年に、道に先駆けて1歳未満児の入院、外来の医療費無料化を市の単独事業として始めました。その後、外来分は2歳、3歳、4歳、5歳と市単独で拡大を図ってきた経過があります。残念ながら、平成16年度から自己負担が導入され、20年度から道の制度として就学前は外来、入院まで、小学校卒業まで入院分が助成されるようになりましたが、所得制限と自己負担があり、小樽市もこれに倣いました。3歳未満児は、医科で初診時580円、歯科では510円です。3歳以上の市民税非課税

世帯は同様の自己負担額ですが、市民税課税世帯は1割負担になります。

小樽市の乳幼児医療費助成を平成22年度決算で見ると、受給者数は6,150人ですが、就学前の子供たちが約73パーセントを占めており、小学生になると少なくなります。医療費助成額で見ると総額で1億611万円ですが、毎年のように決算額が減少しており、平成23年度には1億円を割り込むことにもなりそうです。このうち自己負担金額は3,880万円、国の制度として実施されたら、自治体間格差も解消され、地域ごとの医師会との契約に基づく現物給付の手続きも必要ないはずですが。

しかし、国は、国の基準を上回る独自施策を実施している自治体にはペナルティを科しています。小樽市のペナルティについてお知らせください。

子供の医療費無料化は、安心して産み育てられる社会への大きな課題です。小樽市も過去の独自事業で子育て支援を進めてきた実績に立ち返り、ぜひ小学校卒業までの子供たちの医療費自己負担金を助成し、無料化を実現してください。市長の御意見をお聞きます。

次に、介護保険制度についてです。

6月15日、参議院本会議で、介護保険法改定案が可決成立しました。新たに介護予防・日常生活支援総合事業を創設し、市町村の判断で要支援者のうち一定部分を総合事業に移すことができますが、介護保険サービスと違って、総合事業にサービスの質を担保する法令上の基準がなく、財政上の裏づけも示されていません。各自治体の財政に合わせた取組で、自治体間格差が広がり、介護予防が重要な軽度者への取組を大幅に後退させてしまう心配があります。政府は、将来、軽度者を介護保険から完全に外す方向を検討しており、総合事業はその第一歩です。

小樽市として、総合事業は見送り、現行の介護保険制度で要支援者を含むすべての要介護者へのサービスを続けるように求めます。市長の見解をお聞かせください。

次に、第5期の施設計画についてお聞きます。

第4期計画では、廃止予定だった療養病床が存続となったため、施設計画が大きく変更になっています。最終的に第4期で新たに設置された施設数と内訳を説明してください。

今回、第5期介護保険改定に向けて、市内特別養護老人ホーム待機者の調査をしていますが、平成20年度と比較して増加しているのか、また在宅で待機している数を要介護度別に報告してください。

これらの待機者の実態も含めて、第5期の施設計画の課題は何か、お知らせください。

第5期では、24時間対応型の巡回型訪問介護・看護サービスを創設するとありますが、小樽市における需要をどのように把握しているのか、また参加事業所の見通しについてお答えください。

厚生労働省は、全国平均で月額4,160円となっている第1号被保険者の第4期保険料がこのままでは5,000円を超えると推定し、財政安定化基金を取り崩して保険料軽減に充てるよう各自治体に求めています。本年第1回定例会の私の質問に対して前市長は、「小樽市介護保険の財政安定化基金を利用しても1人当たり120円分」ということでした。9月中旬には介護給付費の推計が出されるとのことでしたが、これ以上の保険料引上げにならないようにぜひ取り組んでください。

策定委員会ではこれまでどのような審議がされているのか、保険料は月額5,000円を超えるのか、5,000円以内でできるのか、見通しをお知らせください。

次に、給食サービスについてお聞きます。

小樽市のひとり暮らしあるいは高齢者世帯への給食サービスは、週1回食事を届けて安否確認を行う事業です。

平成20年第3回定例会で、私は、給食サービスの拡充を求めて質問しました。当時、市議団として独自に全道35市を対象にアンケート調査をしました。当時、週1回実施していた市は小樽市を含めてわず

か2市、他の市はすべて週3回以上、日曜日を含めて毎日実施している市が10市もありました。小樽市の配食は町内会ボランティアで実施されており、登録者もボランティアも増えず、全市的な取組になっていませんでした。週7日すべての地域で利用できるよう改善を求めた質問に対し、「介護保険の中で第4期では地域的な拡大を図り、第5期は回数の拡大を検討していく」と方向が示されました。

現在、利用食数が大幅に増加したと聞いています。実利用者数や延べ利用数の変化、市内全域で利用できているのか、この間の取組についてお答えください。

現在、市が利用している民間事業者の給食サービス利用者のうち、約8割が週1回の利用者でした。これは週1回と決められているために、希望する回数が反映されていないのではありませんか。

包括支援センターの情報では、週1回では不足のため、利用回数を増やしている事例もあります。今後、見守り事業としてのあり方を検討し、必要な食事回数を必要なときに利用できるようにするためにも、週1回から週7回、いつでも利用できるよう改善することを求め、質問します。

最後に、国民健康保険です。

小樽市国民健康保険事業特別会計は、平成22年度決算で13年度に33億8,700万円あった累積赤字について解消し、約7,007万円の剰余金を出しました。歳入は予算より2億3,960万円少なかったのですが、歳出で3億971万円の不用額を出しました。不用額のうち保険給付費が1億9,881万円で、不用額の65パーセントです。

日本共産党は療養諸費を過大に見積もり、毎年多額の不用額を出して累積赤字を解消してきたと指摘してきましたが、今回も同じです。平成22年度の療養諸費の見込みをどのように設定したのか、約1億9,900万円も保険給付の不用額を出したことを適切だと考えているのか、お答えください。

平成13年度以降9年間、市民は、国民健康保険料を33億8,700万円の累積赤字分を含めて納付してきたこととなります。この間、小樽市は高すぎる国保料を払いきれない市民に通常の保険証を発行せず、資格証明書や短期保険証を発行してきました。21年度9月時点の資格証明書、短期保険証の発行件数、また平成21年度の国保料滞納世帯に対する差押件数は何件になるのか、お答えください。

小樽市の国保加入者の年間平均所得は、2000年度と2009年度で比較すると、73万円台から56万円台に76.7パーセントまで下がっているのに、保険料は105.8パーセントに上がり、平成22年度は1世帯当たりの所得に占める保険料割合は16.9パーセントにもなっています。このような保険料が高騰する中でも、小樽市は、22年度、23年度、連続して限度額を5万円ずつ、計10万円引き上げました。この結果、22年度の最高限度額の保険料を支払う世帯の所得はおおむね380万円で、毎年、限度額到達世帯の所得額が減少しています。このような一律の限度額引上げの結果、全国的に年間所得が500万円台以下の世帯で限度額に達する状況が出現し、収入率の低下につながりかねないと、国は引上げ額の緩和も検討するとしています。

小樽市は、既に所得380万円で限度額に達する事態でも国の基準に従うと、我が党の反対にもかかわらず、限度額を引き上げてきました。

改めてお聞きします。今年度の国保料の限度額引上げは、やめるべきではありませんでしたか。

次に、平成14年度から毎年の単年度黒字が続いています。とりわけ20年度、21年度は6億円、7億円を超える額が発生しております。その理由をお知らせください。

国保会計が黒字に転換しましたから、これまでのような多額な単年度黒字は認められません。今後どのような適正な保険料設定をしていくのか、お答えください。

現在の小樽市国保の問題は、滞納対策に終始する余り、国保の本来の目的を見失っていることです。国保法第1条では、国保を社会保障及び国民保険のための制度として規定し、4条では国保の運営責任

は国が負っていることを明記しています。しかし、国は、国保を相互扶助の制度に置きかえ、保険料を払えないから保険証がもらえないと市民に思わせる状況があります。

国保加入にきた市民が加入手続が遅れたために、保険料が高額になり、保険証交付をあきらめて帰ることが少なくありません。国民皆保険で、他の保険に加入していないときは、すべて国保加入しなければならないはずで、保険料滞納も解消する必要がありますが、保険証を渡してから保険料の相談をしてもいいと考えますが、市長の見解をお聞きします。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、泊原発について幾つかの御質問がありました。

泊発電所3号機の営業運転再開についての見解であります。北海道知事がこれまでの国からの回答を基に安全性を評価し、さらに道民の生活や経済活動に配慮した電力の安定供給の確保から、最終検査の手續に異議なしとしたことについては理解できます。

しかしながら、原子力発電に対する不安が払拭されていない中、私としては、機会あるごとに国、道や北電に対して安全対策に万全を期すこと、情報の提供に努めること、電力の安定供給確保のため、エネルギー供給源の多様化を進めることなどの対応を求めていくことが必要であると考えております。

次に、泊原発の安全性についてであります。原子力発電は万全の安全対策が求められるべきであり、このたびの福島第一原子力発電所事故を踏まえて、特に地震、津波、地震と津波の同時発生などの対応として、従来の設計基準を大幅に超える事故への対応が重要であると考えております。

このため、原子力発電施設の安全規制体制をゼロベースで見直し、新たな安全規制体制の早期確立を国に対して強く求めるとともに、津波や地震など東日本大震災のような規模の災害に備え、道民や市民の不安解消のため、泊原子力発電所における、さらなる安全対策の強化を徹底することが必要であると考えております。

次に、政治献金のあり方についてですが、企業や団体が政党や政治資金団体以外の政治団体に献金することは禁止されておりますが、企業や団体の役員の方が個人として献金することは、法律でその限度額が定められておりますが、禁止されておられません。

御質問は、民間企業の役員などから、個人としての献金を受け取ることに対する見解についてのお尋ねであると思っておりますが、個人の方が支持する政策を推進する政治家を応援することは自由であり、政策に賛同していただいている企業や団体の役員などから、個人としての献金をいただくことは、法的には問題ないことだと考えます。しかしながら、行政執行者として、これらの献金の有無をもって行政判断が左右されるようなことは絶対あってはならないことであると考えております。

次に、プルサーマル計画の廃止と泊原発3号機の運転中止についてであります。福島第一原発3号機はプルサーマル発電を行っていたことから、国は今回の事故にプルサーマル発電がどのような影響を及ぼしたのか調査中ですが、まだ検証結果が出ておりませんので、現時点では国、道にプルサーマル計画の廃止を申し入れる考えはありませんが、結果が出ましたら、慎重に判断したいと考えております。

また、泊原発3号機については営業運転再開に当たり、知事がこれまでの国からの回答を基に安全性

を評価し、さらに道民の生活や経済活動に配慮した電力の安定供給の確保から判断されたものと思いますので、現時点で中止を求める考えはありません。

次に、小樽市の原子力事故安全対策の取組についてありますが、原子力事故安全対策は地域防災計画の中に盛り込まれるものであり、盛り込む条件として、防災対策の重点地域、EPZの範囲内の市町村が対象となります。現在、国の原子力安全委員会が範囲拡大に向け検討しており、範囲が拡大され、本市がその範囲に含まれることになった場合には、まず北海道の計画が変更されますので、それに基づいて本市の防災計画も見直し、原子力安全対策を盛り込んだ計画にしたいと考えております。

しかしながら、市民の安全確保については範囲拡大の見直しにかかわらず、道や北電に対して、原子力発電所に関する情報提供を求めるほか、市内の空気放射線量の測定を行ってまいりたいと考えております。

次に、政治資金規正法違反問題について御質問がありました。

初めに、市民へのメッセージの発信についてですが、これまで記者会見を通して、また広報おたるやホームページにより、今回の問題に関するおわびや経過、処分等について市民の皆さんにお伝えをしております。

今後につきましては、再発防止策も含め、信頼される市役所づくりのためのメッセージを市民の皆様へ発信することは重要と考えておりますので、広報おたるやホームページによるメッセージの発信はもとより、参加可能な機会があれば参加をし、私の考えなどをお話ししてまいりたいと考えております。

次に、懲戒処分の基準引上げに関する御提案についてであります。本市の懲戒処分における減給等の期間や減額率につきましては、昭和26年に国が各地方自治体に示した標準例によるものであり、一部でこれを引き上げている自治体もあると聞いておりますが、北海道をはじめ、全国のほとんどの都道府県及び市町村が同様の定めをしており、本市でこれまで行われてきた懲戒処分につきましては、これに基づき厳しい処分がなされてきたものと考えております。

また、再発防止の観点につきましては、現在、法令遵守に重点を置いた再発防止策の策定を進めているところであり、今後これらを徹底し、事件、事故等の未然防止に努めてまいりたいと考えておりますので、現時点では懲戒処分の基準を引き上げることまでは考えておりません。

次に、パーティー券に関与した幹部職員に対する厳しい処分等に関する御提案についてですが、今回の問題に関係した職員の処分等につきましては、職員分限懲戒審査委員会に審査を諮問しており、先行して処分を行った8名の部長職及び退職者を除き、残る約110名の管理職等につきましても、外部調査委員会からの報告があった後に審査が再開されるものと考えております。私といたしましても、職員分限懲戒審査委員会からの答申を踏まえ、処分又は措置について適正な判断をしてまいりたいと考えております。

次に、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、地方交付税の増加率についてであります。平成21年度当初予算では臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税を167億6,900万円計上しておりましたが、決算額は約172億8,400万円となり、約5億1,500万円、3.1パーセントの増となりました。22年度当初予算では同じく185億1,800万円計上しておりましたが、決算額は約191億3,000万円となり、約6億1,200万円、3.3パーセントの増となりました。以上により、22年度の当初予算額に対する決算額の増加率は、21年度を0.2ポイント上回りました。

また、平成22年度の特例交付税の当初予算に対する増加率は、当初予算額11億6,300万円に対し、決算額は約12億3,900万円となり、約7,600万円、6.5パーセントの増となりました。

その理由につきましては、国の公表資料では、地方全体で対前年比825億2,600万円の増額のうち、除排雪に関する交付額が103億円増加しておりますことから、本市における除排雪経費の増高についても、一定の配慮がなされたのではないかと考えております。

次に、市税収入の予算見積りについてであります。財政健全化計画では人口減少や固定資産の評価替えなど、中・長期的な視点から、毎年度の市税収入を試算していますが、予算の見積りに当たっては、前年度の決算見込みや経済動向など直近の状況を基に積算しております。

平成22年度の当初予算の計上では、法人市民税においてリーマンショックによる影響を考慮して、大幅な税収の伸びを見込まず、約12億4,000万円と見積もりましたが、予想外に製造業を中心に業績が回復したことから、決算では予算に比べて約1億9,600万円の増となり、固定資産税と都市計画税では地価の下落傾向が続いているため、前年度予算額より低めに見積もりましたが、収入率の上昇などにより、決算では予算額に比べ約3,500万円の増となったことなどから、市税収入全体では予算額を約2億円上回ったものであります。

次に、本市の予算規模に対する不用額はどの程度が適切かとお尋ねがございましたが、不用額はさまざまな理由により生じるものであると考えますが、総じて申し上げますと、予算上の見積りに比して、各制度の利用等が少なかったことが大きなものと考えております。そのほかにも予算の効率的な執行や節約によって生じる不用額もありますことから、一定程度の不用額の発生はやむを得ないものと考えており、予算規模に対する不用額の許容範囲を一概に申し上げることは難しいものと考えております。

しかしながら、平成23年度予算の編成時に通知した予算要求に当たっての基本的事項の中では、改めて、近年、決算時において多額の不用額が生じていることを踏まえ、事業ごとの毎年度の不用額についてもよく分析した上で予算要求額を見積もるよう求めたところであり、今後におきましても、できる限り適正な予算の計上に努めてまいりたいと考えております。

次に、民生費における生活保護費や子ども手当の不用額についてであります。まず生活保護費につきましては、予算編成の際、過去の支給対象者数の動向などを基に推計いたしますが、特に医療扶助においては、変動要素が大きく、結果として見込みを下回る結果となったものであります。

また、子ども手当につきましては、国の子育て支援策として平成22年度に実施した事業であります。所得制限の撤廃など、児童手当からの大きな制度変更により、対象児童数の推計が困難であったことなどから、結果として不用額が発生したものであります。

いずれにいたしましても、どちらの事業も国が主体の事業であり、市に裁量の余地はなく、一定の要件等を満たすことで支払義務が生じるものでありますので、不用額の発生いかにかわらず、適切に運営されたものと認識しております。

次に、職員給与費の不用額に係る退職手当の見込額についてですが、過去2年間の職員給与費の不用額のうち退職手当が占める割合が多くなっており、これは平成20年度に勧奨退職者の数が例年の2倍程度となったことから、勧奨年齢を2歳引き下げたことがその原因と考え、今度もその傾向が続くものと判断し、予算に不足を生じないよう、一定の執行を見込んできたところであります。

しかしながら、職員が退職する理由には、家庭の事情や身体的な事情によるものなどさまざま、その申出の時期と補正も含めた予算編成のタイミングとの連動が難しい場合もあり、ある程度幅を持たせた見積りが必要となりますが、過去2年間につきましては、予定外の退職が少なかったことから、結果として一定の不用額を生じたところであります。

次に、新たな財政健全化計画の目標についてであります。平成22年度決算において当初の財政健全化計画の目標である24年度での一般会計の累積赤字の解消は達成いたしました。財政調整基金や減債

基金の残高がない現状で、他会計からの借入れなどの財源対策を行った上での赤字解消であり、今後は、こうした借入金に依存しない実質的な収支均衡に向けた取組が必要であると考えております。

こうしたことから、新たな財政健全化計画の目標といたしましては、一般会計において、まずは毎年度の予算編成上での他会計からの借入れの圧縮、解消を目指し、最終的にはみずからの歳入に見合った歳出構造の下、年度間の不測の財政需要にも柔軟に対応し得る本来の意味での収支バランスがとれるようにすることであるとと考えております。

次に、他会計借入金及び基金借入金の返済順位や返済額の設定、解消などについてであります。まず他会計借入金と基金借入金の返済につきましては、それぞれ返済計画を立てた上で借り入れており、計画に基づき返済することとしております。

また、返済額につきましては、返済期間中の各年度でできるだけ均等になるように設定しております。返済計画に基づく借入残高の解消期間は、平成23年度借入予定分までで申し上げますと、返済が完了するのは他会計借入金及び基金借入金のいずれも38年度となっております。

次に、新たな財政健全化計画の名称についてであります。新たな計画の目標は、真の財政再建に向け他会計からの借入れの圧縮、解消を図り、一般会計が本来の意味での収支バランスをとることであるとされており、計画の詳細は今後詰めてまいりたいと思っておりますが、その内容にふさわしい計画名称を検討していきたいと考えております。

次に、市民サービスの計画的推進についてであります。平成22年度決算の黒字により、一般会計の累積赤字が解消され、これまで取り組んでまいりました財政健全化計画の目標は達成することができました。

しかしながら、他会計からの借入れなどの財源対策により収支の均衡を図っている現状にあり、まだ本来の意味での収支バランスがとれていない状況の中では、健全化に向けた取組を継続していかなければならないものと考えております。

住民サービスの推進のためには、安定した行政運営と財政基盤が必要不可欠でありますので、そのためにも、なるべく早期に真の意味での財政再建をなし遂げることが重要であると考えており、財政健全化のため、最大限の努力をしてみたいと考えております。

次に、子育て支援についての御質問ですが、初めに子ども手当についてであります。まず支給月は2月、6月、10月の年3回となります。今回は10月分からの変更でありますので、変更後の初回の支給は平成24年2月となります。

対象世帯数ですが、本年6月の支給では7,187世帯となっており、今回の変更では支給対象者の定義は大きく変わっておりませんので、24年2月の支給対象世帯数に大幅な変動はないものと考えております。

また、6月の支給額は約6億2,000万円でありましたが、24年2月の支給額は約5億3,500万円と見込まれることから、8,500万円程度の減額となるものと考えております。

次に、事務作業と経費についてであります。今回の変更ではすべての支給対象者からの申請が必要となることから、申請書類の作成、送付、受付、それに並行してシステムの改修、データ作成などの業務を行うこととなりますが、現在、10月支給分の作業をしておりますので、この作業終了後に平成24年2月の支給に間に合うように変更作業を行うこととなります。

また、この申請書類などの書式等については、まだ示されておらず、システムの改修についても10月支給分の作業終了後となるため、必要な費用の算出はできない状況にあります。

次に、子ども手当からの保育料の徴収についてであります。現時点では手当より保育料の額が多い

場合の差額の取扱いやシステム等の変更、これに伴う費用など、幾つか課題があることから、実施の有無も含めて検討しているところであります。

次に、小樽市独自の乳幼児等医療助成事業に対する国のペナルティについてであります。国は、自治体が地方単独事業として医療費一部負担金の軽減等を行っている場合には、医療費の増大につながる可能性があることなどを理由に、国民健康保険に対する国の療養給付費負担金の減額措置を行っております。小樽市の乳幼児等医療助成に対する減額措置の額は、平成22年度で約170万円となっております。

次に、子供の医療費無料化についてであります。安心して子供を産み、健やかに育てることができ環境整備の一環として、医療費の負担軽減策を図る乳幼児等医療助成事業の果たす役割は重要なものであり、一層の負担軽減が望ましいと考えております。しかしながら、依然として厳しい財政状況にある中で、無料化の実施には新たに4,000万円程度の財源を必要とすることから、現行の事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度について何点かお尋ねがありました。

まず、総合事業を見送ることについてであります。総合事業は本年6月の介護保険法等の一部を改正する法律に基づいて創設されたサービスですが、いまだ具体的な取扱いの基準は示されておらず、国は秋口に基本指針を示し、年度内に参考となる手引を作成する予定としておりますので、それらを検証した上で総合事業導入の可否を判断したいと考えております。

次に、第4期で新たに設置された施設数と内訳についてであります。施設数は6か所、内訳といたしましては、平成21年度にグループホームが3か所、小規模多機能型居宅介護が1か所、特定施設入居者生活介護が1か所、23年度末には、現在建設中の地域密着型特養が1か所設置されることとなっております。

次に、特別養護老人ホームの待機者の状況であります。平成20年度の待機者は実人数で933名でしたが、23年度では832名と約100名の減少となっております。また、特養の待機者832名のうち在宅で待機している方は308名で、要介護度別では要介護1が96名、要介護2が92名、要介護3が74名、要介護4が31名、要介護5が15名となっております。

次に、第5期の施設計画の課題についてであります。当面、平成30年3月まで介護療養病床が存続になることを想定すると、施設の待機者のニーズに対応する施設整備の推進を図ることができるかが課題として挙げられます。

次に、24時間対応型の巡回型訪問介護・看護サービスの需要についてであります。市内41の居宅介護支援事業所にアンケートをとり、ケアマネジャーが担当している利用者の中で、このサービスを利用する方を聞いたところ、約100名との回答がありました。

また、参加事業所の見通しにつきましては、平成23年度、国のモデル事業に本市が手を挙げ、関係事業所に対しモデル事業の募集を行ったところ、5か所の事業所から申込みがありました。今後、モデル事業では1か所を選定することになりますが、補助金により基盤整備が図られることから、少なくともこの1か所は事業に参加するものと思われれます。

次に、これまでの策定委員会での審議についてであります。これまで3回開催され、現行計画の推進状況、アンケート調査の結果報告、特別養護老人ホームの待機者状況、本市の将来人口の推計などを協議いたしました。

また、介護保険料が月額5,000円内にできるのかの見通しについては、介護療養病床の存続に伴う給付費の増、介護給付費準備基金の残額があまり見込めないこと、さらに要介護認定者の増加による給付費の自然増を見込むと財政安定化基金の取崩しを講じたとしても、本市の保険料は5,000円を超える見

込みであります。

次に、給食サービスについての取組についてであります。平成20年度までは社会福祉協議会に委託し、町内会の配食ボランティアが弁当を届けていたため、配食ボランティアのいない地域では利用できませんでしたが、21年度から民間の事業所1社の参入を可能としたため、市内全域で利用できることとなり、現在では社会福祉協議会と民間の事業所2社の計3事業所に対応しております。

実利用者数は、平成20年度末180人であったものが22年度末には592人、延べ利用者数は20年度末8,553食が22年度末には2万5,193食と、いずれも約3倍の増加となっております。

次に、給食サービスの利用回数の改善についてですが、道内10万都市の給食サービスは本市を除きすべての市で栄養改善を目的としており、適切なアセスメントにより利用回数が決定されておりますので、利用者によっては週7回のサービスが提供される方もいると聞いております。

一方、本市の給食サービスは、独居又は高齢者世帯を対象に安否確認を目的としており、週1回の利用回数となっております。本市においても給食サービスのあり方について安否確認から栄養改善に変更していくことを検討しておりましたが、平成24年度から創設される総合事業のメニューに配食・見守りのサービスを市町村の判断により実施できることとなりました。これにより給食サービスのあり方は総合事業の実施の可否をなくして判断はできませんので、先ほどお答えしたとおり、まずは第5期事業計画の中で総合事業の実施について検討してまいります。

次に、国民健康保険について何点かお尋ねがありました。

まず、療養諸費の見込みの設定についてであります。療養諸費の予算策定に当たっては、入院、外来、歯科などの診療区分ごとに受診件数や1件当たりの医療費などを細かく分析し、さらに過去の伸び率等を勘案した上で1人当たりの医療費を算出するなど、適正な見積りに努めているところでありますが、医療費の動向は全体的に増加傾向にあるものの、インフルエンザの流行や社会情勢の変化など、さまざまな要因により影響を受けるため、正確な予測は難しいのが実態であります。

また、平成22年度の不用額1億9,881万円につきましては、年度途中で退職分の療養給付費に約9,900万円の不足が見込まれるため、本年第1回定例会で補正予算を計上しておりますので、補正後の予算と比較した不用額ということになります。

したがいまして、当初予算との比較では約1億円の不用額で、保険給付費約123億円の0.8パーセント程度であり、やむを得ないものと考えております。

次に、資格証明書等の発行件数と国保料滞納世帯に対する差押件数についてであります。平成22年度9月時点の発行件数は資格証明書が274件、短期保険証が672件であります。また、22年度の国保料滞納世帯に対する差押件数は337件であります。

次に、国保料の限度額の引上げはやめるべきではなかったかとお尋ねですが、賦課限度額の引上げは医療費が増加する中、一定程度の高所得者に負担を増やしていただき、中低所得者の負担を緩和させることが目的であることから、従前より道を通じて国の基準に合わせるよう指導を受けてきております。また、賦課基準を国の基準に合わせることは、平成22年度も交付された国の特別調整交付金の交付対象自治体の選定に大きく影響を与える項目でありますので、国の基準に準拠することを念頭に置いた引上げは必要であったと考えております。

しかし、国の方針は、将来的に協会けんぽの限度額を目安に今後も引上げを行う方向であるということから、小樽市としては、国の都道府県ブロック会議への意見として、所得階層別の賦課限度額を設けるなど、国保特有の被保険者構造に十分配慮した検討をお願いしたい旨、道へ申出をしております。

現在、国では、ワーキンググループを設置し、全国一律の引上げから緩やかな引上げとすることや都

道府県の実情に応じた賦課限度額のあり方について検討を始めたいと聞いておりますので、今後、地域特性や急激な引上げの緩和に十分配慮した見直しができるよう期待しております。

次に、平成20年度、21年度の単年度黒字の発生理由についてであります。先ほどもお答えしたとおり、医療費の正確な予測は難しいという実態があり、特に20年度と21年度は、20年4月の後期高齢者医療制度の創設や退職者医療制度の対象年齢引下げにより、被保険者構造が大きく変わり、それらの影響による実績が乏しい中での予算設定でありましたので、より予測が難しい状況にあったことが理由と考えております。

次に、今後の保険料設定についてであります。平成22年度末で黒字に転換したとはいえ、23年度で国の交付金の精算による返還金が発生しており、実質的には約4,000万円の赤字の状況となっていることや、震災の影響により国の特別調整交付金の枠が減額となる可能性もあることから、今後も慎重に収支状況を見極める必要があると考えております。

また、保険料の適正な設定については、保険給付費をどのように見込むかによるところが大きいため、5月の確定賦課作業時において、当初予算策定時以降の医療費等の実績を踏まえ、保険料の見直し作業を行っているところであります。今後も引き続き、保険料の適正な設定に努めてまいりたいと考えております。

次に、加入手続の際の保険証交付についてですが、加入手続が遅れた方については、制度上、最大で2年間までさかのぼった保険料の納付義務が発生することを説明し、納得していただいた上で加入手続を進め、必要に応じて保険収納課で納付相談をしていただいているところであります。

しかし、中には加入手続を保留し、帰られるケースもまれにありますが、国民皆保険という前提から加入手続については国民健康保険法で世帯主に届出義務を課しており、法の定める趣旨を十分被保険者に説明し、積極的に届出を行うよう指導してまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 20番、中島麗子議員。

**○20番(中島麗子議員)** 再質問を行います。

最初に、泊原発の問題ですけれども、この泊原発の安全性の問題では、市民の心配も含めていろいろ対応しなければならないということはわかるが、今は申入れをする、そういうことは考えていないと、こういうお話でした。

しかし、先日の新聞報道でも、小樽市の消費者協会が市民の意識調査をやって、今後の原発政策についても将来的に脱原発、直ちに原発をやめてほしい意見が8割、安全対策を強化して推進すべきだという原発推進派を大きく上回っていると、こういう報告が市民の声としてもあります。

また、北電の泊原発3号機のプルサーマル導入の問題では、やらせが発覚しましたが、これとは別に2009年3月に地元の住民団体がアンケートをやっているのです。回答者の8割が計画の説明を聞いていない、不十分だと答える、そういう結果が出ており、北電によるやらせが発覚した2008年のこのシンポジウムのアンケートと全然違うのです。こういう世論のゆがみが明らかになった以上、3号機の運転推進、プルサーマル計画そのものが道民合意を得たと言えない状況だと皆さん普通は思うのではないのでしょうか。そういうことに対して、後志の小樽市長として見解を発していただきたいと私たちは強く思っております。

そういう点で、国の結論を待って対応するということにとどまらない自治体の長の判断というものがあるのではないかと思うのです。それぞれの自治体の皆さんがEPZの中に入れてくれとか、いろいろ言っているわけですよ。小樽市長としても、市民のこういう声をバックにみずからの声

を発することが私は非常に期待されていると、市民にも大きな期待があるというふうに思います。そういう点で、国の指示待ち方針ではない、中松市長の声を聞きたいということなので、再度お答えください。

職員の処分の問題ですけれども、私も罰則を厳しくすれば肅正されると、そういうものではないと思います。

しかし、今回の問題は、全国的に有名になりました。市役所ぐるみの法令違反、職員間に問題意識もない。こういうことが明らかになった以上、従来並みの対応で終わらせていいのか、こういう問題意識は市民の中にも大変強くあります。そういう意味で、こういうことを二度と起こさない、そういう意味での厳罰処分もあり得るかなと私たちは思っています。そういう点で考えるべきではないかとやはり思うのですが、この点でもう一步踏み込んだ答弁をいただきたいと思います。

財政の問題ですけれども、丁寧にお答えいただきましたが、不用額として適正なラインというものが見られるものでないというお答えでしたけれども、正直言って、今回、平成22年度決算を見て私が思ったのは、では、もうどんどん不用額が増えていったらいいのか。今3パーセント、4パーセント、5パーセント、適正なものがないといって不用額が増えるような、そういう予算執行、そういうものでいいかという問題があると思うのです。実際に歳出削減という困難がある中で、歳出見込みのあたりで一定の操作あるいは多く見込むという、むしろそういう部分が出てきているのではないかと思うのです。

先ほど、職員退職手当のことを話しましたが、平成20年度から勸奨退職が55歳から53歳に変わって、例年8人から9人の退職者が一気に18人ぐらいに増えました。それで、翌21年度はまた同じような額を見込んだのはわかります。しかし、実際には例年どおり8人、9人どまりだったのですよ。そうしたら、またもとに、前年度実績に戻すのが普通ではないですか。また同じ額を設定しているのですよ。そういう意味での歳出見込みの上積みという、そういうことがないのかどうかという気がいたします。

財政部の話では、各課が途中でお金が足りなくなるのが嫌だからどうしても多く見込む傾向があるのだという、そういう傾向もお話を伺いましたけれども、やはり予算を立てるといふことの厳密さと、それから実際に市民のサービスに使う額の確保という点から考えれば、計画の段階でのもう一步厳密な中身というものが要求されるのではないかと思います。そういう点で、確かに予想が立たないものもあるということはわかります。そうは言いながら、全体として多額の不用額が出る実態の中身については、やはり悪く考えれば、国保会計が療養諸費を多額に見積もり、毎年黒字を出して、累積赤字の解消をしてきた。そういうことを一般会計の累積赤字でも取り入れたのではないですかと、そういう気もしないわけではありませんので、お聞きしております。

子育て支援ですが、この問題でもお答えがありましたけれども、結局、子ども手当から保育料の天引きについては考えると、やらないとは言いませんでした。お金がないから4,000万円かかる一部負担金の乳幼児医療費免除というのはちょっと大変なのだという、それは今すぐやってくれといっても無理なのかなという気もしますが、少なくとも財政的なバックが必要のない子ども手当からの保育料天引き、こういうことはやらないと言っていた方がいいのです。なぜこんなような形で介護保険料の年金天引きの形をあらゆる徴収に適用しなければならないのか、大変理解ができないところです。子育て支援どころの話ではなくなると思いますが、天引きについてはやらない、こういうふうにはっきりお答えいただきたいと思います。

国民健康保険についても一言言っておきたいと思います。

2年間にさかのぼって保険料が発生するとおっしゃいましたけれども、今の国の法律では、保険料の支払う期間は2年間までさかのぼりますが、たとえそのお金を払ったとしても、その間保険給付は全く

受けられないという仕組みですよ。そういう仕組みに納得できる市民がどれだけいるかなと私は思うのですが、私たちが経験したケースでも、50代の男性が平成20年に会社を退職して、このとき国保に加入するという説明がなく、知らないで経過して、21年に病気のために国保加入手続に来たときには、窓口で2年間にさかのぼる保険料滞納分として28万円を1回で払うように言われて、国保に入ることをあきらめて、全額自己負担で病院にかかったと、こういうお話でした。こういう問題が発生する背景に、滞納者が保険料滞納に対して払うと言わなければ、保険給付の保険を出さないという、そういう仕組みになっているのではないかということが心配なのです。こういう方の場合には、ではどうすればよかったのか、国保のほうではどのようにお考えなのか、お答えください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 中島議員の再質問に答弁をさせていただきたいと思います。

まず、泊原発につきまして御質問がありました。

これにつきましては、国の検証結果がまだきちんと出されていないということでございます。それから、道のほうとしては道民の生活あるいは経済活動に配慮したということで、私も常に安全については第一に考えていかなければいけない問題だろうというふうに思っております。しかし、国や道の基準がそういうことでまだ出されていない中で小樽市単独で中止を申し入れるという、こういうことについては国、道の状況を見た上で判断をしてみたい、このように思っているところでございます。

それから、政治資金規正法問題の処分についてでありますけれども、これは先ほども答弁させていただいたように、昭和26年に国が各地方自治体に示した標準例、これについては北海道をはじめとする全国の都道府県及び市町村が同様の定めをしているということでございますし、それよりも何よりも、やはり私どもとしては、こういったことに真摯に取り組んで、しっかりとした信頼の回復を図っていかねばいけないと思っているところでございます。そういった中で、私としては、職員分限懲戒審査委員会からの答申を踏まえて、そういった処分についても取り組んでいきたいと思っております。

それから、財政の問題でございますけれども、先ほども答弁させていただきました。近年決算時において多額の不用額が生じていることを踏まえて、これからは予算要求額を見積もるよう、そのあたりについてやはりきっちり対処をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、子ども手当からの保育料の徴収についてでありますけれども、実施を含めて検討していきたいということでございますので、これについても御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、同じ子育て支援についての乳幼児の医療費の助成についてでございますけれども、これも無料化実施するということになると、4,000万円を超える財源が必要ではないかと、このように受けておりますので、このあたりも現時点では非常に厳しい、このように思っております。

それから、国民健康保険制度の問題について、保険料の納付義務、これが2年間さかのぼって保険料納付しなければいけないというようなことから、これについては原課のほうについては該当される方とよく相談した上で対処をするようにという指示をしているところでございます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、中島麗子議員。

**○20番（中島麗子議員）** 各部の部長から追加説明があるのかなと思ったのですが、市長が全部お答えされておりましたけれども、ほとんどお話が進んでいない気がいたします。そういう意味では、中松新市長としての声というものをもう少し聞かせていただきたかったという点では、少し物足りない、残

念な思いもいたしますが、少なくとも子ども手当から保育料を天引きするなどということは、これは市町村の判断でできるというのです。やらなくてもいいと言っているのです。それはもう市長として私やりませんよという、その一言が欲しかったと思いますし、できるのではないですか。今までそういうことをしなくても保険料をちゃんと納めている方がいるのですから。そんなことをしない形でも保育料納付がされるのでしたら、改めて子育て支援のお金から天引きする必要は全くないはずだと思うのです。そういうことを市長が答弁できない。そういうところに大変残念な思いがいたします。

あと、国民健康保険の問題では、これは具体的に保険料を28万円1回で納めなさいと、こういう指導をしているのですよ。28万円を納められたら問題ないのですが、仕事がなく病気になる人が、納められないから相談に来ているのですが、具体的な対応がないままに保険証を交付されない市民が発生している、そのことについてどう改善するのかという質問なのです。1回で払いなさいと言われて帰った方の話なのです。だから、そこら辺は実際の指導と現場が違うのですか。明確にお答えください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 中島議員の再々質問についてお答えしたいと思いますが、同様になりますけれども、先ほどの子ども手当の問題につきましては、いろいろなケースがあるのだろうというふうに思っております。そういった中で、今後、検討していきたいということで答弁をさせていただいたところがございます。

それから、国保についても同様でございます。今は中島議員からは一例についてお話をいただきましたけれども、私も原部のほうからいろいろと話を聞いてみると、いろいろなケースがあるということでございますので、そういったケースの中でできるだけ対処するようにという指示をしたという先ほどの答弁でございます。

**○議長（横田久俊）** 以上をもって本日の会派代表質問を終了し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 4時36分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田久俊

議員 安齋哲也

議員 松田優子

平成23年  
第3回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成23年9月13日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	26番	成	田	晃	司
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	教	育	長	上	林	猛
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長
総	務	部	長	迫		俊	哉	財	政	部	長
産	業	港	湾	部	長	工	藤	裕	司	産	業
生	活	環	境	部	長	前	田	孝	一	医	療
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長
建	設	部	長	飯	田	俊	哉	会	計	管	理
消	防	長		柿	崎	隆	幸	病	院	局	長
教	育	部	長	山	村	幹	雄	経	営	管	理
総	務	部	総	務	課	長	中	田	克	浩	財
											政
											之

議事参与事務局職員

事務局長 佐藤 誠一  
庶務係長 伝里 純也  
調査係長 沼田 晃司  
書記 木戸 智恵子  
書記 柳谷 昌和

事務局次長 佐藤 正樹  
議事係長 中村 弘二  
書記 相澤 幸  
書記 佐藤 誠  
書記 高野 香織

**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、上野智真議員、新谷とし議員を御指名いたします。

この際、市長から、昨日行われた鈴木議員の会派代表質問中、再質問に対する答弁の一部を訂正したい旨の申出がありますので、発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 昨日の自由民主党、鈴木議員の奥沢ダムに関する再質問に対する答弁の中で、下流の人たちの安全ということとあわせて、ダムの保存という問題については、何とか確保していきたいと申し上げましたが、これにつきましては、ダムの保存以下でありますけれども、水道施設の保存や景観という問題については何とか努力をしていきたい、このように訂正をさせていただきたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 日程第1「議案第1号ないし第27号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

**○2番（千葉美幸議員）** 公明党を代表し、質問いたします。

初めに、中松市長の今後の市政運営に当たっての基本的な政治姿勢について伺います。

中松市長は、市長選での公約として、まちづくりに当たっての基本姿勢の第1に、市民力の活用を挙げておられます。多様化する市民ニーズや新たな地域課題にこたえるため、市民と行政が協働して市政を運営する良好な関係の確立が必要として、そのために市民力によるまちづくりを目指すとされておりますが、市民と行政の良好な信頼関係という点で、市長の現状認識をお示ください。

また、市民参加の市政運営と市民力によるまちづくりをどのように具体化されるのか、方向性をお示ください。

小樽市では、ここ数年、市職員の懈怠による高額療養費の未請求問題や単純な事務処理ミス、そして政治資金パーティー券問題が発覚し、市民から市の職員に対しての信頼が大きく損なわれました。中でも、政治資金パーティー券問題は、今なお市民から厳しい声が寄せられており、このたびの事件に対する問題意識をすべての職員が共有し、職員一丸となって信頼回復に向け取り組まなければなりません。

中松市長は、市民からの信頼回復に向けてどのような姿勢で取り組むとお考えなのか、お聞かせ願います。

この項の最後に、北電泊原子力発電所について伺います。

北電泊原発から約30キロメートルから50キロメートル圏内に位置する小樽市として、原子力発電所の安全性について、市長はどのような認識をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

また、必要な安全対策に対する基本的な考え方などについて、地元関係自治体4町村や他の後志管内自治体との間で情報交換、連携、調整のための話し合いなどを持たれるお考えはないのか、お聞かせ願います。

さらに、北海道や国からは、これまで北電泊原発の安全性や必要な安全対策にかかわって、どのような情報提供がなされてきたのか、また今後、改めて必要な情報提供を求められるお考えはあるのかについて

お聞かせ願います。

次に、財政について伺います。

平成22年度の決算は、11億8,394万円の黒字となり、21年度の実質収支の赤字額3,073万円を解消いたしました。前市長が12年間、市財政の健全化を最重要課題として取り組まれ、財政健全化計画を進めてまいりましたが、2年前倒しで目標を達成いたしました。

今年度の黒字の主な要因としては、市税収入が約2億300万円、地方交付税約7,500万円、諸収入が9,500万円など、予算を上回ったことや、歳出における不用額が出ているのも大きな要因として挙げられております。

しかし、一般会計における不用額は、総額19億3,750万円となり、前年度と比べ2億5,400万円少なくなっているものの、予算規模に対して発生額が大きすぎないのか、伺います。

不用額は、決算を過去5年ほどさかのぼってみますと、毎年度2パーセントから3パーセント以内で推移してきておりますが、平成21年度、22年度について、割合についてもお示しいただき、御答弁をお願いいたします。

不用額が生じる要因や分析については、前々年度の決算や、国や道の制度の見極め、国全体の景気動向など、見極めが難しいと言われ、理解もしているところでございます。しかし、平成22年度の民生費のように、予算現額に対して5パーセント以上の不用額、12億2,400万円が出ていることについてはいかがでしょうか。市長の御見解をお伺いいたします。

また、適正な予算の見積りについてのお考えをお伺いいたします。

民生費の不用額の内訳を見ますと、社会福祉費が5割程度を占め、障害者、高齢者、児童福祉などに関する各種事業の決算額が予算を大きく下回っているものがあればお教えてください。

また、その理由についてどのように分析なさっているのか、お示し願います。

今後は各種の事業評価を検証、市民に公表した上で、事業の見直しなどを進めることが必要と考えますが、いかがでしょうか。市長の御見解をお伺いいたします。

中松市長は、真の財政健全化を重点公約に掲げ、市政運営をスタートされました。累積赤字が解消になったとはいえ、平成23年度当初予算は、下水道事業会計から8億8,000万円の借入れにより何とか収支均衡予算とし、依然として厳しい財政運営に変わりはありません。今後は東日本大震災の影響がさらに日本経済に広がり、私たち庶民にもその負担が迫るとすれば、消費に大きく影響が出ることも予想されます。

また、自治体では、国からの補助金や交付金などが見込みどおり入ってくるのか、心配な声もあるようです。

今後の真の財政健全化の道りは大変厳しいものがあり、歳入に見合った財政運営は、今後、新市長の下でどのようになされるのか、お伺いしたいと思います。

まず、収支均衡を図るため、他会計や基金からの借入れによる予算編成のあり方についてです。現在、他会計や基金からの借入れの総額は、幾らになっているのでしょうか、会計別に金額をお示し願います。

また、他会計や基金への償還計画についてもお示し願います。

特に、下水道事業会計からの借入れについて、下水道事業会計が借り入れる資本費平準化債との関係において、その趣旨や目的から問題点はないのか、お伺いいたします。

一般会計における他会計からの多額な借入れについては、北海道においても危惧していると聞いております。もし下水道事業会計からの借入れができなければ、今後の予算編成において、収支均衡が保たれるのが、懸念されます。本市の予算編成に与える影響と今後の他会計からの借入れの考え方について

ても、お聞かせ願います。

小樽市は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成22年4月の同法の一部改正により、過疎地域となりました。平成23年4月現在、全国では全体の約45パーセントに当たる776市町村が過疎地域で、うち道内は143市町村、全道の約80パーセントが過疎地域となり、少子高齢化や大都市への人口の流出が、過疎化を進めている要因の一つになっております。

小樽市は、指定要件の追加により、法定要件である財政力要件が平成18年度から平成20年度の3か年間平均財政力指数が0.56以下に対して0.48、昭和55年から平成17年の人口減少率が17パーセント以上に対して21.3パーセントとなり、新たに過疎地域とされ、平成22年度から平成27年度までの期間内において、地域の自立促進を図っていくものであります。

改正過疎法は、国庫補助率のかさ上げやハード事業に加え、地域医療の確保や住民の安心・安全な暮らしの確保のため、自治体が自発的かつ主体的に問題に取り組むことができるよう、ソフト事業についても過疎対策事業債を充当することができるようになりました。

そこで、初めに本市の過疎計画の策定の考え方について伺います。

本市では自立促進施策で最も重要課題として進められる主な事業についてお聞かせ願います。

次に、本市における平成22年度の過疎債実績額と主な事業についてお示し願います。

自立促進計画に基づいて実施される各事業について、過疎債を充当することができるため、財政難の小樽市にとりましてすべて計画どおり認められるのを期待しておりますが、過疎地域の他自治体からは枠が不足するのではないかと懸念や、事業内容によっては過疎債の充当を一部充てることができないと道からの指摘があったと伺っております。

そこで、本年度進められている自立促進計画に基づく事業のうち、過疎債の概算事業費は幾らで、起債申請は予定額どおりできたのかについてもお聞かせ願います。

また、新年度の平成24年度で進められる事業についてはどうでしょうか。概算事業費と、うち過疎債の起債予定額についてお示しいただき、事業の見直しなどの影響が出ないのか、御見解を伺います。

さらに、今後の財政運営の影響についてもお聞かせ願います。

この項の最後に、財政健全化計画について伺います。

小樽市では、平成17年3月に財政再建推進プランを策定し、平成19年3月には財政健全化計画を新たに策定し、財政の立て直しを進めてまいりました。財政健全化計画は平成24年度で終了となっており、真の財政健全化を進める中松市長の下で財政健全化計画が必要と考えますが、市長の御見解を伺います。

また、本計画策定を進めるに当たって、計画期間と目標など、考え方についてお示し願います。

次に、市道梁川線の一部車両通行規制の解除に関してお尋ねいたします。

小樽市中心市街地の人口減少は、市の商業活動に大きな影響を与えており、商店街の空き店舗の増加や販売額の減少などが極めて深刻な問題となっております。

このような中において、小樽市でも商店街活性化施策に力を注いでいる現状でございます。各商店街においても、にぎわいを取り戻すためにさまざまな努力を重ねているところではございますが、その取組の中には空き店舗の新たな活用や空き地を利用しての駐車場の提供など、少しでもお客様の利便性を確保し、集客を図る努力が続けられているものと認識しております。

このような中において、小樽都通り梁川商店街振興組合では、平成21年11月の定期総会において、同商店街の通行人や買物客の減少、車両通行の現状等の分析と今後の活性化策を協議したという経過があり、その中の議論の一つとして、現在、午前11時より翌朝8時までの車両通行禁止の一部解除を求めるとを関係機関に働きかけることが決定されました。あわせて、当該町会である稲穂第5町内会にお

いても、同趣旨について賛同を得ているところでございます。

それを受けて、小樽警察署や小樽市などにも要請活動を続けてまいりましたが、約1年9か月の時間経過がございましたので、その後の経過や今後の方向性について何点か伺います。

初めに、この梁川商店街が規制解除の要望書を昨年2月15日付けで小樽市へ提出し、それを受けて前山田市長名で小樽警察署長あてに要望書が提出されておりますが、その後の経過について御説明をお願いいたします。

第2点目に、規制解除は容易ではなく、交通安全上の問題や交通規制に至った歴史的な経緯などもあると思います。そのことも含めて、小樽警察署及び公安委員会との間でどのような協議がなされているのか、現状について御説明願います。

第3点目に、冒頭に触れましたが、梁川商店街を取り巻く商業環境は大変厳しいものがあり、それを受けて前市長が要望書を届けたことは極めて重いものがあると思います。よって、中松市長におかれましても、課題解決に最善の努力を要請したいと思いますが、御見解をお聞きいたします。

次に、介護保険について伺います。

第177回の国会において、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立しました。概要を見ますと、今回の介護保険法改正は、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めることになっております。高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、高齢化のピークを迎える時期までに地域包括ケアシステムを構築するため、24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護・看護等の新たなサービスの創設、介護福祉士や研修を受けた介護職員による、たんの吸引等の実施や市民後見人の育成の推進など、所要の改正が行われました。

現在、小樽市でも、第5期介護保険事業計画策定が進められておりますが、地域包括ケアシステム構築のためには、地域の高齢者のニーズや実態についての把握が重要であります。各自治体では、既に90項目からなる日常生活圏域ニーズ調査が行われ、結果を発表している自治体があることや、厚生労働省では日常生活圏域ニーズ調査がより細かく分析できる生活支援ソフトを作成し、自治体に配付されていると伺っております。

小樽市の第5期介護保険事業計画策定に向けた日常生活圏域ニーズ調査の進捗状況についてお聞かせ願います。

また、65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者を無作為に1,000名抽出し、5月25日から6月15日までを期間にアンケート調査が行われております。本アンケートの目的と分析結果についてお示しください。

次は、24時間対応の定期巡回、随時対応サービスについてです。日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスですが、市町村が主体となり、圏域ごとにサービスを整備できるようにすることとなっております。

地域包括ケアシステムの構築のため創設される本サービスは、小樽市の高齢者が地域で安心して生活できるサービスと考えますが、今後の本サービスの取組についてお聞かせ願います。

小樽市では、介護予防の拠点として、また高齢者全般の身近な相談窓口として、地域包括支援センターが市内3か所に設置されております。

今後、介護保険事業計画策定で、地域包括ケアの実現を目指すことや、高齢者を支える地域ぐるみでの取組を進めることから、小樽市が設定する三つの日常生活圏域をさらに細分化した地区ごとのセンター設置が必要と考えますが、お考えをお聞かせ願います。

次に、介護保険料について伺います。

第5期介護保険料は、自然増と16万人分の緊急基盤整備の影響などで、全国平均月額が第4期の4,160円から5,180円の見込みとなり、介護保険の現場においては、第1号被保険者の負担は5,000円が限界との声が強く上がっております。

国では、今回の介護保険法の改正により、平成24年度に限り特例として、都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩して第1号保険料の軽減に充てることを可能とし、保険料を150円程度軽減できる試算をいたしました。

しかし、小樽市の保険料が全国平均に比べ高いことから、第5期の介護保険料については、市民から保険料が5,000円を大幅に超えるのではないかと値上げを懸念する声が出ております。

そこで、第5期介護保険料の算定に当たり、小樽市の基本的なお考えをお聞かせ願います。

また、保険料の値上げの要素と値下げの要素についてお教え願います。

現時点で保険料の試算はどのくらいになっているかについてもお聞かせ願います。

厚生労働省からは、7月に開かれた第5期介護保険事業計画の策定に係る全国会議で、第1号被保険者の介護保険料負担段階のうち所得第3段階について、保険者の判断で所得区分を細分化し、特例第3段階として負担を減らすことができるよう検討が進められております。

この件について、小樽市のお考えと次期保険料に与える影響についてお聞かせ願います。

この項の最後に、小樽市の第5期介護保険事業計画策定の今後のスケジュールについてお示しください。

次に、障害者支援について伺います。

中松市長は、公約の中で、高齢者や障害を持った方々が安心して自立した生活を送れることができるよう支援体制を強化しますと述べられており、今後、今まで以上にハード、ソフト両面のバリアフリー化は予算を確保しながら着実に進められるよう、ぜひ努力をお願いするところでございます。

そこで、障害のある方が社会参加や日常生活を制約されないよう、配慮を求めたい視点で質問させていただきます。

初めに、特定目的住宅についてお尋ねいたします。市営住宅は、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものであります。特に、心身障害者、母子、老人、低所得の世帯で、住宅に困窮する方のためには特定目的住宅があり、入居者条件等は小樽市営住宅条例施行規則で定められ、抽選で入居が決定する一般の市営住宅とは違い、困窮度の高い方から優先して入居が決定される仕組みになっております。高齢化率が高い小樽市では、バリアフリー化が進んだ市営住宅に応募が集中し、特定目的住宅もなかなかニーズにこたえられないのが現状であります。

そこで、何点かお尋ねいたします。

市営住宅のストック状況についてですが、平成22年度末における管理戸数、入居状況についてお示しください。

また、そのうち特定目的住宅戸数とその入居状況についてもお示し願います。

次に、特定目的住宅の募集戸数に対する申込件数について、平成20年度から22年度までの状況をお聞かせ願います。

また、申込みの理由ですが、条件別に見た場合、申込割合などの状況はどのようになっていますでしょうか、市の傾向についてもお聞かせ願います。

特定目的住宅は、世帯の申込要件のほか、現在住んでいる住宅事情を困窮度として採点し、その困

窮度の高い方から入居が決定されます。困窮度の採点の考え方について御説明願います。

あわせて、困窮度の採点に当たって、障害の等級などによって点数が加算される配慮についてのお考えもお聞かせ願います。

また、特定目的住宅の戸数の拡大については、総数に対して3割程度の水準に上げていく方針が決められたと伺いました。その経緯と理由について御説明願います。

次に、市営住宅の住み替えについて伺います。

小樽市では、住み替えの取扱いについて、市営住宅入居等に関する事務処理要綱があり、既存入居者が公募によらず、他の市営住宅に入居すること及び公募を行う市営住宅に入居することの申込みができる場合の取扱いについて定められています。

そこでお尋ねいたしますが、小樽市の住み替えの資格や申請基準はどのようになっているのか、お示しください。

次に、公募によらない住み替えで登録されている世帯数と登録理由について、また住み替え率の状況についてお示しください。

今年に入り、市民の方から住み替えについて御相談がありました。現在、エレベーターのない市営住宅に生活をなさっている60歳代の御夫婦です。御主人には視覚障害があり、年金と奥様のパート収入で生活しております。数か月前、御主人が片足を切断され、退院後の生活について大変心配されての御相談でした。居住空間は段差だらけ、中層階に住んでいるため、狭くて急な階段の上りおりやトイレ、お風呂、移動に関して、退院後、一人では到底できない状況に加え、視覚に障害があるため、一層の注意が必要です。また、高齢なため、車いすや松葉づえを使った生活になれるまでには、相当な期間を要することが予想される状況にございました。この方は、公募によらない住み替えは、現に空き家となっている市営住宅から適宜あつせんする住宅となっているため、御主人の身体的な状況に即時対応できる住み替えが困難だと判断し、公募による住み替えを希望しようとしてしました。

ところが、要綱の第9条第3項で、入居の申込みをすることができる市営住宅はエレベーターが設置されていない住宅とする。ただし、現住宅にエレベーターが設置されている場合は、この限りではないとあります。このため、相談者の御夫婦はエレベーターがない住宅にしか申し込むことができません。小樽市営住宅のストック状況からも、エレベーターのない住宅は、バリアフリー化されていない住宅がほとんどを占めており、問題解決にならないため、公募の申込みもやめ、民間住宅を探すことになったそうです。

今回のケースのように、身体の障害に大きな状況変化があり、必要とされる住宅住み替えが、既存住宅のエレベーターがあるなしで申し込みできる市営住宅を制限することは、障害者に対して配慮に欠けることにつながらないでしょうか。条項の見直しを求め、市長の御見解をお伺いいたします。

また、今回のケースのように、やむを得ず民間賃貸住宅への転居を選択した場合など、障害をお持ちの方が民間賃貸住宅を探し、契約に至るまでスムーズにいかないケースもあることから、行政側のサポートなど取り組むお考えはないのか、お聞きいたします。

国の住宅政策は積極的な新規建設から既存のストックを有効活用する方向へ転換し、公営住宅において住宅マスタープランに基づき、ストック住宅の長寿命化による計画的な建替えや改善、用途廃止などが小樽市でも進められております。

市営住宅ストックの設備状況を見ますと、中層以上の住宅でエレベーターが設置されていない住宅が7割ほど、住宅内手すりも2割程度の設置状況は、本市の高齢化がますます進むことから、改善を急がなければならないと考えます。これらの設備の改善について取組のお考えを伺います。

次に、補助犬法の理解についてお尋ねいたします。

本年8月5日に、改正障害者基本法が国会で成立し、施行されました。今回の改正は、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指す理念が掲げられ、障害のある人の社会参加や日常生活を制約する社会的障壁を取り除くことが義務づけられました。今後は、障害者総合福祉法や障害者差別禁止法の取組が推進され、共生社会への流れを大きく前進させていかなければなりません。そのためにも障害者の方々の声に耳を傾け、障害のある方が社会において普通の生活を送り、社会参加できるよう、市民お一人お一人が障害に対しての理解を深めることが大切であります。

小樽市でも、啓発活動の推進やボランティア活動への支援などを行っており、今後も共生社会に向けた取組が推進されるよう、私も努力してまいりたいと思っております。

中でも視覚障害者支援に対しては、何度か質問をさせていただき、情報のバリアフリーについてや盲導犬の理解は市の推進で少しずつ進んでおり、感謝しております。

しかし、先月、本当に心が痛くなるような相談がございました。過去、何度も盲導犬と一緒にいる飲食店で、突然入店を断られ、視覚に障害のある御本人から、生きている意味がない、死にたいと泣きながら私のところに連絡が来ました。お話の内容から、飲食店側が身体障害者補助犬法を正しく理解されていたのか、また店員など職員に対して十分な説明がなされていたのか、疑問が残りました。確かに、本法律に対して周知がどこまで進んでいるのかわからないのが現状です。しかし、このような事実が年に何回かあるようでは、法律の周知や理解に対しての取組を本市がどのように行っているのか、聞かざるを得ません。このたびの件に関して市の認識と対応、飲食店側の対応に問題はなかったのか、見解を伺います。

また、本法律に対しての周知や理解については、施設や飲食店に限らず、小樽市民全体が深めなければならぬと考えます。今後、教育現場での取組や商工会議所等団体との連携で、周知徹底を推進していただきたいと考えますが、市長の御見解をお聞かせ願います。

次に、奥沢ダム の 廃止 について 伺います。

水道専用ダムとして97年間稼働してきた奥沢ダムですが、漏水量の観測からダム堤体内の陥没箇所が確認され、調査、改修方法が検討されてまいりました。しかし、奥沢ダムは大正3年に完成した施設であり、改修には数十億円以上の費用がかかると見込まれることや、ダム廃止によって市内への給水量に不足を来すことはないことから、存続を断念し、やむを得ず廃止することになった旨、御報告をいただいております。

そこで、奥沢水源地について何点か伺います。

1点目に、現在、市民の安全確保のため、大雨などに備えるための応急工事がなされておりますが、万が一記録的豪雨などの影響により、市民に避難をお願いする場合の対応について具体的にお示ください。

第2点目に、市民の飲み水の確保についてです。市内の水道水供給量の約8パーセントを担っている奥沢ダム の 廃止 は、他の浄水場からの供給で影響はないと伺っておりますが、2008年春から秋にかけて、小雨の影響で朝里ダムの08年9月末貯水量が184万5,000立方メートルとなり、過去06、07年の2年間と比べ半分程度までになりました。そのままの状態が続くと、水道水の供給が危ぶまれた感があります。このように同じような状況が起こった場合でも影響が出ないのか、お聞かせ願います。

第3点目に、水すだれの存続については検討はなされるようですが、奥沢ダム の 四季折々の景観は神秘的で、水すだれと同様に隠れた観光秘境ともなっております。ダム廃止後の景観の保存につい

て、小樽市としてどのようにお考えなのか、お聞かせ願います。

最後に、教育について伺います。

初めに、学校の防災対策についてです。東日本大震災は、改めて自然の猛威を思い知らされ、防災対策の重要性を認識させられました。

第2回定例会では、この防災対策に対して多くの質疑がなされております。このたびの大震災では、釜石の奇跡としてマスコミに何度も取り上げられた釜石市の津波防災教育は、自分の命は自分で守ることのできる力をつけることを目的としており、子供たち自身が判断し行動した結果、多くの命が救われました。また一方で、多くの児童・生徒が亡くなった地域もあり、日ごろの防災教育の大切さも教わりました。

小樽市では、防災意識の啓発や避難マニュアルの見直しなど進めるとのことですが、以下何点かお尋ねいたします。

初めに、このたびの大震災では、学校自体の損傷がわずかでも、学校施設の天井や照明器具などが落下する被害が相次いだそうです。小樽市内の小・中学校の非構造部材の点検や耐震対策についてお伺いいたします。

次に、友人の子供たちは、テレビや新聞で被災地の状況を目の当たりにし、震災後半年たった現在も、思い出したように、万が一大きな地震が来た場合、自分がどう行動すればいいのか、家族に話をしてくるそうです。防災への関心が高い今こそ、スピード感を持って取り組んでいただきたい防災意識の啓発や防災教育について、具体的にどのように進められるのか、お伺いいたします。

学校の避難マニュアルについてですが、学校の規模や立地条件など、地域の環境が違うため、学校ごとの避難マニュアルは必須と考えますが、子供たちの安全確保について、さまざまな場面を想定することが必要であります。小樽市教育委員会として統一した基準を示す必要があると考えますが、御見解をお伺いいたします。

横浜市は、市の防災計画とは別に、学校防災計画を策定しており、他の自治体でも策定を検討しているところがあるようです。本計画は教育委員会が市の防災計画を基本的な枠組みとし、各学校における防災計画について、基準を明確にするものとして策定しております。本市の学校防災計画の策定について、御見解を伺います。

次に、中学校の修学旅行についてお尋ねいたします。

このたびの東北地方の震災の影響で、生徒の安全確保のため、本年度は道内各中学校の修学旅行先の変更などがあり、生徒たちは複雑な思いがあったように伺っております。このたびのような大震災の影響による変更は、子供たちの安全確保からやむを得ない判断でしたが、学校時代の修学旅行は生徒にとって一大イベントで、心から楽しみにしている行事の一つでもあります。そこで、中学校の修学旅行の実施について、以下何点か伺います。

初めに、修学旅行の目的についてと、旅行先はどのように決められるのか、伺います。

次に、修学旅行実施基準で定められている「経費は必要最小限にとどめるよう十分配慮すること」とございますが、具体的に基準となる金額は何なのかについてお示してください。

旅行の範囲については、全行程1,200キロメートル程度とすることとありますが、この理由についてもお聞かせ願います。

また、留意事項で、利用交通機関に飛行機が入っていないのはどのような理由からなのか、お聞かせ願います。

保護者や教育現場からは、日本の文化や歴史に触れることのできる地域、また体験・滞在型など多様

なプログラムがある地域などを選定するに当たり、距離や移動手段に基準が設けられているため、選択の幅が狭くなっているとの声があります。今後、基準の見直しのお考えはないのか、お伺いいたします。

最後に、平成22年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査についてお伺いいたします。

本調査は、児童・生徒の生徒指導上の諸問題の現状を把握することにより、今後の施策の推進を目的としており、沿革を見ますと、昭和57年度より毎年、全国の公立中学校及び公立高等学校における校内暴力の発生状況等について調査が行われ、以後不登校やいじめの問題等、社会の変化とともに必要な調査項目や調査対象を随時追加、見直し、現在に至っております。

平成22年度の調査結果を見ますと、全国の小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は約5万9,000件で、前年より2,000件減少しておりますが、児童・生徒1,000人当たりの発生件数にしますと若干増加しており、いじめの認知件数にあっては約7万5,000件で、前年度の比較で約2,000件増えております。

北海道の調査結果は、暴力行為の発生件数は1,979件で、前年度に比べ319件増加、いじめの認知件数は4,731件で、前年度に比べ1,274件も増加いたしました。

そこで、小樽市における本調査結果はどうだったのか、お伺いいたします。

まず、平成22年度市内小・中学校の暴力行為の発生件数と1,000人当たりの発生件数、いじめの認知件数と1,000人当たりの認知件数、そして不登校児童・生徒数についてお示しください。

また、このたびの市内小・中学校の暴力行為やいじめ、不登校の調査結果を教育部としてどのようにとらえているのか、お聞かせ願います。

児童・生徒を取り囲む社会環境が変化している中であって、暴力行為は粗暴化し、特定の生徒が繰り返し行為に及んでいるケースが増えており、いじめは陰湿化、複雑化してきているとも言われております。そこで、小樽市における解決に向けた取組や課題についてお聞かせ願います。

全国の調査では、いじめ発見のきっかけについて、アンケート調査など学校の取組により発見が最も多く26パーセント、次いで本人からの訴えが23.1パーセントとなっております。

このことから、児童・生徒に対し、定期的なアンケート調査実施が有効であると考えますが、今後のお考えをお聞かせ願います。

また、本人からの訴えがしやすい環境づくりについてもお示し願います。

暴力行為やいじめ、不登校の問題は、その徴候を早い段階から察知し、スピード感を持って対応することが大切であり、学校のみならず家庭や地域住民の共通認識も大切であります。市内の各学校では、学校経営要綱の中で、生徒指導上の危機管理として対応や取組が示されております。要綱の中で、学校ごとの教育目標や校長のビジョンなどを示し、創意工夫した特色ある学校づくりには大いに期待し、賛同いたしますが、危機管理上の進め方や対応はどうか。学校ごとではなく、小樽市の教育委員会として統一された対応や取組を示すべきと考えますが、御見解をお聞かせ願います。

先月30日には、札幌市で中学生が自宅マンションから飛びおり自殺するという痛ましい事故がありました。自殺はいじめが原因と言われておりますが、10代の子供がみずから命を絶つ選択をしなければならなかった声にならない声を、もっと早く気づいてあげることができなかったのか、残念で仕方ありません。

文部科学省では、2010年度の児童・生徒の自殺が147名で、ここ数年150名を推移している状況や、いじめを含め自殺にはさまざまな要因があることから、自殺予防について、アメリカの予防教育を参考に授業で取り上げることも検討されているようです。最も優先されることは命のとうとさ、大切さを学

ぶことであると考えますが、小樽市の教育現場で命についての教育はどのように行われているのか、伺います。

また、自殺予防教育導入に関して、教育長の御所見を伺います。

再質問を留保し、私の代表質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、政治姿勢について何点か御質問がございました。

まず、市民と行政との良好な関係の現状認識についてですが、多様化する市民ニーズや地域課題にこたえるためには、市民の皆さんが有するまちづくりの可能性やヒントとなる多くの知識やアイデアの活用が必要であると考えております。私といたしましても、まちづくりの主役は市民であるという認識の下、市民の皆さんの御意見を市政に反映していくためには、まず、市民の皆さんとの間に確かな信頼関係を築いていかなければならないものと考えております。

次に、市民力によるまちづくりの具体化についてですが、市長への手紙や町会長と市との定例連絡会議などは、市民の皆さんの意見を行政機関に反映させる取組として有効な施策であることから、私としても引き続きこれらの施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

また、市長と語る会など、まちづくり団体との意見交換も積極的に行いながら、情報の共有化に努め、市民の皆さんとの信頼関係に基づくまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、信頼回復に向けた今後の取組についてですが、現在、外部の調査委員会の提言や議会での議論の内容などを参考にしながら、今月末を目途に、再発防止策の素案作成に取り組んでおります。その後、議会での審議をいただいた後に、再発防止策を策定し、広く市民の皆さんにお知らせするとともに、コンプライアンスの強化に努めてまいりたいと考えております。

また、日々の市民の暮らしに直結する課題や市内の経済や観光、さらには未来の小樽を担う子供たちへの教育の問題など、行政が取り組まなければならない課題は山積しておりますので、再発防止策を念頭に置きながら、職員が丸となって職務に精励できるよう取組を進め、市民の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

次に、原子力発電所の安全性についてであります。原子力発電は安全対策が求められるものであり、今回の福島第一発電所の事故を踏まえて、特に地震や津波など、従来の設計基準を超える事故への対応が重要であると考えております。

次に、関係自治体4町村や他の後志管内自治体との間での情報交換、連携調整のための話し合いについてですが、管内市町村における情報の共有や連携体制の構築を図ることは必要と考えておりますので、管内町村長が出席する会議や防災担当者会議などを通じて、情報の共有化や連携体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

次に、北電泊原発の安全性や必要な安全対策にかかわる情報提供についてですが、主なものとして、後志総合振興局を通じて、一つは泊発電所における緊急安全対策にかかわる報告書の補正について、二つ目は泊発電所保安規定の変更の認可について、三つ目として津波に対する原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する保安規定変更の許可について、四つ目といたしましては北海道電力泊発電所3号機の取扱いに関する国からの回答についてなどの情報提供がありました。

泊原発に関する情報については、安全性や危険リスクなどに関して、今後も迅速かつ適切に提供していただけるよう、北海道や国に対し、求めてまいりたいと考えております。

次に、財政に関し、何点かお尋ねがありました。

初めに、平成21年度及び22年度の最終予算額に対する不用額の割合とその主な内容についてですが、平成21年度は、最終予算額約602億8,900万円に対し、翌年度繰越分を除いた不用額は約21億9,200万円であり、割合は約3.6パーセントとなっております。

その主な内容といたしましては、民生費において生活保護費が約3億600万円、商工費では中小企業等への制度融資に伴う貸付金で約2億7,700万円、土木費では港湾整備事業への繰出金や除雪費で約9,100万円、衛生費では新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業費で約8,300万円、職員給与費では退職手当や時間外勤務手当などの職員手当等で約1億8,600万円の不用額が生じております。

平成22年度は、最終予算額約595億9,500万円に対し、翌年度繰越分を除いた不用額は約19億3,800万円であり、割合は約3.3パーセントとなっております。

その主な内容といたしましては、民生費において生活保護費が約3億円、介護基盤緊急整備交付金が約2億5,300万円、土木費では住宅事業や港湾整備事業への繰出金で約3,500万円、職員給与費では退職手当や時間外勤務手当などの職員手当等で約1億7,700万円の不用額が生じております。

次に、民生費の決算において、最終予算額に対し、5パーセント以上の不用額が生じていることについてですが、平成21年度以前の過去5年間の不用額の割合は約2パーセントから3パーセント台で推移しており、これと比較すると、平成22年度は5パーセントを超えております。これは、介護療養病床の廃止が国の方針により凍結されたことに伴い、本市の施設整備計画に基づき、予算措置をしていました介護基盤緊急整備特別対策事業交付金と介護職員処遇改善等臨時特例交付金の合計約3億2,000万円が全額不用額となったことが大きな要因であると認識しております。

次に、不用額が生じることに関し、適正な予算の見積りの考え方についてですが、歳出予算の見積りに当たりましては、前々年度の決算における不用額や前年度の決算見込みのほか、国や道の制度などをできる限り見極めながら積算しておりますが、国全体の景気動向や年度途中での制度改正のほか、執行してみなければ把握が難しい経費などもあり、一定程度の不用額の発生はやむを得ないものと考えております。

しかしながら、平成23年度予算の編成時に通知した予算要求に当たっての基本的事項の中では、改めて近年、決算時において多額の不用額が生じていることを踏まえ、事業ごとの毎年度の不用額についてもよく分析した上で予算要求額を見積もるよう求めたところであり、今後におきましてもできる限り適正な予算の計上に努めてまいりたいと考えております。

次に、民生費の不用額について、決算額が最終予算額を大きく下回っている事業ではありますが、不用額ベースで申し上げますと、生活保護費で約3億円、市立保育所運営費負担金で約7,600万円となっており、これらにつきましては、予算の見積りに比して制度の利用が少なかったことや、保育所入所者数及び補助単価が減少したことなどによるものであります。

また、先ほども触れましたが、介護基盤緊急整備特別対策事業交付金で約2億5,300万円、介護職員処遇改善等臨時特例交付金で6,600万円の不用額が生じておりますが、これらはいずれも国の方針に沿って介護療養病床を廃止し、グループホーム等への転換を図るため、その整備に要する経費を予算措置いたしました。また、年度途中において国がその方針を凍結し、第4期介護保険事業計画を抜本的に見直したため、全額が不用額となったものであります。

次に、事業評価による検証、市民に公表した上での事業の見直しなどについてですが、本市に

おきましては、直近に実施した平成18年度を含め、過去3回にわたり試行的に行政評価に取り組んできたところであります。しかしながら、客観的な評価指標の設定が困難であるほか、評価に当たっての膨大な作業量など、解決すべき課題が多く、現在のところ本格的な制度の導入に至っておりません。

一方、本市の財政状況が依然として厳しい中、市政運営の効率化に向け、緊急性や必要性を踏まえた「選択と集中」により事業を推進していく必要があることから、本市の特性に応じた簡素で使い勝手のよい評価システムの導入が必要であると考えているところであります。

このため、現在、他市における導入状況を研究するなど、調査検討を進めておりますので、課題点を整理した上で、今後、本格実施につなげてまいりたいと考えております。

また、評価結果につきましては、議会に示すほか、できるだけわかりやすい方法で公表できるよう、あわせて検討してまいります。

次に、真の財政再建に向け、歳入に見合った財政運営についての考え方についてであります。私の考える真の財政再建とは、基本的にはこれまでの市の考え方と同様であります。みずからの収入に見合った歳出構造の下、年度間の不測の財政需要にも柔軟に対応し得る財政体質をつくり上げることであり、平成22年度決算において、一般会計の累積赤字は解消したものの、まだ本来の意味での収支バランスがとれていない状況の中では、さらなる努力が必要と考えております。安定した行政運営を進めていくためには、安定した財政基盤が必要不可欠でありますので、そのためにもなるべく早期に真の意味での財政再建を成し遂げることが重要であると考えており、財政健全化のため最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、他会計や基金からの借入れに関してであります。まず、平成22年度末での他会計からの借入残高を会計別に申し上げますと、水道事業会計が1億3,500万円、下水道事業会計が23億5,300万円、産業廃棄物等処分事業会計が5億9,000万円となっております。

また、基金からの借入残高は、22年度末で19億9,400万円となっております。

借入金の償還につきましては、23年度借入予定分までで申し上げますと、返済が完了するのは他会計借入金及び基金借入金のいずれも平成38年度となっております。

次に、下水道事業会計からの借入金に関し、下水道事業会計が借り入れる資本費平準化債との関係から問題はないのかのお尋ねについてであります。下水道整備は先行投資が多額となりますが、投資額に対応する企業債の償還期間が減価償却期間よりも短いという制度上の特徴があり、毎年度の企業債償還額の負担が重い要因となっております。そのため、世代間負担の公平化を図る観点から、企業債元金償還相当額と減価償却費相当額との差額について、資本費平準化債を活用することにより、後年度に負担を繰り延べ、より長い期間で投資額を回収することができることとされております。

資本費平準化債の趣旨、目的は、ただいま申し上げたとおりであります。この制度に即して下水道事業会計において資本費平準化債を借り入れた結果、最終的に資金余剰が発生した場合は、運用の一環として一般会計に貸し付けることは認められていると考えております。

次に、下水道事業会計からの借入れができなくなった場合の本市の予算編成に与える影響と、今後の他会計からの借入れの考え方についてであります。平成24年度は現時点において市税や地方交付税の大幅な伸びが見込めない中で、扶助費など義務的経費の増加が見込まれますことから、予算編成に当たりましては、本年度同様、一定程度の収支不足が生じるのではないかと推測しております。

そのため、仮にこれまでのような下水道事業会計からの借入れができなくなった場合には、それにかわるものとして、新たな歳入の確保や歳出の削減などといった何らかの財源対策を講じなければ、予算上の収支均衡は難しくなるものと考えております。

また、今後の他会計からの借入れについての考え方ではありますが、先ほどもお答えしましたとおり、平成22年度末の借入残高は、基金からの借入れも含めると既に50億円を超えており、財政運営の健全性の確保、財政秩序の維持といった観点からは、できるだけ早期に解消していかねばならないものと考えております。

次に、過疎計画の策定の考え方及び重要課題として進められる主な事業についてであります。過疎計画は法の枠組みに基づいて、平成27年度までの計画期間内に地域の自立促進を目指していくものであることから、第6次小樽市総合計画に登載している施策、事業を前提として過疎計画に盛り込むとともに、過疎債など財政上の特別措置を最大限に活用する観点から策定したものであります。

また、主な事業といたしましては、大規模な事業に絞ってお答えいたしますと、市立病院の統合新築、小・中学校校舎の耐震化や改築、市立保育所の整備、学校給食共同調理場の統合新築のほか、旧国鉄手宮線の活用事業などが挙げられるところであります。

次に、本市における平成22年度の過疎債の借入実績とその主な事業についてであります。それぞれ事業費と過疎債の充当額を申し上げますと、一般会計のハード事業分では、水槽付消防ポンプ車購入費、約6,290万円に対して4,900万円、北防波堤改良事業費、約3,575万円に対し3,570万円、長橋・桜町中学校の校舎等耐震実施設計事業費、約2,291万円に対し2,280万円、ロードヒーティング更新事業費、約5,061万円に対し2,080万円などとなっております。

また、ソフト事業分では、過疎計画に過疎地域自立促進特別事業として掲載された事業の平成22年度実施分、約1億9,933万円に対し1億4,340万円が充当されております。

そのほか、下水道事業会計では下水終末処理場機械・電気・建築更新などの事業費、約11億7,025万円に対し2億8,690万円、病院事業会計では医療機器の購入費、約1億40万円に対し4,190万円、それぞれ過疎債が充当されており、全会計の過疎債借入実績額は7億750万円となりました。

なお、過疎債の充当率は、病院事業や下水道事業など公営企業債の対象となる施設等については50パーセント、その他は原則100パーセントとなっておりますが、事業費と過疎債充当額との差額につきましては、事業費から国・道補助金などの特定財源が除かれることや、10万円以下の端数処理などにより生じるものであります。

次に、本年度過疎債の充当を予定している事業費、また起債申請の状況についてであります。まず、本年度において過疎債の充当を予定している全会計の事業費の合計は約35億4,200万円で、過疎債充当予定額は約18億3,000万円となっております。

また、過疎債の申請状況につきましては、ただいま申し上げました過疎債充当予定額のうち、22年度において既に同意が得られている小・中学校校舎耐震補強事業などの繰越事業分4億7,150万円と、11月に追加申請することとしている「災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車」などの事業分、約6億4,300万円を除く約7億1,500万円を北海道に対し起債申請しておりましたが、本年度の全国の過疎債の要望額が、総務省が毎年度策定する地方債計画に計上された2,700億円に迫ったため、今後の調整の可能性がある旨、北海道から通知を受けていたところであります。その後、昨日であります。9月12日に、道から同意等予定額の通知があり、下水道事業分、約2億5,800万円については保留扱いとなりましたが、それを除く病院事業分2億5,520万円や第3号埠頭岸壁改良事業分4,050万円などについては、要望額どおり同意が得られたところであります。

次に、平成24年度において、過疎債を充当する事業費と起債予定額及び同意の見通しと本市財政への影響についてであります。

まず、過疎債を充当する事業費と起債予定額につきまして、基本的には平成22年度、23年度からの

継続事業などが対象になるものと考えますが、現時点において、平成24年度実施分の概算事業費や過疎債の充当額については、算出しておりません。

また、起債の同意の見通しについては、先ほども申し上げましたとおり、過疎債は地方債計画の計上額の範囲内で同意等予定額を定めることとされておりますことから、地方債計画が示されていない現時点におきましては、その見通しをお答えすることは難しいところであります。

なお、過疎債の同意が得られなかった際の財政運営についてもお尋ねがありましたが、過疎債はその償還に対する交付税措置が充実しており、今後の財政運営に与える影響も大きいことから、今後、機会あるごとに地方債計画における過疎債枠の拡大など、その充実を関係機関に要望してまいりたいと考えております。

次に、財政健全化計画の必要性についてであります。平成22年度決算において、当初の財政健全化計画の目標である平成24年度までの一般会計の累積赤字の解消は達成いたしました。財政調整基金や減債基金の残高がない現状で、他会計からの借入れなどの財源対策を行った上での赤字解消であり、今後はこうした借入金に依存しない実質的な収支均衡に向け、健全化の取組を継続していくことが重要であることから、この実現のために新たな財政健全化計画の策定が必要であると考えております。

次に、新たな財政健全化計画の目標と計画期間についてであります。まず、計画の目標につきましては、一般会計において、毎年度の予算編成上での他会計からの借入れの圧縮、解消を目指し、最終的にはみずからの歳入に見合った歳出構造の下、年度間の不測の財政需要にも柔軟に対応し得る本来の意味での収支バランスがとれるようにすることであるとと考えております。

また、新たな計画は本年度の収支状況をよく見極めた上で、来年度予算の編成とあわせ、平成24年度を初年度として策定を予定しております。計画期間につきましては、今後、目標達成のための実施内容や収支を試算していく中で検討してまいりたいと考えております。

次に、市道梁川線の一部車両通行規制の解除について御質問がありました。

まず、小樽警察署あてに要望書を提出したその後の経過及び関係機関の協議内容についてであります。市と小樽警察署は規制解除の方向で協議を続けてきたところですが、市道梁川線は道路交通法施行細則により、札幌の狸小路や旭川の買物公園と同様に、歩行者専用道路に準じた区域として指定されており、規制解除後の歩行者の安全確保はもちろんのこと、地元や市からの強い要望など、相応の理由がなければ解除することは難しいとの公安委員会の見解が示されているところであります。

次に、前市長が車両通行規制解除の要望書を提出した重要性から、課題解決に向けた最善の努力をとることであります。梁川商店街については、小樽駅周辺の重要な商店街と認識しており、これまでも車両通行規制の解除に関しては、地元関係団体や小樽警察署と話し合ってきたところですが、今後におきましても、引き続き地元団体や関係機関との協議を重ね、課題解決に向け、最善の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、介護保険について何点かお尋ねがありました。

まず、第5期介護保険事業計画に向けた日常生活圏域ニーズ調査の進捗状況についてであります。在宅で自立している方と要介護2以下の方を対象に、中部地区500名、北西部地区250名、東南部地区250名の計1,000名を抽出し、平成23年4月8日から7月4日まで調査を行い、940名から回答を得たところであります。

当該回答を基に国から配付のあった生活支援ソフトにより分析し、第2回策定委員会において、介護予防の必要性や生活支援サービスの利用者推計などの分析結果を報告したところであり、今後、具体的なサービス量を策定委員会で検討してまいります。

次に、要介護や要支援の認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に実施したアンケート調査についてであります。その目的につきましては、今年度実施しております計画の策定に当たり、高齢者の生きがいや健康のための取組、また将来の生活プランなどを把握し、高齢者に対する保健福祉サービス施策立案のための基礎資料とするものであります。

調査項目といたしまして、大きく分けて年齢、性別、世帯構成といった基本項目をはじめ健康状態、在宅福祉サービス、生きがい、将来、要望といった六つの分野となっておりますが、回答結果を分析いたしますと、将来の自分の健康に対する不安から、今後期待する在宅福祉サービスとして、安否確認を望む方が比較的多く、また福祉施策に対する要望においても、健康づくり、介護予防、高齢者が住みやすい住宅への支援の回答が多くあったものと推察されますので、現在、策定中の計画に反映するよう検討してまいりたいと考えております。

次に、24時間対応の定期巡回、随時対応サービスの取組についてであります。本年6月に、市内41の居宅介護支援事業所にアンケートをとり、ケアマネジャーが担当している利用者の中で、このサービスの利用見込みを聞いたところ、約100名との回答がありました。

また、平成23年度国のモデル事業に申請し、年明けには選考された事業所により、モデル事業が開始となる予定となっております。このサービスは、重度者の在宅での生活を支えていくためには医療と介護の両方のサービスが必要となることから、今後、対応できる事業所などを調査し、必要とするサービス量を整理した上で、策定委員会で審議してまいります。

次に、本市が定める日常生活圏域の細分化についてであります。国ではおおむね30分以内に駆けつけられる圏域を理想的な圏域と定義し、具体的には中学校区を基本とすることが示されております。

一方、本市の日常生活圏域は、小樽市総合計画の地区別発展方向における地区区分としていることから、中部、北西部、東南部の三つの日常生活圏域に分かれております。本市の三つの圏域はいずれもエリアが広すぎることから、地域包括ケアシステムを進める上で支障となることが想定されますので、今後、地域別の将来人口の推計を基に、圏域の見直しの検討を進めてまいります。

次に、第5期介護保険料の算定にかかわる本市の基本的な考え方についてであります。第1号被保険者の保険料は介護給付費全体の20パーセントを負担する仕組みとなっておりますので、介護給付費が膨らむと、その分保険料が高くなることとなります。現在、本市の介護サービスの利用者割合は6人に1人となっており、5人の方は利用しておりませんので、この方々の保険料の負担感を考えますと、あまり給付に重点を置いた施策はとれないものと考えます。したがって、ある一定のサービス水準を維持しながら、給付と負担のバランスを考慮した保険料設定が基本になるものと考えております。

次に、介護保険料の値上げの要素と値下げの要素についてであります。値上げの要素の大きな要因としては、介護療養病床の存続に伴う給付費の増、介護給付費準備基金の残額があまり見込めないこと、要介護認定者の増加による給付費の自然増があります。

一方、値下げ要素としては、財政安定化基金の取崩しが挙げられます。

また、現時点での保険料の試算についてですが、国から介護給付費の推計をするワークシートが遅れていることや、これらの審議が進む中で細かな値上げ要素が何点か考えられること、さらに介護報酬の改定が年末に予定されていることなどにより、現時点で保険料の試算はできませんが、さきの要因を勘案しますと、月額5,000円を超えるものと考えております。

次に、第3段階の細分化についての本市の考え方についてであります。第3段階は市民税非課税者で年金等の収入額が80万円を超えているものと定めており、対象となる収入額が広範囲にわたっております。このため、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第3段階を細分化して低所得者の負担を軽

減することは必要であるものと認識しております。しかしながら、細分化に当たっての基準所得額が国からまだ示されていないため、影響額の把握ができなく、第3段階の特例の設定は今後の課題として検討してまいります。

次に、計画策定の今後のスケジュールについてですが、今後、数回行われる策定委員会の中で、計画の重点項目、介護給付費の推計、平成24年度創設されるサービスの導入の可否などを審議し、来年の第1回定例会で、第5期介護保険事業計画を報告する予定であります。

次に、障害者支援について何点か御質問がありました。

初めに、特定目的住宅についてであります。まず、平成22年度末における市営住宅の管理戸数は3,471戸であり、そのうち入居戸数は2,720戸であります。

また、特定目的住宅の管理戸数は、平成22年度末で890戸であり、そのうち入居戸数は662戸となっております。

次に、平成20年度から22年度までの特定目的住宅の募集戸数に対する申込件数についてであります。平成20年度は募集戸数36戸に対し325件、21年度は22戸に対し118件、22年度は37戸に対し414件の申込みとなっております。

また、申請者の条件別割合につきましては、22年度で申し上げますと、高齢者が207件で、全体の50パーセントと最も多く、次いで障害者が79件で19パーセント、低所得者が76件で18パーセント、母子世帯が52件で13パーセントとなっており、これまでの傾向を見ましても、いずれも高齢者が最も多い状況にあります。

次に、特定目的住宅の入居決定にかかわる住宅の困窮度の採点の考え方についてであります。住宅の種類、老朽度、設備の状況など、大きく分けまして10の項目についてそれぞれ状況に応じた配点を設定しており、御本人からの聞き取りや現地確認等を行い、採点しております。

また、障害の等級などによる採点の配慮につきましては、保安、環境の採点項目の中で、現在の住宅が2階以上にあり、昇降困難な高齢者や身体障害者等がいる場合、階数が高いほど手厚い配点にすることに加え、障害の程度による加算の配慮もしております。

次に、特定目的住宅の戸数の拡大についてであります。高齢者や身体障害者など、特に居住の安定を図る必要のある方々の待機者が多い現状から、その解消を図るため、平成14年度に開催された第28回小樽市住宅行政審議会において、管理戸数に占める割合を3割程度の水準に引き上げることを決定したものであります。

次に、市営住宅の住み替えについてであります。本市における住み替えの資格要件は、入居時に比較して入居者が増減した場合や、入居者が高齢や病気等によって日常生活に支障を来すようになった場合などとなっております。

また、住み替えの申請基準につきましては、一般公募に応募していただいて抽選で決定する方法と、公募によらず随時受け付け登録し、空き住戸が発生した段階で適宜あつせんする方法があります。

次に、住み替えに登録されている世帯数などについてであります。平成22年度中に13世帯が登録され、そのうち当該年度中に3世帯が住み替えており、住み替え率は23パーセントとなっております。

また、脳梗塞の後遺症や膝、関節症等の病気により階段歩行等が困難ということが、住み替えの主な登録要因となっております。

次に、住み替え要綱の見直しについてであります。公営住宅は公募を原則としており、例外措置として住み替えができる場合の要件を要綱で定めております。エレベーター付の住宅は応募倍率が高く、また補欠入居者が多数待機している状況にあり、入居に当たっての公平性、平等性を図る観点から、住

み替えのできる住宅について一定の制限を設けているところであります。

しかしながら、現在、加齢等により身体の機能上の制限を受けている事例が増えている傾向にあり、また個別のケースによっては、障害の程度を配慮することも必要と考えられることから、今後、住み替えの要件について、他都市の状況も調査しながら検討していきたいと考えております。

次に、障害者の方が民間賃貸住宅へ転居される際の行政のサポート等についてであります。本市では、障害者福祉サービスの一つとして、相談支援事業を行っており、障害者の方から住宅について相談を受けた場合、必要に応じて不動産会社での物件選定や下見の際に同行、助言するなど、入居に向けての支援を行っております。

次に、市営住宅の設備の改善についてであります。エレベーターの設置につきましては、既存の市営住宅の大部分を占める階段室型の住宅は、構造上、設置が困難であること、また多額の費用を要することや、維持費について入居者の負担が増加することなどから、長寿命化計画に盛り込まなかったところであります。

次に、住宅内の手すりの設置についてであります。これまで一般的に最も必要とされる浴室やトイレの手すりは、それぞれの使い勝手に合わせて種類や取付け位置を決定して、入居者の負担により設置していただいているところでありますので、そのほかの住宅内の手すりについても、入居者の負担で設置していただきたいと考えております。

次に、身体障害者補助犬法についてのお尋ねがありました。

初めに、盲導犬を同伴された方が飲食店で入店を断られたことにつきまして、市の認識と対応、それと飲食店側の対応についてであります。この事案については、本市にも相談があり、両者から当日の状況をお聞きいただきましたが、双方のお話の内容に一致しないところがあるため、現時点でははっきりしたことは申し上げられないところであります。

また、北海道も身体障害者補助犬法における苦情申出の窓口として相談を受けており、現在、両者からお話を伺っているところであります。

市といたしましては、同法では補助犬を同伴した視覚障害のある方の利用を飲食店等は拒否できないこと、さらには補助犬についての啓発活動は国及び地方公共団体が行うものと認識しており、当該飲食店に改めて法の趣旨を説明したところであります。

次に、身体障害者補助犬法の市民等への周知についてであります。現在、市のホームページや広報おたるで掲載しているほか、飲食店への営業許可に際して啓発文書を配付するなど、周知に努めているところであります。今までに商工会議所や小樽市商店街振興組合連合会などを通じて、啓発チラシの配付などを行ったことはございますが、千葉議員からお話がありましたように、今後、より一層連携を深め、同法の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、小・中学校の児童・生徒への周知、啓発につきましては、啓発物の配付など、教育委員会に協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、奥沢ダムの廃止についてであります。初めに大雨などに備えるための応急工事につきましては、降雨によりダムにたまった水を排水用ポンプで強制排水しており、さらに、今後、奥沢ダムへ直接流入している二股沢川の河川水の一部をダム下流へ流す措置をとり、ダムの貯水位の上昇を抑制してまいります。

記録的な豪雨などにより、万が一、勝納川流域の住民の避難が必要であると判断したときは、直ちに災害対策本部を設置して、小樽市地域防災計画に基づき、消防車や警察署のパトロールカーなどによる地域住民への避難広報を行います。さらに、広報と並行して避難所を開設し、避難者の誘導を消防職員、

消防団や警察などが協力して行います。いずれにいたしましても、迅速な地域住民の避難対応に努め、市民の安全を確保したいと考えております。

次に、渇水時における水道水の確保についてであります。渇水が発生するおそれがある場合には、朝里ダムの管理者である北海道と連携し、事前に降雨の状況、河川の流況、ダムの貯水状況や今後の雨量予測データ等を基に渇水状況の予測を行い、その結果等を踏まえ、渇水対策協議会の設置時期やダム放流量の調整等の対策方法について関係者間で検討を行い、朝里ダムの貯水量を調整し、水道水に不足が生じないように、早期に対応してまいりたいと考えております。

次に、奥沢ダム廃止後の景観の保存についてであります。通称水すだれと呼ばれている階段式溢流路は、奥沢ダムの関連施設として河川占用物でありますので、奥沢ダムを廃止すると、原則として河川管理者から撤去を求められますが、歴史的な土木施設でありますので、存続するための手法について、今後、河川管理者である北海道と協議を行ってまいりたいと考えております。

また、奥沢ダムを廃止した跡地をどのように活用すべきかという問題についても、今後、庁内に検討委員会などを設置し、創設水道施設であったことを後世に伝えるとともに、市民に親しまれる施設となるよう検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 千葉議員の御質問にお答えいたします。

まず、小・中学校の非構造部材の点検、耐震対策についてでございますが、文部科学省から大震災後の7月に、小・中学校の非構造部材の耐震化推進、地震による落下物や転倒物から子供たちを守ろうという内容のパンフレットが配付をされ、その中に照明器具やテレビ、収納棚など、点検のチェックリストが示されておりますので、今後、そのチェックリストを活用し、各学校の非構造部材などの現状把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災意識の啓発や防災教育についてでございます。これまで市教委では、毎年、教員向けの救急救命を含めた防災に係る学校安全講習会を実施しておりますが、今回の震災を受け、子供たちが正しい知識と的確な判断力を身につけられるよう、教科ごとに防災教育に関連する内容を示した研究資料を作成、配付をし、校長会議を通じ、指導をしております。

また、北大地震火山研究観測センターから講師を招き、防災や災害時の対応の仕方を学ぶ管理職研修会を実施いたしました。

今後は、市教委として、各学校に、関係機関や地域と連携した避難訓練のあり方などについても、市の防災計画の見直しに合わせて検討するよう指導してまいりたいと考えております。

次に、学校の避難マニュアルについてでございますが、各学校の防災実施計画では、これまで火災と地震を想定した避難行動の手順が示されておりましたが、このたびの大震災を踏まえ、津波などの対策も必要でありますことから、それぞれの学校の立地条件に合わせ、今後示される津波ハザードマップなどを参考に計画を見直すよう、各学校長に指示したところであります。

なお、各学校の防災実施計画は、毎年、市消防本部へ提出し、消防法の規定に照らしチェックを受け、一定の水準が確保されているものと考えております。

次に、市教育委員会独自の学校防災計画についてでございますが、小樽市の地域防災計画の中では、教育委員会は災害時の役割として、学校など文教施設の被害調査、罹災児童・生徒の調査や応急教育対策などの業務分担が規定されており、また各学校においては、それぞれ一定の基準を満たした防災実施計画が策定されておりますことから、市教委として独自の学校防災計画を策定することは考えておりま

せん。

次に、本市の中学校の修学旅行の実施にかかわってでございますが、1点目の修学旅行の目的は、小樽市小中学校修学旅行実施基準において、集団生活を通して自律的な態度を身につけ、自然や文化を直接見聞し、豊かな情操をはぐくむことなどとなっております。

また、旅行先についても、この基準の範囲内で各学校が場所の選定を行っております。

2点目の経費につきまして、実施基準では具体的な金額を示しておりませんが、各学校では保護者の負担を考慮し、これまでの実績や他校の状況を勘案し、決めております。

3点目の旅行範囲につきましては、道立学校修学旅行実施基準を参考に、小樽市小中学校修学旅行実施基準を定め、利用する交通機関は鉄道、バス及びフェリーとなっております。

今後、教育委員会では、交通機関の状況や社会情勢の変化、他市の状況、各学校からの要望などを踏まえ、本市の修学旅行実施基準の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、平成22年度の文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における小樽市の状況についてでございますが、暴力行為の状況は、小学校では児童間の暴力が2件、中学校では、対教師暴力が4件、生徒間暴力が26件、器物破損が8件となっております。児童・生徒1,000人当たりの発生件数は4.9件となっております。

いじめの認知件数は、小学校151件、中学校62件であり、児童・生徒1,000人当たりの認知件数は25.9件となっております。

次に、不登校の状況についてですが、平成22年度に不登校を理由に30日以上欠席した児童・生徒数は、小学校9名、中学校81名となっております。

本市における暴力行為と不登校については、全国と同程度となっておりますが、いじめについては3.8倍となっております。市教委としては、いずれも解決しなければならない課題と考えておりますが、とりわけいじめについては喫緊の課題であるにとらえております。

次に、暴力行為やいじめの解決に向けた取組や課題についてであります。暴力行為についてはさまざまな要因が考えられ、暴力行為に至る背景を適切にとらえ、その根本を解決することが重要であり、各学校では市教委はもとより、子育て支援課、児童相談所、警察などの関係機関と連携をして解決を図るよう、一体となって取り組んでおりますが、中には家庭環境の影響で改善が思うように進まない事例もあります。

また、いじめについては、アンケートなどによるきめ細かな実態把握を行い、教職員が互いに連携、協力して解決を図るよう取り組み、組織的に早期発見、早期対応をするよう努めておりますが、近年はインターネットによるいじめなど、表面化しづらい事例も多くなっております。

次に、児童・生徒に対するアンケート調査などについてであります。本年度すべての小・中学校においてアンケート調査を実施し、発見されたいじめについては、当該の学校において適切に対応し、現時点ですべての事例について解消しております。

市教委といたしましては、いじめに関するアンケートは解決に向けた有効な手段であると考え、今後も各学校へ定期的実施するよう指導してまいります。

次に、いじめを受けた本人が訴えやすい環境づくりについてであります。各学校では児童・生徒との日常的な触合いを大切に、休み時間に教師のほうから何げない言葉がけをして相談する機会をつくったり、保健室で悩み相談を行うなど、さまざまな機会をとらえて、児童・生徒の心のサインを受け止める体制づくりを行っております。

また、市教委でも気軽に相談できる電話相談窓口を設置するとともに、各学校にはスクールカウンセ

ラーを有効に活用するよう指導をしております。

次に、これらの課題についての全市的に統一された対応についてであります。市教委では市全体として情報を共有化し、統一した取組も必要でありますことから、暴力行為については、警察の協力を得ながら、小・中学校生活指導委員会において、情報交換と必要に応じた対応について協議をしております。

また、いじめについては、人権擁護委員や児童相談員が参加するいじめ問題等対策連絡協議会において、各関係機関との連絡調整を行い、また不登校については、保護者も交えた不登校対策研修会を開催し、学校復帰に向けた適切な対応について、小・中学校間の連携のあり方を協議するなど、それぞれ情報交流と連携の強化を図っているところでございます。

また、市教委では、一定期間に全校挙げていじめ撲滅に向けた取組を行う「子どもたちの安全・安心を守るキャンペーン」を展開しております。

次に、命についての教育についてであります。各学校では道徳教育はもとより、自他の生命の尊重について、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、あらゆる機会を通じて命を大切に学習を行っております。

また、市教委としては、毎年、保健所の協力を得て、教職員を対象に、子供たちの心をしっかりとらえ受け止めるための「子どもたちのメンタルヘルス研修会」を開催するとともに、文部科学省が平成21年3月に発行した教職員向けの資料であります「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」を改めて読み返すよう指導をしております。

最後に、児童・生徒の自殺防止は大変重要な課題であると認識しておりますが、自殺予防教育については、文部科学省において、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を設置するなど、現在、研究段階であると承知しております。今後、その動向を注視してまいりたいと考えております。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

○2番（千葉美幸議員） 再質問を留保いたしましたけれども、内容等、丁寧な御答弁をいただきましたので、詳細は予算特別委員会等で質問させていただきたいと思っております。

○議長（横田久俊） 千葉議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時45分**

**再開 午後 3時10分**

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○16番（林下孤芳議員） 第3回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

まず、議案第22号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案が提案されたことに関して質問をいたします。

政治資金規正法違反問題に関しましては、議会の調査特別委員会などの取組を通じまして、市民各層より厳しい御批判をいただき、私ども会派としても厳粛に受け止め、しっかりとした再発防止策を確立し、市民の信頼回復に全力で取り組む決意を明らかにしてまいりました。

関係各部長に対する刑事処分や行政処分、市長の給与の減額措置やこの間の社会的制裁を踏まえて、

処分は評価するとの態度を明らかにしてまいりましたが、このたび再び条例案が提案され、市長から所信表明も出されておりますが、同じ案件での再度の措置は大変に異例と考えます。再発防止に対する決意は理解されるものですが、再度の措置に至った市長の思いが大変伝わりにくいと思いました。改めて市長の思いをしっかりと伝えていただきたいと思いますが、いかがですか。

次に、私ども民主党・市民連合は、第2回定例会の代表質問で、福島第一原子力発電所の事故による被害の拡大を踏まえて、泊原発から40キロメートルに位置する小樽市としての地域防災計画を見直すことを求め、市長の見解を求めました。当時の答弁は、「泊原発事故を想定した小樽市地域防災計画の見直しについては、原子力防災計画を作成しなければならない市町村は、北海道地域防災計画の原子力防災計画編において、泊原発を中心として半径10キロメートル以内の4か町村とされており、本市では作成されておりませんが、このたびの東京電力福島第一原発の事故を受け、国の原子力安全委員会が範囲拡大に向けて検討しております。範囲が拡大になった場合には、まず、北海道の計画が変更となりますので、それに基づき、本市の防災計画も見直しをしてまいりたいと考えております」と答弁されておりました。その後、国においても、道や多くの地方自治体でも、さまざまな動きが目まぐるしく起きております。それは、事故発生以来6か月経過した今日も、なお放射線による被曝被害が拡大していることへの懸念があるからであります。

そこで、この間の幾つかの事例を申し上げ、E P Zをはじめ原子力政策のあり方について、市長の考え方について見解を求めたいと思います。

まず、原発の安全性の確保をする上で、これまで地震や津波に対する防災計画については多くの議論があり、遅ればせながら、今、徐々に対策が進みつつあると思っております。

しかし、自民党の町村代議士は、かねてから原発に対するテロ攻撃の危険性を指摘しております。私も、この指摘は原子力発電所の安全性を確保する上で、極めて重要な示唆を与えるものとして注目してまいりました。つまり、完璧な自然災害に対する防災対策がもし確立したとしても、テロ攻撃によって電源喪失や冷却機能を失うことによって、福島第一原発事故をはるかに上回る災害が想定され、しかも暴走を始めた原子炉のコントロールは不可能とさえ指摘されています。

このことは、外務省が1984年に我が国の原発がテロなどの攻撃を受けた場合の被害予測を極秘に研究し、報告書が作成され、8月3日付けの一部の新聞で報道されていますが、反原発運動への影響を勘案して部外秘扱いとされ、当時の首相官邸や原子力安全委員会にも報告されず、原発施設の改善や安全対策に活用されず、このたびの原発事故と同じ電源喪失というシナリオが想定されながら、27年間全く対策がとられなかったこととなります。

また、この報告書によると、人が住めなくなる地域は平均で30キロメートル圏内とされ、最大で87キロメートルと想定しています。これも、今日の被害状況とかなり近い予測と思われまます。

以上の現状を踏まえて、市長に対して質問いたしたいと思います。

内閣府原子力安全委員会は、8月11日に北電泊原発3号機の営業運転にゴーサインを出しました。ストレステストなど二重チェックの看板とは名ばかりで、議論はわずか30分足らず、その短さと内容の薄さに傍聴席からやじと怒号が飛び交ったと報道されました。北海道の高橋知事は、地元の意向を無視するもので容認できないと激しく反発していたものの、8月17日、突然容認するコメントを返し、泊原発3号機は、同日、営業運転に移行されました。泊3号機は1月5日から定期検査を開始し、3月7日からは調整運転に移行、原発事故発生によって営業運転移行前に必要な最終検査を受けず、実質的なフル稼働での運転を5か月余り続けてきたもので、経済産業省は再稼働に当たらないとの見解を示すものの、定期点検で停止中の他の原発の再稼働への道を開くものと注目されています。

この一連の動きの中で、高橋知事は管内の4町村とは別に、小樽市長に対し、事前に情報提供をしたと報道されていますが、中松市長に対し、知事から、いつどのような内容の情報提供がありましたか。

また、中松市長はこの情報提供に対し、どのような受止めをされましたか、お知らせください。

また、知事は8月3日、泊原発周辺4町村の全世帯を対象にアンケートを8月中に実施するとしていましたが、後志管内の首長から、4町村に限定せず、周辺町村もアンケートは実施すべきとの声や、逆に道議会与党から、アンケート結果で不安意見が多数を占めた場合、泊原発3号機の営業運転に影響しかねないとの懸念の声が噴出し、道はアンケートの実施を延期したとされています。

私も、現状の防災計画を見直し、安全性を高めるためにも、アンケートは小樽市でも必要と考えておりましたが、不安が噴出したら対応に困るとするのは本末転倒であり、速やかに実施すべきものと思いますが、市長は道が行おうとしていたアンケートに対し、どのような認識をお持ちなのか、お示しをお願いしたいと思います。

次に、北海道原子力防災センター、いわゆるオフサイトセンターについてお伺いします。

これまで国の規定によって、オフサイトセンターは原発から20キロメートル未満の位置に設置されることになっているため、泊原発のオフサイトセンターは原発から2キロメートルの地点に、道が2001年に20億円をかけて設置、国が運営していると言われていました。

福島第一原発事故では、半径20キロメートルが警戒区域に指定され、福島第一原発のオフサイトセンターは全く使用できなくなっていると言われていました。高橋知事も記者会見で、泊のオフサイトセンターは大変近いところに設置され、だれが見てもおかしいと、移転する考えを示したと報じられています。

今、国や道においても、地域防災計画の全体的な見直しを進めていると言われてはいますが、これまでの国の基準や条件は全く実態をかけ離れたものであったことが明らかになった以上、早急に対策が求められます。

オフサイトセンター設置の経過をたどると、本来の目的から離れて地元対策が優先してきたことが、こうした事態を招いたとも言われています。

高橋知事も、移転場所などについて、国の議論と並行し、地元の思いも慎重に見極めながら議論を進めたいと発言しています。

オフサイトセンターは、原発の事故に備えて、住民の避難指示や放射線の影響予測などの対策拠点となる施設であり、福島第一原発の事故で明らかなように、最低でも30キロメートル以上なければ施設の機能を果たすことができません。放射線の監視や住民の避難態勢や物資の支援と、風向きなどの自然条件を総合的に判断した場合、オフサイトセンターを設置する条件が一番整っているのは小樽市だといった意見もあります。私も、泊原発が稼働している限り、オフサイトセンターは必要な施設として小樽に設置するべきと思いますが、市長の考え方について見解をお示しください。

次に、小樽市としての防災拠点の整備についてお伺いいたします。

東日本大震災は、原発事故の影響もあって、復興の遅れが大きな問題となっています。その原因は国会でもいろいろな角度から議論をされておりますが、前片山総務大臣や前枝野官房長官は、これまで進められてきた市町村合併により、自治体の範囲が拡大され、地域的に管理が行き届かないなどの弊害が生じていることを認めた上で、自治体のデータが津波や火災によって失われ、自治体の機能が大きく低下していることが復興の遅れの原因となっているとの見方を示しています。

特に、このたびの震災で大きな被害を受けた岩手県大槌町は、町の防災センター自体が津波の被害を受け、保存されていたバックアップ機能までが流出し、町長まで失う事態となり、復興に伴うあらゆる作業に遅れが生じ、義援金の扱いまでもが混乱があったと言われています。

この教訓を踏まえ、国や各自治体でも防災拠点の整備が検討されていると聞いておりますが、現在、小樽市のデータのバックアップはどのように行われており、今後、災害などに備え、どのような対策をとっていかと考えているのか、お伺いいたします。

また、小樽市においても、あらゆる災害に対応した防災センターの設置は必要不可欠な施設であると思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

この項最後に、原子力発電に対する市長の見解を求めたいと思います。

福島第一原発事故以来、市民の間にも脱原発の機運が高まりを見せています。政府も、7月末に、原発依存の見直しに向けた工程表を作成する方針を政府の統一見解として明らかにしました。しかし、まだ経済界を中心に、原発を停止すれば電力不足が生じ、経済への影響が大きいとの理由から、原発の必要論が大勢を占めているとも言われています。

原発のない社会の実現は、今や国民の生存権の問題として、国民一人一人が真剣に考えるべきテーマであります。これまで原子力政策は、原子力発電所の新設や増設のための税制度や法の整備のみが行われ、万が一の事故のときに国民を守るべき対策や法律の整備、E P Zや補償などを含め、あらゆる面で不備だけでありました。また、これまで原発の優位性とされてきた発電コストも、使用済み核燃料の最終処分の費用負担や事故の補償費用などを考えると、極めて高いものになると思います。

法律的にも電力会社は地域独占が認められ、政策によって保護され、国民が意思を示す機会や判断する機会も否定されてきたように思います。そうした意味で、原発が必要か否かを判断するのは、広い意味での地域住民や電気料金を支払う側と事故の際のリスクを負う道民全体であるべきものと思います。

北海道電力は、これまでトラブルや不祥事の際に見られたように、国の指示で動くのみで、道民や市民の意見を聞く姿勢がないばかりか、反対勢力を押さえ込むことに力点を置いてきたのではないかと思います。そうしたことの積み重ねから、このたびのプルサーマル発電をめぐるやらせにもつながったと思われる。

そうした背景の中で、札幌市は国の方針変更を待たずに、福島第一原発事故の教訓を踏まえた独自の原発事故防災計画を策定する方針を明らかにいたしました。札幌市は、防災計画の見直しの理由として、現実の問題として原発から60キロメートル離れた福島市でも実際に市民生活に大きな影響が生じている、泊原発から同じ距離に位置する札幌市として対策を検討するのは当然とコメントしています。

また、北海道新聞の調査によると、石狩管内の市町村の8人のうち7人の首長がE P Zの拡大を求める考え方を示しているとのことであります。後志管内の首長からも同様のメッセージがあり、小樽市としても従来の枠組みにとらわれることなく、市民の安全・安心を確立するために、E P Zの拡大や原発政策の見直しについて、市長のメッセージを発すべきときだと思っておりますが、市長の考え方を伺いいたします。

次に、食の安全について伺います。

8月11日、小樽市保健所から、放射性物質が検出された稲わらを与えられた疑いのある岩手産牛肉が、札幌市内の食肉販売店から小樽市内の食肉販売店に持ち込まれ、既に5月11日から5月19日までの間に、トレイパックに包装された国産和牛切り落としと国産和牛焼き肉セットとの商品名で、1.76キログラムが販売されたとの報告がされました。その後も、小樽市内の食肉処理業者が江別市の食肉処理業者を通じて、4月7日から5月20日にかけて78.1キログラムを入荷、既に在庫はなく、市内や近郊の小売店で販売された可能性があるとの報道されました。

小樽市保健所として追跡調査をしているとのことですが、原発事故以来、核物質による水、大気、土壌などの汚染が深刻な広がりとなっている今、食に対する市民の関心も大変に高まっています。特に、

小樽市はセシウム検出量が国の基準を下回る場合は非公表としていることに、市民からさまざまな意見が寄せられております。小樽市内の食肉小売店や処理業者は大都市の札幌と違い、小規模の事業者が多く、公表による業者のダメージが大きいとコメントしたことに對して、事業者は家庭などで保存されていけば、購入店で回収すると言っているのに、公表しなければ対応ができないではないか、情報は市民の立場で公開すべきではないか、たとえ基準値以下でも毎日いろいろな食品を食べることを考え、買うか否かは消費者が判断すべき問題で隠すことはよくない、また市内の食品販売店の関係者からや卸売関係者からも、たとえ大手の会社から納入された食品といえども、汚染の検査体制が不備と言われる中で、万が一汚染物質が検出された場合、販売店としても責任は免れず、その影響ははかり知れない、中小業者としては取引相手を信用するしかなく、行政が汚染された食品は絶対に流通させないシステムや検査体制を早く確立してほしいとの声が多く寄せられました。

小樽市としては、国において公表基準を示すべきとの判断とは思いますが、市民の関心が高く、安全・安心を確立するために、公表基準の見直しと、検査体制と機器の整備が必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、このたびの事故によって、大氣中に放出された放射性物質は、セシウム137が広島原爆の168.5個分に、ストロンチウムが2.4個分に相当すると、衆議院科学技術・イノベーション委員会に報告されました。原爆との比較は単純にはできない面もありますが、これだけ大量の放射性物質が放出されたことにより、必ずどこかで高濃縮化される危険性が指摘されてきましたが、それが稲わらに出、汚染された稲わらを食べた牛の肉から、国の暫定基準を大幅に超える放射性物質が検出され、チェックされる前に全国に流通してしまった、これがこのたびの汚染牛のてんまつと言われています。

水産物では、福島県沖で16魚種、50件ほどの基準値を超える水産物が確認され、まだ回遊魚などには基準を超えるものは出ていないと言われておりますが、食物連鎖を通じてすべての海洋生態系に拡散することが懸念されており、東京築地市場からも検査の徹底を求める動きが広がっていると言われております。

食の安全は市民の関心も大変に高く、微量の放射性物質だから安全と言うが、体内に入って長い時間とどまることによってどのような影響があるのか、立証されたものがあるのかといった疑問や、子供に食べさせる食品には特に注意を払っているが、学校給食に使われている食材はどのようなチェックがなされているのかなどの問い合わせも多くなっております。

そうした現状を踏まえますと、小樽市として国の暫定基準にとられることなく、正確な情報は積極的に開示することが、結果的に風評被害を食い止め、市民の安心にもつながると確信するものですが、いかがでしょうか。

次に、小樽市の子育て支援についてお伺いいたします。

長期化する景気の低迷などから、低賃金と長時間労働などが定着化し、子育て世代の生活環境は大変に厳しい状況に置かれています。政府も、各自治体でも、子育て世代に対するさまざまな支援策に知恵を絞りながら取組を進めていますが、まだ将来の不安などから、少子化対策としての成果を上げるまでに至っておりません。

本市におきましても、保育環境に恵まれているにもかかわらず、子育て世代が小樽に定着するまでの成果は得られておりません。

本市では、公立・私立の保育所はほぼ定員が満たされており、認可外の保育施設では定員を割り込んでいる状況が続いていると言われております。幼稚園でも少子化の影響で定員割れの状況にあり、小樽市の待機児童はゼロとなっております。

私は、これまで札幌市が待機児童の解消に苦しんでいることから、小樽市は子育て支援の政策を前面に打ち出した子育て支援のまちとして子育て世代の流出を食い止め、小樽に呼び込むことができないかとの質問をした経緯がありますが、当時の答弁では、仕事や住宅など多くの環境整備も進めなければならない、待機児童ゼロだけでそうした政策を打ち出すのは難しいとのことでした。

しかし、この間、子育て支援の環境も少しずつ変化し、国においても幼保一体教育などの政策も変化しつつあると言われております。実態に合わせた形での規制緩和も進められていると承知しております。そこで、休日保育について質問いたします。

現在、日曜・祝日においても、保護者が就労などのために保育に欠ける子供を対象に、中央保育所で市の補助事業として実施をされております。定員は20名で、利用料金は児童1人当たり1回1,500円とされております。しかし、利用条件として、市内の認可保育所を利用している児童という条件が付されております。

また、1歳以上3歳未満の児童では、定員が8名となっております。

現状の雇用情勢などを考えると、休日保育は認可外保育施設も含めた児童の利用を可能にさせていただきたいとの要望が寄せられております。規制の見直しが進んでいる今こそ、本市においても見直すべき課題と思いますが、御見解をお伺いいたします。

次に、認可外保育施設については、以前にも支援策や利活用について伺っておりますが、少子化が進行する中で、小樽市は今後も児童数が減少することが見込まれる中で、認可外保育施設に対する行政の支援は限界があるとの御見解でありました。

一方で、認可外保育施設も保護者の多様なニーズにこたえ、保育行政に一定の役割を担っており、今後も可能な限りの支援をしていくとの御見解も示しておりました。

しかし、認可外保育施設の経営は大変に厳しく、現状で推移すると、存続が難しいところが出てくる可能性も否定できません。私も主な認可外保育施設の方々のお話を伺ってまいりましたが、確かに一部の保育施設では、少子化の影響が改善されなければ、認可外保育施設の役割は終わると考えている方もあるとのことですが、大半の認可外の保育施設の方々には、独特の保育方針やしっかりとした理念に基づき、しっかりと地域と保護者に信頼され、長い歴史と実績を積み上げてこられていると確信をいたしました。

これまでは認可外保育施設を認可保育所とするためには、面積や保育士の数、給食などの条件が厳しく、本市では一定の規制緩和の方向が示され、認可外保育施設の認可保育所への転換も行政のサポートにより可能性が高くなったと思われませんが、小樽市として認可に向けた行政のサポートができないか、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、小樽市における野生動物の増加に伴う影響と対策についてお伺いいたします。

最近、道央圏でもエゾシカなどが増加し、交通機関にリスクが広がっており、都会のシカ対策急務というレポートが新聞報道されております。

私自身もこの間の経験から、小樽市内でこれほどエゾシカを身近に感じたことは過去にありません。数年前まではエゾシカの生息地は道東や日高などの積雪が少ない地域に限定され、積雪が多い道央圏で生息するエゾシカはごく少数と考えられてきましたが、近年、札幌市の市街地にシカが入り込んで騒ぎになっている様子が再三報道され、一般市民の関心を集めていますが、これまでの生息に適した地域で生息数が高密度化してきたことや、農業や林業などの食害を防止するための対策が徹底されたことにより、生息地域は一気に全道に広がり始めており、道内のエゾシカの生息数は推定で65万頭に達すると言われております。そのうち、狩猟や市町村による有害鳥獣駆除によって、10万9,000頭が捕獲されていま

すが、道央圏では狩猟や有害駆除の条件が悪いことや、市民の理解が進んでいないことなどもあって、捕獲実績はほとんど上がっておりません。

エゾシカは繁殖力が強く、捕獲されなければ年間で20パーセント増加すると言われ、四、五年間で倍に増える計算になり、道央圏でのエゾシカは急増していると推定されます。現在のところでは、山沿いや河川、緑地の近くに住む住人がエゾシカを目撃したとの話が中心で、一般市民が目撃する例はほとんどありませんが、農業、林業の被害ばかりでなく、高速道路や一般道、鉄道でも事故が急増傾向にあり、札幌周辺的高速道路だけで3年間17頭のシカが回収され、昨年10月には、札幌道新川―銭函間の上下線がエゾシカの侵入によって3時間も通行止めになり、JRも札幌間で毎年数件の衝突事故が発生していると言われています。一般国道や道道、市道についてはあまり詳しいデータがありませんが、死骸の回収数は増加しているとされ、事故の届出がなかったり、シカが衝突後に逃げ去るケースも想定すると、事故の災害件数は数倍になると推定されています。

小樽市においては、専業農家が少ない上、農地の点在化などによって、農業被害は他市に比べて少ないと思いますが、事故や狩猟の実績などから、エゾシカの生息数は確実に増加していると思われます。小樽市は自然環境に大変恵まれていることから、山林の被害が広がっていることは意外と知られていませんが、小樽市としては、農業被害状況をどう把握されていますか。

また、今春、道によるエゾシカ被害防止緊急対策越冬調査が行われ、小樽市も調査対象となっていると聞いていますが、調査の目的と結果についてお知らせください。

一方で、農林水産省は全国的に広がっている野生動物や外来動物による被害の拡大を踏まえて、鳥獣被害防止のため、法整備と財政支援、人材の確保に向けた取組を強化しているとされています。鳥獣被害防止の予算額は、平成20年度で28億円だったものが、23年度予算では112億円と大幅に拡大されています。人材育成に対する費用は100パーセント補助され、団体による一斉駆除費用も100パーセントの補助がみなされます。市町村に被害対策の実施隊を設置すれば、公務災害が適用になるなど、画期的な改正となっております。

小樽市は、これまで田畑での食害の申告に基づき、道に有害鳥獣駆除捕獲の免許申請を行い、猟友会との契約に基づき、2万円の出勤契約によって対処してきました。しかし、同じ食害でも、最近、被害が急増傾向にある外来種のアライグマやキツネやタヌキなどの場合は、免許申請がわなになるなど、見極めに時間や専門的な知識と経験が必要なことなどから、免許申請に時間がかかるなど、被害農家からも不満の声が聞かれ、また委託を受ける猟友会も規制の強化とともにメンバーが減少し続け、高齢化が進み、後継者不足が深刻化しておりますので出勤するメンバーも限定され、活動にも限界があるとの声も出てきておりました。

そうした意味で、このたびの農林水産省の法改正は駆除を効率的、効果的に進める上で期待され、自治体の負担も国の交付率が5割から8割になったことと道の補助もあることから、大幅な軽減となります。改正された鳥獣被害防止特措法では、駆除経費として、防護さくや電気さくの補助が中心であったものから、捕獲のための消耗品購入や捕獲した鳥獣の買上げや輸送、駆除を依頼した場合の費用の負担や広報費として大型獣との出会い頭の事故などの防止の啓発をする費用も認められ、調査研究費なども自治体の裁量の幅と国からの支援策も格段に改善されました。

この改正は、増え続ける鳥獣被害、緊急総合対策としてソフト対策、ハード対策を盛り込み、恒久的、効率的な事業となるように、自治体にも被害防止計画の作成が求められておりますが、既に多くの市町村で設置済みか計画中と言われています。

小樽市におきましても、計画の作成に向けた取組を早急に進めていただくことを要請し、現状の進捗

状況の報告をお願いいたします。

以上、再質問を留保し、代表質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 林下議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私の給与の減額措置に関する条例案について御質問がありました。

私の給与の減額措置に関する条例案を再度御提案するに至った経緯などについてですが、これまでの私の責任といたしましては、本年5月の第2回臨時会におきまして、あくまでもその時点での責任のとり方ということで、給料を10分の1、3か月減額する措置をとらせていただいたところであります。

先般、刑事処分を受けた8人の部長の懲戒処分を行い、最大で6か月の減給処分という結果を受けまして、私としてもこれを大変重く受け止めており、また現時点で副市長人事が決まっていないことも含め、今回の一連の件に関しまして非常に責任を痛感しているところであり、このたび私の給料の減額措置につきまして、さらに10分の1、3か月を加算し、合計で6か月の減額措置をとり、これに加えて本年12月の期末手当を50パーセント減額したいと考えているところであります。

市民の皆様には、この間、大変な御迷惑、御心配をおかけし、まことに申しわけなく思っているところでありまして、これらに対する私の責任のとり方として、今回、このような形で給与の減額措置にかかわる議案を御提案させていただいたところでございます。

次に、原発政策に関して幾つか御質問がございました。

初めに、泊発電所3号機の営業運転移行に関する情報提供についてですが、本市には8月17日に後志総合振興局を通じて情報提供がありました。内容は、道としては国からいただいた回答については理解できるものと判断したところであり、したがって国において最終検査の手続を行われることについて異議はない旨、国に伝えたというものでした。

北海道知事がこれまでの国からの回答を基に安全性を評価し、さらには道民の生活や経済活動に配慮した電力の安定供給の観点から、最終検査の手続に異議なしとしたことについては、理解できるものであります。

次に、北海道が行おうとしていたアンケートにつきましては、泊原発周辺4町村を対象に行うということだったと聞いておりますが、私としては、北海道の防災計画の見直し内容が小樽市にもかかわるものであれば、周辺4町村だけでなく、本市も対象とすべき場合があるのではないかと考えております。

次に、緊急事態応急対策拠点施設、オフサイトセンターに関するお尋ねですが、平常時の役割として、施設の安全な運用を確認するため、原子力防災専門官と原子力保安検査官が常駐しており、異常事象が発生した場合には、この原子力防災専門官などが情報収集や連絡を行い、国や地方自治体と連携して迅速な初期動作や災害を最小限に食い止めるための対策や対応の拠点となっております。

北海道のオフサイトセンターの設置場所については、今回の福島第一原発の事故を受けて、そのあり方について議論されることと思っておりますので、推移を見てまいりたいと考えております。

次に、データのバックアップについてですが、現在、ホストコンピュータで管理している住民記録などのデータは、定期的に磁気テープに複写後、庁舎内に設置している耐火金庫に保管をしております。

今後につきましては、電源や回線の二重化や耐震化など災害等の対策をとったデータセンターにおいて、行政情報システムを稼働させる予定としております。

さらに、別のデータセンターにおけるデータのバックアップやシステム環境の復元について、今回、システムを契約した事業者から提案されておりますので、市としてはこれを受けて、災害時などに備え、市民の貴重なデータの保管やシステム復旧の対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災センターの設置についてであります。現在、新たな防災センターの設置は考えておりませんが、本市においては、停電時における電源の確保や非常時通信回線の強化など、本庁舎を防災拠点とする必要な整備を順次進めているほか、消防や警察などの関係機関とより緊密な連携体制をとりながら、さまざまな災害に対応できる体制に取り組んでいるところであります。

次に、EPZの拡大などについてであります。現在は泊原発を中心として半径10キロメートル以内の地域がEPZの範囲となっておりますが、このたびの事故では、半径20キロメートル圏内が警戒区域に指定されるなど、今までの範囲を超えて被害が及んでいることから、北海道市長会を通じて、道と北電に対して、国の防災指針と道の防災計画の抜本的な見直しを意見として提出させていただきました。現在、国の原子力安全委員会で、範囲拡大等に向けた検討がされておりますので、この動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、食の安全についてですが、公表基準の見直しにつきましては、本市では従来より食の安全を守る観点から、異常が発見された場合に公表するという方針で臨んでおります。

今回の放射性物質の汚染に関する公表については、国の公表基準がない中で、札幌市のように異常がなかった場合でも公表する立場をとった市町村もありますが、本市といたしましては、この件についても特別の取扱いとはせず、異常が発見された場合に公表するという方針を変えずに進めてまいりました。今後も、国や道の方針を見守りながら、適正な公表をしてまいります。

また、検査体制と機器整備につきましては、放射性物質にかかわる食品の検査は都道府県が中心となって実施しており、対象食品は野菜などの農産物、牛肉をはじめとした畜産物、水産物、加工食品など多岐にわたっております。こうした検査を効率的に実施するため、厚生労働省では必要な検査機器を有しない都道府県等に対し、検疫所、研究所、大学等を紹介する仕組みを構築することとしております。現在、札幌市を除く道内自治体の放射性物質の検査は、道立衛生研究所で一元的に実施しており、本市の検査についても、道立衛生研究所での実施を道に依頼してまいりたいと考えております。

次に、暫定基準にとらわれることなく、情報を開示することについてですが、この基準は食品衛生法に放射性物質の基準がないため、国が原発事故後に原子力安全委員会の指標値を暫定規制値として示したものであります。現在、食品安全委員会からの答申を受けて、国で見直しを検討していると聞いております。本市といたしましては、その結果を待って、適切な情報の開示に努めてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援に関する御質問ですが、初めに休日保育についてであります。本市では、平成19年8月より、中央保育所で休日保育を実施しております。認可外保育施設を利用している児童についても、休日保育を利用できるようにとの御提案ですが、このニーズがどの程度あるのか、また受け入れる側の保育所の体制整備などの課題がありますが、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、認可外保育施設の認可に向けての行政のサポートについてであります。現状では認可を受けするためには、施設の設定や保育士等の配置などについて、国の示す最低基準を満たす必要があります。現在、国では、「子ども・子育て新システム」において、保育所や幼稚園などの垣根を取り払い、こども園とすることを目指しており、この中で認可外保育施設においても、一定の基準を満たすことでこども園に移行できるものとされておりますが、まだ具体的な基準、内容等は示されておられませんので、今後も国の動向等を見ていく必要があるものと考えております。

なお、認可外保育施設から認可に向けての御相談等があった場合には、このような状況を踏まえて丁寧に対応させていただきたいと考えております。

次に、野生動物の増加に伴う影響と対策について何点か御質問がありました。

小樽市のエゾシカによる農業被害の状況についてであります。平成21年度は被害件数4件、被害額17万円、平成22年度は被害件数5件、被害額18万円、平成23年度8月現在で被害件数2件、被害額10万円であります。

次に、北海道によるエゾシカ被害防止緊急対策越冬地調査の目的と結果についてであります。調査の目的につきましては、エゾシカによる農林業等被害が深刻な状況にあることから、エゾシカが集中している越冬地の生息情報を収集し、各地で効率的かつ確実に捕獲数の増加を図ることを目的として、平成23年1月から3月にかけて、全道規模での調査を実施したものであります。

小樽市も調査対象となり、猟友会会員に対する聞き取り調査及び6区域の現地調査が行われました。調査の結果につきましては、北海道に確認しましたところ、10月までには公表したいとの回答を受けております。

次に、被害防止計画作成の進捗状況についてであります。小樽市におきましても、近年、エゾシカ等による農業被害が増加していることから、被害防止計画の作成に向け、現在、データの収集を行っております。今後は、庁内関係部、市内関係機関との連絡調整を行い、24年度に被害防止計画を作成したいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 16番、林下孤芳議員。

**○16番(林下孤芳議員)** 何点か再質問をさせていただきます。

原発問題については、私はあえて第2回定例会での代表質問の例を示しまして、この間の動きも訴えたつもりですけれども、残念ながら答弁は前回とほぼ同じ内容だったというふうに受け止めております。

市民の関心がこれほどまでに高まっている今、国や道の判断を待ってという考え方では、やはり市民の安全・安心を守ることはできないのではないかとこのように思いますし、後志や石狩市の首長やあるいは札幌市からもそれぞれ具体的な意思表示が示されていることもあります。そうしたことを考えますと、やはり小樽市長として、原発問題に対する独自の判断や考え方や対策について、しっかりとメッセージを発していただきたいものだというふうに私は思います。

何か答弁は非常に慎重になされておまして、市長が意思表明をすることに何かこだわりや制約があるのではないかとこのように疑問まで生じるわけでもありますけれども、小樽市民を守るために、市長のメッセージというのが非常に大切だと思います。原発政策やEPZの問題点は、市長の生の声で再度答えていただくことはできないのか、再度、質問させていただきます。

それと、オフサイトセンターの関係につきましても、国が移転をさせる、あるいは範囲を拡大するといった決定をしたら動くという考え方であったというふうに思いますけれども、これまでの国の規定や道の方針のまずさによって、オフサイトセンターの機能が果たせないという現実が示されております以上、やはり機能を最大限に発揮していただくためには、今、小樽市として声を上げる時期ではないかと、そういう必要性があるのではないかとこのように思います。

高橋知事も移転に言及する一方で、地方の声を尊重してというようなことを言うておりますから、こうしたことではまた本来の目的からかけ離れたオフサイトセンターになってしまう可能性が非常に高いというふうに私は懸念をしております。

小樽市では国の合同庁舎も新築をされて、今度は新市立病院もオープンするとなりますと、やはり万

が一の事故の際に、非常にこうした小樽の機能に対する期待も高まってくると思いますので、そうした意味でも市長の判断として、今、意思を示す考えはないのか、もう一度お伺いをしておきたいと思いません。

それと、食の安全で放射性物質の検査体制は、北海道では道にしかないということで、万が一、市民から相談なり、その検査をしてほしいと持ち込まれても、なかなか対応が難しいというのは大変よくわかるのでありますが、今まではこの検査機器というのは非常に高額で、その検査にも非常に時間がかかるというふうに指摘をされておりましたけれども、現在は大手メーカーも非常にこの機器の開発に力を入れておまして、先日も価格が大変安くて処理能力が高い機器が紹介されておりました。そうした意味で、まだガイガーカウンターを買うような値段にはなってはいないと思いますけれども、市民の要望にこたえるために、機器の整備についてはやはり不可欠ではないかというふうに思いますので、その点について市長の見解をお伺いしたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 林下議員の再質問にお答えしたいと思います。

なお、食の安全については、保健所長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、私は、今回の原発の問題だけにかかわらず、市民の安全・安心ということについては、あらゆる場面でしっかり取り組んでいかなければいけない問題だというふうに思っております。そういった中で、林下議員からの御質問でありますけれども、今、国や道が原発についての安全対策であるとか、安全性について、いろいろと検討しているところがございますので、そういった中でなされた結論について、小樽市としてはしっかり取り組んでいかなければいけない問題だろうというふうに思っております。そのためには、やはり管内の町村長との連携であるとか、あるいは北海道市長会において、道や北電にお願いしていることなどいろいろあります。そのようなことを踏まえて、市民の皆様が安心して暮らせるまち、安全に暮らせるまち、そういったことに今後とも取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、オフサイトセンターの問題については、やはり状況をもう少し見守っていかなければいけないのかというふうに思っておりますので、そのあたりについても、決して否定するとかそういうことではございませんので、御理解をいただきたいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 保健所長。

**○保健所長（秋野恵美子）** 林下議員の再質問にお答えいたします。

食に関する放射性物質の検査について、最近開発された機械もあるので、それを用いてはいかがかという再質問かと思えますが、福島第一原発での事故以来、小樽市におきましては、食肉の検査はすべて道立衛生研究所に送りまして、迅速に結果をいただいているところでございます。当面、この体制で推移していきたいという考えでおります。もちろん、今後、この検査体制あるいは国の考え方、道の考え方等々が、今も変化している最中でございますので、その推移を見守りながら、適正な判断を迅速に行っていきたいというふうに考えております。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 16番、林下孤芳議員。

**○16番（林下孤芳議員）** あと、詳細については、予算特別委員会で議論させていただきます。

○議長（横田久俊） 林下議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時14分

再開 午後 4時35分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安斎哲也議員） 一新小樽を代表して質問いたします。

質問に先立ち、24年間続いた新谷・山田市政について述べさせていただきます。

港湾都市として発展した小樽市では、人口が昭和39年の20万7,093人まで一貫して増加してきましたが、その後は減少が続き、元新谷市長就任時の昭和61年には17万4,000人と、3万3,000人減少しました。前山田市長退任時の本年4月には13万2,118人となり、2人の役人市長時代の24年間で、約4万2,000人も激減する結果となりました。

人口が著しく減少したことにより、地域社会の機能が低下し、生活水準及び生産機能がほかの地域に比較して低位にある地域として、昨年4月に過疎地域に指定されました。

バブルに踊った新谷市政では、運河公園で35億円、朝里ダムで126億円、長橋バイパスで400億円、交通記念館で44億円、市民センターで29億円、望洋シャンツェで14億円、中央通の区画整理で113億円、稲一地区再開発で127億円、稲北地区再開発で48億円、小樽築港駅周辺再開発で156億円など、大型建設事業に邁進し、起債残高を就任当時の603億円から820億円もプラスして、合計1,423億円までの巨額に膨らませました。

その後の山田市政では、この巨額に膨らんだ借金を減少させようと財政健全化に乗り出しましたが、国の三位一体改革で地方交付税が大幅に削減されたことを主因に、平成16年度の一般会計決算で1億7,977万円の赤字が発生しました。

一般家庭で言う普通預金の財政調整基金と財源調整や市債の償還に充てる減債基金を全額取り崩し、ゼロとなり、財政健全化どころか、財政不健全化に陥りました。この後、6年連続で赤字決算を続け、年度末の赤字を次年度の歳入歳出予算から穴埋めする非常手段である繰上充用を繰り返して行いました。一般会計の累積赤字を消すために、特定目的資金基金や他会計からの借金を繰り返した結果、2010年度決算で一般会計の累積赤字を解消し、12億円の黒字を確保することとなりましたが、借金まみれの不健全な財政状況には変わりなく、他会計や基金の借入れの償還にはまだ10年以上かかるとされておりま

す。山田市政の12年間で、丸井今井小樽店は撤退し、中心商店街の商店は閉店が相次ぎ、小樽グランドホテルが閉館しました。中心商店街との共存共栄を図るとされたウイングベイ小樽の空き店舗化が進み、共倒れとなる結果となりました。市内の経済不況が急速に進む中、12年間公約に掲げた新市立病院建設計画は、築港地区から量徳小学校へと建設場所がころころと変わり、築港地区で実施し中断した基本設計費2,581万円については、住民訴訟が起こされる事態となりました。この後、量徳小学校での基本設計が始まり、医師会の安価でコンパクトな病院をとの主張を無視し、建設規模はそのまま進められています。

新市立病院建設に必要な起債許可を得るための条件の一つとなっている過去の不良債務解消分と財政支援分として、一般会計から病院事業会計に対し、平成19年度3億6,300万円、20年度7億8,300万

円、21年度9億6,000万円、22年度15億5,000万円もの巨費を投じました。23年度では5億8,000万円、24年度5億1,600万円、25年度4億6,000万円と、総額52億1,200万円を繰り入れることになり、小樽市立病院経営改革評価委員会では、医業外収益の他会計から持ってきて赤字を埋めて黒字にしたという構図なので、市議会で議論していくべきだと指摘されております。

観光問題では、平成11年度に過去最高の観光客数972万9,600人を数え、市は観光都市宣言を行ったものの、16年度から700万人台に入り、減少傾向が続き、21年度の観光客数は700万人台を割り、600万人台に下がる状況となりました。

昨年の地域ブランド調査の全国市町村魅力度ランキングでは全国5位にランクインしましたが、今年は8位に下がりました。しかし、それでもまだ全国10番目の魅力的なまちとしてランクされております。小樽のブランド力が評価されているものですが、実際の住民の実感とは距離のあるものとなっており、このランクに値する魅力あるまちづくりが問われております。

小樽市では、家賃や下水道料金、国保料が高いなど、住民生活への負担が多い上、教育レベルが低い北海道の中でも低く、働く場所が少ないなど、問題が山のようにあります。これをどのように克服し、市長の言う安心・安全なまちづくりを進めるかが本市の大きな課題です。

若者からは、買物をするにも欲しいものがない、ウイングベイ小樽に行っても用を足せない、夜に遊ぶところがないなど、結局札幌に行かなければいけないという不満の声が多く寄せられており、人口が毎年2,000人ずつ減少し、若者は皆、札幌や首都圏に流出する原因となっております。

しかし、自然があり、ゆったりとした人情味のある小樽のまちの雰囲気が好き、ずっと暮らしたいという人もおります。小樽に残る20代、30代の若者たちは、生活に苦勞しながらも、まちを盛り上げるために海水浴場でイベントを実施したり、花園に出てお金を落としたり、草刈りやごみ拾いなどのボランティア活動をし、まちのためにと積極的に動いております。

小樽市の借金を借金で賄う今の現状では、この20代、30代、私たちの将来に、ただ借金を繰り延べているだけで、苦しい中、一生懸命働き、納めた税金は、しっかり市民サービスとなって戻るよう、私は市政のチェックを行ってまいりたいと思っております。

中松市長は、4年間の七つの重点公約として、全国的知名度を持つようになった小樽観光の充実、稲一再開発を商工団体と連携し道筋をつけていく、新市立病院の建設を計画どおりに進め平成26年度開業を目指す、学校統廃合を進め校舎改築や給食環境など教育環境の整備を進める、子育て環境の整備を努める、高齢者・障害者の支援体制づくり、小樽市の真の財政再建を成し遂げると掲げておりますが、公約を実現するために小樽市をどのようにかじ取りするか、どのようにリーダーシップを発揮していくのか、小樽市民から厳しい視線が注がれております。

ここで伺います。観光問題ですが、市長は第2回定例会で、東日本大震災にかかわる緊急経済対策事業の一つとして、日帰り客1万人の小樽への誘客を図ることを目的に、10,000人ウエルカム事業として1,300万円の予算を計上し、6月20日から7月24日まで実施しました。緊急経済対策としての予算計上で、本当に1万人呼び込めるのかと指摘しておりましたが、9月20日の東日本大震災による市内経済への影響に関する調査特別委員会で、バス券で小樽に訪れた観光客は目標に届かず、結果はたった1割の1,131人とどまったと報告されました。

じゃらん、楽天、ぐうたびの三つのインターネット予約サイトで、小樽市内宿泊施設を予約した人にバス券を配付したものの、期間中に配付されたのは5,055枚で、利用率は22パーセントにとどまりました。クーポンをつけたものの、その利用も伸び悩み、明らかな失策となりました。目標の1割にとどまったこの原因は一体何だったのでしょうか。

観光振興室は、この事業に対する北海道新聞の取材に、道外の個人客を呼び込めたのは一つの成果と述べておりますが、目標の1割の1,131人しか呼ぶことしかできずに、どうして成果を上げたと言えるのでしょうか。

この失敗を今後の観光事業に役立てたいとしておりますが、どのように役立てるおつもりなのか、具体的にお示しください。

このバス事業者の委託料と宣伝、印刷事務費などを含めた利用実績で単純計算すると、300万円程度の経費がかかったこととなります。もともと事業費として1,300万円を計上しておりましたが、余った1,000万円の予算で新たな緊急対策事業を実施するお考えがあるのか、お聞かせください。

また、10,000人ウエルカム事業とともに、8月22日から9月16日まで実施している市内施設へ宿泊した観光客に1人当たり1,000円分の商品券を贈呈する小樽市観光振興券交付事業についてですが、商店主からは常連の観光客が来るだけ。宿泊施設で配布したりしなかったり対応がまちまちだ。ただの1,000円のばらまきに終わるなど、厳しい指摘が寄せられております。現在までの進捗状況と効果はどの程度あるのかをお答えください。

今回のように目標の1割にとどまるような10,000人ウエルカム事業や指摘の多い小樽市観光振興券交付事業など市役所提案の事業では、市長の公約の小樽観光の充実の実現にはほど遠いものと考えます。

今後、民間から観光誘致にかかわる経済対策事業を広く公募して、新しいアイデアとして取り入れて実行することが必要と思いますが、御見解をお聞かせください。

新たな観光誘致事業として、Wi-Fi小樽化について提案させていただきます。

国際観光都市を目指す小樽市にとって、旅行者へのおもてなしは誘致戦略上、重要な位置づけになっております。現在の人口を上回る携帯電話の普及に加え、iPhoneの登場がブームをもたらしている急激なスマートフォンの普及によって、旅行先でどれだけ快適に素早く大量の情報を取得できるかが、旅行者の満足度を大きく左右する時代になってきていることを認識しなければいけません。スマートフォンの通信環境を向上させることこそ、インバウンド、国内旅行者に対する今風おもてなしの第一歩と考えていいのではないのでしょうか。

今年、東京都墨田区の観光協会が「つながる通信環境」というおもてなしを実践すべく、すみだWi-Fi計画を立ち上げました。このWi-Fi計画は、墨田区で無料の公衆無線LANルータの環境と、その運用の最適化を図り、大量高速通信環境を実現することで、墨田区を訪れる人が観光やイベントを楽しんだり、地域内外の人々が自由にストレスなくコミュニケーションをとれる通信環境を提供しようとする試みです。

小樽市としても、この墨田モデルを参考に、Wi-Fi小樽計画を推進すべき時期に来たと判断します。

このWi-Fi化計画は、全国各地で導入の検討がされております。福岡市では、今年4月、観光客や市民に向けた新たな情報発信の手法に取り組むため、公衆無線LANの環境整備を目的として検討会議を設置しました。

また、北九州市では、既に商店街のアーケードに公衆無線LANを設置し、ネットで情報配信し、商店街の利便性や回遊性を向上させ、滞在型の消費行動を促進する活動を始めております。図書館などの公共施設での導入も検討されております。

全国的な知名度を持つようになった小樽観光の充実の一つの方策として、このWi-Fi小樽化を進めるべきと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

小樽港開港90周年を記念して始まり、今年23回目を迎えたおたる運河ロードレースですが、参加者

は年々増加し、今年は市内や道内をはじめ全国から2,522人が参加しました。しかし、まち全体を挙げて取り組む東京や大阪など他都市のマラソンイベントと比較すると、まだまだ盛り上がりには欠けております。小樽体育協会や小樽走ろう会、商工会議所、青年会議所、観光協会などが実行委員会を組織し、取り組んでいるところではありますが、運河や港周辺で走ってもらうだけでなく、例えば商店街と連携して経済活性化につなげたり、温泉とパックにした観光プランを提供するなど、全国的な知名度をさらに生かした観光都市らしいイベントにする必要があると考えます。オール小樽でこのイベントをさらに盛り上げるべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

病院問題についてですが、8月17日に、小樽市立病院改革プランの評価委員会が立ち上がりました。委員からは、小樽病院の収支悪化に大きな懸念がある、医療センターが頑張っているのになぜなのか、医師が足りないだけではない、人件費比率などほかの要因が働いているのではないかと、医師が5名確保できなかったなら人件費はマイナスにならないのに、人件費が増えていることへの説明が一切されていないことは非常に大きな問題点だ、医業外収益の他会計から持ってきて赤字を埋めて黒字にしたという構図なので市議会で議論していくべきだ、他会計から多額の繰入れを行っているが市民サービスに影響がないのかななどの意見が出されたと、各紙で報道されました。

この評価委員会で示された平成22年度の進捗状況の公表では、経費削減、抑制対策の委託業務の見直しによる効率化として、平成23年度以降、両病院個別契約の一本化、随意契約の抜本的見直し、さらなる委託化の推進を検討すると掲げております。

私は、第2回定例会の予算特別委員会で、小樽病院と医療センターで個別に契約している清掃業務と電話交換業務の一本化を求めましたが、これに対し、病院局からは検討したいとの回答をいただきました。

公表では、24年度以降の取組と掲げておりますから、既に一本化を予定している委託業務などを考えていると思います。その委託業務は何か、抜本的に見直そうとしている契約は何か、さらなる委託化の推進を検討しているものとは何か、詳しくお示しください。

また、効果的・効率的な契約手法等の研究・導入で、契約の基準、手法、手続などを見直し検討という項目の中で、平成24年度の契約までに具体的契約見直し要領の策定を進めることにしておりますが、その策定状況はどうなっているのでしょうか。

平成23年度第1四半期の1日平均入院患者数が336人となり、目標の353人より17人の4.8パーセント減、昨年同期の355人より19人の5.4パーセント減と、目標数値よりも下回っております。経費削減、抑制対策として委託業務の見直しによる効率化を早急に進めなければ、道内の市立病院で2番目に高い54.8パーセントに上る医業収益に対する職員給与費、人件費の適正化について、強い姿勢で臨まなければいけない状況となります。27年度在職職員の給料表切替えに向けた協議及び折衝と、のんきなことは言っていられず、早期に適正化を進めなければならなくなります。

他会計や基金からの借入れを繰り返す一般会計が毎年多額の繰入れを病院に行っており、小樽病院のために市民の税金がじゃぶじゃぶと注ぎ込まれている状況では、早急に委託契約の見直しを行わなければ、今後の財政支援分や不良債務解消分の一般会計からの繰入れは認められませんし、現在の財政状況では繰り入れる状況にはないと思いますが、病院局長の見解をお聞かせください。

丸井今井小樽店跡の問題についてですが、第2回定例会の私の一般質問に対し、中松市長は、今後の見直しにつきましては、現時点では競売手続の終了が一つのめどとなるものと考えておりますので、市といたしましては、既に第1種大規模小売店舗立地法特例区域の指定を受けており、引き続き施設の再生に向けた取組を進めてまいりたいと考えておりますと答弁されました。

この後、旧丸井今井小樽店と旧小樽グランドホテルが入居していた商業ビルの土地と建物の一部の競売で、札幌地裁が8月12日に2度目の入札価格を公示しました。先般、最低価格が1度目の6億2,195万円から3億1,089万円の半額に設定されましたが、応札がなかったとの新聞報道がありました。

市長は、稲一再開発の道筋をつけると公約されておりますので、この間、いろいろと取り組まれていると思いますが、その後の進捗状況と対応をお示してください。

これまで山田前市長は、民民の問題として消極的な姿勢を貫いてきましたが、民間出身で商工会議所専務理事だった中松市長は、5月の就任会見で、ビル再生に強い意欲を示したと伺っております。しかし、当選してから、競売の推移を見守るなどと、山田市長に引き続いて消極的な発言が繰り返されております。

中松市長就任後、旧丸井今井小樽店周辺の商店街で、水晶堂めがねやグラフ商会などのしにせ店など3店舗が閉店し、周辺の商店主からは、丸井のところを早くに解決してくれないと店がもたないと、不安の声が多く聞こえております。

このような状況に対し、市長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

丸井今井小樽店跡の競売手続の終了が一つのめどとなると悠長なことは言っていないで、市主導でもっと積極的に行動を起こすべきと思います。

他市では、旧丸井今井店舗の活用として、旭川店が商業施設のフィール旭川として6月に再オープンし、空きビルだった店舗が買物客でにぎわいました。室蘭店跡では、ヤマダ電機が9月10日から営業を開始し、オープン直後には大勢の市民で活気にあふれたとのことでした。

民民の問題とか、競売手続の終了が一つのめどなどと消極姿勢ではなく、一日も早く道筋をつけてもらいたいと思います。

例えば、選挙戦で相手陣営が主張していたように、丸井今井小樽店跡を市が購入し、市役所機能を移転させるといったお考えはないのでしょうか。もし検討された経緯があるならば、移転費用や改修費などをどの程度見積もっておられるのか、お示してください。

奥沢ダムについて伺います。

大正3年から稼働し、97年の歴史がある奥沢ダムですが、一部に陥没箇所が見つかり、現行の施設基準による改修に、100億円に近い数十億円の費用がかかること、市内の給水量に不足を来すことがないとの理由もあり、廃止の方針が示されました。

奥沢水源地は、土木学会の土木遺産に登録されており、貴重な近代化遺産であります。このダムを含めた水源地に対する道とのこれまでの協議内容をお示してください。

市民の方からは、小学校のときに遠足で行った、夏に涼しむために散歩した、歴史的な遺産、ぜひ残してほしいという声が多く寄せられております。

市長は水すだれと言われる階段式溢流路をはじめとした奥沢水源地の施設をどのように残していくのか、今後の方向性、考え方をお示してください。

小樽市指定ごみ袋についてですが、小樽市はごみの減量化や資源化を図るため、平成17年4月から、家庭ごみの有料化を実施しました。

指定ごみ袋の契約額は、平成23年度5,560万円、20年度5,422万円、21年度4,979万円となっております。

この指定ごみ袋の入札で、市は作成会社からではなく、販社を通して購入しております。販社を通すことで余分な経費がかかっていると市民の方から問い合わせがありましたが、なぜそのような契約形態となっているのでしょうか、御説明願います。

新・市民プール建設ですが、8月31日に、小樽市室内水泳プールの存続を求める会が中松市長と面談し、新・市民プールの早期建設を要望されました。

私は、先日11日の市民大会水泳競技会に13年ぶりに選手として参加させていただきましたが、会場となった高島小学校温水プールは大会用の施設として建設されたわけではございませんので、公認記録の資格がなく、選手の控室やロッカー、応援席などが手狭な状態でした。また、サンビルの設置されていた以前のプールと比較すると、交通の便が悪く、利用時間も限られており、市民の方から早期に新・市民プールの建設が求められております。

第2回定例会で一般質問しましたが、第6次総合計画では、平成23年度から25年度までに2,800万円で基本設計、実施設計を盛り込んでおり、そろそろ具体的に示さなければいけない時期に来ていると思います。市長の見解をお示してください。

東日本大震災の被災家族の受入れについてですが、市は被災者の受入れとして、市営住宅15戸を提供しておりますが、受入れ開始後の入居状況はどうなっているのでしょうか。住んだ家族の小樽在住の感想をお聞かせください。

今夏、民間団体Y a R e R u K o T o実行委員会が、子供たちが太陽の下で伸び伸びと遊べる場所、草や土を自由にさわることのできる場所、蛇口から出る水を飲める場所、夏休みの期間中だけでも震災以前の普通の環境、当たり前前の生活を送っていただき、少しでも子供たちに笑顔、笑いを取り戻してもらいたいと、被災地の家族を小樽に招く福樽プロジェクトを実施しました。

このプロジェクトの事業の一環で、子供たちに塩谷海水浴場で遊んでもらうイベントが行われ、私もボランティアスタッフとして参加させていただきました。子供たちが小樽の海ではしゃぎ喜ぶ様子を間近に見ることができ、大変うれしく思いました。

このプロジェクトの活動費は、北海道の助成金もありますが、福島から移住してきた実行委員会の代表の方の会社の退職金と協賛金、募金で賄おうとしております。

政治資金規正法違反で罰金刑と公民権停止処分を受けた部長が、人事異動で参事に異動したことで、結局、部長職が増えることになり、これにより給与費が180万円増加する事実を受け、市民の方々からは処分を受けた人の人事異動で給与費が増えるなら、市は福樽プロジェクトに少しでも補助金を出すべきではないかなどと厳しい意見が寄せられております。

小樽滞在した子供たちは、また小樽に戻りたい、放射能を気にしないで小樽に住みたいなどのメッセージを残し、福島へ帰省しました。帰省後には、小樽生活での思い出がつづられたメールが実行委員会の下へ届けられております。

一部を紹介します。ここでの暮らしは窮屈で不自由なので、やはり母子避難を考えています。主人は車で行ける場所を望んでいますが、私はやはり小樽に戻りたいので、なかなか決められません。主人には申しわけないけれども、早く小樽に戻りたい気持ちです。

実行委員会には、福島から小樽へ移住したいという声が多く寄せられておりますし、北海道では、東日本大震災の被災者向けに応急仮設住宅として民間アパートなど計600戸を借り上げるため、補正予算を計上したとのことです。

小樽市には、被災地家族からの移住希望の声に親身にこたえていただきたいと思いますが、どのように対応いただけるのか、お示してください。

通告には間に合いませんでしたが、昨夜、小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会が、報告書を市長に提出したと報告を受けました。この報告書を読んだ市長としての受止めをまずお聞かせください。

この報告書の提言の中で、政党機関誌や政治集会への誘い、カンパを強いることなど、職員の勤務時間に行われる場合には、職員が一市民として生活する場でこれが行われるのとは異なって、問題となる場合が考えられる、こうした状況が続いていたら、職員が違法なパーティー券販売に至ったことも否定できないとまとめられております。

市民の信頼を回復できるように最大限努力するとおっしゃっている市長が、この委員会の示した提言をどのように再発防止策に生かすのか、お考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終了します。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 安齋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、観光問題について何点かお尋ねがありました。

まず、10,000人ウエルカム事業が目標を下回った原因についてであります。東日本大震災の影響による旅行意欲の低下や、夏休み直前という設定時期により主な対象が家族等での観光客ではなく、時間的な制約のあるビジネス客となったことから、本市への往復バス券が必ずしも魅力的な特典とはならず、利用が伸び悩んだものと思われまます。

また、道外客ではレンタカーの利用、道内客ではマイカー利用が相当数あったとお聞きしており、これらも原因の一つであると考えております。

次に、10,000人ウエルカム事業の成果についてであります。確かに利用者数は目標を大きく下回ったところでありますが、観光入込客数の7割以上を道内客が占めている本市観光にとって、今回のように、札幌の宿泊施設との連携により道外の個人客を呼び込むことができたことは、今後の観光客誘致施策を検討する際の参考になるものと考えております。

次に、今後の観光事業について具体的にどのように役立てるのかについてであります。今回の事業に協力していただいた札幌市内の宿泊施設の多くから、今後も本市が行う観光客誘致の取組に協力したいとお話をいただいているほか、既に観光ガイドマップをフロントなどで配布したいといった要望も寄せられております。引き続き、これらの施設に観光情報の提供を行い、年間600万人を超える札幌の宿泊客の誘客を図ってまいりたいと考えております。

次に、予算の残額を活用した新たな緊急経済対策事業の実施についてであります。事業費の執行残額はほかの事業に使用するのではなく、不用額とするのが原則であることから、新たな事業につきましても、あくまでも補正予算案として提案させていただくことになるものと考えております。

次に、観光振興券交付事業の現在までの進捗状況についてであります。8月22日から、登録宿泊施設41、特定業者877の協力をいただき、実施をしているところであります。今月16日までの事業であり、これまでほぼ6万人の振興券を宿泊施設に配布しており、さらに数か所のホテルから振興券の追加の申出があります。

その効果についてであります。振興券の配布状況から、一定程度宿泊客の減少に歯止めがかかっていると思われ、また飲食店からは客単価アップに効果がある、観光事業者からは予想以上の利用者があると伺っていることから、市内観光における経済波及効果の拡大が図られるものと考えております。

次に、経済対策事業の公募についてであります。本市ではこれまで観光基本計画の推進のため、観光関連団体や観光事業者などと観光プロジェクト推進会議を設置し、具体的なメニューの検討をしてい

ただいているほか、観光協会の各委員会との連携や小樽商科大学の学生による本気（まじ）プロの取組など、民間の方々から御意見、御提言をいただきながら事業を進めてきているところです。今後とも、できる限り民間の皆さんの御意見なども取り入れて、効果的な事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、市内におけるW i - F i 化計画の推進についてであります。携帯端末やゲーム機を利用した情報通信は近年目覚ましい進展があると認識しております。このような状況の中、御指摘のあったW i - F i については、既に市内でも導入した施設が増えてきているほか、本年3月には観光協会の主催で、会員向けにW i - F i の説明会なども開催しておりますので、民間主導で推進が図られていくものと考えております。

次に、運河ロードレース大会のあり方についてであります。この大会は、平成元年、小樽港開港90周年記念事業としてスタートし、今年の23回大会には過去最高の2,541人の選手が参加し、北海道を代表するロードレース大会として定着しております。この大会は小樽市と教育委員会が主催し、大会長は私が務めております。大会役員には体育協会、陸上競技協会のほか商工会議所、観光協会、青年会議所から就任いただき、さらに大会運営には460人もの市民ボランティアの御協力など、オール小樽で取り組むイベントとなっております。

コースには小樽を代表する観光スポットであります小樽運河やその周辺の歴史的景観地域、祝津の海岸線などが取り入れられており、市外からの参加者は約8割を占め、小樽観光にも一定の役割を果たしておりますが、さらにロードレースを本市の経済活性化につなげる方策などについて、観光関連団体などと協議してまいりたいと考えております。

次に、稲一再開発ビルについて何点かお尋ねがありました。

まず、第2回定例会以降の進捗状況であります。同ビルにつきましては、2回目の競売が行われ、入札者がいなかったため、現在、特別売却が行われております。

この間の市の対応といたしましては、小樽開発株式会社の破産管財人及び小樽商工会議所と協議を進めておりましたが、現段階では取得者がいないことから、具体的な取組が進められない状況にあります。

今後、取得者が現れた場合には、商工会議所とも密接に連携を図りながら、施設の再生に向けて十分な協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、旧丸井今井周辺の商店街の店舗閉鎖についてであります。本市の人口減少や高齢化の進行による購買力の低下に加え、インターネット販売など個人消費の多様化や、駐車場を備えた郊外型店舗の増加、さらには商店経営者の高齢化や後継者不足など、さまざまな事情に起因するものと捉えております。

稲一再開発ビルは本市の中心市街地の活性化を図る上で大変重要な施設でありますので、周辺商店街の振興のためにも、一日も早く再生させることが必要であると考えております。

次に、稲一再開発ビルを購入し、市役所機能を移転させる考えはないのかとお尋ねですが、同ビルにつきましては、本市中心3商店街の中央に位置すること、また観光集客ゾーンの堺町通りに近接していることから、商業機能を中心とした立地が最もふさわしいものと考えております。さらに、内閣府の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の中におきましても、市民を中心市街地へ引きつける魅力的な商業施設の進出を促すと位置づけていることから、同ビルへの市役所の移転につきましては、現在のところ考えておらず、移転等にかかわる費用を算出したことはありません。

次に、奥沢水源地についての御質問であります。初めに奥沢ダムは河川占用物でありますので、河川管理者である北海道との協議が必要であります。

これまでの主な協議内容につきましては、1点目は奥沢ダム の 堤 体 の 陥 没 箇 所 に つ い て、 部 分 的 な 補 修 が 可 能 で あ る か 相 談 を い た し ま し た が、 漏 水 の 原 因 を 特 定 す る こ と は 困 難 で あ り、 た と え パ イ ピ ン グ 現 象、 す な わ ち 堤 体 内 の パ イ プ 上 の 水 道（ み ず み ち ） か ら 土 砂 が 流 出 し た こ と に よ る も の だ と し て も、 地 盤 の 緩 み に 対 す る 補 修 方 法 が 確 立 さ れ て い な い と の こ と で あ り ま し た。

2点目は、ダム の 堤 体 の 改 修 に つ い て の 相 談 を 行 い、 改 修 に 当 た っ て は、 ダ ム 施 設 の 全 体 を 現 行 の 施 設 基 準 に 合 致 さ せ る こ と が 求 め ら れ る と の こ と で あ り ま し た。

3点目は、洪水対策についての相談を行い、今後の出水に備え、下流域に影響が生じないよう、必要な措置を講じるよう指導を受けたところであります。

今後、ダム以外の水道施設の保存方法については、河川管理者である北海道と協議を行ってまいりたいと考えております。

なお、降雨によりダムにたまった水を強制排水するには、小樽市だけでは対応が難しいと判断し、北海道開発局や北海道へ支援を求めたところであります。

次に、奥沢水源地の今後の方向性についてですが、奥沢水源地は大正3年の水道創設から97年間、現役で稼働してきた水道施設であり、先人から引き継いでいる歴史的な土木施設であると思っております。特に、21メートルの落差を10段で流下させる階段式溢流路の景観は、例えば夏には清涼感を与え、秋には紅葉に映えるなど、その四季折々の美しさが訪れる市民などに安らぎを与えるものとなっております。したがって、奥沢水源地の今後につきましては、奥沢ダムは廃止となりますが、基本的にはダム以外の奥沢水源地内にある水道施設は可能な限り存続してまいりたいと考えております。

次に、なぜ指定ごみ袋を製造会社からではなく、販売会社を通じて購入している契約形態となっているのかとのお尋ねであります。契約の内容が市で指定した仕様に基づくごみ袋を購入するものであるため、物品の買入れとなりますので、発注業者につきましては、本市の指名登録業者の金物雑貨に登録され、ごみ袋の取扱いができる業者で、かつ市内に本店、支店、営業所を有している販売会社を指名しているところであります。

なお、指名に当たっては、地元企業の育成を目的に、仕様書において製造及び印刷については小樽市内の工場において行うこととして、出荷証明書の提出を条件としており、地元の製造会社及び販売会社の受注機会の拡大を図った契約方法を行っております。

次に、新・市民プール建設についてであります。去る8月31日に、小樽市室内水泳プールの存続を求める会と懇談の機会があり、皆さんからプール建設への強い思いを伺いました。

第2回定例会の中でもお答えしましたが、課題としては、建設地の確保と学校耐震化の促進など多くの建設事業を抱える中での事業予算の平準化があります。

さきの東日本大震災を受け、文部科学省は学校耐震化の促進を打ち出しており、新・市民プール建設は総合計画に位置づけられている重要な事業ではありますが、行政ニーズが山積する中で、優先順位を見極めながら取り組む必要があると考えております。

次に、東日本大震災の被災家族の受入れについて質問がありました。

まず、被災者の市営住宅への入居状況ですが、4月1日から現在までの入居者は15世帯47名ですが、その後の状況の変化により地元に戻られた方もおり、現在は6世帯15名の方が入居しております。

次に、小樽に避難された方の感想についてですが、小樽へ避難してから地震、余震がないので安心してぐっすり眠れました、子供たちもすっかり小樽が気に入ったようで帰りたくないと言っておりますとか、小樽へ来たことで放射能を気にすることなく子供を外で遊ばせることができました、子供もすごく喜んでいましたという多くの感謝の言葉をいただいております。

次に、小樽へ住みたいという声に対する対応についてですが、プロジェクトに参加した方に限らず、今回の東日本大震災で被災された方やその家族の方には、市営住宅の提供や生活相談などについて、これまでどおり親身に対応していきたいと考えております。

次に、外部委員会の調査報告書について御質問がありました。

初めに、報告書を読んだ後の受止めについてですが、昨晚、まず目を通させていただきました。内容が多岐にわたっておりますので、今後さらにしっかりと読み込みたいと考えておりますが、現在の受止めとしては、精力的に調査検討していただいた委員会の意見や提言につきましては、非常に重いものと考えておりますので、このようなことを二度と起こさないよう、また市民の皆さんの信頼を回復できるよう、最大限の努力をいたしたいと考えております。

次に、外部委員会の調査報告書の提言を受けての議員と職員との関係についてですが、今後、提言に即して、私から議会へ、議会みずからが一定の行為規範を策定して関係者に周知していただくようお話をさせていただくとともに、職員側としても勤務時間中における議員との関係などについて、改めていろいろな機会をとらえて周知、徹底してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 病院局長。

**○病院局長(並木昭義)** 安齋議員の病院問題についての御質問にお答えいたします。

最初に、平成23年度以降の委託料の見直し等についてであります。

まず、第1点目の、現在、両病院で個別契約をしている業務の一本化につきましては、医事業務や清掃業務、ボイラー業務を含む管理業務などを対象として検討しているところであります。

今後、各業者とのヒアリングを行うほか、参考見積りを徴収し一本化することや複数業務を集約することの効果の検証を行い、平成24年度の契約の更新に向け、取組を進めていきたいと考えております。

2点目の随意契約の抜本的見直しにつきましては、医療機器の保守点検など特殊性のある業務や、競争入札後の一定期間は随意契約とすることが妥当な業務以外については、原則として競争入札を採用する方向で検討しているところであります。

3点目の今後のさらなる委託化の推進につきましては、現在、院内物流管理業務、いわゆるSPDの外部委託が考えられますので、その有効性について勉強会を開くなど、検討しているところであります。

次に、平成24年度契約までの具体的契約見直しの要領についてであります。

この件は、平成22年度も実施したコンサル会社を通じた先進事例研究を今年度も実施するなどして、個別の業務ごとに効果的な見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、委託業務の見直しと一般会計繰入金に関する見解についてであります。

市立病院の経営のあり方としては、病院の根幹である診療収入により医業収益を確保し、同時に支出をできるだけ節減して医業収支を改善し、あわせて一般会計から繰出基準に基づく繰入れを受け、トータルで資金収支の黒字を維持することが望ましい姿であると考えております。

しかしながら、診療収入増につながる医師確保が現在ではなかなか困難なことから、収支の改善には支出面の節減、抑制が当面の重要な課題と考えております。このうち人件費につきましても、今後、適正化に向けて可能な取組を進めてまいりたいと思います。しかし、二つの病院の診療体制を維持する必要からも、現病院のある間はその削減には限度があります。

したがって、収支改善の効果を上げるには、その他の支出である診療材料費や経費などを節減していくことが必要であります。それで、経費の中で最大の割合を占める委託料の見直しは待ったなしの課題と考え、平成23年度の契約に当たっても、価格交渉により一定の効果を上げたところであります。

また、来年度に向けての取組も、先ほどお答えしましたように、進めているところであります。

今後の一般会計繰入金につきましては、基本的繰入金のほかに、平成27年度までは公立病院特例債の元利償還分を繰り入れることとしておりますが、これは実質的に過去の不良債務解消分の性格を持つものであります。このほかに、新市立病院の起債条件の一つである平成25年度末での地方財政法上の資金不足額解消までは、一定程度の財政支援分の繰入れが必要と見込んでおります。それで、病院局では毎年度の収支改善に全力を努め、財政支援分についてもできるだけ少額にとどめていきたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 6番、安斎哲也議員。

**○6番(安斎哲也議員)** 再質問をさせていただきます。

まず、10,000人ウエルカム事業の余った予算の件ですけれども、不用額になって、補正予算で何か考えられるというような御答弁をいただいたのですが、もし何か政策を考えているのであればお示ください。

旧丸井今井の件ですけれども、市長が就任してから3店舗ほど閉店しているという報道に対する御感想を求めましたけれども、それにはお答えいただけませんでしたので、お願いいたします。

その跡の利用についてなのですけれども、取得者が現れるまで待っているというような内容でしたけれども、もっとリーダーシップを発揮して、例えば地権者との交渉をもっと精力的にやるなど、こちらに見えるような形で動いていただきたいのですが、御見解をお願いします。

新・市民プールの問題ですけれども、これまでの答弁と比べるとちょっと後退したイメージを受けたのですが、プールよりも優先される行政施策があるというようなお話でしたけれども、プールよりも優先されるものとは一体何で、それでは総合計画にのせている新・市民プールというのは、もっと年度が後になってしまうということなのか、御見解をお聞かせください。

病院問題ですけれども、来年度に向けて一本化を検討しているということですが、その効果はどれぐらい見ているのかをお示しいただきたいと思えます。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** 私のほうから、旧丸井今井に関連することについて答弁をさせていただきます。その他については、それぞれ担当部長のほうから説明させていただきたいと思えます。

最初に、旧丸井今井小樽店の閉店についてであります。何も答弁がなかったということですが、これについては先ほど答弁させていただいたように、本市の人口減少や高齢化の進行による購買力の低下に加え、インターネット販売など個人消費の多様化や駐車場を備えた郊外型店舗の増加、さらには商店経営者の高齢化や後継者不足など、さまざまな事情に起因するものと考えております。

それから、第2回定例会でも答弁をさせていただきましたけれども、その間、実際に独自にもいろいろと動いてみたのですが、現実取得というところに至っていないということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長(工藤裕司)** 新しい事業ということでお尋ねがありましたけれども、不用額ということではないのですが、今定例会の補正予算ということで、12月21日から、外国客を誘客するダイレク

トアクセス事業を提案させていただいております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 経営管理部長。

**○経営管理部長(小山秀昭)** 一本化の効果ということでございますが、ただいま病院局長が答弁したとおり、今、まさに業者からヒアリングを行ったり、参考見積りを徴収することになっておりますので、今の段階で効果を算出しているわけではございません。これからということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 新・市民プールの建設に関してでございますが、前回、第2回定例会で申し上げた答弁とそう大きな変化はないと思いますが、具体的に言えば、土地の問題と財政的な問題と両方を考える。さらに、状況の変化がございましたのは、例の耐震化のことでございますが、学校再編とのかかわりについても慎重に考えなければならぬと。この3点について考える点がありますということで、答弁とすれば第2回定例会の域を超えていないというふうには考えております。

**○議長(横田久俊)** あと、旧丸井今井の問題についてリーダーシップを発揮してはどうかということです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** 先ほど答弁させていただきましたように、丸井今井跡の問題につきましては、当然リーダーシップをとっていろいろと取り組んでいきたいと思っております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 6番、安斎哲也議員。

**○6番(安斎哲也議員)** 最後に、今の旧丸井今井のリーダーシップの発揮の部分だけ再々質問させてもらって、残りは予算特別委員会だと思っておりますが、そのリーダーシップを発揮していろいろと取り組むというのは、何に取り組んでいくのか、具体的にお考えがあるのであればお示しいただきたいと思っております。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** 安斎議員の再々質問にお答えします。ちょっと舌足らずな点があったことはお許しいただきたいと思っておりますけれども、まず、今、あそこの建物について取得をしたい、あるいは取得をお願いしたい、そういったようなところに自主的にというか、積極的にというか、取り組んでいきたいというふうに思っております。

実は、今までもそういった面でいろいろとアプローチをしたり、実際にそういう事業者との接点を持ったわけですが、結果として現在に至るまで実現できていないということでもありますので、そういった面についても、今後もやはりしっかりした取組をしていきたいと答弁をさせていただきましたけれども、これにつきましては、商工会議所とも連携をとりながら、同様な取組を進めていきたいと思っております。

**○議長(横田久俊)** 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

次に、久末議員から質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 28番、久末恵子議員。

（28番 久末恵子議員登壇）（拍手）

○28番（久末恵子議員） 質問も最後となりましたので、皆さんお疲れのことと思います。無所属の立場で質問させていただきます。できるだけ手短かに質問いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

私の質問は、最近、要望のありました3点についてお聞きしたいと思っております。

初めに、防災についてお尋ねいたします。

まず、今月初めに降り続いたこのたびの大雨の市内の被害状況をお聞かせください。

次に、北小樽に位置する私どもの地域も何か所か被害がありました。それぞれ地域の方々の通報で、防災担当、消防の方々の速やかな対応によりまして大事に至らずに終わりました。御苦労されました皆さんに心からお礼を申し上げます。

次に、祝津川についてであります。祝津地区の祝津川の増水によるはんらん、連絡がありまして駆けつけましたところ、川の周辺に土のうが積まれておりまして、緊急の対応はされていたようですが、その後、水量がまた増し、駐車場にも浸水するなど、地域の方々は対応ができずに私のところに通報されたものと思います。

私は、早速防災担当に連絡をとりまして、救助のお願いをいたしました。このときの防災担当、消防の対応は大変早く、手際よい応急処置に驚きました。皆さん仕事とはいえ、本当に素早く対応してくださったところを、私も見せていただきました。皆さんの御苦労に心から感謝をいたします。

祝津川につきましては、担当所管にお申し、最善の策を考えていただき、改善していただきますように要望をいたします。

次に、市営墓地についてお尋ねいたします。

過日、天狗山ロープウエーで天狗山の山頂に行きました。周囲の景色を眺めているとき、左手に広大な中央墓地が目に入りました。よく見ますと、非常に急坂なところにびっしり墓標が並んでおり、大変広いのに驚きました。本市は山に囲まれているまちですので、お墓も山の斜面に建てられているところがほとんどであろうと思われま。

現在、市内に市営墓地は何か所ありますか。

また、これまでの整備状況と今後の整備についてのお考えをお聞かせください。

次に、これは私からのお願いですが、先日、長橋墓地を使用している方からの要望で、現地を見てまいりました。どこの墓地でも見られる急な坂道、古い石段、手すりがないと危険な箇所も目に入りました。整備の必要な箇所もありましたが、お年寄りの方でも安心してお参りできますように整備をよろしく願いいたします。

次に、公的交通機関についてであります。

最近、全市的に公共の交通網が見直され、市内の中央部と周辺の必要な地域に新たなバス路線が誕生しております。これは市民にとりまして大変ありがたいことであり、人口は減少しておりますものの高齢者の数は増加しております本市では、お年寄りの足の確保は生活に欠かせない大切なものと思っております。

今、市内全体を見回しますと、北小樽地域の高島周辺のバス路線は、海岸伝いにまちの中には入らず、トンネルを抜けて祝津に行っております。高島のまちは、神社、お寺、商店や高齢者の方の多いまちです。また、高島は漁業のまちとして歴史のある古いまちでもあります。バスの開通も早くから町会活動として取り組んでまいりました。

町民の念願であります高島中央線のバス路線新設にどうかお力添えを賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。見解をお聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 久末議員の御質問にお答えいたします。

最初に、防災について御質問がありました。

今回は大きな災害も予想されたため、災害対策本部を設置し、夜間を通して警戒監視に当たりました。

市内の被害状況についてですが、災害対策本部を設置した9月5日から6日にかけて、側溝の溢水、道路の冠水、倒木などの通報が50件程度ありましたが、人災等大きな被害はありませんでした。

次に、祝津川の改善についてであります。昨年8月と本年9月の集中豪雨により、土砂や流木等が河川に流れ込み、暗渠部で詰まったことで溢水し、周辺が冠水したものであります。

昨年度は緊急対策として、暗渠部の一部を開渠にする工事を行い、今年度も引き続き、渇水期に断面の改善等を行う予定であり、今後とも祝津川の溢水対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、市営墓地についての御質問ですが、市営墓地の設置数につきましては、蘭島から銭函までの市内に14か所となっております。

また、これまでの整備状況については、いずれの墓地においても、位置的にも地形的にも厳しい状況の中ではありますけれども、市民要望も勘案しながら、可能な限り敷地を確保し増設するとともに、平成21年度から今年度にかけて、地域活性化・きめ細かな臨時交付金などを活用して、これまで懸案であった各墓地の舗装及びのり面保護工事、階段の手すりを設置するなど、大規模な整備を行ったところがあります。

今後の整備につきましても、施設の状況や市民要望を踏まえながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、高島中央線のバス路線新設についてですが、高島中央線の路線延長は約1,200メートルで、区間で一番道路幅員の狭い箇所は4.5メートルしかないという状況の中で、市内の路線バス事業者に確認したところ、バス路線を新設するには道路の拡幅が必要であること、運行の障害になる電柱を移設することなどの見解が示されております。したがって、現状、道路に面して民家が密集している状況もあることから、路線新設は難しいと考えております。

（「議長、28番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 28番、久末恵子議員。

**○28番（久末恵子議員）** 私もこの3か所は全部行ってまいりました。要望がありましたので地域の人たちと、すぐに現地へ行きまして、それからお墓は墓地の整備を要望されている方と一緒に行ってまいりましたし、高島も上から下まで歩いてきました。

初めに祝津川についてなのですが、これは一つの流れではなくて、反対側の側溝の水も道路を渡ってこちらの川に入れているというような場所なのですね。ですから、祝津川の上流から直していかないと、どうしてもそこに土砂が入ってきて、現場を見ましたら、土管が外れており、素掘りのままのところと、どうしても水が流れてきておまして、あそこが増水すると土砂を全部暗渠のほうに運んでしまうような状況で、現場でそこの方と立ち会ってお話もしてきました。私は初め、何で下のほうから整備

するのかと思いましたが、先に上を整備してしまうと、今度、上の流れがよくなって全部下に行ってしまう下が混乱するそうなのです。それで、下のほうからやってきて上へ来るそうなのです。整備されるまでの間は土のうを積んで待っていてもらうようなお話なのですがけれども、地域の方のお話を聞きますと、夜にうんと雨が降ると、心配で眠れないというのです。そのようなことで、これもまたお気の毒なことだというふうに思っていて、いろいろと小樽市にも事情があると思いますので、どうかできるだけ早く整備してあげてくれればありがたいなというふうに思っております。これは要望でございます。

それから、お墓の件なのですがけれども、これも長橋墓地へ行ってきました。それで、その持ち主と一緒に行ったのですがけれども、あそこも中央はすごく立派に見えるのですがけれども、墓標が立っていて横に広いお墓なのです。その端のほうへ行くと、何かまだ茂みの中に幾つかあるみたいな、そのようなところもありまして、要望されたところは石段があるのですがけれども、周りに何もさわものがないのですから、私も上がりませんでした。私も高齢者でございますので、もし間違えて転がり落ちたら困るので上がりませんでしたけれども、やはり何か手すりでもつけてあげなければ、お年寄りが自分のお墓をお参りに行くたびに苦痛な思いで行くのではないかというふうに思っていて、これもできるだけ早く整備してあげてほしいというふうに要望しておきます。

それから、バス路線についてなのですがけれども、バスの場合は、今、大きなバスではなくて、市役所の近くも通っているのですがけれども、中型のバスがあるのです。ああいうバスだと走れるのではないかと思いますし、天狗山のパークゴルフ場へ行く道に、何かところどころ広めて、車の待避所というのですか、そのようなものもありますので、高島地域も全部が狭いではなくて、あそこのまちも古いまちですから、昔のままではなくて、道路縁の家が新しく建って、そのときに下げて建てているような感じがありまして、確かに電柱の狭いところがありました。ここはどうしたらいいものかと思って、私もそこで立ちどまって見てきましたけれども、あそこのまちは町民だけではなくて、いろいろな行事をするまちなものですから、そのたびに外からたくさんのお客さんが来るわけで、そういう人たちにもバスが通っていれば本当に便利でいいのではないかというふうに思いましたし、高島にはお寺が三つありまして、檀家が結構来るそうなのです。この要望の中に、お寺からの要望も入っているのです。ぜひ檀家の方が歩いてこないでここへ来られるようなことをやってほしいという強い要望もありまして、今回、このようなことになったわけございまして、これは答弁は要りませんので、できる限り協力していただければありがたいと思って質問させていただきました。よろしく願いいたします。

#### ○議長（横田久俊）

以上をもって、久末議員の質疑及び一般質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 5時55分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 上 野 智 真

議 員 新 谷 と し



議事参与事務局職員

事務局長 佐藤 誠一  
庶務係長 伝里 純也  
調査係長 沼田 晃司  
書 記 木戸 智恵子  
書 記 柳谷 昌和

事務局次長 佐藤 正樹  
議事係長 中村 弘二  
書 記 相澤 幸  
書 記 佐藤 誠  
書 記 高野 香織

**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第27号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

**○4番（吹田友三郎議員）** 一般質問をさせていただきます。

初めに、このたびの小樽市長選挙におけるパーティー券にかかわる地方公務員の政治資金規正法違反事件は、マスコミを通して全国に発信され、小樽市、そして市民にとっても大きなマイナス点となりました。北海道民は、個人で積極的に政治活動に取り組む風土は本州に比べて少ないものと考えており、このようなことが起きたことは、そのような土壌があるのではないかと考えております。この問題については、議会の特別委員会、そして第三者委員会を通して徹底した解明がなされ、そのようなことが起こる土壌の精査が行われることを期待しておりますが、私もこの一般質問の機会に、この問題を取り上げたいと思います。

そこで、地方公務員の政治活動について質問をさせていただきます。

まず、本市職員には、政治活動について法律、条例にどのような規制なり制約がされておりますか、お伺いいたします。

今回の問題で、政治活動的なもののかかわりについて本市職員のアンケート調査を見させていただきましたが、私が考えていたよりも、個人的な部分で大きな数字が示されております。私の友人の国家公務員の状況はそのようなことはほとんどないとのことで、このたびの職員アンケートでは、寄附、協賛、政治的新聞・雑誌などの購読依頼、パーティー券の購入に多くの管理職が対応されているのはどのような理由からと思われるか、市長の御見解をお伺いします。

政治活動としての認定には大変難しいところがあることはある程度理解しておりますが、市民が政治活動をする中で、本市に対してさまざまな活動をするのは大変よいことであり、これらについては、市長はじめ各関係部局においてしっかりと対応することが求められますが、市職員が勤務時間中に個人への政治活動を受けること、また行うことは、職務専念の規則において問題があると思われるか、過去にそういうことはなかったか、また今後そのような事態が発生した場合はどのように対処されるのですか、お尋ねいたします。

私は、このたびのパーティー券の問題を含め、このような不幸なことが起こらない環境をつくることが必要だと思います。今回の事件でも、犯罪と承知してかかわった方もいるものと思いますが、多くは積極的なかかわりではなかったのではと考えており、犯罪の発生予防の環境づくりをするために、このたびの政治資金パーティー券問題を踏まえ、懲戒処分の標準例を見直し、罰則の強化、つまり懲戒免職、降任、減給等を盛り込んだ改正により、再発防止の意思を示すことが必要だと思いますが、御見解をお聞かせください。

次に、前によくあったようですが、期末勤勉手当支給時に管理職のデスクにカンパ金等の要請があり、議会対策上、対応していたと、退職された市職員OBからよく聞いておりましたが、管理職個人がなぜそのようなことをしなければならぬのかと考えられますが、お尋ねいたします。

また、万が一カンパ金等に応じて勤務時間中に届けたり渡したりした場合、政治活動を行ったことになり得ると思いますが、御見解をお伺いします。

私は、政治活動の外圧の排除が必要と考えており、職員一人一人が心置きなく職務に専念できる環境づくりを進めたいと考えております。

私は、今回、東日本大震災、そして原発事故により、未曾有の被災をした福島県に2回ほど訪問の機会がありました。このたびは福島市庁舎の訪問もありましたが、庁舎は震災前に免震構造で完成したばかりで全く被災しておらず、免震のよさを実感しました。そして、この庁舎は40年間かけて独自の積立でつくられ、借金がないと聞き、またびっくりさせられました。

私は、今回の訪問をさせていただいたときに、福島県の災害対策本部へも行きましたが、被災地への案内はお願いしませんでした。中学校を卒業して2度ほどしか会ったことのない福島県民だった友人に、現在の被災施設や仮設住宅などの現状を見させていただきましたが、通常でない生活を強いられている方々を見るに、自分では耐えられそうにない感覚を覚えました。友人は、この仮設住宅に入居されている方はこの冬は帰れないのではないかと、そしてここは小樽と同じように氷点下10度ぐらいにはなるとの話の聞き、大変暗い気持ちになりました。国は6か月たっても何も進んでいないということを理解していないのです。

私は、このたびの被災地、そして被災者のための復興には、すべての自治体が市民生活に欠かせないものを除いて人、物、金の3要素を持ち込み、復興させるべきと思います。このことだけでは理由としませんが、その財源の捻出も含めて本市の経費の見直しの一つとして、「隗より始めよ」ではありませんけれども、予算上では小さいものですが、旅費条例の運用について質問をさせていただきます。

初めに、旅費条例における一般的な旅費の種類、支給方法の基本的な考え方についてお尋ねいたします。

旅費の概算払と精算についてはどのようにされておりますか、お伺いいたします。

最近の改正内容とその理由についてお伺いいたします。

通常の旅費条例による出張旅費計算と異なる場合の取扱いはどのようになっておりますか、お尋ねいたします。

通常、概算払の範囲であれば精算確認を行わないようになっていとお聞きしますが、出張職員の旅行命令に沿った動きの確認はどのようにされておりますか、お伺いします。

私も非常勤の議員として視察旅行に参加、例えば2004年の厚生常任委員会では大垣市と多治見市に宿泊することとしていましたが、2日間は名古屋駅前に宿泊していました。特段の問題はないと思いますが、市職員が例えば東京出張を命ぜられ、東京での宿泊となっているときに、出張業務が終了した後に個人の用事で名古屋に新幹線を使って出向き、宿泊をし、翌早朝に東京へ戻るといったことは本市旅費条例では可能なものでしょうか、お伺いいたします。

国家公務員の関係では、私も9月末に法務省の関係で東京に行くときは、規定金額の範囲で飛行機とホテルのパックのものを購入、そしてその領収書の添付、搭乗した飛行機の確認ができるチケットの控への提出が精算時に求められ、職務終了後の日程の変更の禁止が課せられていますが、本市ではこのような内容についてどのようになっておりますか、お伺いいたします。

私は、今回、本市職員の出張について調べている中で、通常とは少し異なった旅費の持ち方があることがわかりましたので、最後の質問としてお聞きします。

本市の職員は、各種出張に当たり、出張旅費の一部を関係団体その他で負担させるようなことはあります。

また、本市の補助金等が支出されている団体はありますか。

そのようなことがされている場合、本市の条例ではどのような対応となるのか、お尋ねいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 吹田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公務員の政治活動について何点か御質問がありました。

まず、職員の政治活動に関する規定や制約についてであります。本市の職員に限らず、公務員につきましては、地方公務員法第36条において、職員の政治的中立性の保障により、業務の公正な運営の確保と職員の利益保護を図ることを目的として、政治団体の結成や勧誘運動をはじめとした一定の政治的行為を制限しております。このたびの政治資金規正法や公職選挙法においても、公務員の地位を利用した政治的行為や選挙運動等を禁止しているものであります。また、地方公務員法におけるサービスの基本的な考えを基に、小樽市職員倫理規程におきまして、職員の基本的な心構えを明記しております。

次に、管理職へのアンケート結果について質問がありましたが、まず政党や政治団体が発行している新聞を多くの管理職がとっている理由についてですが、アンケートでは、議員などから勧められ、購読を始めたことによるものが多い結果となっております。

次に、カンパや寄附については、職員が個人の意思で対応している部分でありますので、個々の理由について承知しておりません。

次に、職員が勤務時間中に政治活動を受け入れることや行うことについてであります。確かにそのような行為が勤務時間中に行われることにつきましては、職務専念義務の関係から問題があるものと考えておりますが、過去の実態については把握しておりません。今後につきましては、政治活動を行う側が職員の勤務時間中、こうした活動を行わないように十分配慮して対応していただくのが望ましいと考えておりますが、仮にそのような行為が行われた場合には毅然とした態度で対応するよう、職員への指導を徹底したいと思っております。

次に、懲戒処分に係る標準的な量定基準の見直しについてであります。本市の懲戒処分に関する指針の中でお示ししている量定基準につきましては、すべての事例を網羅しているものではなく、基本的には国の指針に準じて定めた標準的な事例であり、現時点ではこの基準そのものを変えるという事は考えておりません。

次に、期末勤勉手当の支給時における管理職へのカンパ金等の要請についてであります。過去のことについては詳細を承知しておりませんが、現在は管理職のデスクにカンパ等の要請があるという実態はありません。

また、先ほどもお答えいたしました。カンパ等については職員が個人の意思で対応している部分でありますので、個々の理由については承知しておりません。

次に、勤務時間中にカンパ金等を届けた場合に、政治活動を行ったことになるのではないかという御質問ですが、勤務時間中であるなしかかわらず、カンパ等を届けること自体が政治活動になるとは思いますが、勤務時間中に行われた場合には、職務専念義務の問題がありますので、今後、今回の問題に関する再発防止策を実施する中で、そのようなことがないよう職員に徹底してまいりたいと思っております。

次に、旅費について何点が御質問がありました。

まず、旅費の一般的な種類や支給方法の基本的な考え方についてであります。旅費の種類には鉄道賃や船賃、航空賃のほか、宿泊料や日当などがあり、鉄道賃などの交通費は、出張の行程に応じて最も経済的な経路及び方法により算定しております。

また、宿泊料及び日当につきましては、定額により支給することを基本としており、宿泊を伴う場合は主に概算払で旅費を支給しております。

なお、精算につきましては、概算受領額と精算額が同額の場合は省略しております。

次に、旅費条例等の最近の改正についてであります。財政健全化に伴う旅費制度の見直しとして、道内日帰りの際に支給していた2分の1日当及び市税徴収等の4時間以上巡回業務に支給していた日額旅費を、それぞれ平成19年度に廃止しております。

また、条例等の改正を伴うものではありませんが、平成10年12月より道外出張で最も利用の多い札幌―東京間の航空運賃については、割引効果の高いエア・ドゥの料金を基本として支給することとし、現在もこの考え方を基本にエア・ドゥ道民割引の料金で支給しております。

次に、通常の旅費の規程による旅費の計算と異なる場合の取扱いについてですが、旅費条例や施行規則に規定されている旅費を増額し、又は減額する必要がある場合には、事前に当該旅費を調整する旨を起案し、原則として職員課と会計課の合議を得た上で支給しております。

次に、出張した職員の動向の確認についてであります。基本的には職員は旅行命令に沿った行動をしていると考えておりますので、出張期間中においてその確認方法を定めたものではありませんが、出張後における報告として、服務規程により、口頭又は復命書による復命を義務づけております。

また、旅行命令の途中に、私事で命令先でない場所に宿泊することについて、これを禁止する規定はありませんが、合理的な理由がなく、旅行命令先以外の場所に宿泊することは適切とは言えないと考えております。

次に、いわゆるパック旅行商品の購入及び精算についてであります。パック料金につきましては通常の旅費計算とは異なるため、事前に旅行会社等から徴した見積りなどを基に旅費を調整した上で支給しており、通常の宿泊旅費の精算同様、概算受領額と精算額が同額の場合は精算を省略しています。

また、旅行命令期間中は公務との考えから、天災その他やむを得ない事情を除き、原則として公務以外での日程の変更や追加は認められないものと考えております。

次に、旅費の一部を関係団体が負担する可能性があるかどうかについてであります。件数としてはそれほど多くはありませんが、そのような事例はあると認識しており、その中には、本市の補助金等が支出されている団体もあります。

また、関係団体が旅費を負担する場合の取扱いについては、旅費条例施行規則に基づく旅費の調整により、当該旅費のうち、関係団体から支給される旅費に相当する額については支給しないこととしております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 4番、吹田友三郎議員。

**○4番(吹田友三郎議員)** 再質問させていただきます。

まず、最初に質問しました地方公務員の政治活動の件ですけれども、このことにつきまして、市の職員に対してはどのような形で、教育や研修などをやっていたのか。例えば新任の方々の研修というのはどの程度行われているかわかりませんが、そういう中でもこういうものというのはきちんと伝えられているのか。今回もよく知らなかったという話がよくありますけれども、そう

いうものについてはどのようになっていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、この問題についての処分なのですが、市の規則では、よく他の議員からも質問が出ているのですが、一度処分したものは二度はできないのだという話をよくされていますけれども、私などは、大変失礼だけれども、そういうのはこれからやっていったらどうかと思っています。だから、今回2回できるようになったら、これから全部2回できるようになるわけですから、小樽から発信してもいいのかなという感じもします。

また、この罰則の強化という問題につきましても、今の規則は国の指針に準じて決めたものですが、今回の問題は非常に市民からこれでいいのかという声がありますので、例えば一つの規則の中で特例をつくって、こういう問題については、処分は2段階上のものを対応しましょうとか決めておけばいいわけですね。今回のものについてはいろいろと聞きましたら、降任についても、私はもう少し検討が必要かなという感じでは考えております。

また、個人の政治活動については、そういう行為はいけませんということですが、それが例えば実際に行われている場合は、やりましたという申告制をとるのか、それとも、だれかがやっていますよということを内部できちんと確認できるようなシステムをつくるのかという問題があります。市の場合の多くのやり方は申告制というような感じがしますが、この辺についてどのような形で今後されるのかと考えております。

旅費の問題につきましては、今は多くの場合、日当は特に額を毎回上げたり下げたりすることはあり得ないことです。ただ、実費弁償という問題については、例えば当然、列車から船からすべてを含め、かかるものは負担するのが当たり前ですが、ホテルについては、市の規定では東京などは1万何千円なのですが、今もう東京でも半分くらいの金額で普通に泊まれるような状況になってきました。ですから、そういうものは実態的に必要な部分があれば、金額をやはり見直すことも必要なのかなと。私の友人などは札幌にいますけれども、そこではもう7,500円で朝食つきは認めないと。それはお金がそれぐらい出ているのだからというぐあい、それでなおかつ領収書つきというようにやっているようなところもありますから、私はこの問題についてはやはり見直すことが必要かなと。

特にまた今回の市長の答弁で、東京についてはエア・ドゥを使うとなっていますけれども、この辺についても、やはり通常はそういうときに何に乗ったかということについては、領収書がついてくれば、だれでも確認できるわけですね。確かに事務が煩雑になるとか、さまざまな要因でということであるのかもしれませんが、国家公務員についてはホテルも金額が確認できる、また飛行機にも乗ったかどうか確認できる、だから、領収書や搭乗券も必要ということでやっているようでございますから、この辺も定額制で支障があるものは、先ほど答弁があったように会計課と職員課で調整が行われるわけですね。私にすれば、規定通りで、どうしても対応できないものは当然あると思うのです。そういうものについては、国家公務員のように領収書で確認するという形があってもいいのかと、私にしますとね。

あと、最後の質問の中で旅費の一部を関係団体が負担することが少ないということなのですが、現実、毎年どの程度の金額があったり、どの程度の件数があったり、また、やり方が、例えば行きますよといったときに、ホテルとか飛行機とかチケットが支給されるものなのか、また、後で来てくれといったときに、本人に市の規定のお金を上げるから、自分で用意して来てくれという場合の二通りがあると思うのですが、どんな方法でなされているのかということについて、関係部局で確認をしているのか。それは行くようだからいいですよと、こっちは日当だけ持ちますよと、こういうようなやり方をしているのか、内容をきちんと精査というか、確認して職員の動きを決めているのかどうか、この辺に

ついてはいかがかと思うのですけれども。

この問題については、あまり質問すると各関係機関の方が怒るかもしれませんが、ただ私のほうは、実際の金額が、例えば飛行機代はそのまま規定料金でぼんと払っていましたがよといったら、こっちで買ったものを支給するとか、差が出た場合にどうなのかという問題がちょっとあるのかと思ったものですから、質問させていただいています。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** まず、政治資金規正法の問題と政治活動については、総務部長から答弁をさせていただきます。

旅費について、今、吹田議員からいろいろと再質問をちょうだいいたしました。そういった中で、宿泊の問題であるとかいろいろなことについては、さらに調査をして検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから、関係団体との関係については、もう少し現状どのような状況になっているのか、あるいは件数的なものはどれぐらいあるのか、そういったことも含めて調査をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 総務部長。

**○総務部長（迫 俊哉）** 前半の三つの質問については、私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、今回の事件にかかわる再発防止策の一環というふうに考えておりますけれども、職員に対する研修のあり方について御質問があったかと思えます。

これまで、地方公務員法ですとか公職選挙法だとかという、我々にとって基本的な法令に関する研修というのは、私どもが市役所に採用されて最初の新任研修の際に主に行われておりましたけれども、現在、考えてみますと、その新任研修が行われた以降には、こういった基本的な研修というのが行われていない現実になっております。

今回の事件を受けまして、あるいは今回の外部委員会からの提言を受けまして、こういった地方公務員法ですとか、我々にとって身近な法律についての研修というものにつきましては、例えば係長になったときですとか、あるいは課長に昇格したときですとか、そういったときにも研修が行われておりますので、そういった機会を見つけて、我々にとって身近な法律についての研修を行うようにしながら、再発防止に努めていきたいと考えているところでございます。

それから、今回の事件を踏まえて、罰則等について強化をしていかないのかというお尋ねでございましたけれども、基本的には私どもの処分につきましては法令等に規定されておりますので、法令等を見ながら考えていきたいというふうに思っておりますし、今回の懲戒処分のあり方について、罰則を強化しないのかというお尋ねもございましたけれども、基本的には国の基準にのっとった形でつくられている基準でございますので、このまま運用させていただきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目でございますけれども、個人の政治活動についてお尋ねがあったかと思えますけれども、憲法で言いますと、何人も思想・信条というのは自由な形で規定をされております。また一方、我々地方公務員法におきましては、信用の失墜行為、そういったものについては規定をされているわけですので、こういった法律の枠内の中で今回の事件を受けまして、議員あるいは政党と私どものか

かわりというのは一定程度考え直さなければいけませんし、外部委員会のほうからも提言を受けておりますので、それを踏まえまして、一定のルールというものは、今後、考えていかなければならないのではないかというふうに考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 4番、吹田友三郎議員。

**○4番(吹田友三郎議員)** 再々質問をさせていただきます。

まず、今、市長のほうから、関係団体との関係について少し調べてみますということだったのですけれども、私は、この問題についてはきちんと内容を確認したいと思っていまして、このあたり、いつまでに内容をきちんとこちらのほうに出していただけるかということを考えているのですが、この辺のところですね。担当部局との話では、全体を確認するためにはちょっと時間がかかりますということだったのですけれども、私はなるべく早急に出していただきたいと思うのですが、目標の日程的なものはどの程度かを伺います。

また、もう一つ、個人の政治活動の関係で、何か問題が個人のことで起きた場合、だれが確認するかという問題があるのですが、この辺のところは、内部で建設的なシステムをつくるかどうかということについてはどうなっていますか。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** ただいまの吹田議員の再々質問についての関係団体との関係については、これは時期いつということではなくて、できるだけ早く調べて報告したいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 総務部長。

**○総務部長(迫 俊哉)** 個人の政治活動について、申告制をとっていくのかどうかというようなことでございますけれども、先ほども答弁申し上げましたけれども、私どもの職員というのは、いわゆる憲法で守られている部分もございますし、あるいは法律で規定されている部分もございます。そういった中で活動というものが行われているものと考えておりますので、あえて申告制をとるという考え方は基本的にはございません。

**○議長(横田久俊)** 吹田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 7番、小貫元議員。

(7番 小貫元議員登壇) (拍手)

**○7番(小貫元議員)** 一般質問を行います。

最初に、健康被害、がんなどの原因になっているたばこの対策について伺います。

第1に、対策の現状について伺います。

平成22年度版「おたるの国保」のトップページには、「1に運動 2に食事 しっかり禁煙」と明記されていますように、近年、健康被害の原因として喫煙があることは認知されています。加えて、たび重なる値上げもあり、喫煙者の数は減少傾向にあるようです。

北海道では「北海道たばこ対策実施要綱」を制定し、対策を進めています。この北海道たばこ対策実施要綱には、「市町村との連携により事業を進める」とあります。

そこで、伺います。

たばこ対策について、小樽市の窓口はどこになるのでしょうか。

また、これまでどのような取組を行ってきたのか教えてください。

北海道の調査では、全国平均と比べて北海道の喫煙率が高いとされています。小樽市として喫煙率を調べ、対策を立てることが必要ではないでしょうか。

第2に、禁煙支援についてお伺いいたします。

喫煙が危険を高めることが知られている病気は、狭心症や心筋梗塞、脳卒中、肺がんなどがあります。また、喫煙による美容への影響も指摘され、皮膚の弾力性が減り、しわが増えるなどの変化があると言われています。「小樽市の保健行政」平成22年度版によると、小樽市の死因は、1位ががん、2位が心疾患、3位が脳血管疾患、4位が肺炎となっています。この順位は全国と同じですが、死亡割合が高いのが小樽市の特徴です。3大死因で市全体の61パーセントに上るとされています。私は、この対策として、喫煙者を減らしていくことが有効だと考えます。

喫煙している人には、死ぬまでやめないという人もいれば、やめたいのだけれどもやめられないという人もいます。平成18年度より保険適用が拡大し、禁煙のための治療を受けられるようになりました。これは喫煙が趣味、嗜好ではなく、ニコチン依存症という、れっきとした病気だからです。

小樽市内では、市立小樽病院をはじめ12の医療機関で禁煙外来が行われています。禁煙については、いつ実行しても効果があると言われていています。肺がんについては、禁煙50年でリスクが3割から5割低下するとわかっています。

一部の企業の健康保険組合では、禁煙サポートプログラムをつくり、健康保険による補助金制度を実施しているところもあります。禁煙外来にかかり、治療が完了したという証明書を持って申請すると、補助金が出るという制度です。これは健康な職員を確保する目的と、重症となる前に病気を事前に防ぐことにより、医療費の抑制を図る目的があります。

小樽市民の病気を予防する、それを応援するという視点に立って、小樽市として禁煙サポートプログラムを実施してはいかがでしょうか。

第3に、受動喫煙防止についてお伺いいたします。

たばこの煙に含まれる化学物質は、悪臭防止法で規制する特定悪臭物質が9種類、厚生労働省が濃度指針値を決めているシックハウス症候群関連物質が5種類含まれています。

小児外来の受診数の上位5疾患、ぜんそく、虫歯、咽頭炎、扁桃炎、気管支炎、風邪がありますけれども、親がたばこを吸う家庭の子供は、これらすべての病気に1.5から2倍かかりやすくなっています。においがするという事は、これらの化学物質を吸っているからこそ感じるわけです。

小樽市では公共施設は施設内禁煙となっていますけれども、受動喫煙の防止という点で、学校などの教育施設については敷地内禁煙とすべきではないでしょうか。

児童が登下校中の道路で喫煙している人を見かけます。歩きたばこの人がたばこを持ったまま手をおろすと、ちょうど小学生の顔あたりの高さになり、大変危険です。小学生の通学路などの歩きたばこは児童への受動喫煙を高めます。学校近辺の喫煙について何か対策をとるべきではないですか。

札幌市では、受動喫煙に対するガイドラインを定めています。滝上町でも受動喫煙防止ガイドラインをつくっています。小樽市としても、ガイドラインを作成すべきではないでしょうか。

続けて、原発から再生可能エネルギーへの転換について質問いたします。

自然エネルギー研究センターというところでは、道内の自治体を中心に自然エネルギーによる基本計画づくりを行うとともに、自然エネルギーの技術開発も行ってきています。大友詔雄センター長は、地域固有の特性を生かした取組、地域の困難解決に役立つ取組を基点に進め、その地域特性に合わせてロ

一テクでつくれるもので小型分散型にして数多く設置することを考え、地場産業育成・振興を念頭に進めているということを考えて、産業財産権の確保を進めているといえます。

CO<sub>2</sub>削減、原発からの撤退の面からでなく、地域経済を元気にするという点でも、再生可能エネルギーの推進は大きな力を発揮いたします。特に、自然エネルギーの活用には、それぞれの地域の特性を生かす必要があります。自然の現象はそれぞれの地域で固有のものです。だからこそ、自然エネルギーの生産は地場産業で行ってこそうまくいく必然性があります。自然エネルギーの導入は地域に仕事をつくり出すとともに、地域内の富の循環を実現するというエネルギーの地産地消を定着させることにつながります。

そこで、お伺いします。小樽市として、どんな自然エネルギーが活用できるのか調査研究を進めていく考えはありませんか。

札幌市議会は、6月30日に、「原発に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書」を全会一致で可決しました。そこで、札幌地域における持続可能なエネルギー利活用調査を8月22日から9月22日までの1か月間実施をしています。

小樽市は、泊原発から40キロメートルという地点にあります。本年第2回定例会で、「原発に依存しないエネルギー政策への転換を求める意見書」が全会一致で可決されています。小樽市も市民から自然エネルギーについての意見を募集してはいかがでしょうか。

道内の15市では太陽光発電への支援制度を持っていますが、小樽市として導入の計画はありませんか。

以上、再質問を留保して終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、たばこ対策について何点かお尋ねがありました。

まず、本市におけるたばこ対策の担当窓口につきましては、保健所が担当しております。

これまでの取組についてであります。禁煙を希望する方への個別支援といたしまして、保健所医師による禁煙支援相談を平成15年度から行っております。このほかホームページなどを通じた各種情報提供のほか、小・中学校や企業などに出向いて、喫煙による健康被害や喫煙防止に関する健康教育を実施しております。

また、多数の市民が利用する施設に対する受動喫煙防止の取組といたしましては、「おいしい空気の施設」事業を進めております。

次に、本市の喫煙率の状況や対策についてのお尋ねについてであります。本市の喫煙率につきましては、平成18年度、健康増進計画の中間評価を実施する際、市民に対する調査を行っており、男性の喫煙率は25.8パーセント、女性の喫煙率は19.6パーセントとなっております。

今後の禁煙対策につきましては、平成25年度からの次期健康増進計画を策定する過程で、具体的な取組を検討してまいります。

次に、禁煙サポートプログラムについてのお尋ねであります。企業が独自に社員の禁煙診療費の自己負担分を一部補助する制度と聞いております。

本市といたしましては、このような方法も含め、効果のある禁煙支援の方法につきまして検討してま

います。

次に、受動喫煙防止対策ガイドラインについてのお尋ねであります。本市では、多数の市民が利用する施設における受動喫煙防止の取組をより一層推進するため、平成15年度に「おいしい空気の施設推進事業実施要領」を定め、これまで施設管理者に対して禁煙・分煙の措置を講ずるよう協力を求めてまいりました。

本市といたしましては、厚生労働省や先進市の例を参考にしながら、受動喫煙防止対策ガイドラインの作成につきまして、平成25年度から本市次期健康増進計画を策定する過程で検討してまいります。

次に、自然エネルギー活用の調査・研究についてであります。本市では、環境教育の一環として長橋小学校へ太陽光発電設備を設置し、また新市立病院へも太陽光発電設備の設置を計画しているところであります。

本市といたしましては、地球温暖化防止に寄与する低炭素社会の実現を目指しており、自然エネルギーの有効活用について、情報収集や調査を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民からの自然エネルギーについての意見募集についてですが、さきにお答えしたとおり、自然エネルギーの有効活用について調査・研究を進めていくこととしており、今後、必要がある場合には、市民から意見をお聞きすることも検討いたしたいと考えております。

次に、太陽光発電への支援制度についてであります。現在、国では、一般家庭への補助制度や事実上の補助である余剰電力の買取り制度が整備されております。

一方、本市は、道東や太平洋側と比べ日照時間が短いこともあり、恵まれた環境ではなく、また、促進効果は限定的と考えられるため、当面、市としての支援制度の導入については計画しておりません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 教育長。

**○教育長（上林 猛）** 小貫議員の御質問にお答えいたします。

学校などの教育施設の敷地内禁煙についてであります。現在、市内の小・中学校では平成16年2月から施設内禁煙としており、そのほかの教育施設については一部分煙のところもありますが、ほとんどが施設内禁煙というふうになっております。

教育委員会としては、児童・生徒への影響が大きい学校や、児童・生徒や高齢者などが多く利用するその他の教育施設は敷地内禁煙が望ましいと考えておりますが、施設によりさまざまな利用実態がありますことから、今後、それぞれの利用者に対し、敷地内禁煙について理解と協力を求めてまいりたいと考えております。

次に、学校近辺の通学路の喫煙に係る対策であります。現在、児童の登下校などの安全対策として、交通安全の呼びかけなどについて、町会やPTAに御協力をいただいていることから、今後、歩きタバコなどの喫煙マナーなどについて、それぞれ理解を求めてまいりたいと考えております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 7番、小貫議員。

**○7番（小貫元議員）** 再質問いたします。

最初に、禁煙は保健所が担当しているということで、やっていることをお伺いいたしましたが、保健所のホームページを見ましたけれども、なかなかスムーズには禁煙というか、たばこ対策に行き着かないというところがありまして、まずうちちょっとスムーズに入れるようにしたほうがいいのではないかと思います。

小樽市としても、健康被害については十分承知していることだと思います。先ほど取り上げたおたる

の国保の「1に運動 2に食事 しっかり禁煙」という表紙なのですけれども、この言葉自体はたぶん厚生労働省の言葉そのままだと思うのですけれども、発行が国保年金課となっていて、私、当時の国保年金課長はどなたか知りませんが、これを表紙に持ってきたということは、しっかり禁煙を進めていくのだと、そういう姿勢だったと思うのです。そういうことでしっかり進めていきたいと思うわけです。

それで、幾つか検討するという御答弁をいただいているのですけれども、この検討するというのが前向きに検討するということなのか、後ろ向きというか、立ちどまって検討するという意味なのか、もうちょっと積極的に検討するという答弁をいただきたいと思います。

厚生労働省が禁煙サポートの経済効果というのを試算してまして、それによると、国全体でたばこによる収益は2兆8,000億円、喫煙による医療費や早期死亡による損失は年間5兆6,000億円、喫煙者が1本たばこを吸うと約10円分社会に迷惑をかけていると、そういうことです。

私が今回の質問で言っているのは、何もやめたくないのだという人を責めているわけではないのです。やめたいけれどもやめられない、こういう人をやはり小樽市としてやめてもらおうという立場に立つことが重要だと思うわけです。

次に、受動喫煙についてなのですけれども、教育施設の利用実態により、敷地内禁煙は望ましいのだけれども、今のところ無理だという御答弁でしたけれども、要は子供の命と利用実態とどっちを大事にするかという根本問題になると思うのですよね。

2004年のアメリカの小児科学会誌、小児科学の報告で、妊婦651人中に妊娠中に使用した薬物のコカイン、アルコール、たばこ、マリファナが生後1か月児に与える影響を検討したと。医学のためとはいえアメリカというのは大変恐ろしいことをやるものだと思うのですけれども、その結果、たばこによる影響は、乳児の頭囲、頭の周りにはマリファナ、飲酒よりも小さく、コカイン常習と同程度だったというように、やはり子供に対する影響というのは大変物すごいものがあると。

もう一つ、同じアメリカの医学誌なのですけれども、妊婦232人と早産児を2年間追跡して、妊娠中の喫煙の有無、出生時の前頭葉の容積、これを検討した結果、喫煙なしと比べて出生時の前頭葉容積が7パーセント小さかったと、こういう科学的データも出ているわけなのですよね。

だから、たばこというのは吸っている本人だけではないという立場に立って、この受動喫煙のガイドラインも含めて前向きに検討していただきたいと思います。

次に、再生可能エネルギーについてなのですけれども、世界では大変再生可能エネルギーについて推進が進んでいます。ドイツの記事ですけれども、ドイツのデザーテック財団の事務局長の方によると、地球規模でエネルギー転換を目指しており、地球上のすべての砂漠に降り注ぐ太陽エネルギーの6時間で、人類の年間消費エネルギーは賄えると、砂漠面積の1パーセントに降り注ぐ太陽エネルギーがあれば、世界の電力需要は満たされるとのことです。世界的には、このように再生エネルギーへの開発というのは進んでいるわけなのですけれども、問題は、こういう動きに鈍感なのが、今、日本の政府だと思うのですけれども、そういう動きを待っていては、私は乗り遅れると思います。

先ほど地場産業でこそ必然性があると言いましたけれども、網走にホッケの雪氷一夜干しという商品があります。このシステムというのは冰雪熱冷風乾燥システムといって、この開発は建設会社が行っているとのこと。そういうことなので、いろいろな新たな産業として自然エネルギーの可能性というのは秘めていると思うので、ぜひこの辺は地元企業と力を合わせて進めていっていただきたいというふうに思います。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** 小貫議員の再質問にお答えしたいと思います。たばこ対策については保健所長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、再生可能エネルギーの問題でございますけれども、小貫議員のおっしゃるとおりでございます。私どももこの再生可能エネルギーについては、地球温暖化防止に寄与する低炭素社会の実現ということは何としても目指していきたいと思っておりますし、そしてまた、地場の経済の活性化につながればさらによろしいなというふうに思っておりますので、そのように取り組んでいきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 保健所長。

**○保健所長(秋野恵美子)** 小貫議員の再質問にお答えいたします。

喫煙の害につきましては、おっしゃるとおりでございます。異存ございません。

検討について前向きか後ろ向きかという御質問でございましたが、もちろん前向きでございます。従前より保健所は、禁煙対策の推進については本当に心を砕いておりまして、先ほど申し上げましたように、平成15年度ですが、全国で初めて小樽市保健所が今行われている禁煙外来と同じ形を始めております。今まで1,700人近くの方に禁煙支援相談を進めてきております。保険診療が始まりましてから、小樽保健所へ来られる方はほとんどゼロになっておりますが、それでも時々保険診療ではカバーできない禁煙支援相談を個別に今でも受ける体制は残してございます。

そういう保健所でございますので、検討の意味はすべて前向きでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 学校につきましては、もちろん児童・生徒の影響が大きいということで、まさに前向きに敷地内禁煙に向けて努力してまいりたいというよりは、早く努力したいと考えております。

それから、その他の教育施設には屋外の施設などもございまして、それも方向とすれば、敷地内禁煙に向けてなるべく早く実施したいというふうに努力してまいりたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 7番、小貫議員。

**○7番(小貫元議員)** 前向きの検討ということでありがとうございます。

私、このたばこの質問をするのは、さまざまな方々から批判を受けるなど大変勇気が要りまして、ただ、幸い共産党議員団はだれ一人たばこを吸わないという関係だったものですから、それでひとつ提案と申しますか、以前メタボリックシンドロームのときに、他市で担当者を決めて、その人がどのぐらい減っていったのかということで市のホームページに載せて、その方が頑張っていたら、マラソンの途中で亡くなってしまったということがたしかありましたが、そういうように小樽市の例えば部長が実際に禁煙に取り組んでみて、それをインターネット上でどういう状況になっているか発表してみたらどうでしょうかと思いました。

私、松ヶ枝に住んでいまして、時々一人の部長が歩いて市役所まで行く様子を見かけることがあるのです。そうやって健康に気をつけている部長もたくさんいらっしゃるのです。そういったことを実施してはどうかと、最後提案して質問を終わります。

**○議長(横田久俊)** 小貫議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、上野智真議員。

(14番 上野智真議員登壇) (拍手)

○14番(上野智真議員) 平成23年第3回定例会に当たり、一般質問をいたします。

初めに、本市における自然エネルギーへの取組についてお尋ねいたします。

本年3月11日に発生した東日本大震災によって福島第一原子力発電所で起きた原発事故により、原子力利用の脅威を目の当たりにし、世界じゅうで自然エネルギーへの転換、推進が叫ばれています。

国内でも、ソフトバンク株式会社が全国に10か所程度の大規模太陽光発電所の建設を構想しており、そのほかにも地熱発電や風力発電など、各企業の自然エネルギー転換に向けての取組が進められる中、国会においても再生エネルギー特別措置法が8月26日成立し、2012年7月より施行され、太陽光や風力などで発電した電力の全量買取りが電力会社に義務づけられるなど、今後、自然エネルギー導入に向けての動きが全国でさらに広まっていくことと思います。

本市では、2009年に日本風力開発株式会社が銭函風力開発株式会社を設立し、石狩湾新港地区に隣接する銭函地区に、当初出力2,000キロワットの風力発電機20基の設置を計画し、その後、環境への影響を踏まえ、15基へ計画変更し、昨年10月5日に住民説明会が行われております。

山田前市長は昨年4月の記者会見で、この風力発電所の誘致に取り組む姿勢を示しておりましたが、その後の動向などを踏まえ、中松市長は自然エネルギーの推進やこの風力発電所の誘致、その他の自然エネルギー関連施設の誘致に対してどのような見解をお持ちでありますか、お聞かせください。

次に、市内グループホームにおける防災についてお尋ねいたします。

平成18年1月に長崎県大村市で起きたグループホーム火災において、7名のとうとい命が失われました。この火災を受けて消防法が改正され、275平方メートル以上のグループホームにスプリンクラーの設置が義務づけられ、新施設は2009年4月から、既存施設は2012年4月から適用されることとなりました。法律が改正される中、昨年3月13日に札幌市北区でも同様の火災が発生し、7名の死者が出たことは記憶に新しいと思います。

このような火災を防ぐためにもスプリンクラーの早急な設置が必要と考えますが、本市においても、既存施設では、補助金等の活用によりスプリンクラーの設置がなされてきていると思います。義務化まで7か月ほどとなった現在の市内施設におけるスプリンクラーの設置実績と現在の状況をお聞かせください。

また、近年、地域密着や地域連携の観点から、グループホームなどにおいて、町内会との防災連携などが望まれています。しかし、高齢者が多い町内会などでは、火災などが起きても実際に協力することが難しく、現実的ではないという意見もあり、防災協力などが結びにくい状況も中にはあります。

このような現状を踏まえ、グループホームなど介護施設に対する市としての防災への取組をお聞かせください。

次に、日本海側拠点港及び港湾のあり方についてお尋ねいたします。

小樽港は、市内はもとより近隣に豊富な観光資源を有する都市の港として、年々クルーズ客船の寄港が増加しており、その機能強化を目的として、現在、国土交通省が進めている日本海側拠点港に応募しております。先月、選定に向けてのプレゼンテーションを終えたところと聞いておりますが、選定に向けてどのようなプレゼンテーションが行われたのか、その概要と今後の選定までのスケジュールと選定に向けての取組をお聞かせください。

現在、小樽港はクルーズ港としての魅力を持つ港であり、今後も観光都市の海の玄関としての位置づ

けは重要と考えますが、人を迎え入れる港であるとともに、商業港としての機能も有しております。小樽港は現在、新潟市と舞鶴市への定期フェリー航路と中国への定期コンテナ航路があり、これは小樽港にとって重要な航路で、今後も継続、強化していかなければならないと考えます。フェリーに関しては、平成22年度予算では、フェリー航路の維持と利用促進を図るため、フェリー航路利用促進事業費補助金が計上され、小樽―新潟便のフェリーを利用するトラックに対して、料金の割引額の一部を補助する事業を行いました。その実績と効果についてお聞かせください。

また、本年もフェリー航路利用促進事業費補助金1,500万円が計上されておりますが、どのような事業が計画されているのかお聞かせください。

中国への定期コンテナ航路についてお尋ねいたします。

この航路は平成14年9月に開設されておりますが、近年のコンテナ貨物取扱量の推移をお聞かせください。

また、平成19年からは新規航路が開設され、週2便となりましたが、平成21年には残念ながら週1便の減便となっております。港町埠頭コンテナヤードにはガントリークレーンも設置されており、コンテナ便の強化については、第6次小樽市総合計画にも小樽港の年間取扱貨物量増加が掲げられていますが、最近の経済情勢を考えると貨物量の増加は厳しいことが想定される中、コンテナ便貨物量増加に対する現下の取組についてお聞かせください。

この項の最後に、市長にお尋ねいたします。

日本海側拠点港選定を念頭に据えたクルーズ港として、また定期フェリーやコンテナ航路を有する商業港としての小樽港の今後のビジョンについて、現在、小樽商工会議所など民間でも港湾振興プロジェクトが進められておりますが、来年以降の港湾計画の改訂を踏まえ、今後の港に対する市長の方向性をお聞かせください。

次に、小樽市の観光についてお尋ねいたします。

小樽市は平成20年10月2日に観光都市宣言をし、さまざまな取組を行っていることは思いますが、なかなか観光都市としての小樽の具体的な将来ビジョンが見えていないように感じます。観光は短期間で成立するものではなく、長期的な視野に立ち、インフラも含め、先を見通した将来像を持たなければ真の観光都市になり得ないと思います。市長は観光を基幹産業と位置づけ、就任直後から積極的な取組を行っておりますが、今後、より先を見据えた施策も必要ではないでしょうか。そのような視点から、市長の小樽の観光都市としての将来ビジョンをお聞かせください。

東日本大震災を受けて、海外、国内を含め、小樽市への観光客が激減し、議会としても特別委員会を設置して取り組んでおります。市長も就任当初から観光客の回復に向け、これまでに10,000人ウエルカム事業や観光振興券事業などが実施されておりますが、平成21年度の統計を見ると、年間の観光客687万人中宿泊客は58万人、うち外国人宿泊客は約5万人と、宿泊客で考えると外国人観光客の割合は1割程度で、日帰り客においても国内観光客のほうが多い状況から、外国人観光客の誘致とともに、今後も国内旅行客の誘致に力を注ぐべきと考えます。

これまでの取組の実施成果と、今後、進めていく観光誘致施策の概要をお聞かせください。

また、現在行われている観光振興券事業は、私の知る範囲では、この振興券をきっかけに客単価を上げることができ、今後も継続してほしいとの声もあり、このような事業を、今後、市の負担だけでの継続は難しい面もあることと思いますので、負担割合を市と参加店舗や組合などと調整するなどして、今後も観光客が減少する見込みのある期間に継続事業として続けるなどし、これからの観光施策につなげていくことが必要と考えます。

そこでお尋ねしますが、今年の観光施策を今後どのような形で検証していくのか。市長は「市民力」をキーワードにしており、観光は特に民間の発想や協力が欠かせないと思いますが、さらなる民間との協力体制の構築をお考えなのか、お聞かせください。

観光地の景観についてお尋ねいたします。

毎年春先から夏にかけて、運河周辺やその他の観光地には雑草が茂り、観光地の景観を阻害しております。運河周辺はもとより、市内観光地の景観は、観光客にとっては小樽の印象を左右する重要な要因と考えますが、運河周辺及びその他の観光施設の雑草対策はどのようになっているのかお聞かせください。

堺町通り周辺の整備についてお尋ねいたします。

9月に入り、集中豪雨が何回かありましたが、堺町通り周辺では以前から道路の排水が悪く、たびたび道路が冠水し、ふじ鮎周辺などは特にひどく、通りが通行止めになることもあります。

また、冬期間の除雪についても、行き届きにくい部分もあるようです。雪による観光客の転倒などもあり、小樽観光の中心地域としてはこのような状況の改善は必要と考えますが、市としてどのようにお考えか御見解をお聞かせください。

また、堺町通りは、小樽観光のメインストリートであり、多くの観光客の方がお越しになられます。最近、その堺町通りに空き店舗が目立つようになりました。観光のメインストリートに空き店舗が出てくることは、小樽観光にとっても決してよい傾向とは思えません。空き店舗が目立つ観光地では観光地としての魅力を欠き、観光客減少の要因ともなります。経済状況の変化により、今後このような空き店舗が増えてくる可能性もあり、市として把握し、今後の観光施策に取り入れることも必要と考えますが、このような空き店舗の状況を市はどの程度把握し、観光都市としてどのような見解をお持ちなのかお聞かせください。

小樽観光は典型的な通過型観光であり、観光客の滞在時間は、平成20年度の観光客動態調査によると4時間程度で、滞在時間は短縮傾向にあるようです。観光客の誘致とともに滞在時間の延長も課題であり、そのためには運河周辺だけにとどまらず、他の市内観光地の充実やPRが必要と考えます。

8月27日には小樽天狗山夜景の日のイベントが行われましたが、天狗山の夜景は観光雑誌でも高く評価され、そのほかにも旭展望台など、小樽には夜景を望むスポットが多数あります。夜景以外にも小樽水族館や鯨御殿などを中心とした祝津、また海からの小樽周辺のクルージング、朝里川温泉周辺など、小樽にはまだまだ魅力ある観光スポットが点在しております。これらを線で結ぶようなPRを、滞在時間に余裕のある個人旅行者を中心に広めていくようなことが必要と思います。

滞在時間の延長も踏まえた市内観光資源の活用について、これまでどのような取組がなされ、今後どのような方針で取り組んでいかれるのかお聞かせください。

現在、市内の団体によって、内閣府が実施している地域社会雇用創造事業の助成金を受け、本年4月より「小樽銭湯活性化プロジェクト」として、市内数か所の銭湯で週1回から4回程度で、高齢者を対象に銭湯内で介護予防体操を実施しています。これは、以前に小樽市の保健所が行っていた健康大学の水中運動に参加していた市民の中で、このような運動を続けていきたいという要望から、有志の方が団体を設立し、現在、減少の一途をたどっている銭湯を活用し、高齢者の介護予防と市内銭湯の活性化を兼ねた事業をしています。高齢者の多い小樽市としては、介護予防の観点からこのような事業は有効で、また疲弊している事業所の活性化の手段としても、大変よい試みに思えます。

今後、新しい産業活性化の方向性を模索するモデルケースになるとも思えるのですが、小樽市としてこのような事業に対する見解を、介護予防と産業活性化の二つの観点からお聞かせください。

また、今後このような事業に対して、市としてどのような取組が可能かお聞かせください。

全国学力・学習状況調査と学力向上についてお尋ねいたします。

本年、第2回定例会において、教育長より平成23年度教育行政執行方針が示されました。この中で、小樽市の小・中学校の学力が全国的に下位に位置し、学力の向上を図るために、授業改善と家庭での学習習慣の確立が不可欠であると述べられ、6月の総務常任委員会では私は夏休み期間中の課題について述べましたが、小・中学校の夏季休暇を終えた今日まで、この方針に基づき小樽市教育委員会として、学力向上に向け、どのような取組を行ってきたのかお聞かせください。

また、今後、どのようなスケジュールで授業改善及び家庭学習習慣の確立を促していくのかお聞かせください。

本年は、東日本大震災の影響で全国学力・学習状況調査が中止となりましたが、北海道では道教育委員会が調査の経費負担をするということで、本市では全国学力・学習状況調査に市内全小・中学校の参加を考えている旨が示されていましたが、本市の全国学力・学習状況調査はどのようなスケジュールで実施されるのか、参加対象学年も含め、お聞かせください。

また、実施された結果はどのように検討し、活用することを考えているのかお聞かせください。

昨年の第3回定例会において我が党の議員が、調査結果の公表について、北海道と小樽市の比較、そして学校名が特定されないように配慮した上での各学校の比較が可能となるような公表を行うことが小樽市の学力向上の一助になると述べ、調査結果の公表を提案しております。その際、今後、校長会からの意見も聞きながら協議していきたいとお答えがありましたが、その後どのような協議がなされてきたのか、また、今回の調査結果は公表されるのか、公表されるとすればどのような公表がなされるのか、御見解をお聞かせください。

8月30日、札幌市内の中学校2年生が札幌市手稲区のマンションから飛びおりて命を絶ちました。警察庁の統計によると、全国における小・中・高校生の自殺者数は毎年300人前後で推移しており、自殺率は少子化のために上昇傾向にあるようです。どのような理由にせよ子供たちがみずからの命を絶つという悲惨な事故はあってはならないことであり、この事故を受けて、道学校教育局長から8月31日付けで、「命を大切にす指導の徹底について」の通知が出されています。命の尊厳は人として最もととぶべきものであり、このような通知に対し、早急な対応が望まれます。

市教育委員会では、本年の教育行政執行方針で豊かな心の育成を重点目標に、道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の充実や不登校やいじめの未然防止、早期対応など、スクールカウンセラーの積極的活用を掲げていますが、今回の通知を受けてどのような対応を考えているのかお聞かせください。

放課後児童クラブについてお尋ねいたします。

現在、市内20の小学校と小樽聾学校、勤労女性センター、塩谷児童センター、いなきた児童館において放課後児童クラブが行われており、平成23年4月で595名の利用があります。学校などが長期休業期間中、放課後児童クラブは17か所の学校で行っており、開設時間は午前8時30分から午後6時となっております。この事業は、保護者が仕事に従事している時間の子供の健全な育成や安全確保の観点から、大変有意義かつ重要な事業と理解しております。この放課後児童クラブは、保護者が下校時に就労している児童が入会の対象となっており、このクラブを利用するすべての保護者は当然のごとく仕事に従事しております。学校が通常の授業を行っているときは、朝、保護者と一緒に家を出て、徒歩やバスなどで通学し、下校時間以降このクラブを活用しますが、学校の長期休業期間中、保護者は朝、低学年の子供を置いてかぎを持たせ、子供一人でこの児童クラブに通わせることが困難な方もおり、開設時間の8時30分に合わせて出勤できる保護者はいいいのですが、さまざまな勤務形態もある中、どうしてもこの開

設時間前に出勤しなければならない保護者もおります。そのような保護者に対して、開設している各学校において対応がまちまちで、8時30分前でも学校の前で子供が待っていても構わないところや、逆にそれを認めないところもあるようです。たとえ学校の前で待てるとしても、冬期間は通う児童が寒さの中で待たなければならなく、児童にとっては厳しい状況となります。

この放課後児童クラブの目的は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として開設していることから、保護者の就労時間にできるだけ配慮した対応を考えていくべきと思いますが、この長期休業期間の開始時間の変更や開始時間前の対応について、会員の保護者からアンケート調査の実施などを踏まえた取組が望まれますが、御見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保いたしまして、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 上野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市における自然エネルギーへの取組について御質問がありました。

まず、銭函風力開発株式会社が計画している風力発電の動向についてであります。現在、事業者は環境影響評価書の取りまとめを終え、この評価書の縦覧を8月から行っているところであり、本市といたしましては、計画が実現できるよう支持してまいりたいと考えております。

次に、自然エネルギーの推進や関連施設の誘致についての見解ですが、本市では環境教育の一環として、長橋小学校へ太陽光発電設備を設置し、また新市立病院へも太陽光発電設備の設置を計画しているところであります。

本市といたしましては、地球温暖化防止に寄与する低炭素社会の実現を目指しており、自然エネルギーの推進や関連施設の誘致に向けて、情報収集や調査を行ってまいりたいと考えております。

次に、市内グループホームにおける防災についてお尋ねがありました。

まず、スプリンクラーの設置実績についてですが、現在、市内のグループホームは40棟あり、このうちスプリンクラーの設置義務のある延べ床面積275平方メートル以上のグループホームは36棟で、うち35棟が設置済みであります。また、設置義務のない延べ床面積275平方メートル未満のグループホームは4棟で、うち2棟が設置済みであります。

なお、未設置の3棟はいずれも年内に設置を予定しておりますので、設置義務の有無にかかわらず、すべてのグループホームにスプリンクラーが設置されることとなります。

次に、グループホーム等介護施設に対する市としての防災への取組についてですが、本年6月に市が市内39か所のグループホームに対して行った防火安全対策の調査では、避難訓練に地域住民の参加が得られているものは25か所となっており、昨年3月時点の調査の12か所に比べ、大きく増加しております。地域住民の協力が広がっているものと理解しております。

一方、議員の御指摘のように、地域住民の協力者が確保しにくい例もありますので、昨年5月の町会長と市との定例連絡会議において、グループホームと地域住民との協力体制が推進されるよう、協力依頼を行ったところです。

また、介護事業所を対象とした集団指導や実地指導の際に、近隣のグループホーム同士で災害時に協力し合う応援協定を結んでいる例や、近隣の介護施設などと災害時の避難場所の取決めを行っている先

進事例を紹介し、事業所間も含めた地域連携による協力体制づくりが推進されるよう支援しております。

次に、日本海側拠点港及び港湾のあり方について何点かお尋ねがありました。

まず、日本海側拠点港についてであります。小樽港は背後観光地のクルーズ拠点として、日本海側の代表的な観光地を背後に持つ伏木富山港、舞鶴港との連名で応募いたしましたが、去る8月23日に開催された国の「日本海側拠点港の形成に関する検討委員会」で、私が3港を代表してプレゼンテーションを行ってまいりました。その概要につきましては、3港がそれぞれ寄港地としての魅力づくりや大型クルーズ客船に対応した機能整備などを進めるとともに、クルーズ客船の誘致活動に連携して取り組むことで、環日本海クルーズ促進の牽引役となり、地域経済の成長と観光立国の推進に貢献しようとするものですが、小樽港は交通アクセスのよさなどを生かし、日本海北部に客船を誘引する重要な役割を果たすことを強く訴えたところであり、今後のスケジュールにつきましては、現在、検討委員会で応募計画に対する採点、評価が進められており、秋ごろには選定港湾が決まるとのことです。

なお、このたびの拠点港選定に向けましては、市長就任以来、機会あるごとに政府関係者や国の担当部局に小樽港の優位性を訴え、また8月9日には、本件を担当している国土交通大臣政務官に面会の上、議会や商工会議所、港湾振興会との連名による要望書を提出してまいりました。今後につきましては、検討委員会での評価作業が最終段階で、日程的に大変厳しい状況ではありますが、可能であれば、重ねて関係先に地元の熱意を訴えてまいりたいと考えております。

次に、平成22年度のフェリー航路利用促進事業費補助金についてであります。この事業は新日本海フェリー株式会社が4月1日から10月9日までの期間、小樽発新潟行き便を利用する貨物積載有人トラックを対象に行った運賃割引に対して、その一部を補助したものであります。

実績といたしましては、期間中の利用台数が前年と比較して約6パーセントの増加となり、新潟航路の利用促進に一定の効果があったものと考えております。

また、本年度の事業につきましては、昨年同様フェリー会社が実施主体となり、新潟発小樽行き便を利用する有人乗用車に対する特典として、船内や小樽ターミナルで利用可能な2,000円分の買物券と1,000円分の小樽物産引換券などを配布するものであり、市がその事業費の一部を補助するものであります。

なお、実施期間につきましては、当初6月及び9月から11月までとしておりましたが、東日本大震災が発生したことにより、6月の実施は見合わせ、9月から12月までに変更し、実施しているところであります。

次に、中国定期コンテナ航路についてであります。まずコンテナ貨物取扱量の推移につきましては、平成14年の航路開設以来、順調に推移し、平成18年には約19万1,000トンに達しましたが、その後、伸び悩み、平成19年は前年並みの約19万1,000トン、平成20年には約14万9,000トンに減少いたしました。しかし、平成21年は再び増加に転じ、約16万4,000トンとなり、平成22年には約20万4,000トンに達して、過去最高の貨物量となっております。

また、コンテナ貨物の増加に向けた取組についてであります。長引く景気低迷や東日本大震災の影響など、取り巻く環境には厳しいものがありますが、引き続き船社や地元代理店との連携を密に、安全性や定時性にすぐれた航路の利点等をPRするとともに、対中貿易に係る企業情報等を鋭意収集しながら、新たな荷主開拓や、さらなる需要の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の小樽港のあり方についてであります。小樽港はこれまで北海道日本海側の流通拠点港として地域の産業経済を支え、小樽市の発展に大きく貢献してきたところであり、とりわけ近年はクルーズ客船の寄港回数が増加し、平成20年度以降、全道一の実績を誇るなど、本市の観光振興にも大きく

寄与しており、このような状況の中、来年度以降、港湾計画の改訂作業に入り、新たな港湾の将来像を策定することになりますが、今後につきましては、引き続きフェリー航路やコンテナ航路をはじめとした港湾活動の維持・発展を図るとともに、クルーズ客船の寄港促進や水辺環境を生かしたにぎわい創出など、物流と人流のいずれの面でも、活力のある港づくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、計画の策定に当たりましては、港湾関係者のほか経済団体、有識者、市民の方々などの意見も幅広く伺ってまいりたいと考えております。

次に、観光について何点か御質問がありました。

初めに、本市の観光都市としての将来ビジョンについてであります。本市の観光につきましては、平成18年に10年後を見据えた本市観光の指針として、小樽市観光基本計画を策定しているところであります。この計画で示している時間消費型観光の推進、ホスピタリティー意識の向上、海と港の活用、観光プロモーションの推進の四つの基本方針を進めることにより、滞在宿泊型観光への移行を推進し、観光の経済波及効果を高めていくことが、本市が観光都市として今後も成立し続けていくための目標であるとと考えております。

私といたしましても、これらを踏まえて、引き続き観光客のさまざまなニーズにこたえられる受入れ環境の整備を進めるとともに、四季を通じて、観光客にゆっくり時間をかけて本市の魅力を味わってもらえるように小樽観光の充実を図り、市民、観光事業者、観光関連団体、経済界、そして行政が一体となった観光まちづくりの実現に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災に係る観光客誘致対策の実施成果と、今後進める事業の概要についてであります。主な対策として、10,000人ウエルカム事業と観光振興券交付事業を実施いたしました。

10,000人ウエルカム事業では、札幌間の往復バス乗車券を5,055人に配布し、使用実績は2,157枚となったところです。目標を大きく下回りましたが、予約サイトを活用しての宣伝活動を実施したほか、札幌の宿泊施設と連携して、本市へ誘客を図るという取組ができましたことから、引き続き観光客誘致の推進に活用してまいりたいと考えております。

また、観光振興券交付事業につきましては、今月16日まで実施しており、最終的な集計には至っておりませんが、登録宿泊施設41、特定事業者877の協力をいただいて順調に利用されており、市内観光における経済波及効果の拡大が図られているところであります。

次に、今後の施策といたしましては、国内客向けの取組として、今月5日から、本市の観光情報をエフエム北海道を活用し全道に放送しているほか、新聞広告による観光PR、旅行会社の担当者を招いての観光説明会の開催、教育旅行誘致等のための道外キャンペーンなどを予定しております。

また、海外客向けの取組として、来月末に台湾、2月に中国でのトップセールスを予定しているほか、12月中旬から2月にかけて、東アジア圏の個人旅行者に対する利便性の向上を図るため、新千歳空港から市内の宿泊施設へ直接乗り入れするバスを運行する「外国人観光客ダイレクトアクセス実証実験事業」の予算を今定例会に提案をしております。

次に、観光についての民間との協体制度についてであります。各種施策の実施に当たっては、終了後に、実績数値の集計はもとより、さまざまな角度から検証し、行政と民間事業者、関連団体との協体制度をはじめ、より効果的な取組となるよう、連携を図りながら進めていくことが重要であるとと考えております。

さきに実施した10,000人ウエルカム事業におきましても、実際に観光事業の現場に従事されている皆さんから御意見を伺い、より観光客のニーズに合った施策を生み出すことの大切さを改めて認識したところであります。これまでも民間の方々や観光プロジェクト推進会議を組織して、観光基本計画に基づ

く施策を推進してまいりましたが、今後とも観光協会や商工会議所などとの連携はもちろんのこと、民間事業者の皆さんと積極的に協力体制を構築し、さらに効果的な観光客の誘致対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、観光地の雑草対策であります。市といたしましては、旭展望台など市が所管する観光施設の草刈りを定期的に行うとともに、例えば運河周辺のように市以外の管理者がいる場合には、それぞれに対しても適切な管理を要請しております。このほかボランティア団体などにも協力をお願いしているところであります。確かに観光地の景観は小樽の印象を左右する要因にもなりますので、今後も各管理者と十分に協議し、草刈りのタイミングを工夫するなど、より景観に配慮した管理が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、堺町通り周辺の整備についてであります。昨年8月と本年9月に集中豪雨による道路冠水があり、緊急対策として昨年度は排水管の清掃を行い、今年度は、市道東雲線から本通第2線に流入している雨水の一部を直接於古発川へ放流する工事を行いました。引き続き、この地域の抜本的な対策として、排水施設の改善等について検討を行っているところであります。

また、除雪状況についてであります。車道につきましては第1種除雪路線に位置づけ、他の幹線道路と同様に降雪時には優先的に除雪を行っており、今年度はさらに交差点の見通し確保のため雪山処理の強化に努めるとともに、歩道につきましてはパトロールを強化しながら、段差解消や砂散布などの対応に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、堺町通り及びその周辺につきましては多くの観光客の皆さんが集まる場所ですので、今後とも歩行者の安全確保に努めてまいります。

次に、堺町通りの空き店舗の状況についてであります。現在4店ほど空き店舗が発生しており、その直前の業種といたしましては、飲食関係3店、ガラス関係1店であります。なお、飲食関係1店につきましては新たな出店が決まり、来月オープン予定と伺っております。

代表的な観光集客ゾーンであります堺町通りに空き店舗が生じますことは、景観やにぎわいの上からもマイナスになるとらえておりますことから、観光の振興に寄与する事業者に活用され、空き店舗が解消されることを期待しているところであります。

次に、滞在時間の延長と市内観光資源の活用の取組についてであります。観光基本計画の時間消費型観光の推進の主要施策として、歩いて回れる観光地づくりがあります。具体的な事業としては、おたる案内人マイスターの皆さんに坂、海の絶景、北運河などをテーマに提案していただき、新しい周遊型観光コースのマップを3種類作成したほか、7月から実施しておりますスイーツスタンプラリーなども、市内の回遊性と滞在時間の延長に向けた取組と考えております。

さらに、観光客が夜の小樽を楽しんでいただくことも滞在時間の延長に直結する取組であり、昨年からはライトアップされた歴史的建造物を回る無料のガイドツアーが、ボランティアガイドの方々により実施されているところです。

また、昨年作成いたしました観光ポスターは、運河以外の小樽の魅力を紹介するという観点から、本市の持つ豊かな自然や眺望をテーマにしたものであり、これもまた運河周辺だけではない多様な観光資源を伝えるツールの一つと考えております。今後とも滞在時間の延長に向けて官民が力を合わせ、観光資源の活用と情報発信に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護予防と産業活性化についてのお尋ねであります。

高齢者の介護予防と市内銭湯の活性化を兼ねた、このような事業に対する二つの観点からの見解についてであります。現在、本市が取り組んでいる介護予防事業は、高齢者の方が転倒による骨折により

要介護状態になることが多く見られますので、下肢筋力の低下を防ぐ事業を中心に実施しております。

しかし、先進市などの事例では、下肢筋力の低下以外にも多様な事業を展開しており、また、その主体は行政、民間、NPO法人、地域住民組織などさまざまであり、本年7月には北海道新聞に、札幌市のNPO法人が音楽療法を取り入れた介護予防事業が大変好評を得ているとの記事が紹介されております。

したがって、今後、本市の介護予防事業の展開の観点としては、高齢者人口の増加に伴い、高齢者のニーズも多様化することから、行政のみならず、民間団体などが魅力的なプログラムを創造していくことが求められるものと考えております。

また、産業活性化の観点としては、今後、高齢者の増加とともにその市場も拡大するものと思いますが、介護予防や健康づくりなどの事業と銭湯などの事業所を結びつけるアイデアは、新たな事業展開につながる可能性があるものと考えております。

次に、このような事業に対して市の取組についてであります。地域住民グループ支援事業として、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行うボランティア団体に対し、年間10万円を3年を限度に助成する制度がありますので、今後このような活動に対しても利用促進を図ってまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 上野議員の質問にお答えいたします。

授業改善及び家庭学習習慣の確立に向けたこれまでの取組についてでございますが、教育委員会の指導主事が各学校の研究授業や公開研究会に参加をし、授業改善にかかわる具体的な指導・助言を行うとともに、この夏季休業中には、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身につけさせる授業づくりに関する講座をはじめ、実践的な13の研修講座を開設し、延べ330名の教員の参加を得たところでございます。

また、家庭学習習慣の確立では、授業と家庭学習の関連を図ることや、効果的な学習会の実践例を掲載した研究資料を作成、配布し、各学校における活用を促したところでございます。

さらに、校長会議において、放課後や長期休業中の学習支援の取組について働きかけを行い、夏季休業中には、市内小・中学校の約7割が学習会などを開催した状況にあります。

今後につきましては、先日の自民党鈴木議員の会派代表質問でも答弁をいたしました。この8月に市内41校の学校訪問を終え、現在その分析を行っており、早急に具体的な取組、方策について取りまとめるつもりでおりますが、今のところ、教員の授業力を高めるより実践的な研修講座となる内容の充実を図るとともに、各学校が家庭学習の取組を組織的に行い、保護者の協力を得ながら、子供たちが学習できる環境づくりに向けた検討が必要ではないかと考えているところでございます。

次に、今年度の学力・学習状況調査についてでございますが、文部科学省は東日本大震災の影響などを考慮して、4月に実施する予定でありました全国学力・学習状況調査を取りやめ、希望する市町村に問題を配布することといたしました。

道教委では、「全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道における学力等調査」として独自に実施することとし、本市では、その調査に参加をし、この9月27日にすべての小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語、算数、数学の教科に関する調査と、生活習慣や学習環境などに関する質問紙調査を行います。道教委では、調査結果を11月中旬以降、段階的に通知することとしており、全道的な結果の公表については来年1月に行う予定となっております。

今後、市教委では、学力向上検討委員会における調査結果の分析を基に、授業改善や望ましい生活習慣の確立に向けた取組に生かしてまいりたいと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査の結果の公表についてでございますが、昨年度は、市教委として校長会の意見や他市の状況などを踏まえ、学校間の序列化や過度の競争につながらないよう配慮しながら、地域や保護者に本市の児童・生徒の学力の状況を説明する必要があることから、各教科などにおける全道や全国との関係について説明をした概要版を作成し、公表したところでございます。

今年度の結果の公表につきましては、実施主体である道教委の公表の考え方や北海道都市教育委員会連絡協議会としての動向、あるいは他市の状況などを見極めながら、教育委員会において協議をしてみたいと考えております。

次に、命を大切にする指導についてでございますが、各学校においては、日常から各教科や道徳で生命のとうとさを学習するとともに、学校教育におけるあらゆる機会と場をとらえ、命を大切に学習を行っております。

市教委では、このたびの道教委の通知を受け、校長会議において、児童・生徒の行動や態度にきめ細かく気を配り、事故防止に向けた取組の一層の充実を図るよう、趣旨の徹底を図ったところであります。特に欠席の多い児童・生徒については家庭訪問を小まめに行い、保護者と十分連携を図るとともに、スクールカウンセラーを積極的に活用するよう指導しております。

今後、各学校においては、児童・生徒の心のサインをしっかり受け止め、組織的かつ迅速な生徒指導となるよう、さらに指導に努めてまいりたいと考えております。

最後に、長期休業期間中における放課後児童クラブの開設時間についてでございますが、現在、小学校の児童クラブでは、多くの小学校の教職員の出勤時間などを参考に、8時30分から児童の受入れを行っております。長期休業期間中の開設時間の繰上げは、学校の管理上の問題や嘱託職員である指導員の勤務時間の割り振りなどの課題がありますが、利用状況を十分に把握した上で、今後、開設時間の繰上げが可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 14番、上野智真議員。

**○14番（上野智真議員）** 丁寧な御答弁ありがとうございます。2点だけ再質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。全国学力・学習状況調査の結果の公表について再度お尋ねいたします。

平成22年度の結果の概要が報告されたということで、私も中身を拝見させていただきましたが、この中では、私が先ほど質問した中で、市内の学校間の比較などができるような公表ではなく、かなり範囲の広い結果となっているようでございます。それを踏まえまして、今回行われる状況調査の公表を今後検討するということですが、この22年度の結果よりもさらに詳しいものをお考えなのか、それとも、これと同様のものなのか、そこの中身について教育委員会としてはどのようにお考えなのか、1点お聞かせください。

それと、最後の放課後児童クラブについてお尋ねいたします。今後、検討するというお答えをいただきました。質問の中に冬期間の話もありまして、冬休みが間近に迫っておりますけれども、それまでにこの検討結果、何らかの形で取組がなされるのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 教育長。

**○教育長（上林 猛）** 現在のところ、道教育委員会が全国学力・学習状況調査の結果の公表について具体的な考え方が示されておられませんので、その動向をまず注視したいと思っておりますが、22年度を

下回るような公表の仕方は考えておりませんので、いずれにしても、公表の結果が教職員の指導、授業改善などに役立つような、そういう活用を考えておりますので、その方向に沿って、昨年度よりは下回らない範囲で、他市の状況などを勘案しながら、公表について考えていきたいというふうに考えております。

それから、もう一点、放課後児童クラブのことですけれども、当然この次の冬休みまでにどういうふうにするか検討したいと思っております。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 14番、上野智真議員。

**○14番(上野智真議員)** この後は予算特別委員会のほうで質問させていただくことといたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

**○議長(横田久俊)** 上野議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時04分**

**再開 午後 3時25分**

**○議長(横田久俊)** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 5番、成田祐樹議員。

(5番 成田祐樹議員登壇) (拍手)

**○5番(成田祐樹議員)** 通告に従って一般質問を行います。

子育て支援と児童福祉についてお伺いいたします。

小樽市の子育て支援制度においては、支援にかかわる制度がホームページや広報など、それぞればらばらに羅列されて説明されており、一つ一つの制度を項目を追って確認しなければならない状況です。さまざまな手当や助成制度を、若い夫婦がすべて確認するとは到底考えにくいのではないのでしょうか。なぜこのような話をするのかというと、これが介護保険や年金という話であれば、社会経験を積んだ御年配の方がかかわることが多い話ですから、みずから制度を勉強したり、若しくは知人とのふだんの会話の中からそういう話が出てきたりするはずなのです。

しかし、子育てに関しては、若い方が対象になります。場合によっては、今まで選挙権もなく、学校に通っていたすぐ後だったり、ふだんゲームなどをしてきたような若い子が、いきなり子育ての場に出されてしまう場合もあるわけです。ふだんから市役所に来る機会がほとんどないような若い世代が、果たして制度をみずからの手でしっかり把握できるかということ、若者を代表して言わせていただくとすると、非常に難しいと思います。せっかく小樽市にも子育て支援の制度がありながら、それが把握、周知を十分にされていないのは、これは非常にもったいないというふうに考えます。

先日、出生届を出したときに、おむつ用に市指定のごみ袋を1箱いただきました。これには100枚から200枚近く入っていたと思います。他の都市ではいただけるという話を伺っていて、知っていたのですが、小樽市ではそういったアピールがなく、配付されないだろうというふうに予想していたので、もらってこれはうれしいと思う反面、なぜそういうメリットをもっとアピールしないのだろうというふうに感じたわけです。

今まで小樽市に住んできた方、子育てをしてきた方にとっては、当たり前のお話なのかもしれませんが、市外から来る人や市内でもそういうつながりのない人は、全然知らなかったという方も多いと思います。もっとそういう部分のPRはできるのではないのでしょうか。

例えば、車のチラシ一つを見ても、車を買った際の特典が五つぐらい書いてあり、おまけにナビがついているだとか、減税だとか、ホイールがついてきているだとか、1ページでぱっと見て理解できるわけです。それと同様に、若い世代にもっと理解をしていただくためには、各制度を一挙に記述して、1ページでわかる紙媒体での配布か、ホームページの工夫などが必要と思われませんが、市長はどのようにお考えか、見解をお聞かせください。

昨年度から銭函・新光地域などの保育所では、ゼロ・1・2歳児の待機児童が発生していましたが、今年度は整備等もあり、一定程度の解消が見られています。ただ、人口動態などを考えると、これ以上、新規での保育所設置などは現実的には非常に難しいと考えますが、その一方で、地理的な事情から待機せざるを得ない保護者もいるわけです。恒常的な新しい保育所の設置が今後も難しい中で、保育所の短期的な利用増に対応するためには、札幌市の保育ママ制度のような、保育士などの経験者が自宅において保育をするといった支援制度などを用いて、地域事情を考慮した保育制度を導入し、部分的な待機児童の解消に当たってはどうか、見解をお聞かせください。

最後に、児童虐待についてお伺いします。

児童の虐待の対応に当たる機関は、行政、児童相談所、警察が主に対応されているというふうに伺います。この三つの機関の役割や権限はそれぞれ違っており、児童虐待の対応に当たるときには、三者間の連携が必要になってきます。しかしながら、その対応においては、通報などを受けた側が、その後、残りの2か所の機関を含めた連携をしなければならず、この部分で1か所に相談、通報をしても円滑な対応はされず、行政、児童相談所、警察の1か所ごとへの働きかけが必要となり、非常に手間がかかってしまいます。また、三者の中で、それぞれ虐待に対する判断が違ってしまえば、保護などの対応に遅れが出てしまうことになりかねません。三者がそれぞれ違った意識ではなく、同じ意識を持たなければ、円滑な対応というのは難しいと考えます。

しかしながら、普通に生活している市民にとって、その三者の関係を理解している人がどれだけいるのでしょうか。ある人は警察だけに通報すれば大丈夫だろうと思うでしょうし、ある人は行政に通報すれば大丈夫だろうと、一つの機関への連絡だけで解決に至ると考えている人がほとんどだと考えます。果たして、これで虐待への対応が円滑になされるのでしょうか。

また、ある医療機関の方や幼稚園で勤務されている方からは、この3か所にそれぞれ連絡を入れて説明をしないと、なかなか対応がスムーズに進まないという御指摘をいただきました。

本市において、児童虐待の対応に当たるこの三者を連携、一本化させるための玄関はどこになるのか、また学校で見つかった場合の対応も含めてお答えください。

虐待があったときに、どの機関が窓口になって三者間の連携をきっちり図って対応に当たるのか、また、その連携方法、周知方法に改善が必要ではないかと思うのですが、見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終了いたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 成田祐樹議員の御質問にお答えします。

最初に、子育て支援の施策、制度等に関する市民への周知についてであります。子育て支援策は多岐にわたることから、本市では、平成14年4月から、20ページ程度にまとめた「小樽市子育てガイドブック」を作成し、母子手帳の交付時や子供のいる世帯が小樽市に転入した際に配付しております。

また、広報おたる、ホームページ等でもお知らせしておりますが、今後もホームページでの検索方法を工夫するなど、市民の皆様にとって必要な情報が得やすくなるように努めてまいりたいと考えております。

次に、保育所の短期的な利用者増への対応についてであります。現在、認可保育所3か所において、入所をお待ちいただいている児童がおります。これは、いずれも入所を希望する保育所において、ゼロ歳児や障害児の増加、定員を超過しているなどの理由から、新たな保育士が必要となり、その配置までの間に一時的に生じているものであります。

現在、ハローワークやホームページにおいて保育士を広く募集しており、今後、保育士の配置により、入所待ちの状況は解消されていく見込みでありますので、保育ママ制度については、現時点では考えておりません。

次に、児童虐待の相談窓口についてであります。児童福祉法では、要保護児童を発見した者は、市町村の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定されております。こうした法の趣旨に加え、命の危険が迫っている場合などには警察への通報が有効となるので、一つに限定することなく、それぞれの窓口を確保しておく必要があると考えております。市に通報があった場合には、その内容によりますが、まず子供の安全確認のため、家庭訪問を行い、さらに児童相談所への報告や関係機関との情報交換を行うとともに、必要に応じてケース検討会議を開催し、具体的な支援方法や役割分担を協議するなど、各機関が連携して継続的に支援、指導を行っております。他の窓口にも通報があった場合でも、同様に連携して対応しておりますが、今後も各機関との連携をより一層密にし、スピード感を持って対応するよう努めてまいりたいと考えております。

また、市民への周知方法についてであります。広報おたるへの掲載、町会へのチラシの配布のほか、乳幼児健診を受診する際の保護者や小・中学校の児童・生徒に各種パンフレットを配布するなどしております。こうした取組を通じて、どのような行為が虐待に当たるのか、虐待の疑いを感じたときの通報の大切さや子育ての悩みを抱えたときの相談窓口などの周知についても、今後も引き続き工夫を加えながら取り組んでまいりたいと考えております。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 5番、成田祐樹議員。

**○5番（成田祐樹議員）** 児童虐待の対応についてだけ見解をお聞かせください。

今、おっしゃっていただきましたとおり、その窓口が当然ながら何か所があるとなれば、玄関が違うものですから、その入り口での判断で三つ全部に話が行き渡るかどうかになってくると思うのです。そのような中で、行政の受ける可能性が一番あると思うのですが、一番権限が弱いのが逆に行政だと思うのです。一番弱いところがなかなかそういった、ほかの二つを動かすというのが非常に大変だというのは、これは小樽市に限らず日本全国どこでも同様の話だと思うのです。

特に児童相談所が一番そういったところの権限が強いというか、対応しなければならないところだと思うのですが、児童相談所からもし相談が入ったときに、当然ながら、そのトップのいかんによっては、保護する、しないという判断が相当変わってしまうと思うのです。それこそ経験の長い方だったら保護することができると思うのですけれども、福祉の分野にあまり経験が長くない方だと、保護することに対して、当然はね返りで訴えられたりということがあるわけで、結局何が言いたいかという、児童相談所の担当者がかわってしまうと、その玄関としての役割というか、小樽の行政に話が来るのかどうかとか、その辺の連絡の密度が変わってしまうと思うので、その辺の対応をどのように考えているかを最後にお聞かせ願えますか。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 福祉部長。

**○福祉部長（三浦波人）** 成田祐樹議員の再質問にお答えいたします。

児童虐待のことで、児童相談所の体制などについてということでございますけれども、実は、この小樽市、それから児童相談所、警察というふうに、今回、例が挙がっておりますけれども、児童虐待についての一番の専門家は児童相談所になります。これは、専門的に児童虐待に対応できる児童福祉司が配置されておまして、いわゆる一般の子供の指導をする児童相談員のほかに、児童虐待専門に対応する「虐待専掌」という名前の職員が配置されております。

したがって、異動があった場合なのでしょうけれども、この異動も恐らく児童相談所では、道内の児童相談所での異動といいたいまいしょうか、それがメインになってきますので、基本的には判断の違いというのはないのではないかとこのように考えております。

また、児童相談所でそういった情報をキャッチした場合ですけれども、児童の安全の確認というのが最優先されますので、児童相談所から地元の自治体に一報が入りまして、通常ですと48時間以内に児童の安全を確認してくださいという連絡が入りますので、私どもが確認をして、その結果を児童相談所に報告するような作業もあります。

そういう意味でも情報は共有できるのかと思っておりますし、最大の点といたしましては、児童虐待防止法、児童福祉法などの位置づけで各自治体に、今、議員のおっしゃっているような、連携をとるための機関として「要保護児童対策地域協議会」を設置することになっておまして、小樽市にも平成17年9月に設置しております。その構成員にも、警察や児童相談所、そのほか小・中学校、関係機関などいろいろと入っております、できるだけ連携をとるようにしておりますので、連携がとれないケースというのは、確かに新聞紙上を見ますとあるようですけれども、私どもといたしましては、なるべくそういうことのないように、これからも努めていきたいというふうに考えております。

**○議長（横田久俊）** 成田祐樹議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

**○10番（高橋克幸議員）** 一般質問を行います。

初めに、地方公共団体における公的不動産の適切なマネジメント「PRE戦略」の導入についてであります。

地方公共団体は、地域振興等の公共・公益的な目的により不動産の所有・管理を行っており、特に高度経済成長期において、公共施設に対する需要の拡大を背景として土地を買い進め、施設の建設を進めてまいりました。このような中、近年では、少子高齢化やそれに伴う市町村合併の進展等の社会情勢の変化から、公共施設に対する住民のニーズも変化をきており、これに対応した既存施設の利活用、処分を行うことが重要になってきているところであります。

また、耐震、アスベスト、土壌汚染といった不動産固有のリスクについて社会的な関心が高まり、所有する不動産の管理について社会的な責任が強く求められております。

さらに、公会計制度の見直しや地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体財政健全化法や資産・債務改革など、公的不動産を取り巻く制度にもさまざまな変化があります。

国土交通省では、平成19年度から「公的不動産の合理的な所有・利用に関する研究会」を設置し、地

方公共団体がPRE戦略を立案、実践するに当たっての基本的な参考書となるPRE戦略を実践するための手引書を取りまとめ、平成21年5月に公表されております。

まず、この地方公共団体における公的不動産の適切なマネジメント「PRE戦略」について、どのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

さて、本市においても、行財政改革の中で、これまで公共不動産の売却等の処分を行ってまいりましたが、それは利活用の高いものであり、全体的に見ますと、わずかな件数と認識をしております。現在の状況の中で、学校の適正配置後の跡利用の問題や、まちづくり政策の中で発生してきた利活用の低い、いわゆる塩漬けされている土地の問題、解体が想定されている古い市営住宅の問題、本庁舎の耐震化を含めた諸問題など、多くの問題があると思われませんが、これらも含め本市の公共不動産についての課題や問題点についてお示しください。

次に、PRE戦略の導入についてであります。

この国土交通省の研究会によりますと、多くの地方公共団体において不動産の管理は、それぞれの所管部門ごとに縦割り型の組織によって行われているため、継続利用、貸付け、売却等の利活用類型について全庁的な観点からの検討が十分になされていないことが多いようであります。また、維持、修繕、管理といった保全の側面からの管理が中心であり、利用効率や資産価値等も含めた不動産としての情報を一元化に集約しようとする取組も不十分でありました。

これらの状況を踏まえ、不動産を適切にマネジメントするための全庁横断的かつ継続的な組織を構築し、会計情報の積極的な活用と不動産に関する情報の集約・共有化を図り、それらを分析・評価することにより、将来の行政需要の見通しなど長期的かつ全体最適の観点から、不動産の量と質の適正化を図っていくことなどが重要であります。また、公的不動産の利活用方針等の策定に当たっては、不動産に関する知識を有する人材の育成や、民間のノウハウも含めた民間活力を取り入れることや、市民と協働して活用手法を検討していくことも求められているところであります。これらの導入についての考え方や必要性について、どのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、不動産情報の共有化とICT化についてであります。

PRE戦略の実践に当たっては、全庁的な観点から不動産に関する意思決定を行っていく必要があり、そのためにはまず、不動産の立地状況、総量、金額等の情報を全庁的に集約するとともに、集約された情報を庁内で共有することが必要であります。これらの情報は、時間の経過とともに変化するため、定期的な更新が必要であります。こうした更新作業を効率化し、情報の加工・分析を容易に行うためには、ICTの活用が効果的であると言われております。不動産を「位置」に関する属性により管理するGISと共有空間データを活用して情報を共有し、業務の効率化・高度化を図る統合型GISの活用が大変有効とされているところであります。この統合型GISについては、以前から提案をしており、導入に向けて検討すべきと思いますが、見解を伺います。

次に、不動産情報としてのカルテ化についてであります。

以前の議会で、学校施設の情報の集約という観点から、学校カルテの作成を提案し、建設部の協力の下、教育委員会において学校施設の情報をカルテ化として集約されました。今後の学校施設の改修や、改築などの検討や施設管理において有効であったと伺っております。

さて、このように本市の公共不動産の情報の集約化として、不動産カルテの作成が必要と考えますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

次に、情報化の推進についてであります。

総務省では、地上波デジタルへの完全移行によるユビキタスネット社会をさらに発展させていくため

の総合的なICT政策のビジョンを検討するため、平成20年から「ICTビジョン懇談会」を開催し、その報告書が平成21年に公表されました。報告書では、「すべての国民がICTを安心して利用でき、その恩恵を享受することができるよう、偏在するICTが普遍的に利用者に受け入れられる、『より進化したユビキタスネット社会』である『スマート・ユビキタスネット社会』を目指すべきである」と言われております。このユビキタスネット社会について、どのように認識をされているのか、改めて市長の見解を伺いたいと思います。

情報化の推進については、これまでの議会の中でも何回か質問してきましたが、再度、何点か質問いたします。

本市では、平成15年に小樽市地域情報化計画が策定され、計画期間は5年間で、平成19年度に終了となりました。この中でいろいろな施策が実行され、情報化の推進に一定程度の効果があったと評価をしているところであります。先ほどのように、国の施策が進展する中、本市の情報化の推進も着実に進めなければならないと考えますが、本市の次期情報化計画についてどのように考えられているのか、お示しください。

次に、今後の情報システムの考え方についてであります。

ICTの進展は急速であり、新しいICT化にはシステムの更新が必須であり、以前当たり前であったホストコンピュータを中心としたシステムから、現在はクラウドコンピューティングに移行が進んでいると言われております。総務省では、電子自治体の基盤整備に向けて取り組んでいるようですが、現状の問題点と課題、そして今後の考え方についてお示しください。

次に、情報化の推進に必要な人材育成についてであります。

今後の情報化の推進を考えると、全体的な把握をするとともに、各部署の中で専門性を有した担当者の育成や、情報化の研修会や全庁横断的な会議の推進役の育成など、多方面での人材育成が求められているところであります。これらについてどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、行政の情報発信についてであります。

本市の公式ホームページは、数年前にリニューアルされ、以前より見やすく改善され、利用しやすくなったと思われます。一方、市民からは、欲しい情報にたどり着きにくい、検索が思うようにできないなどの要望があり、検討が必要と思います。市民ニーズの確認と、より使いやすいホームページの改善についてどのように考えられているのか、お示しください。

東日本大震災以降、防災意識の高まりの中、行政からの情報発信について考え方も大きく変化しているようであります。第2回定例会でも議論になりました緊急時に一斉送信できる防災メールは、他都市でも実施や検討も広がっている状況であります。また、定期的に発信されるメールマガジンを検討している自治体もあり、行政の積極的な情報発信について、さまざまな研究が進められている状況にあると思われます。これらについて、市としてどのように考えられているのか、見解を伺います。

さて、情報化の推進が着実に実行されていくと、課題として検討しなければならないのが情報格差の問題であります。できるだけ多くの市民がICT化の恩恵を受けられるような取組が必要であります。現在まで、この点についてどのような対策に取り組んできたのか、また現状の課題や問題点と今後の考え方についてお示しください。

次に、地籍調査についてであります。

この地籍調査については、平成22年第2回定例会で地籍調査の実施方についての陳情が提出され、全会一致で採択されているところであります。この地籍調査とは、1筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することで

あります。いわゆる土地の戸籍と言われております。地籍調査により作成された地籍簿と地籍図は、その写しが登記所に送付され、登記所において地籍簿を基に登記簿が書き改められ、この地籍図が不動産登記法第14条の地図として備えられます。

最近の動きとして、全国の都市部（D I D地区）における地籍調査の推進を図る目的として、平成16年度以降「都市再生街区基本調査」を実施し、本市においても街区基準点が整備され、平成19年には、この取扱いや使用承認申請については各自治体に移管されているところであります。地籍調査の効果として、土地境界のトラブルの未然防止や公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化、課税の適正化・公正化など、多くの効果があるようであります。

まず、この地籍調査についての必要性・重要性について、どのように認識をされているのか、改めて市長の見解を伺いたいと思います。

次に、地籍調査の準備について何点か伺います。

これまでの取組として、先進事例のアンケート調査を実施し、参考にされているようでありますが、道内8市への調査ではどのような結果だったのか、主な内容と傾向をお示してください。

また、本市としてどのような項目を参考に考えられているのか、主なものについてお示してください。

次に、現状と今後の地籍調査の準備についてですが、現在は全庁的に検討会議がスタートしたと伺っておりますが、どのような検討をされているのか、その内容と今後のスケジュールについてお示してください。

また、今後、具体的に進められていく地籍調査の計画についてですが、どのように考えられているのかお答えください。

いずれにしても、冒頭述べたように、地籍調査の陳情が全会一致で採択されておりますので、早期実施に向けて改めて要望いたしますが、市長の見解を伺います。

さて、地籍調査に関連してですが、本市のICT化の状況は、全体活用としては未整備の状況であり、全体の情報の共有化と、共有空間データの広域的活用を目指した統合型GISの構築が必要と考えます。この点について、どのように認識されているのか、市長の見解を伺います。

また、昨年、第3回定例会の私の一般質問の御答弁では、「将来的に地籍調査を実施する段階となったときには、あわせて統合型GISの導入も検討すべきものと考えております」とありました。地籍調査の横断的な検討会議をスタートしたことを考えますと、将来の目標として統合型GISに向けての課題や問題点を同時進行で検討すべきと思いますが、見解を伺います。

次に、小型家電リサイクルについてであります。

近年、高機能と普及が著しい電気電子機器については、家電4品目のテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機とパソコンを除き、各種リサイクル法の対象ではないため、使用済みの小型家電製品は貴金属やレアメタルを多く含んでいるにもかかわらず、市町村で資源として十分に回収されず、家庭ごみとして最終処分場で埋め立てられている状況にあります。

このような状況の中、最近では、使用済製品が鉱石に例えられて都市鉱山と呼ばれるなど、資源の有効利用等への関心が高まっていることを背景として、使用済小型家電からレアメタルや貴金属のリサイクルに取り組む自治体や企業が出始めてまいりました。

環境省では、平成20年12月に「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を設置、検討が始まり、平成23年3月には同省において「小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会」が設置され、必要な検討会議が実施されてまいりました。そして、8月22日、この小委員会に回収制度化を目指しての携帯電話やデジタルカメラなどの

小型家電45品目が示され、小型家電のリサイクルに関する法案を来年の通常国会に提出することが報道されました。

初めに、この小型家電リサイクルについてどのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

環境省とともにこのリサイクルを検討してきた経済産業省では、把握している自治体における小型家電リサイクルの先進的取組事例として16か所が公表され、北海道内では石狩市が紹介されております。この石狩市では、リサイクル業者が市内7か所に回収ボックスを設置し、リサイクル業者が回収しているようであります。国の法制化への流れの中で、本市としてもできる限り早急に準備のための研究・検討が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

次に、最終処分場についてであります。

現在、家庭系ごみを含め、一般廃棄物の処分場として使用されている桃内の最終処分場は、平成12年に完成、供用開始となりました。この最終処分場は、ごみ処理の最後の分野でもあり、今後の環境問題を考える上で影響性も大きいと思いますので、何点か伺います。

最終処分場の今後を考えると、現状と今後の埋立量をできるだけ正確に把握することが重要であります。本市では、埋立量を重量から容積に換算する率、いわゆる換算率は、東京都清掃局が使用している体積換算係数を使用しております。以前の御答弁によりますと、平成16年、桃内の最終処分場で埋立容量を実測しており、換算係数による推計値46万4,900立方メートルに対し、現地測量の実測値は45万700立方メートルであり、差は1万4,200立方メートルで、率にして約3パーセントという近似値でありました。その結果、本市の廃棄物の換算率として適合するとの判断がされたようであります。

さて、埋立実績でありますけれども、第1期分についてはほぼ埋立てが終了し、第2期分の埋立てが始まっておりますが、現在までの埋立容量はどのような状況なのか、種類別でお示しください。

また、現在の最終処分場の全体埋立計画量に対し、推計値を含めた残容量と、予想される埋立終了年数について、計画されている年度との比較でお答えください。

次に、第2期終了後の最終処分場の次期計画についてであります。

第2回定例会において、関連する予算が計上され、次期計画に向けて着実に進められているようであります。本年の私の代表質問で候補地についての質問をいたしました。御答弁では、候補地について「焼却場との位置関係は重要な選定条件の一つであると認識しております」とありました。現在の段階では、候補地となり得る場所はどのような条件の場所を想定されているのか、お示しください。

さて、現在の最終処分場は、平成6年に候補地を選定し、以後、平成12年完成までに6年間の歳月が経過しております。この点を考えると、諸準備も含め、時間的に懸念を感じるころであります。次期最終処分場の予算も含めた全体的な概略計画と今後のスケジュール及び主な内容についてお示しください。

また、この最終処分場についての課題や問題点についてもお答えください。

最後に、不法投棄問題についてであります。

不法投棄されたごみは山中や海岸にもあり、PTAや町会などボランティアの手によって毎年のごみの回収が進められているにもかかわらず、減少しない傾向にあります。特に、目立たない山中などに捨てられている不法投棄のごみは発見されにくいので、この状況は変わらないように思いますが、不法投棄の要因について見解を伺います。

この不法投棄処理について、最近では地上デジタル化に切り替わり、アナログテレビの不法投棄問題が懸念されているところでもあります。家電リサイクル法が施行されたときも、家電4品目が不法投棄される率が高くなっていった状況がありましたが、アナログテレビを含め、これらの使用済家電製品の不

法投棄の状況について、地上デジタル化の影響も含め、現在までの傾向及び内容についてお示しください。

また、不法投棄総体として、最近の件数、処理量、処理されたごみの内容、処理費用についてお答えください。

さらに、不法投棄対策費とその内容及び効果、そして課題や問題点についてお答えください。特に、不法投棄対策の中で、予防対策としてパトロールの強化や防犯カメラなどの抑止力が有効な手段だと言われておりますけれども、本市ではどのような予防対策を実施されているのか、お示しください。

さて、不法投棄についてですが、この問題は大きな環境問題の一つであり、不法投棄されない環境づくりが重要とされております。市民や企業などからの情報提供は、情報収集の重要な要素であり、防止策に対しても有効であると考えます。これらについてはどのように考えられているのか、また不法投棄について、市民への周知はどのように実施されてきたのか、今後どのように考えているのか、見解を伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（中松義治市長登壇）

**○市長（中松義治）** 高橋議員の御質問にお答えいたします。

最初に、地方公共団体における公的不動産の適切なマネジメント「PRE戦略」の導入について幾つか質問がありました。

まず、地方公共団体における公的不動産の適切なマネジメント「PRE戦略」の認識についてですが、PREとはパブリック・リアル・エステートの略称で、地方公共団体が所有、利用する不動産のことであり、この管理、運用を戦略的に行う取組がPRE戦略とされております。

国土交通省のPRE研究会が平成20年3月に公表した中間取りまとめにおいては、PRE戦略を「公的不動産について、公共・公益的な目的を踏まえつつ、財政的な視点に立って見直しを行い、不動産投資の効率性を最大限向上させていこうとする考え方」と定義しており、財務省や神奈川県川崎市の取組を進めていると認識しております。

次に、本市の公共不動産についての課題や問題点についてであります。まず公的不動産としての土地のうち、利活用されていない遊休地につきましては、これまで積極的な売却に取り組んでまいりましたが、立地状況が悪く、不整形で小規模な土地が多いことなどの理由から思うように売却が進まない現状にあります。

また、解体が想定されている古い市営住宅につきましては、現在、居住されている方々の住み替えや解体工事費の財源確保、さらには解体後の跡地の管理・活用方法を検討する必要があるといった問題があります。

さらに、本庁舎は、本館が昭和8年の建築、別館が昭和37年の建築で、いずれも旧耐震基準で建築されたもので、耐震化等に向けた検討が必要と考えております。そのほかにも、本市が保有する公共施設の多くは、建築から相当程度の年数が経過し、老朽化が進んでいる施設も相当数あるものと考えられますので、そういった遊休資産の処分や老朽化への対応といった課題があるものと認識しております。

次に、PRE戦略の導入についての考え方や必要性についてですが、PRE戦略の導入については、新たな組織の構築や人員の確保・育成、情報の整備などが必要となり、その費用対効果などについて慎

重に検討していく必要があると考えています。

これまでPRE戦略を導入しているところは、財務省や神奈川県川崎市など大きな機関や大都市であり、13万都市である本市にとって、PRE戦略の導入により、どのような効果が期待できるのか、また効率性や継続性の問題もありますので、今後、本市と人口や財政などの規模が類似している都市の動向なども参考にしながら、その必要性も含め、調査検討してまいりたいと考えております。

次に、統合型GISの導入の検討についてであります。デジタル化された地図の各種の情報を複合的に組み合わせることができる統合型GISは、不動産の位置やその状況などの情報を管理する、活用するには有効なものと認識しております。

しかしながら、システムの導入や運用には多額の経費を要し、さらにそれを扱う専門的な人材の確保など、さまざまな問題や課題もあるのではと考えられます。

現在、市では、外部システムとの連携など、さまざまな問題があったホストコンピュータから、国においてインターフェースを標準化した仕様により、オープンシステムへの再構築を行っております。このため、GISとも連携が可能な再構築を行った後に、国の動向など状況も勘案しながら検討を行うこととなると考えております。

次に、本市の公共不動産情報の集約化としての不動産カルテの必要性についてであります。本市におきましては、平成16年度に老朽化した施設の長寿命化と維持費の平準化を図ることを目的とした施設カルテを作成し、平成16年度から18年度まで、各施設の維持補修の必要性や優先順位などを判断するための基準として活用した経過があります。

いずれにいたしましても、本市の公共不動産情報の集約化は必要であると考えておりますので、施設カルテや学校カルテの活用を図りながら、未作成である土地を含めた全不動産を対象とする不動産カルテの作成につきましても、その内容などについても研究してまいりたいと考えております。

次に、情報化の推進について何点かお尋ねがありました。

まず、ユビキタスネット社会の認識についてですが、近年、情報通信技術の進展は著しいものがあり、情報化は経済活動はもとより、市民生活の上で必要不可欠なものの一つとなっていると考えております。このような中で、いつでもどこでも意識せずに情報通信技術を利用できるというユビキタスネット社会の考え方は、今後の情報化社会を形成する上で一層進められていくものと認識しております。

次に、次期情報化計画についてであります。情報化が急速に進展している中、厳しい財政状況や昭和39年から進めてきた独自開発プログラムによるホストコンピュータでの行政情報システムのインターフェースの違いにより、国の打ち出す施策に対応が困難な状況となっております。

このため、行政としての喫緊の課題であった行政情報システムを改善するため、今年度から、将来を見据え、国においてインターフェースを標準化した仕様によるオープンシステムへ再構築を行っておりますので、システムの移行終了後に、国などの施策に呼応する新たな計画を策定していこうと考えております。

次に、現在の行政情報システムの問題点や課題、今後の考え方についてであります。市では、これまで長期間にわたりホストコンピュータを中心に、職員や委託先が独自に行政情報システムの構築を行ってきており、市の業務担当課の要望にも柔軟に対応したシステムを構築、運用してきました。

しかしながら、国の制度改正が頻繁に実施される現在では、他業務システムとの連携など、複雑に絡み合ったシステムを短期間に改修することが困難になってきているという問題があります。このため、現在行っている行政情報システムの再構築において、全国的に利用実績があり、標準化された仕様によるパッケージシステムへの移行作業を行っており、総務省が現在取り組んでいる自治体クラウドへの移

行も、将来的には比較的容易に行うことが可能となると考えております。

次に、情報化の推進のための人材育成についてであります。市で実施する職員への各種研修などを通じて情報化への意識を高め、情報活用能力の向上に努めるほか、庁内のリーダー育成のため、外部の研修会等へも参加させるなど、情報化推進のための人材育成を引き続き行わなければならないと考えております。

しかしながら、情報通信技術は著しく進展し、非常に範囲も広く、高度な専門知識を有する職員を一から育成していくことは困難であることから、情報システム構築や運用の支援業務については、今後も外部委託などで対応したいと考えております。

次に、市民ニーズの確認と、使いやすいホームページに向けた改善についてであります。本市のホームページは、掲載している情報が非常に多岐にわたることや新しい情報が日々発信される中で、掲載ページは増加傾向にあることから、階層が深くなることで目的のページにたどり着けず、使いづらいとの御意見があると伺っております。

今後は、トップページにホームページの利用方法を見やすく配置し、そのコンテンツの中に検索ボックスの利用について掲載し、情報を容易に検索できるようにするとともに、ホームページに対する御意見や御質問をお寄せいただくように欄を配置してまいりたいと考えております。

次に、行政の積極的な情報発信についての見解であります。他の自治体では火災情報や災害情報、不審者情報など、各担当課においてメール配信サービスを行っている例が多いと聞いております。また、観光やイベント、さらには施策に関する情報などを、メールマガジンで配信している自治体も増えていると認識しております。

本市においては、総合博物館でメールマガジンを配信しておりますが、今後、市民サービスの一環として、どのような内容をどのような方法で発信できるのか検討してまいりたいと考えております。

次に、情報格差についてであります。現在までの取組として、平成15年から数年間、国の援助を受け、市民向けにIT講習会の開催やヘルプデスクの開設などを行ってきたところであります。

また、市内では、ほぼ全域がブロードバンド化され、さらに一部を除き、公衆無線LANを利用した通信も可能な状況となっており、情報基盤としては他地域に比べ遜色ない環境を有しております。

今後は、課題である外部システムとの連携を現在進めている行政情報システムの再構築により、外部との連携が可能なインターフェースを確保し、国などの施策を注視しながら、市民サービスの向上に資する情報システムの構築に取り組まなければならないと考えております。

次に、地籍調査について何点か御質問がありました。

初めに、地籍調査の必要性などについてであります。現在、登記所にある登記簿や地図は、主に大正時代の土地連絡査定図に基づいて作成されており、現況との不一致が生じていることもあり、この不一致を地籍調査の実施によって解消することは、土地境界をめぐる紛争を未然に防止できるばかりでなく、これに伴って土地取引の円滑化や土地資産の保全が図られるなど、効果があるものと考えております。

次に、アンケート調査についてですが、主な調査項目といたしましては、事業期間、事業費、事業量などの事業計画に関する事、担当職員の人数、職種などの組織体制に関する事、土地の面積、筆数などの現況に関する事、事業実施に伴う問題点などとなっております。各都市の傾向といたしましては、事業期間は15年から50年、それに伴う事業費も約2億4,000万円から87億円と大きな開きがあり、担当職員の人数も2人から7人とばらつきがあります。また、参考にする項目は、土地の面積、筆数に見合った事業計画を作成する上で必要な事業期間や1年間の事業量、組織体制などと考えております。

次に、庁内の検討会議についてですが、検討会議では地籍調査の必要性、課題などについて協議したところであり、今後については、事業期間や事業費などの計画案作成に向けて具体的な検討をしてみたいと考えております。

次に、地籍調査の計画についてですが、本市の地籍調査対象面積約174平方キロメートルの全体計画を作成するとともに、対象面積すべてを調査するには数十年の長期間を要することから、このうち優先すべき地域を選定し、10年程度の実施計画を作成したいと考えております。

次に、地籍調査の早期実施についてであります。必要性、重要性については十分理解しておりますが、補助対象以外の財政負担や人員配置など課題もあることから、今後の検討会議の議論を踏まえて実施に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、統合型GIS構築についての認識であります。市内部のさまざまな業務情報を連携させる手段として、デジタル化された地図上で、地域の現状把握や情報資産を有効活用してシミュレーションを行う機能など、統合型GISは幅広く活用できる高度なツールの一つだと考えられます。今後、本市における行政サービスの一層の質的向上を実現していくため、近い将来には整備が必要になってくるものではないかと認識しております。

次に、統合型GIS構築の検討についてであります。今後、市内部のさまざまな業務情報と地籍調査の連携などについて研究するため、現在、行政情報システムの再構築作業を行っている職員も地籍調査の検討会議に参加させ、問題点と課題を考えていきたいと思っております。

次に、小型家電のリサイクルについてお尋ねがありました。

初めに、小型家電リサイクルについての認識であります。環境省によりますと全国で1年間に使用済みとなる小型家電に含まれる有用金属の合計量は、重量ベースで28万4,000トン、金額ベースで874億円と推計されておりますが、多くの自治体では、これらの小型家電は一部の金属類は回収されているものの、残りは埋立処分されている現状にあります。このことから、法律による全国的な小型家電リサイクルの仕組みが整えられ、貴金属やレアメタルが効率よく回収されることによって循環型社会形成の推進に大きく寄与するものと認識しております。

次に、法制化に向けた準備のための研究、検討についてであります。市内には小型家電に含まれる貴金属やレアメタルまで回収できるリサイクル施設がないこと、また、このことにより現行の廃棄物処理法の下では収集運搬に一定の制約を受けることなどから、すぐに取組を開始する段階にはありませんが、引き続き先進的取組事例や環境省で実施している使用済小型家電の回収モデル事業について情報収集するとともに、法制化に向けた具体的な国の動きや北海道からの情報提供などを総合的に判断し、本市における使用済小型家電の回収方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、最終処分場について何点か御質問がありました。

初めに、現在までの埋立量の状況についてであります。受入れ重量から換算した容量は、一般廃棄物が51万4,000立方メートル、産業廃棄物が7万7,000立方メートル、土砂等が24万7,000立方メートル、合計で83万8,000立方メートルとなっております。その結果、推計値による残容量は10万3,000立方メートルとなりますので、今後、おおむね5年程度の埋立てが可能と推計されます。

なお、現地で埋立て後の沈下も見られるため、現在、正確な残容量を把握するための実地測量を行っているところであります。

次に、現段階における最終処分場候補地の想定条件についてであります。まず埋立地をつくるに当たり、地質の面で地表近くに岩盤がなく、地下水位が高くないことが挙げられます。また、廃棄物の搬入を考えますと、主要道路からの接続がよいことや、以前の答弁にもございましたが、焼却施設にでき

るだけ近いことが望ましいものと考えております。

次に、次期最終処分場の概略計画についてですが、国からの指導もあり、廃棄物の受入れ期間を15年間以上に想定したものになると考えております。

なお、建設予定地が未定のため、スケジュールや内容、予算につきましては、現時点では申し上げられませんが、現在の処分場をつくる際に候補地の選定から6年を要したことは十分認識しておりますので、環境行政に支障を来さないように進めてまいります。

また、この計画の課題や問題点ですが、何といっても小樽市民にとってなくてはならない施設である半面、多額の建設費用を要する施設でもありますので、慎重かつ適切に計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、不法投棄について何点か御質問がありました。

初めに、不法投棄の要因についてであります。家電リサイクル法により排出者が処理費用を負担することになったため、テレビや冷蔵庫などの家電製品を投棄したり、建設廃材などの処理を委託された業者が不法に投棄する場合などが見受けられます。また、家庭から出される家具類などの粗大ごみを業者に委託せず、投棄する場合も散見されます。いずれも適正な処理費用を免れるために不法に投棄していることが主な要因と思われま。

次に、使用済家電4品目の不法投棄の状況についてであります。不法投棄対策の実施や、平成13年4月に施行された家電リサイクル法が一定程度住民に周知されたことにより、平成18年度418台、19年度247台、20年度191台、21年度116台と減少傾向でありましたが、22年度は168台と増加に転じたところであります。このことは、不法投棄数量の多くを占めるテレビが要因であり、21年度60台から22年度は117台、また本年度も7月末までの集計で既に98台となっていることから、地上デジタル化の影響であると推測しております。

次に、最近の不法投棄の件数、処理量などについてであります。22年度についてお答えいたしますと、処理件数は384件、処理量は、生活ごみが28.5トン、廃家電168台、廃タイヤ1,396本、バッテリーや消火器などの処理困難物が54個、家具などの粗大ごみ1,122個、その他ごみ3,169個となっております。収集運搬費用と廃家電、廃タイヤなどの処理費用の合計は80万1,000円となっております。

次に、不法投棄対策経費と効果、課題などについてであります。平成22年度は、日中の監視経費や処理費用等で189万円、グリーンニューディール基金を活用した夜間の監視パトロール経費で316万円となっております。

次に、その効果であります。先ほども答弁いたしましたけれども、廃家電の処理件数では平成18年度から21年度まで年々減少傾向にありましたので、おおむね監視効果があったものと受け止めております。

今後の課題等につきましては、地上デジタル化移行後、間もないテレビの不法投棄に注視する必要があることや、本市の東西に広範な地域において、どのように効率的な監視パトロールを実施するかが課題として挙げられると考えております。

また、予防対策といたしましては、看板設置などによる啓発のほか、抑止力として有効な監視パトロールを実施しており、引き続き、これらの予防対策の実施に努めてまいります。

次に、市民や企業からの情報提供についてであります。これまでも不法投棄に関する情報が市民や企業から数多く寄せられており、これらの情報に基づき啓発看板の設置や監視強化を進めるなど、有効に活用しているところで。

また、不法投棄の市民周知につきましては、暮らしのガイドやホームページに掲載しているところで

ありますが、今後もこういった周知を行うとともに、市民や企業からの情報提供の協力も得ながら、不法投棄の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 10番、高橋克幸議員。

**○10番(高橋克幸議員)** 1点だけ、再質問させていただきます。

共通しているのですが、最初にPRE戦略の質問を市長にさせていただきました。簡単にすぐ導入するのはなかなか難しいというのは、私も認識しております。ただ、地籍調査の全庁的な会議がスタートして、その方向性の先には、統合型GISの方向性も見えていて、全庁的な会議の関係部署というのは、恐らく同じような部署だと思います。このPRE戦略についても、大体その方向性は変わらないだろうというふうに私は思っています。

何を言いたいかという、恐らく重層的になるでしょうけれども、全庁的な会議の部局というのはそんなに変わらないだろうというふうに思います。中心軸になる部局がどこかという違いはあって、市長が先頭になるかどうかはわかりませんが、同じ目的、方向性に向かって、この三つについては、全庁的な会議のかなり共通部分でリンクができる内容だと私は思っておりますので、先ほども質問しました塩漬けされている土地も含めて、やはり有効活用するためには1部局だけの考え方や検討だけではなくて、質問の中でも言いましたように、民間のノウハウも入れた、そういう全庁的な検討会議が必要だというふうに思っているわけです。

ですから、せっかく地籍調査のライン上にできている全庁会議がありますから、そこを十分に考えられて、先ほども言ったPRE戦略を導入できるような、そういう会議にぜひ一段進めていただきたいというふうに思っておりますけれども、再度市長の御答弁をお願いします。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(中松義治)** 高橋議員の再質問にお答えしますが、高橋議員からのお話はそのとおりでというふうに思っております。

それで、先ほども答弁させていただきましたけれども、今後の検討会議などでの議論を深めて、実施に向けて前向きにというか、検討を進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○議長(横田久俊)** 高橋議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 4時37分**

**再開 午後 5時00分**

**○議長(横田久俊)** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 保健所長。

**○保健所長(秋野恵美子)** 先ほど小貫議員の再質問に対する私の答弁の中で、保健所における禁煙支援相談の実人数を誤って報告申し上げましたので、訂正させていただきますと存じます。

平成15年度から20年度にかけての累計でございますが、実人数197名、延べ282名でございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（横田久俊） 一般質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 一般質問を行います。

小樽市の歴史的景観を守る問題で伺います。

1970年代前半、小樽運河を守る運動に初めから携わった一人として、その後の小樽市の歴史的景観を守る市民運動の高まりで、現在では観光が小樽市の基幹産業に成長していることを目の当たりにするとき、感慨深いものがあります。それだけに、小樽の歴史的景観を破壊し、これに反する構造物の構築には強い怒りさえ感じます。現在、心を痛めている旧板谷邸の一部を取り壊し、2棟目のマンションを建設する問題と、小樽出抜小路の望楼の景観を生かす二つの問題から伺います。

旧板谷邸の一部を取り壊して、2棟目のマンションを建設することに関してです。

旧板谷邸の所有が不動産会社に譲渡され海宝楼として開店し、続いて1棟目のマンション建設が行われ、今回、2棟目の建設が行われようとしています。この間、小樽市は、歴史的建造物である旧板谷邸を守るためにどのように努力されてきたかを説明してください。

次に、1棟目のマンション建設時にどのような努力をしたのか、また今回、2棟目のマンション建設が行われようとしていますが、これに対してはどのような努力をされているかお聞かせください。

次に、市長は、オーナーに直接面談して、旧板谷邸を守るための協力を要請していないのはなぜでしょうか。今後も要請するつもりはないのか、その理由を含めてお聞かせください。

次は、小樽出抜小路の望楼の景観を生かすことについてです。

道道臨港線を札幌方面から手宮方面に向かって見た場合、小樽出抜小路の望楼の景観を遮っている洋服の青山の建物の撤去を所有者に申し入れることを要求して、質問します。

理事者が、建設に至る過程で、小樽出抜小路の望楼を札幌方面からも見えるように努力されたことは承知しています。その小樽出抜小路の望楼の景観を生かすために、洋服の青山小樽店建設時に何が障害となったのか、その課題克服にどのような努力をされたのか、詳しく説明してください。

次に、小樽出抜小路の望楼から見る小樽運河周辺の景観は、なかなかいいものです。この望楼はどういう意図で建設されたのか、その望楼の意義について市長はどのような認識を持っておられるか、お聞かせください。

私は、この8月31日、洋服の青山小樽運河店を訪ね、店長に小樽出抜小路の望楼が札幌方面からも見えるように、障害となっている建物の撤去を要請し、オーナーに取り次ぐことを要請してきました。店長は、要請の趣旨を上司に伝えるとのことでした。その際に伺ったのですが、現在の洋服の青山小樽運河店開設後、小樽市からは、望楼の景観を生かす立場から何の要請も受けていないとのこと。望楼の景観を生かすことを小樽市はあきらめてしまったのでしょうか、説明してください。

この問題の最後ですが、市長は、広島県福山市の洋服の青山の本社を訪問して、その協力を求めるべきです。いかがでしょうか。洋服の青山にとっても、小樽の景観づくりに協力したとなれば、売上げにもよい影響を与えるものではないでしょうか。

次に、既に3人の方が伺っていますが、奥沢水源地の土木遺産を守ることを求め、質問します。

最近、にわかにも注目を集めているのが、ダムの堤体に陥没箇所が見つかり、改修に多額の費用を要することから廃止が決められた奥沢ダムです。

奥沢水源地水道施設は、97年前に当時の最先端の技術を用いて建設された北海道最古の水道専用施設

です。1985年に旧厚生省の近代水道百選に選ばれ、また2008年には公益社団法人土木学会選奨の土木遺産にも選定された貴重な土木施設です。

まず、公益社団法人土木学会が選奨し、土木遺産として顕彰することの意義について説明してください。

また、土木学会選奨土木遺産である奥沢水源地を、今後、適切な形で存続することを強く求めるものです。存続のためにクリアしなければならない課題は何か、そのほかのことがあれば、それらを含めて、市長の説明を求めるものです。

今回のダムの堤体に陥没箇所が見つかり、調査の結果、奥沢ダムを廃止することです。奥沢水源地の基本的施設の一つである奥沢ダムの建設経過とその後の経緯、廃止とする理由について、詳しく説明をしてください。

また、改修に数十億円かかるため、奥沢ダム存続を断念したとの説明ですが、何を根拠に、また、どこのアースダムと比較して数十億円かかると推計したのか、その詳しい内訳を説明してください。

この問題の最後に、小樽の水の採水地について伺います。

奥沢ダム廃止に伴い、小樽の水の採水地を、現在の奥沢浄水場ではなく、豊倉浄水場にするとの説明ですが、私は、河川表流水である天神浄水場にすべきではないかと思います。小樽の水道水はおいしいとの評判ですが、よりおいしい小樽の水を多くの消費者に提供するためには、ダムに貯水された水よりも河川表流水のほうが適切ではないかと考えますので、市長の見解を求めます。

最後に、小樽市役所議事堂の天井のステンドグラスを生かすことを求め、質問します。

歴史的建造物である市庁舎3階議事堂の、小樽市の歴史における役割と天井のステンドグラスを生かせとの再三にわたる私の指摘に対する市長の見解と、現状がどうなっているか、まず詳しい説明を求めます。

次に、議事堂天井のステンドグラスを生かすことの意義についてです。小樽市史第4巻第2章第7節の市庁舎の項には、こう書かれています。「3階議場はケンテックス張り、天井中央部には田中式スカイライトを設け、ステンドグラスを通じ議場の採光を助け」と記されています。スカイライトとは何か。天井に取りつけた明かり取り、天窗のことで、あくまでも自然採光が基本です。また、議場内の照明の色合いは太陽光をイメージし、議場内を自然光の雰囲気演出しているようです。自然採光の天井のステンドグラスは、この照明と一体のものであることは明らかです。その対ともなっているステンドグラスの自然採光を殺してしまっているのは、歴史的建造物の意義も半減してしまいます。議事堂屋上のステンドグラスを守るための建屋の内部の写真を見れば、小樽市史に記述されているように、ステンドグラスから自然採光を取り入れるための強化ガラスを取りつけていたと思われるトップライトのけた部分のコンクリートが残されています。屋内の自然光をイメージした照明と対をなしている天井のステンドグラスを生かし、自然採光とするように、議事堂の天井の改修を求めるものです。市長の見解をお聞かせください。

天井中央部のメーンのつり下げ照明器具を中心に、その他のつり下げ照明器具が左右対称に配置されています。ところが、いつの日からか、現在の日本共産党の議席の真上にあるつり下げ照明器具がなくなっているのです。庁舎管理者は、照明器具がなくなっていることに気づいていながら放置して、現在に至っています。照明器具を左右対称になるように復元することを求めます。

また、長い年月を経ているだけに、天井中央の大きなつり下げ照明器具をはじめ、他のつり下げ照明器具の安全はどうなっているのか、大変心配です。落下の危険はないか、議場の安全について調査し、改修を図るべきです。市長の答弁を求めます。

再質問を留保して、終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 北野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、旧板谷邸とマンション建設について何点か御質問がありました。

まず、旧板谷邸についてですが、当該建造物は保存すべき建物として、平成6年に「登録歴史的建造物」として登録されていましたが、平成16年に当時の所有者からの申出により、登録を解除いたしました。その後、現所有者に譲渡されてから、この所有者に理解をいただき、平成17年に「指定歴史的建造物」として改めて指定したところであります。

このたびのマンション建設に伴う旧板谷邸の取扱いについては、当初は旧板谷邸全体の指定解除の申入れでありましたが、旧板谷邸の象徴的な部分など、少しでも保存することができないか交渉した結果、海側洋館部分と山側石づくり倉庫部分を、引き続き指定歴史的建造物として保存してもらうことになったものであります。

次に、マンション建設についてですが、1棟目のマンションについては、平成21年1月に事前協議を開始し、景観計画に基づく高さ、外壁の素材、色彩等について協議を重ねるとともに、地元住民などに計画を周知して意見を伺うため、4回の説明会を開催しております。その後、7月末に景観条例に基づく届出を受けたことから、景観審議会を開催して意見を伺い、その意見を踏まえ、8月末に適合通知書を交付いたしました。

次に、2棟目のマンションについては、本年5月から事前協議を開始しましたが、計画では旧板谷邸の一部解体が伴っていたことから、まず所有者に旧板谷邸の保全について要請してきました。

また、計画については、地元住民などへの周知のため、8月に説明会を開催し、現在、設計事務所と詳細について協議を行っているところであります。

次に、旧板谷邸保存の要請についてですが、所有者には、本市における歴史的建造物の重要性について理解をいただき、当初の全体解除の申出から、一部ではありますが、旧板谷邸の象徴的な部分を指定歴史的建造物のまま残すとの回答をいただいたことから、それ以上の要請は難しいと判断したものであります。

次に、小樽出抜小路の望楼について何点か御質問がありました。

まず、洋服の青山の建設時の対応についてですが、当時、特別景観形成地区を拡大し、当該建設地も同地区に組み込む計画をしていたことから、事業者とは特に望楼に限って協議した経過はありませんが、小樽出抜小路も含めた周囲の景観に配慮していただくとともに、特別景観形成地区の基準にも適合するような計画にしていきたい旨のお願いをしたところであります。その結果として、全国展開している洋服の青山の企業カラーであります赤、青、白の色使いをやめて、小樽らしい色調にいただいたこと、また建物の形状や高さについても一定の配慮をいただいたものです。

次に、望楼の意義についてですが、小樽出抜小路は、本市に残っている明治・大正期の歴史的建造物をモチーフとしてまち並みを再現したもので、望楼については、その昔、入船町にあった火の見やぐらを模し、小樽出抜小路のシンボルとして建てられたものと聞いております。また、この望楼も含めた小樽出抜小路は、運河周辺の集客に寄与している施設と考えております。

次に、望楼の景観を生かすための要請についてですが、建設当時、特別景観形成地区の基準にも適合

するよう配慮してもらったこと、建築基準法等の法令に抵触しないこと、また特定の企業にのみセットバックなどの私権の制限を課すことができないことなど、総合的に判断して、洋服の青山には建築物の撤去などの要請は困難なものと考えております。したがって、現状では、本社の訪問についても考えておりません。

次に、奥沢水源地についての御質問であります。初めに、土木学会が選奨し、土木遺産として顕彰する意義については、「歴史的な土木構造物の保存に資することを目的としている」とのことです。このことにより人々の暮らしを支えてきた縁の下の力持ちとも言える歴史的な土木施設とその役割を、私たちの宝物として見詰め直し、後世に伝える効果があると思われま

す。奥沢水源地は、北海道開発を支えた港湾都市・小樽で建設後90年を超える現役の水源地であり、寒冷地での工事技術と階段式溢流路の水流が土木学会から高く評価され、歴史的な土木施設として認められたものであります。

次に、奥沢水源地を存続するための課題についてであります。やむを得ず奥沢ダムは廃止いたしますが、基本的には、ダム以外の奥沢水源地内にある水道施設は可能な限り存続してまいりたいと考えております。

存続に当たっての課題としては、奥沢ダムを廃止することにより、奥沢ダムが河川占用物でありますので、原則としては、河川管理者から奥沢ダム及びその関連施設の撤去を求められることでもあります。今後、歴史的な土木施設である奥沢水源地を存続するための手法について、河川管理者である北海道と協議を行ってまいりたいと考えております。

また、奥沢ダムを廃止した跡地をどのように活用すべきかという問題についても、今後、庁内に検討委員会などを設置し、創設水道施設であったことを後世に伝えるとともに、市民に親しまれる施設となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、奥沢ダムの建設経過についてであります。水道創設前、飲用の水は井戸水やわき水を使用しておりましたが、水質が悪いため、赤痢等の伝染病発生の主な原因となっていたことや、小樽港が物流の拠点として繁栄したことから、人口の増加や船舶への給水が求められたことに加え、火災予防上からも水道施設を要望する声が高まり、奥沢ダムは、創設水道の水源地として明治41年に起工し、大正3年9月30日に竣工、6年9か月の歳月をかけ、建設されたものであります。このダムは、建設後97年間、現役の水源地として小樽市の発展に寄与した水道施設であり、先人が残した歴史的な遺産であると思っております。

廃止の理由についてであります。堤体の陥没箇所についての部分的な補修方法が確立されていないことや、堤体の改修には現行の施設基準に合致させることが求められるため、数十億円以上の費用がかかると見込まれること、奥沢ダムを廃止しても市内への給水量に不足を来すことがないことから、奥沢ダムの存続を断念し、やむを得ず廃止することを決断したものであります。

次に、奥沢ダムの改修についてであります。現行のダムの施設基準では、奥沢ダムの堤体を横断する導水トンネルが地震時の震動により予期せぬ外力を受け、破壊や損傷を生じることがあるため設けてはならないことから、この導水トンネルを撤去することが求められます。そのほかにも、ダム基礎全体が岩盤に定着していないことや、洪水時の水位に対するダムの余裕高が不足していることなどの課題が挙げられますので、改修には、新規のダムを建設することと同様の内容が求められると考えております。

改修する費用につきましては、財団法人日本ダム協会が発行しております「ダム年鑑」に記載されている奥沢ダムと同じ規模の、北海道北斗市に建設した南部坂ダムの事業費約103億円を参考といたしました。しかしながら、奥沢ダムの改修には用地買収費が必要でないことから、改修費用は100億円を下

回り、数十億円以上と推計したところであります。

次に、小樽の水の採水地について、豊倉浄水場よりも天神浄水場にすべきとの提案でございますが、豊倉浄水場と天神浄水場の水について、蒸発残留物や硬度など、おいしさにかかわる水質項目を比較したところ、どちらもおいしい水の水質条件を満たしており、どちらを採水地にしてもおいしい小樽の水を提供できると思います。しかしながら、天神浄水場の水源が赤井川村を流れる余市川であるため、水源が小樽市の朝里ダムである豊倉浄水場の水が、小樽の水の採水地にふさわしいと考えております。

次に、議事堂天井のスタンドグラスについて御質問がありました。

まず、議事堂の小樽市における役割についてであります。昭和8年に本庁舎本館が建築されて以来、この議事堂において、小樽市にかかわる重要案件の議論が行われてきました。この場において、市民から選出された議員の皆さんの議論により、小樽市の意思が決定されるわけでありますので、市政推進の上で大変重要な役割を果たしてきた場所であると認識しております。

次に、天井のスタンドグラスについてですが、大変歴史的な価値があるもので、私もスタンドグラスを生かすことで本庁舎本館の歴史的価値が高まると考えておりますが、その際にはスタンドグラスだけではなく、照明や内装を含め、現状の雰囲気を持続した議事堂内全体の改修が必要ではないかと考えております。

次に、天井のスタンドグラス部分の現状についてであります。小樽市史の記録などによりますと、建設当時は、屋上の建屋の屋根部分はスカイライトとしてガラス張りになっていて、そこから自然光を採光し、スタンドグラスを通し、その光が議事場内に入っていたようです。その後、いつ、どのような理由で現在の状況になったか定かではありませんが、現状では、建屋の屋根部分はガラスからトタン張りに変えられており、自然光は全く入らない状態になっています。また、スタンドグラスの上にも全体に横板が敷かれていますが、これはスタンドグラスの上にも物が落ちることによる危険防止とスタンドグラスの保護のため施されたものと思われまます。

次に、天井のスタンドグラスを生かした議事堂の天井の改修についてであります。先ほど答弁させていただきましたが、天井のスタンドグラスの改修だけではなく、本議事堂は照明が暗いことや壁に雨漏りのしみなどが見られ、それらを含めた一体の改修が必要ではないかと考えます。

平成11年に、スタンドグラス改修を含めた議事堂の照明改修について、関係課で協議を行いました。概算ですが、8,000万円以上の改修費がかかると見積もられております。本市の財政は、平成22年度の決算において、平成16年度以降の一般会計の累積赤字を解消することはできましたが、今後、他会計や基金に借入金の償還をしていかなければなりませんし、新市立病院建設や学校の耐震化など多額の費用を要する事業が控えておりますので、議事堂の改修については、その必要性は認識しておりますが、将来の課題であると考えております。

次に、照明器具を左右対称になるよう復元することについてであります。設置する照明器具につきましては、現状の議事堂の雰囲気が損なわれてしまわないよう、既存の照明器具と同様のデザインのものを設置することが必要と考えます。しかしながら、市販されている照明器具の中には、同様のデザインのものはないと思われまますので、既存照明器具と同じものを製造してもらうことになり、そのためにはどの程度の費用がかかるのかも含めて、照明器具の復元について検討させていただきたいと考えております。

次に、つり下げ照明器具の安全性についてですが、まず照明器具本体について、落下の危険がないか点検させました。枠やガラスのぐらつきはありませんでしたが、以前補修されているガラス部分などについて、再度詳細の点検を行いたいと考えております。

また、天井の取付け部分と照明器具をつり下げているパイプ部分については、高所でもあり、今後、作業方法は検討し、点検を行いたいと考えております。いずれにいたしましても、安全性の確認のため、定期的に点検を行い、万が一、異常な部分が見つかった場合には、補修など、危険防止の措置を講じてまいりたいと考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 22番、北野義紀議員。

**○22番(北野義紀議員)** 再質問させていただきます。

まず、旧板谷邸の問題、それから洋服の青山の問題ですが、ともに直接オーナーに会って訴えることはしないというふうに理解をいたしました。確かに、現在の法律の下で、小樽市のとった態度はやむを得ないという面はあります。

しかし、私が要望しているのは、所有者が仮に一定の財政負担をしたとしても、小樽市の景観を守ることに協力をしていただきたいという要請をすべきだということなのです。この旧板谷邸の所有者について、私は詳しくはわかりませんが、洋服の青山は相当な売上げを上げがあり、スーツの売上げでは、ギネスブックに登録するぐらい世界の売上げだというふうになっているのです。そういう会社が倉庫として使っている、望楼の景観を遮っている小さな建物を廃止して、どこかに倉庫を移すということぐらいの財政負担を、私はしていただけるし、そういう協力を市長がすべきだと思うのです。

当時、市長は小樽にいなかったからわかりませんが、小樽駅前の最初の再開発計画で長崎屋ができたときに、現在の4階は小樽市の直営の小樽市営駐車場としてつくられたのです。ところが、年間4,000万円前後の赤字が出るものですから、長崎屋専用と言える駐車場になぜ小樽市が毎年4,000万円も持ち出さなければならないのかという批判があって、当時の志村市長は長崎屋の本店に出向いて買取りを要請し、実現できたのです。現在は、そこを売場にするために、横に駐車場が新たにつくられていますけれども、そういうように実権を持っているオーナーに直接会って、小樽市の景観を守る問題を中松市長としてやらないというのは、私は怠慢ではないかと思うのです。せっかく市長になったのですから。だから、先輩の市長がいい模範を示されているわけですから、それに学んで努力をします。相手があることですから、その結果がどうなるかはわかりません。しかし、そういう努力をしないでどうして小樽市の景観を守る、まちづくりを進めるというふうになるのですか。説明を求めます。

次に、奥沢ダムの問題ですが、ダムの堤体の話を聞きますと、いとも簡単にダムを廃止することですが、ダムの堤体の内側、つまり水をためているところの内側に分厚い防水マットを敷き詰めてダムの寿命を延ばすことはできないのでしょうか。

先ほど議論がありました最終処分場では、雨が降っても、下の埋め立てしているところに水が入らないように分厚いマットを地元の業者から買って敷き詰めているではありませんか。だから、今は、そういう撥水というか、防水の技術は大変進歩しているのです。ですから、内側全体を囲えば、いわゆる漏水を防げると私は思うのです。そういうことはできないのかという問題です。この案は、検討に値しないのかと、同じ小樽市の施設で、桃内の最終処分場では、雨が降っても下に水が浸透しない、そういうことをやっているわけですから、なぜ奥沢ダムではできないのでしょうか。同じ材質を使えとは言っていない。適切な防水のそういうマットを敷き詰めればできるのではないですか。

これについては、仮に水道施設をあきらめてしまったとしても、景観を残すために、ダムの機能はやめたけれども、ダムと同じように水をためて景観を保つという上でも必要ではないかと。もちろん、融雪期に大量の水が二股沢川から入ってくるというのもありますから、そういう場合に、排水する施設を新たにつくらなければならないという問題はあるとは思っています。だから、そういうことを検討しない

で、「ダム年鑑」を見て同じ規模で100億円、土地代は必要ないから数十億円という金がかかるからできないと。もう何ていうか、思考停止してしまっているのではないですか。今までの答弁では納得いかないのです。そこで、私は、今言ったような形で残せということを提案しますから、答弁をお願いします。

次に、土木学会選奨の土木遺産についてであります。この土木遺産には奥沢ダムも入っているはずなので、当然のことですから。土木学会では、まちづくりへの活用ということで、土木遺産は地域の自然や、歴史・文化を中心とした地域資産の核となるものであるとの認識だと、失われるおそれのある土木遺産の救済、これが保存されることを期待して土木遺産に選奨しているということなのです。

そこで、昨日来の市長の答弁を聞いていますと、奥沢ダムを今後どうするかという問題です。これは、水道施設としてはあきらめたということ的前提にした答弁でも、ちょっと疑問が残るのです。丁寧に私は、今、市長の私の質問に対する答弁を聞いていたら、冒頭行った昨日の鈴木議員への答弁の訂正、それと千葉議員の奥沢ダム廃止した跡地をどうするかということに対する答弁、それから安齋議員への答弁、これを聞いていて、私への答弁だったら私は納得したのですが、ちょっと違うのです。

例えば、千葉議員への答弁は、奥沢ダムを廃止した跡地をどのように活用すべきかという問題についても、「今後、庁内に検討委員会などを設置し、創設水道施設であったことを後世に伝えるとともに、市民に親しまれる施設となるよう検討してまいりたいと考えている」と。それから、冒頭訂正した鈴木議員への答弁は、「水道施設の保存や景観という問題については何とか努力していきたい」と、こういうふうに答弁を訂正されているのです。私の聞き違いでなかったから、そうなのです。ところが、安齋議員への答弁はどうかと思ったら、「奥沢水源地の今後につきましては、奥沢ダムは廃止となりますが、基本的には、ダム以外の奥沢水源地内にある水道施設は可能な限り存続してまいりたいと考えている」ということなのです。だから、奥沢ダムをどうするかということについて、安齋議員への答弁では、残すようなことは何も触れていないのです。だから、鈴木議員、千葉議員、そして安齋議員の答弁を縮めて、本日の私の答弁にしているのですよ。何となくあまりいい感じはしないのですね。

私は、景観を守れということがあるわけですから、土木遺産で。だから、仮に水道施設として残さなくなっても、景観として、今のダムのように水をためて景観を守るというために、防水マットその他はできないかと、そして排水溝をきちんとして融雪期の増水にも対応するということをすべきでないかと思うのです。だから、昨日の二人の答弁プラス安齋議員を足して私の答弁というのでは、同じ議会の中で違う答弁になるので、これはいかがかと思うので、統一した答弁を求めます。

それから、次の問題ですが、ペットボトルの小樽の水の採水地は奥沢浄水場と書いてあるのですけれども、これを豊倉浄水場にするというのです。ところが、昨日の鈴木議員への答弁では、「奥沢浄水場につきましては、水源としてのダムを廃止することになります。奥沢ダムに流入していた二股沢川の河川表流水を取水することなどにより存続することができないか、検討してまいりたい」と。あるいは、勝納川から表流水をとるような説明もされているのです。そうであれば、何もこのペットボトルの表示の採水地を奥沢浄水場から豊倉浄水場にすることはないのではないのですか。私は、豊倉浄水場にするのだったら天神浄水場にしようが、よりおいしい水を提供できるというふうに考えているのですが、先ほどの何か難しい答弁では、おいしい水には何かいろいろな性質があるそうで、それらが同等であるというのであれば、鈴木議員への答弁のように、勝納川や二股沢川の表流水を奥沢浄水場に取り込むというのであれば、何も採水地を変える必要はないのではないのですか。そういうことについて、お答えをいただきたいと思います。

次に、スタンドグラスを生かす問題についてです。

市長は、いろいろと答弁されました。私は、質問の準備に当たって、この上の建屋の中を見せていただけないかとお願ひしたら、危ないからだめだというふうにいさめられまして、かわりにどなたが撮ったか知らないが、写真を持ってきてくれたのです。それを見たのですが、市長は、このステンドグラスを守るために上に板を敷いてあると言っているのですが、そんなものではないですね。昔よくあった、休憩中の長いすの壊れたのが投げられていたり、ほこりがすごいのです。一部は、ステンドグラスがむき出しになっていると思われる部分もあるので、本当に上に敷き詰めた板がステンドグラスを守るようになっているのかということが、この写真からうかがえるのです、市長はまだ入っていないかもしれないけれども、だから、もう少し実態に合ったような検討をしていただけないかということです。

私は、ステンドグラスの問題と、それからつり下げ照明器具の安全性についても触れましたけれども、先日、この議事堂の上を防水加工したようです。私は、壁についている雨漏りのしみまで改装しろとは言っていない、財政の問題があるから。少なくとも歴史的な遺産である天井をきちんと直せというのと、つり下げの照明器具の問題で安全を図れというのは、当然のことです。

市長、上を見てください。あれが仮に落ちたら、市長、財政部長、今度北海道から来る予定の副市長のところに被害が及ぶのですよ。それから、教育長、上を見てください。落ちたら、あなたのところ、監査委員のところ危ないのです。それから、一番危ないのは公明党の席で、ぼおんと落ちたら、斉藤陽一良議員の頭の上に金属が落ちるようになっているのですよ。

私は本当に危ないと思って真剣にやっていますから。だから、これは高いところですから、市長のおっしゃるとおり、点検その他にもいろいろと時間を要するかもしれませんが、ぜひそういうふうにしていただきたい。今日は、幸い傍聴席の照明器具の下には傍聴者がおられませんけれども、ちょっと人数が多くなると、そこにも人が入るわけです。だから、こういうことを考えれば、議場の安全を守るというのは、当然のことです。

それから、最後に、この照明の問題についてですが、太陽光をイメージした色彩で統一されていたはずなのだけれども、正面はちょっと青白くなっているのです。だから、そういうことを考えないで電球を取り替えたのかというふうに思うので、この辺も含めて、小樽市には歴史的な遺産に大変詳しい方もおられるわけですから、建築の技術職員もいるわけですから、庁内の総意を結集して、歴史的建造物にふさわしいような最小限の改修はやっていただきたいということを申し上げて、答弁を求めます。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 北野議員の再質問にお答えします。私からは洋服の青山の件について答弁させていただきます、奥沢ダム関連は水道局長、それから議事堂の天井関係は総務部長から答弁をさせていただきますと思います。

まず、小樽の出抜小路の望楼の関係で、洋服の青山の建物がそれを阻害しているのではないかというふうなお話でございます。これにつきましては、まず建築そのものは、建築基準法等の法令には抵触していないということと、先ほども答弁させていただきましたけれども、特定の企業にのみセットバックなどの私権の制限を課すことができない。それから、当初、やはり景観の問題については、洋服の青山といろいろと話をさせていただいたときに、一定の配慮として、同社の全国的な統一であります赤、青、白、こういった色使いではなくて、落ちついた色を使うといったことでございましたので、私が本社に出向くということは現在考えていないということで御理解をいただきたいと思ひます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 水道局長。

**○水道局長（原田憲男）** 北野議員の再質問にお答えいたします。

まず、防水マット等で保護することによって水を貯水することができないかという御質問でございますけれども、北海道とのこの一月余りの打合せの中では、今の奥沢ダムは基準に合わない部分が多数あるということで、水を再度貯水するためには、今の基準に合わないそれぞれの点を直して改めていただかなければならないということでありまして、今の堤体の部分の遮水だけでは水を再度貯水することは難しいということでございます。

というのは、いつも溢流しているあの水すだれにつきましても、ダム附帯設備でございまして、本来、今の基準で言えば、あのすだれ部分も岩盤に定着しなければならないという基準がございます。そういうことであれば、どこを残して、どこをあきらめるかという選択になってくると思います。

水道局としては、融雪期の状況が非常に重要だと考えておりまして、3か月でできる方法としては、残念ながら堤体をカットするしか方法がないということも、このダムを改修することが難しい一つの要因として受け止めてございます。そういうことで、我々水道事業にかかわる者としても本当に残念でございますけれども、この選択をせざるを得ないということにつきましては、御理解をいただきたいというふうに思います。

続きまして、各議員への答弁についてのお話でございますけれども、鈴木議員の答弁の中では、前段、ダムを廃止せざるを得ないと、やむを得ず判断したという前提の中で、鈴木議員の再質問で市長から、ダムの保存ということで答弁をしたものですから、その部分は、安齋議員にはダム以外の水道施設ということで答弁をしておりますけれども、そこはダムはもう残らないのだという前提での水道施設ということで答弁を修正させていただいております。千葉議員の答弁につきましても、その質問の趣旨といえますか、それが若干違っていたものですから、少しずつ答弁が異なった部分がありますけれども、考え方の統一としましては、ダムは廃止し、残された水道施設をできるだけ残していくのだという趣旨でございますので、御理解をいただきたいと思います。

最後に、小樽の水の採水地について、表流水でとるなら、すぐ表流水からとって、奥沢浄水場で水をつくることはできないかと、こういう趣旨の御質問かと思っておりますけれども、これにつきましても、河川管理者との協議が必要になります。今の階段式溢流路は、ダムの附帯設備という位置づけでございますけれども、これをこのままにしておくわけにもなかなかいかないと。これをどう位置づけるかという協議、それからダムから取水しているという協議は今まで北海道と行ってまいりましたけれども、今度は取水口を変えるということで、それも協議の一つになります。それらのいろいろな課題を、水利権の問題もあります。そういうことを解決して、改めて我々が考えている方法ができるかどうかということをお判断して、それを実施していくにはまだ時間を要するものですから、その間、どうしてもほかの水源で取水をして小樽の水をつくらなければ、在庫の問題もございます。そういうことで、御利用されている方に御迷惑もかけられませんので、その間、豊倉浄水場の水で小樽の水を製作して販売していきたいという考えでございますので、御理解をいただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 総務部長。

**○総務部長（迫 俊哉）** 北野議員の御質問にお答えいたします。

私からは、議場の件について答弁させていただきたいと思っております。

一つには、スタンドグラスの件でお尋ねがございましたけれども、やはりこの本会議場のスタンドグラスを生かすことによって歴史的建造物の価値として高まっていく、その辺について、私どもとしても

反対するものではございませんけれども、先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、非常に高所にあつて作業にも多額の費用がかかるということで、ステンドグラスの件につきましては、将来の課題にさせていただきたいというふうに考えております。

一方、照明の問題については、景観とは別に、やはり議場の安全を守るという点からは早急に対応していかなければならないというふうに考えております。明日以降、業者あるいは市の建設部の職員と、高いところにありますけれども、作業方法あるいは費用等を早速検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、細部の照明についての御指摘もございましたけれども、できるだけ可能な限りで対応はさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 北野議員に参考まで申し上げますが、先ほどの再質問の時間は本質問の時間をオーバーしておりますので、再々質問では御配慮願います。

22番、北野義紀議員。

**○22番(北野義紀議員)** それは大変失礼いたしました。

まず、市長は、洋服の青山のところに直接出向くことはしないというふうにはっきりおっしゃいましたけれども、今の法律で、建築基準法その他で、それに違反している建物ではないわけで、そんなことは百も承知しています。しかし、望楼の景観を遮っていることは事実だから、何とか、せつかくあそこに出抜小路ができて、運河周辺の一つの目玉にしているわけですから、倉庫については店の近くに設けていただいて、あそこの建物は撤去して、小樽市の景観を守ることに協力していただけないかということは何で言いにいけないのですか。それは洋服の青山には一定の財政負担にはなると思いますが、けれども、そういうことをお願いに行きなさいというふうに私は言っているのです。ぜひ広島県福山市に行って要請してください。法律上のことうんぬんは私も知っていますから、これが一つ。

それから、二つ目、水道局長に伺いますが、防水マットについては全然検討していないのですよね。同じ種類の土を積み上げて、そしてアースダムをつくっているわけだから、そこから陥没して漏水したと。水はしょっちゅう出ていたみたいですが、それはダム決壊に通ずる漏水ではなかったから、今までは何でもなかったのだけれども、今回は直径3メートル、深さ1.5メートルですか、そういう陥没箇所が見つかり、決壊の心配もしなければならないから、だから私は、あなたが答弁されたように、差し当たり来年の春の融雪期に向けて、残念ながらアースダムの堤体をV字型に切って水を流すということは、これは下流の住民の安全を守る上で仕方ない措置だと思うのです。その後の話としてしているわけですから、ぜひ防水マットその他のこともやって、仮に水道施設としてダムを残さなくても、今の取水塔からダムの堤体の下を通っている管がありますから、それを殺してしまって、安全を確認しながら防水マットを敷いて、それから融雪期には水を流すことをやればいいのではないかと思うのです。そうすれば、各議員がおっしゃるとおり、ダムと同じような景観が水すだれとともに残されるわけです。だから、土木学会が推奨した貴重な土木遺産ですから、北海道、そしてあるいは開発局にもお願いして、そういうことをぜひ検討し、実現のために努力するということが協力を求めればいいのです。歴史的な遺産をむげに北海道も開発局も飛ばさないから、そこは信頼してやりなさい。

それから次に、景観を守る議事堂の問題ですけれども、おっしゃる点で、できることから着手することは大いに結構です。

しかし、議員ばかりでなくて、見学者も中を訪れるようになっているわけですから、そういう方々の安全も考えて、安全対策はできるだけ早くということと、ステンドグラスを生かすことについては、別

館ができたとき、市役所の本館へ入って階段を上がったところの渡り廊下で、ステンドグラスが殺されたのです、一度。だけれども、復活を望む声に押されて、強化ガラスか何かで新たに覆いをつくってステンドグラスを生かした経験があるわけですから、ぜひそういうことも参考にして、この天井を自然採光にするようにしていただきたいと。

私はいろいろと調べましたけれども、理事者も調べたようですが、なぜ自然採光を遮るようになったかというのはわからないのです、いつだか。恐らく戦中、あるいは終戦直後、強化ガラスがなかなか手に入らないという時期に、安全のために建屋の上をトタンにしたのではないかと推測するのです。今は、強化ガラスはいくらでもその気になれば手に入るわけですから、ぜひ建築当時の様相を生かすように努力をさせていただきたいということをお願いします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 北野議員の再々質問にお答えいたします。先ほどの洋服の青山と小樽出抜小路の望楼についてでありますけれども、先ほども答弁させていただいたように、建設当初、洋服の青山といろいろな話をし、そして特別景観形成地区の基準についても適合するようにお願いをし、そして一定の配慮をいただいたということでございますので、現在、そういった状況の中では、あえて要請しない、このように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 水道局長。

**○水道局長（原田憲男）** 北野議員の再々質問にお答えします。

防水マットで防水することによって存続させるということについて、再度その部分について道とも協議いたしますけれども、今の私の考え方としては、もともとアースダムというのは、浸透性のあるダム堤体のつくりをしています。それを完全遮水型にすることによって、全体のダムの安定性から、すべてをまた検討するということになるかもわかりません。そういうことで、今の水位を保つようなダムとして再生できるのかについては、道と協議してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 総務部長。

**○総務部長（迫 俊哉）** ステンドグラスと照明の件について、再々質問にお答えさせていただきます。先ほどの答弁と重複いたしますけれども、ステンドグラスの保存につきましては、将来の課題ということで答弁させていただきますけれども、ステンドグラスを生かして自然採光を取り入れるということについては、そういった課題の中で十分配慮していかなければならない問題だというふうに考えております。

それから、照明の安全対策につきましては、先ほども答弁申し上げましたけれども、明日以降、作業方法、あるいは経費、そういったものについて点検をさせていただきまして、万が一、そういった作業の中で異常が見つかった場合につきましては、危険防止のための措置は、それは当然講じていかなければならない問題だというふうに考えております。

**○議長（横田久俊）** 北野議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木秩議員登壇）（拍手）

○17番（佐々木秩議員） 一般質問をいたします。

一つ目は、子どもの権利条約に関する条例制定に向けてです。

子どもの権利条約は、1989年に国連で採択され、20年以上が経過しました。我が国でも、1994年に批准されています。御存じのとおり、この子どもの権利条約とは、世界じゅうの子供たちの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を保障するために最善の努力をするという、世界じゅうの大人たちの約束です。今や日本全国でも、地方自治体を中心に普及啓発に努め、さらに子どもの権利条約に関する条例を制定して、実効あるさまざまな活動が行われています。

道内市町村では、札幌市、奈井江町、芽室町で既に制定され、北広島市でも、現在、策定中です。その中で、札幌市の例をとると、それまでも条約の理念の普及啓発に努めるとともに、具体的活動として子供の健やかな成長を支えるさまざまな施策を進めていきましたが、こうした施策を札幌の実態に即した形で条約の理念を基に、将来にわたり、市民と市が一体となって子供の権利を大切にするという姿勢を自治体の法である条例として明らかにするべきと考え、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を2008年に制定しました。子どもの権利条約をより具体的にわかりやすく定めるとともに、それを保障するための大人の役割や札幌市の取組について定めています。その中には、子供の権利侵害に関する相談に応じる救済委員を置くこと、特に具体的施策として、子供の権利救済機関「子どもアシストセンター」の設置を挙げています。ここでは、救済委員が友人、親子関係など子供にかかわるさまざまな悩みに幅広く相談に応じたり、いじめなどの子供の権利侵害から救済を図る活動をされています。最近では、学校での生徒間、教員と生徒、教員と保護者間のトラブルにも調整に当たり、中立・公平な両者のアドバイザーとして事態の打開に役立っているそうです。

北海道も2004年に「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」を制定し、第9条で、「道は、子どもの権利及び利益の尊重について普及啓発を図るとともに、子どもが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映させる環境の整備に努めるものとする」と定め、子供の権利の尊重をうたっています。

それでは、我がまち小樽の取組はどうなっているのでしょうか。1999年、小樽版啓発パンフレットを2万5,000部を発行し、配布しています。現在、残部僅少だそうです。2002年、庁内に市民部、福祉部、保健所、教育委員会から成る「小樽市子どもの権利連絡会議」が設置されたと記録されています。2003年、第1回定例会で、佐々木勝利前議員の質問に対して山田前市長から、「条例制定について、市民の声を聞きながら引き続き研究を続けていく」との回答がありました。2005年、議会で、子どもの権利条約に基づいた子どもの権利保障を求める意見書を採択しています。青少年課にお聞きしたところ、現在は、条例制定に向けた具体的動きはないものの、実質その基本理念に沿った取組が各事業によって数々行われているとのことでした。

今、本市も含め、社会の中で子供を取り巻く環境は大変厳しいと言わざるを得ません。長引く不況が家庭を直撃し、結果として、OECD加盟国内でも下位クラスの子供の貧困を招いています。それは経済面にとどまらず、子供の心にも深い傷を負わせ、子供のうつ病である小児うつが急増しています。今や、北海道の中学校1年生の10人に1人が小児うつだと訴える医師もいます。

また、最近、毎日のように報道される幼児への虐待事件は、決してよそのまちの話ではありません。昨年10月、本市でも、22歳の父親と19歳の母親が1歳8か月の女の子を虐待する事件が起きています。

一方、子供たちにとって楽しい学習と生活の場所、学校では、子供同士のけんかのようなトラブルはつきものなのですが、本来は学校現場で教員を中心に子供当人同士や保護者の皆さんが話し合いで解決していくところが、近年、なかなかそうはいかず、両者の感情的なすれ違いやこじれとなり、解決の道が

見えなくなる。結果、関係者全員が疲弊、混乱し、子供は置き去られ、最後は不登校などの大事な権利が剥奪された状態に陥ってしまうのです。

現在、本市には、残念ながら札幌のアシストセンターに当たる機関はありません。

また、携帯、インターネットの普及により、子供たちは大人の無節操な利潤追求やさまざまな欲望に無防備にさらされているのが現状です。現在、子供同士のトラブルや事件、事故に巻き込まれる事例の原因やきっかけ、さらに事態を悪化させているほとんどの場面にネットやメールのやりとりが絡んでいます。これらの事例に、保護者、学校の教員たちが子供を救うために必死に対応していますが、限界があります。そういう意味でも、しっかりと子供の権利を守り、支援していく機関が必要なのではないのでしょうか。

また、進む人口減、その中でも年少人口割合が下がり続けていることが、本市最大の問題の一つです。小樽の未来を支える子供たちがこれ以上減らないように、できれば増えるような取組が、今、求められています。そういう意味で、今こそ小樽市でこの条例を制定し、子供たちのために具体的な施策を実行していくことが必要です。よく子どもの権利条約を見て心配される方は、意見表明権などをとらえ、「今でも大変なのに子供が権利ばかり主張して義務を果たさないわがままな大人になってしまう」「子供にはしつけのために自由の一定の制限は必要だ」と危惧されます。しかし、子供は、自分の意見が尊重されることで自分が大事にされていると感じ、ほかの人も大切にすることを学びます。お互いの権利を尊重し合うこと、他人の自由も認めることを身につけていくのです。

本市が今までも、子どもの権利条約の基本理念に沿って、小樽の子供たちのために実質的な取組を行っていることはわかりました。ですから、もう一步踏み出してきちんと条例を制定し、このまちが市民が一体となって子供の健やかな成長を支えていくことを明文化し、安心して子供が育てられる環境づくりの指針を示すこと、そして市がそれに沿って実効あるシステムをつくり、動かすこと、それらを内外に広く宣言すること、もって多くの市外の皆さんにもこのまちに来てもらい、住み、子供を産み育ててもらうためのアピールとしてはどうでしょうか。

そこで、以上を踏まえて質問させていただきます。

1、小樽市の子供の置かれている現状認識と、子どもの権利条約の趣旨に対する市長の見解、本市で子供の権利条例制定について進める考えはあるのか。

2、市民への啓発、意識づくりを再度働きかけるために、今の社会状況や市民感覚に合ったパンフレットの新規作成、配布を、特に子供を持たない市民の皆さん、団体にもできるだけ広く理解を求める動きが必要と考えますが、どうでしょうか。

3、庁内に小樽市子どもの権利連絡会議を設置し、取り組んでいるとのことですが、その会議での議論、活動内容と、その後の進捗状況、現在の活動を教えてください。

4、本市にも、子供の権利侵害に関する相談に応じるアシストセンターのような救済機関を設置できないでしょうか。御検討ください。

次に、新共同調理場の施設設備について質問させていただきます。

本市の小・中学校の給食は、約8,500食を新光・オタモイの共同調理場と単独調理校6校でつくっています。給食については、私事ですが、生徒と教員として人生の大部分を給食のお世話になってきました。今でも、あのカレーとラーメンを食べたいと思うほどです。

さて、現在の両調理場を、教員時代に生徒とともに見学させていただきましたが、確かに施設設備の老朽化が内外ともに進んでいた印象です。また、現在、岩見沢市の食中毒事故を受けて、急冷設備がないため、調理後の食品を冷温保存できないという理由でメニューが極めて制限されていて、この暑い時

期に冷たいものが食べられず、不満が聞こえてきました。また、今の施設設備で安心・安全は確保されるのかという心配の声もあります。よって、このたびの新共同調理場建設を機会に、これまで望めなかった施設設備の導入や改善点、アイデアをかなえるチャンスとして、さまざまなことを小樽市や教育委員会も考えておられることでしょう。

そこで、新共同調理場建設に当たって、市、市教委のコンセプト、アピールポイント、留意点を教えてください。

その中で、特に安全・安心な給食、環境面にかかわってお聞きます。

まず、衛生面ですが、本年2月に、岩見沢市で学校給食による食中毒事故が発生しました。問題の検証報告書によると、蒸気回転がまのアームのシャフト部分から病原菌が検出され、消毒、洗浄が不十分だった、菌に汚染された手袋でシャフトに触れた等々、いずれにしろ人為的ミスが原因という結論が出されています。

そこで質問です。学校給食衛生管理基準に適合したドライシステムの導入と、ハード面が整っても、結局は職員研修、チェック機構整備などのソフト面での充実が大事です。給食調理、洗浄業務が外部委託されていることもあり、意思疎通を含めて、新施設設備に対応した運営、作業、管理のシステム化を早い時期から検討する必要があると考えますが、どうでしょうか。

次に、食器についてです。食洗機の選定や保管場所の広さにも影響するとのことでしたので、使用食器について、この時期から質問させていただきます。

現在、全小・中学校で、保護者や教職員の長年の要望で、ようやく御飯茶わんに、最も家庭的で安全性が保証されている強化磁器が導入されています。それにもかかわらず、新共同調理場では、強化磁器食器を廃して、PEN（ポリエチレンナフタレート）食器導入の予定のようです。PEN食器については、磁器より軽い、安い、割れにくい、音が静か、食品衛生法上の一般規格で有害化学物質が検出されないなどの長所があるとのことでした。

しかし、欧米先進国では、食品用プラスチックの原料化学物質、それ自体を食品添加物として安全性のガイドラインを設け、規制しています。

一方、我が国では、製造過程でどのような原料と添加剤が使用されているのか、企業秘密として公表されていないそうです。これでは安全性の担保がありません。

また、経年劣化や傷がついた場合も、絶対に安全なのかという検証がありません。作業能率や対費用効果だけでの選択が危険なのは、今回の原発事故が示すとおりです。いったんこのPEN食器が導入されれば、運搬機材や洗浄システムの関係で、その後に違う食器への変更は難しいでしょう。この時期に、どうか法律や経済性よりも子供たちの安全・安心を優先していただけるようお願いするところです。

また、料理は器で食べさせるといいます。子供に食器の選択や、割らないように大切、丁寧に扱うことを体験させるのも大事な食育活動の要素です。

そこで、新共同調理場でも、より安全・安心な強化磁器食器の使用を続けるべきと考えますが、どうでしょうか。

続けて、食物アレルギーを持つ子供への給食の対応についてです。

学校給食に日本そばが出なくなってから10年以上たっているのではないのでしょうか。これは、給食に出たそばを食べた児童が、そばアレルギーで亡くなったのがきっかけでした。現在、お聞きしたところ、全市の小・中学生おおよそ8,200人のうち、配慮の必要な食物アレルギーを持つ子供はおおよそ110人だそうです。将来、その割合は増え、深刻な事例も出てくることが予想されています。ほかの都市の新設共同調理場では、アレルギー原因食材を除去した調理を別ラインでできるシステムを持ち、個別の子

供に対応しているところがあります。これもまた、新設のときこそ導入可能なチャンスです。規模の問題もありますから、すべての事例、献立に対応するのは難しいでしょうが、できるところで対応をしてほしいと思います。

また、今は難しくても、将来導入できるように、施設にスペースの余裕を持たせるなどはできないでしょうか。具体的な検討をお願いいたします。そばアレルギーの子に個別対応できるようになり、そばがメニューに復活することを期待します。

よって、ここでの質問は、増え続ける、そして深刻な食物アレルギーを持つ子供への配慮ができるシステムの導入の検討、実現をお願いしたいが、どうでしょうか。

続いて、給食に使用する食材の安全性についてです。

以前より、食品の安全性については特に御配慮いただいていることと思いますし、保護者の皆さんの関心も高い問題です。さらに、このたびの原発事故に関して、小樽市内でも放射能汚染された牛肉が販売されていたことが判明しました。放射線への感受性が高く、その影響が心配される子供たちが摂取する食物には、特に慎重な対応が求められるところですが、給食に使われる食材は大量、多岐にわたるため、全食材の検査等は難しいとは思いますが、切りがないからと何もしないわけにはいきません。子供たちの安全・安心のための対応が必要です。

そこで、給食で使用する食材について、対放射能対策を示してください。

また、安全で信頼できる、地元の食材の使用をできるだけ続けてほしいが、いかがでしょうか。

最後に、戦争体験を残す「平和ライブラリー」の開設について質問をさせていただきます。

太平洋戦争終了後66年が経過し、戦争体験者が少なくなりました。今が記憶を記録として残せる最後の機会ではないかと考え、戦争体験を残す平和ライブラリーの開設を提案いたします。

太平洋戦争では、この小樽市でも空襲がありました。戦争に従軍し亡くなられた方、その家族の方もおられます。その歴史的事実を認識し、きちんと次の世代に伝えていくことが、これからの平和な未来をつくっていくのに必要なことです。また、市内には、有志の方が当時の資料や記録を収集、保管したり、学校では平和学習の際に体験者からお話を伺うなどして、収録されているものもあると聞いていますが、大変残念なことに、年月とともにそれらが散逸の危機にあると聞きました。

そこで、小樽市として、公的に戦争体験記録や資料を収集、保管、展示、閲覧、利用できる常設ライブラリーをつくってはどうか。ここに来れば、小樽の戦争の記録を見ることができる、学校の平和教育で子供たちの学習に有効に使える、長期間にわたって保管できるので、貴重な資料の散逸、損壊が防げる等のメリットが考えられます。具体的には、学校、団体、図書館、博物館などの公的施設、個人が所有している現存する資料、文書だけでなく、写真や品物も入ると思いますが、そういうものの収集、戦争体験者からの聞き取り、語る会の開催、そしてそれを収録する、また平和遺産として戦時の遺構等を調査、保存、記録、これを映像で行う。また、それらを整理して、公的施設、例えば市教委や学校の空き教室等を利用して、その一角又は一室に保管、閲覧、資料として貸出し等、市民、学校が利用できるようにするなどです。

小樽市は、市民の平和を願って、1982年6月に核兵器廃絶平和都市宣言を議会で可決し、全国に発信しています。その一環として、毎年、さまざまな平和事業を行っています。今年度は、原爆パネル展や平和映画上映会を、図書館と共催で開催しているとお聞きしています。来年は核兵器廃絶平和都市宣言30周年に当たります。記念事業の一環としていかがでしょうか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) 佐々木秩議員の御質問にお答えします。

初めに、子どもの権利条約について何点か御質問がありました。

まず、本市の子供の置かれている現状認識と、子どもの権利条約の趣旨に対する見解についてであります。全国的には、虐待、いじめ、引きこもり、不登校、非行、障害、貧困など、さまざまな困難を抱える子供の問題があり、本市におきましても同じような問題があるものと認識しております。こうした困難を抱える子供も含めて、すべての子供が共通に生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を有して、これらの権利はしっかり守らなければならないという子どもの権利条約の趣旨は、基本的人権、人間の尊厳という観点からも尊重しなければならないものと考えております。

また、子供の権利条例の制定についてであります。本市では、現在、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「小樽市次世代育成支援行動計画」において、子どもの権利条約の趣旨に沿った施策を含めて事業を実施しておりますので、この計画を着実に推進していくことが重要と考えております。

次に、子どもの権利条約についての市民への啓発、意識づくりについてであります。これまでもパンフレットの作成、配布をはじめ、懇談会や講演会の開催など、普及啓発に努めてきたところでありますが、今後におきましても、いろいろな機会をとらえて効果的な周知方法で子どもの権利条約の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、子どもの権利連絡会議についてであります。平成14年9月に、子供の権利の周知と啓発を図る方策について調査研究を行うために設置しております。これまで子供の権利についての周知・啓発方法に関する議論を行いながら、人権擁護委員協議会、PTA連合会などの関係団体の方々に御出席いただいたの懇談会の開催や、各市の取組に関する調査などを行ったほか、毎年各部で実施している子どもの権利条約の基本理念に沿った取組の調査、取りまとめを行っているところであります。

次に、救済機関の設置についてであります。本市におきましては、子供の権利侵害に特化した機関ではありませんが、家庭児童相談室を設置しております。家庭児童相談室では、子育てに悩む母親などからの養育相談、友達関係、不登校などに悩む子供やその両親などからの学校生活相談など、子供の権利侵害に当たるとされる事例も含め幅広い相談に応じており、相談の内容によっては、北海道中央児童相談所などの関係機関とも連携を図っているところでありますので、当面はこの家庭児童相談室の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、戦争体験を残す平和ライブラリーの開設について御提案がございました。

市といたしましては、平和事業として、原爆パネル展、平和映画上映会を開催しています。また、総合博物館や図書館では、戦争や平和にかかわる資料や記録を収蔵しておりますので、それらを活用して企画展などを開催しております。御提案のありました常設ライブラリーの開設は、その趣旨は十分理解いたしますが、スペースの確保や収蔵品の管理などで検討すべき課題が多く、難しいものと考えます。

しかしながら、戦争体験を伝えていくことは大変重要なことでもありますので、教育委員会と連携し、引き続き社会教育施設などにおいてこれまでと同様に、戦争にかかわる資料や記録の収集も行い、それらの資料や記録を調査、保存するとともに、時期を見ながら展示してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 佐々木秩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新共同調理場建設にかかわってであります。まずコンセプトは、安全・安心な給食を提供するため、ドライシステムを導入し、空調による温湿度管理、汚染、非汚染区域の区分など、学校給食衛生管理基準に適合する施設とすることです。

また、アピールする点といたしましては、あえもの室の設置や冷蔵設備の拡充、最新の調理機器などの導入を進め、子供たちに喜ばれるメニューを豊富にすることです。

次に、留意点としては、2か所の共同調理場を統合・新築いたしますので、配送時間の短縮や給食の適温管理への対策などについてです。

なお、これらの新共同調理場の基本的な考え方については、保護者、学校教職員、学校薬剤師など、学校給食にかかわる関係の方々で構成している「小樽市学校給食共同調理場運営委員会」に諮問し、昨年11月から施設整備のあり方などについて御審議をいただき、本年7月に「新共同調理場施設整備の考え方」として教育委員会に報告をいただいたところであります。この報告を受け、教育委員会では、「新・学校給食共同調理場整備方針（案）」を策定いたしましたので、本定例会の総務常任委員会に報告し、御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、新共同調理場の管理・運営についてでございますが、新施設においては、施設設備、調理機器、作業動線など、すべてが新しくなりますので、調理機器類の操作や洗浄、消毒の手順などについて、新たな作業管理マニュアルを作成し、供用開始予定の平成25年8月までに研修や実際の作業訓練を入念に行うなど、準備に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、給食用食器についてでございますが、食器を選定するポイントとしては、1点目に添加剤や環境ホルモンなどの安全性について、2点目として子供たちが使う場合の重さや割れなどの使いやすさについて、3点目として着色などの汚れ、洗浄・消毒作業での耐久性についてなどです。現段階では、近年、学校給食分野での使用が拡大しているPEN食器を導入する方向で検討を進めております。

次に、食物アレルギー対策についてでございますが、昨年度、各学校で把握している食物アレルギーについての調査を行いました。アレルギーのある児童・生徒数は約100名、その起因食物は約30種となっております。現在は、牛乳の代替飲料として麦茶の提供を行うほか、他のアレルギーについては、献立をお知らせする「給食だより」とは別に、保護者の求めに応じ、給食の原材料を記載した献立内訳表を配布し、該当する食品の摂取の可否については保護者に御判断をいただくなどの対策を講じておりますが、新共同調理場の建設に当たり、調理段階での該当食品の除去などについても調査検討してまいりたいと考えております。

最後に、学校給食で使用する食材についてでございますが、初めに放射能対策について、国は、食品衛生法に基づき、食品に含まれる放射性物質の暫定規制値を定め、この規制値を超えるものについては出荷制限をしております。さきに出荷された牛肉から、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されましたが、本市の学校給食では生の牛肉は使用しておりませんが、一部の加工製品に牛肉由来の原材料がある場合は、その製造履歴を照会し、安全性が確認できないものは他の製品を使用するなどの対応を行っております。

次に、地元食材の使用についてでございますが、給食の使用食材は安全性をはじめ、栄養価、品質、価格などを考慮して選定しており、今後もできる限り地元食材の使用に努めてまいりたいと考えております。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秩議員。

○17番（佐々木秩議員） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、子供の権利条例を小樽市で、この後つくっていく動きを進めるお考えはないというふうに聞こえましたけれども、それでよろしいでしょうか。できれば、先ほど述べたように、しっかりとそういうものを示してやっていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、平和ライブラリーについてですが、これについても、今あるものを使ってやっていくというお話でしたけれども、それがばらばらにあることによって、例えば教育の場やそういうところを全部のところそれぞれ行かなければならない。非常にそういう部分では、それを見る人たちも、例えば高齢の方が全部のところ歩いていかなければならないという不便さが、現に生じている状況です。できれば、そういうものが1か所にかたまっているほうが有効に使えると考えます。ぜひ再度検討をお願いしたいということです。

給食の施設設備については、こちらからお願いするタイムリミットも近づいていると思います。それで、このことだけはぜひお聞きしたいと思うのですけれども、小樽市では、本年2月に「小樽市食育推進計画」を策定しているとホームページに載っております。保健所でつくられたものだと聞いておりますけれども、その中に載っている言葉を読ませていただきますと、その趣旨は、「健全で豊かな食生活を実践することができる能力を育む食育の推進が求められています」ということです。「伝統的な食文化を次世代へ継承することは、新たな食文化の基礎ともなる大切な取組です」「食品を提供する側が食品の安全性の確保に努めるとともに、消費者も『食』の安全に関する正しい知識を身につけ、食品を的確に選択できるようにすることが必要です」「市民が正しい食生活を身につけ、また、安全な食品の提供を受けることで、健康的な生活を送ることができるようにするのを目標とします」。このように書かれている、この食育推進計画なのですけれども、今、お話の中にありましたPEN食器については、その安全性を強化磁器と比較した場合、どちらがより安全なのか、安心なのかということ。

さらに、多少重くても、プラスチックの食器で伝統的な食事をするに当たるのでしょうか。どこかの家庭でお客様がいらしたときに、プラスチックの食器で、はい、御飯を食べていってねということをする家庭があるのでしょうか。この食育推進計画とこのPEN食器を使って給食に導入するということが、食育にとって整合性があるのかどうかということについて、教育長からももちろんお聞きしたいのですが、その前に、この計画をつくられております保健所長に、PEN食器の導入について、この食育推進計画との整合性についてお尋ねをしたいのですが、いかがでしょうか。

**○議長（横田久俊）** ただいまの再質問は、本質問になかった保健所の見解を聞くというのはちょっとあれですが、答弁を求めましょう。

理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（中松義治）** 佐々木秩議員の再質問にお答えいたします。

子供の権利条例についてのことでありますけれども、おっしゃるように、私の答弁としては、権利条例をつくるということは申し上げておりませんでした。それは、今、小樽でつくっております「小樽市次世代育成支援行動計画」がありますので、その中で、今申し上げた施策について事業を実施しておりますので、これを着実に推進していくことが大事だろうと、このように思っているところでございます。

それから、戦争体験を残す平和ライブラリーの関係でありますけれども、おっしゃるとおり、もしできるものであれば、そういったことも検討していきたいと思っておりますけれども、現在、収蔵品の管理や、それからスペースの確保、どこにどういう形であるのかといったようなことが今、課題となっておりますので、教育委員会ともよく相談して検討していきたいと思っておりますけれども、現状ではなかなか厳しい

かと、こういう状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育部長。

**○教育部長(山村幹雄)** 佐々木秩議員の再質問にお答えいたします。

磁器食器とそれからPEN食器の違いに触れてでございますけれども、現在、新共同調理場で使う食器ということで、PEN食器の導入について検討しているということでございますけれども、現在、給食で磁器食器を使っている部分については、米飯、御飯茶わんのみであります。それ以外の、いわゆるランチ皿、それからカップについては、ポリプロピレン、いわゆるPPというプラスチック系の食器を使っております。新しい共同調理場で提供する給食の使用する食器については、どういう食器を使用するかという検討作業の中で、現在、全道的には、ポリプロピレン製、それから今お話ししていますPEN食器、それからメラミン、そして磁器食器と、大体大きく四つに分かれてございます。特にPEN食器についての全道的な状況は、平成19年度は4.6パーセントという少ない採用率でございましたけれども、22年度においては21パーセントと伸びている状況でございます。

食器については、それぞれ特徴はございますが、先ほど教育長が答弁申し上げました3点、安全性、それから子供が扱うという部分での割れの部分、あるいは使いやすさ、そして汚れ、耐久性、そういったもので検討を進めているところでございますけれども、さらには共同調理場という大量に食器を扱うということから、作業効率あるいは経済性という側面もあながち無視はできないということでございます。そういうことから、PEN食器の導入について、現在のところ、検討を進めているという状況でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 保健所長。

**○保健所長(秋野恵美子)** 食育基本計画について若干説明をさせていただきたいと思います。

御存じのとおり、食育という概念につきましては、大変いろいろな側面を持ってございます。多くの要素を合体した概念でございまして、すべてを語れない可能性もございますが、とりあえず申し上げさせていただきますと、単なる正しい食、知識にとどまらず、その地域の季節感を伴った食文化、それから食マナー、そういった食をめぐるさまざまな要素がトータルとしてはぐくまれていくことを目指してございます。この中におきまして、当然、保健所といたしましては、そういったトータルな食育の中で、やはり子供をはじめとした小樽市民が健康でいてくださることを第一の主眼としておりますので、生活習慣病の予防につながるものがまず一つと考えてございます。

それから、以前にも、セシウムに関する牛肉のところでも市長が答弁を申し上げたと思いますが、明らかに異常とわかっているものを使わないというのは大前提でございますので、その食の安全というものに対する十分な検討というものは、当然今までどおり続けていただきたいというふうに思っているところでございます。ちょっと言葉が足りないかと思いますが、私が食育に関して考えているところは、今のようなところでございます。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 17番、佐々木秩議員。

**○17番(佐々木秩議員)** どうも失礼いたしました。お答えいただきまして、ありがとうございます。

平和ライブラリーと子供の権利条例につきましては、また再度質問をさせていただく機会があるかと思っております。

給食の食器の件につきまして、先ほど答弁の中にPEN食器の普及割合が増えてきてというお話があ

りましたけれども、私の調べた資料によりますと、平成18年の調査結果ですけれども、強化磁器が入っている陶磁器の食器について、全国で使われているのは32.6パーセント、9,817校、それに比べて、ポリエチレンナフタレートについては5,053校、16.8パーセントというふうになっています。先ほどはプラスチックの食器のあれは出ましたけれども、依然として全国的には強化磁器が、重さだとか、経済性だとかといろいろとおっしゃる割には、全国ではやはり強化磁器が使われているという状況なのです。それだけ安全性が重視されているというふうに考えるのですけれども、先ほどお話ありましたように、今後もぜひ検討をきちんと続けていただきまして、私のところには多くの保護者の皆さんはじめ、いろいろな要望が来ておりますので、そういう市民の皆さんの意見、要望もお聞きになられて決定していただきたいということを要望して、これで終わらせていただきます。

**○議長（横田久俊）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第4号につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、議案第5号ないし第21号につきましては、地方自治法第98条第1項の規定による権限を付与した決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思っております。

なお、両特別委員会の構成につきましては、いずれも議長指名による9名の委員をもって構成することといたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、安斎哲也議員、高橋克幸議員、鈴木喜明議員、上野智真議員、林下孤芳議員、中島麗子議員、北野義紀議員、前田清貴議員。以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、安斎哲也議員、小貫元議員、川畑正美議員、松田優子議員、酒井隆行議員、濱本進議員、佐々木秩議員、佐々木茂議員。以上であります。

なお、いずれの委員会においても、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第22号、第23号及び第25号ないし第27号は総務常任委員会に、議案第24号は厚生常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明9月15日から9月25日まで11日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 6時49分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 秋 元 智 憲

議 員 山 口 保

平成23年  
第3回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成23年9月26日

出席議員（27名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	中村岩雄	4番	吹田友三郎
5番	成田祐樹	6番	安斎哲也
7番	小貫元	8番	川畑正美
9番	松田優子	10番	高橋克幸
11番	斉藤陽一良	12番	鈴木喜明
13番	酒井隆行	14番	上野智真
15番	濱本進	16番	林下孤芳
17番	佐々木秩	18番	山口保
20番	中島麗子	21番	新谷とし
22番	北野義紀	23番	佐々木茂
24番	山田雅敏	25番	横田久俊
26番	成田晃司	27番	前田清貴
28番	久末恵子		

欠席議員（1名）

19番 斎藤博行

出席説明員

市長	中松義治	監査委員	菊池洋一
教育長	上林猛	病院局長	並木昭義
水道局長	原田憲男	総務部長	迫俊哉
財政部長	白岩宏	産業港湾部長	工藤裕司
産業港湾部参事	鈴木勇三	生活環境部長	前田孝一
医療保険部長	渡邊功	福祉部長	三浦波人
保健所長	秋野恵美子	建設部長	飯田俊哉
会計管理者	石崎留子	消防長	柿崎隆幸
病院局長	小山秀昭	教育部長	山村幹雄
経営管理部長		監査委員	小鷹孝一
総務部部長	渡辺章	監査委員	
企画政策室長		事務局長	
総務部総務課長	中田克浩	財政部財政課長	黒澤政之

議事参与事務局職員

事務局 長	佐藤 誠一
庶務係 長	伝里 純也
調査係 長	沼田 晃司
書 記	木戸 智恵子
書 記	柳谷 昌和

事務局 次長	佐藤 正樹
議事係 長	中村 弘二
書 記	相澤 幸
書 記	佐藤 誠
書 記	高野 香織

**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、濱本進議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第28号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**○22番（北野義紀議員）** 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本定例会の補正予算には、市所有である妙見市場のA・B棟を解体し、於古発川を開渠にする経費が計上されている。しかし、ここは以前から市場関係者が駐車場の設置を求めていることから、これを機に解体後も暗渠とし、新たに駐車場を整備することはできないのか。

市は、現行の河川法や準用河川管理条例では想定していない利用となるため、新たな施設設置は不可能であるというが、近隣に適当な駐車スペースがなく、また市場利用者の利便性や周囲の安全性を確保する上からも、やむを得ない措置として、検討する余地があるのではないか。

また、隣接する花穂駐車場は、現在、一般の方が利用しているが、当初は市場への荷おろしのために整備されたという経緯があるので、今後、市場から利用希望があった場合には、専用駐車場として低額で貸し出すという配慮をしてほしいと思うがどうか。

本定例会で補正予算が計上されている外国人観光客ダイレクトアクセス実証実験事業では、新千歳空港から市内宿泊施設までの片道直行バスを運行することにより、その利便性を十分にアピールして、個人旅行の外国人観光客を誘客するとのことだが、各国に対する宣伝はどのように行っていくのか。また、利用が伸びなかった場合の対策はどう考えているのか。

本事業では、小樽市として初めて、外国人観光客に対し、アンケート調査を実施することだが、今後、受入れ態勢を整備する上で、ニーズを的確に把握することは極めて重要であることから、調査結果を詳細に分析し、今後の観光振興施策にしっかりと反映させてほしいと思うがどうか。

新聞報道によると、6月以来不在の副市長については、推薦を依頼していた道から、小樽市や後志総合振興局で勤務経験のある参事職で内定したとの連絡があったとのことだが、選任に当たり、市は、道に対してどのような人材を求めているのか。

前副市長は、市長が対外的な交渉に当たる際の事前の調整役などを担っており、今後、新副市長にも同様の活躍を期待するものだが、何か新たな役割を考えているのか。

本年8月、国では超党派議連によるカジノ法最終案が発表され、本市でもカジノ誘致を目指す民間団体が意見交換会を開催するなど、実現に向けた機運が高まりを見せる中、市民の中には地域経済活性化の起爆剤として期待する声がある一方で、治安の悪化などを理由に、否定的な意見もあると聞く。しかし、多くの市民は、カジノに関する少ない情報の中で、その是非についてはイメージのみで判断せざるを得ないのが実情である。カジノ誘致に当たっては、最終的に市が市民の意見を基に判断することになると思うが、市は、広報誌やホームページを通じて、国の動きや市内における誘致団体の活動など、タイムリーな情報を積極的に発信し、市民にカジノのメリット・デメリットを十分に理解してもらうような取組が必要ではないか。

本市は、地域の足である公共交通機関が充実しており、非常に恵まれた環境にあるものの、今後は、さらなる人口減や高齢化の進展が予想される中、利用者数の減少に拍車がかかり、現在の路線を維持できなくなる事態が懸念される。その対策の一つとして、自治体が独自にデマンドバスやコミュニティバスを運行しているところも多く、新たな交通体系として広がりを見せているなど、近い将来、本市においても対応が迫られる大きな課題と考える。本市で導入するとしても、準備には時間を要すると考えられるため、具体の検討を先延ばしすることなく、地域と事業者と行政が意見交換できる場を設けるなど、一歩でも前に進める努力をしてほしいと思うがどうか。

大規模な災害により、被災した自治体が単独の消防力では十分に対応できないと判断した場合には、本市を含む後志管内の自治体で締結している「災害発生時応援協力覚書」に基づき、相互に協力することになっており、仮に泊原発で事故が起きたときは、要請により、本市でも応援体制を組織して現地に出向くとのことである。福島第一原発の事故では、東京電力の自衛消防隊は早期に退却し、東京消防庁が決死の覚悟で対応した話は有名であり、このような前例を考えると、同様に電力会社の対応だけに頼ることはできないと思われる。前定例会の補正予算で5着の防護服を購入しているが、泊原発の事故が発生した場合、この数では到底足りないと思われることから、市として、協定に基づいた応援体制を確立するためにも、早急に相応の装備を整える必要があるのではないかと。

小規模河川の溢水など、局地的に災害が発生した場合は、近隣住民はもとより、消防職員も対応に当たるものの、人手が足りないことも多いと聞く。こうしたときには、住民から消防団の出動を要請することは可能なのか。

このような小規模災害は、地域の自主防災組織で対応するのが望ましいと思うが、実際は、いざというときに活動できない組織が多いと聞く。本市の地域防災計画において、自主防災組織の育成・強化をうたっている以上、災害時に機能する組織づくりを進めるべきであり、市は、ふだんから具体的な災害を想定した訓練を繰り返すよう、指導・助言すべきと思うがどうか。

平成22年度一般会計の実質収支は、約11億8,400万円の黒字となり、本年度の補正予算の財源として充当する分を除く約6億6,600万円については、今後の財源対策として活用するため、地方財政法に基づき財政調整基金へ積み立てることとしている。しかし、これは特定目的基金や下水道事業会計などの他会計から多額の借入れをした結果であり、真の財政再建のためには、形だけの黒字を出すのではなく、まずは借入れを減らすことや、剰余金による繰上償還を積極的に行うなどして、金利負担の軽減を図っていくべきと思うがどうか。

他会計からの借入金を繰上償還することで、一般会計の金利負担を軽減することは大切だが、この借入金と密接な関係にある下水道資本費平準化費の繰上償還は可能なのか。

不可能というのであれば、下水道事業会計の負担が増えることになるため、繰上償還の実施に向けては、事前に金融機関等との協議を十分に行ってほしいと思うがどうか。

また、同事業会計では、今年度における過疎対策事業債の同意が保留されているとのことだが、その理由は何か。

いわゆる過疎債は、元利償還金に対する交付税措置率も高く、非常に有効な起債と期待されているが、必ずしも同意が得られるとは限らないのであれば、安定した財政運営の支障にもなりかねない。今後は、不測の事態も想定し、事業評価の手法も用いた上で、実施する事業を厳選するとともに、過疎債に頼らない体質に改めていく必要があると思うがどうか。

公益性、財政面、効率化などの観点から、地方公共団体が公的不動産の適切なマネジメントを行う、いわゆるPRE戦略が全国的に注目されている中、本市においては、その導入に当たって、費用対効果

の面や他都市の動向などを慎重に検討する姿勢を示している。しかし、現状として、耐震化されていない公共建築物の改修や塩漬けとなっている遊休地の処分は、喫緊の課題として挙げられると思うがどうか。

市は以前、公共施設の長寿命化と維持費の平準化を目的に「施設カルテ」を作成していたとのことだが、現在は施設改修の優先順位が決められていないなど、活用されていない状況にある。所期の目的を達成するためにも、新たに不動産情報を集約した「不動産カルテ」を作成した上で、計画的に改修を行っていくべきではないのか。

例年、市P連が各学校の希望を取りまとめ、提出される予算要望は、同じ内容が繰り返されているのが現状である。これは、町会がみずから行う街路灯の維持・管理など、市や教育委員会が直接対応できない問題が含まれていることにも原因があることから、課題解決に向け協議すべき関係先の団体について、市P連と各学校に周知してほしいと思うがどうか。

厳しい財政状況から対応しきれない要望事項もあることは理解するが、本市における児童・生徒の学力向上の観点からも、教育環境の整備は重要であることから、要望は、極力実現する姿勢で取り組んでいくべきと思うがどうか。

携帯電話の所有が低年齢層まで広がり、全国的には、携帯サイトやインターネット上でのいわゆるネットいじめが深刻化しており、犯罪につながるケースもあると聞く。市内の学校では、保護者に対しても、情報モラルに関する教室を開催しているとのことなので、まずは保護者が、子供に携帯電話を与える前に、このような機会を通して問題点を学び、子供に適切な指導を行うことが大切であり、市教委として、より多くの保護者に参加を呼びかけるべきと思うがどうか。

先日、朝里地区でシカが目撃されたことから、近隣の小学校では、児童の安全確保のために集団下校したと聞く。また、今秋は、全道的にヤマブドウ等の生育が著しく悪いため、ヒグマがかなりの確率で、人里近くにおりてくるであろうとの報道もある。市が行う野生動物への対応は、農業被害を主眼に置いたものであるとのことだが、今後は、市街地に出没するケースが増えることも想定されるので、庁内の関係部局による対策会議を早急に設置し、横の連携強化を緊密に図っていくべきと思うがどうか。

全国的に、鳥獣による農作物等への被害が深刻な状況にあることから、平成20年2月に「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」が施行され、既に3年が経過している。同法に基づき被害防止計画を作成することで、駆除に係る経費や生息状況調査などは、国の交付金対象になることから、市内における鳥獣被害防止の観点からも、同計画を作成の上、交付金を活用した対策を講じる必要があるのではないのか。

現在、駆除を委託している猟友会からは、出動回数の増加、銃弾や燃料など経費の高騰により、現行の委託料では、活動自体の維持が難しくなっているとの意見が寄せられている。市としては、これらの委託料の見直しなども含め、早急に検討するべきと思うがどうか。

本年6月から道内主要都市に遅れ、本市でも国保加入者の一部負担金減免制度が開始されたが、その対象は国が特別調整交付金として財政措置をする入院療養費に限られている。しかし、国では、保険者が必要と認めるときには外来療養費も対象にできるという考えを示しており、他都市では、抗がん剤治療などの高額な外来治療費に適用している例もあるという。市は、国保財政への影響を懸念して、かたくなに対象範囲の拡大を拒んでいるが、社会保障の一環として、市民の負担が緩和されるよう、踏み込んだ対策を講じていくべきではないのか。

市内の医療機関で適切な治療を受けられず症状が悪化したため、やむを得ず市外の医療機関で受診した結果、医療費を二重に支払わされたことに、強い憤りを感じたとの話を聞いた。こうした事例は、医

療費増高の一因となるため、国保の保険者である市としては、医療費適正化の観点から、診療内容を確認の上、診療報酬の支払をとめるなど、何らかの措置を講じることはできないのか。

また、医療全般に関する苦情・相談は保健所や医療安全支援センターが窓口となり対応することのことだが、このことを知らない市民も多い。市としては、広報誌等を通じて周知を図る必要があると思うがどうか。

夜間急病センターを併設する済生会小樽病院が2013年に築港地区に移転予定であることから、単独設置に向けた同センター建設地の決定期限は間近に迫っている。医師会から提案された4か所の候補地のうち、3か所については、他の用途への使用が決まっているなどの理由から難しく、残る元小樽病院看護師宿舎の敷地が有力視されている。しかし、同物件は、既に民間に売却されており、買戻しに税金を使うことに對し、異議を唱える市民の声も耳にすることから、選択肢を増やすためにも、市としては、積極的に他の候補地を調査・検討すべきではないのか。

また、選定に当たっては、夜間急病センターの運営を委託する医師会の提言を最大限に尊重してほしいと思うがどうか。

新市立病院については、北海道から実施設計に係る起債の許可が得られることになり、建設に向けて大きく前進したところであるが、開院後の利用者拡大には、病院の玄関先で路線バスの乗降が可能となるなど、利便性向上が重要である。築港地区へ移転を予定している済生会小樽病院は、バス事業者に対し路線確保の申入れをしていると聞かすが、本市は、これまで事業者にどのような働きかけを行ってきたのか。

後志全体の医療の中核的役割を担う新市立病院は、今後、後志圏からの利用者も多くなると考えられるが、その玄関口となる南小樽駅については、従来からエレベーター設置の要望が多いなど、とりわけ高齢者には利用しづらい駅である。改修となれば、整備主体はJRであるが、利用者の増加や利便性を考慮し、開院に合わせ早期にバリアフリー化を行うよう、市として積極的に要請すべきと考えるがどうか。

市内における救急患者の約1割は、管外へ搬送されており、先日も肺炎を発症した高齢者が、市立病院での受入れを断られ、市外の医療機関に入院したと聞く。現在、市内の2次救急医療機関は、両市立病院を含め5か所あるとのことだが、この事例からも、十分な受入れができていない状況にあることは明白である。統合新築される新市立病院においては、後志地域の中核的な病院として、高度・急性期医療を担うとともに、市内で2次救急が完結できる体制を構築してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、議案第1号ないし第4号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 23番、佐々木茂議員。

（23番 佐々木茂議員登壇）（拍手）

**○23番（佐々木茂議員）** 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月14日に開催されました当委員会において、付託されております各議案について採決いたしました。

採決の結果、議案はいずれも継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、議案第5号ないし第21号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）（拍手）

**○27番（前田清貴議員）** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第23号「小樽市税条例等の一部を改正する条例案」については、低迷が続く株式市場の活性化策の一環として行ってきた上場株式の配当所得等にかかわる市民税の軽減措置を延長するものである。平成15年度の税制改正以降、3度目の延長となるが、この間、市場全体として、いまだに改善傾向が見られず、実態は、富裕層に対する事実上の優遇税制と思うがどうか。

また、この税制措置の適用を受ける市内企業は、わずか2社である。市内経済への影響がほとんど見られないばかりか、配当割交付金が大きく減少するなど、本市財政健全化にも悪影響を及ぼしており、国の失政のあおりを受け、本市に負担が押しつけられている現状を、どのように考えているのか。

本市では、現在、津波ハザードマップを作成中だが、完成後、配布するだけでは災害時に有効なものとはなり得ない。より効果的に活用していくには、東日本大震災の記憶が新しいうちに、このマップを利用した全市的な避難訓練を実施するとともに、避難経路などさらなる課題の洗い出しを行いながら、市民一人一人の防災意識を高めていくことが重要になると思うがどうか。

先日、被災地にボランティアとして行く機会があったが、現場に身を置くと、直面するさまざまな課題に地元の自治体だけでは対応できず、ほかの自治体から寄せられた援助が非常に効果を上げている様子が確認できた。本市においても、改めて近隣市町村との連携を深めていくのはもちろんのこと、東日本大震災のように被害が広域に及ぶことを想定し、道外他都市との災害時応援協定を締結すべきと思うがどうか。

福島第一原発事故においては、E P Zを大きく超える地域に避難指示が出たことを受けて、泊原発から約40キロメートルに位置する本市でも、多くの市民が原子力防災に高い関心を寄せている。しかし、市は、原子力安全委員会がE P Zの範囲拡大に向けた協議中であることや、道の防災計画の変更内容を見極める必要があるとの理由から、市が独自に原子力防災計画策定作業を行うことには、消極的な姿勢を示している。一方、札幌市では、独自に原子力防災計画の策定の検討に着手しており、本市においても、早急に同計画の策定作業に着手していく考えはないのか。

いつ何どき起きるかもしれない災害、とりわけ原子力災害は放射能被害を伴うため、一度発生すると生命の危険に直面する緊急事態が想定されることから、今こそ市民の生命と財産を守るという行政の使命を果たしていくべきであり、もっと積極的に原子力防災対策を推進していく必要があると思うがどうか。

か。

福島第一原発事故以降、新聞報道などで連日、放射線量の測定値が公表されているが、本市においても、市民や観光客に市内の放射線量が安全値の範囲内にあることをアピールするため、独自に放射線量を測定の上、市のホームページなどを通じて公表する考えを示している。しかし、放射線量については、いまだに国は統一的な安全基準値を示しておらず、何を根拠に安全であると判断する考えなのか。

公表の仕方によっては、逆に不安をあおる結果にもなりかねない。ホームページでの測定値の公表に当たっては、細心の注意を払うべきであり、放射線の知識や危険性についての解説のほか、他自治体の測定値などを併記し、本市の測定値と比較できるなど、市民によりわかりやすいものとなるよう、十分に工夫してほしいと思うがどうか。

道教育委員会では、平成26年度までに全道の学力を全国平均以上にすることを目標に掲げており、学力が道内下位にある本市においては、とりわけ対策が急務となっている。市教育委員会は、学力向上には授業改善が必要との認識から、より実践的な研修を行っているとのことだが、受講した教員の割合は、わずか5パーセントにも満たないとのことであり、今後、より多くの参加を促すとともに、研修内容のさらなる充実を図り、教員全体の指導力向上に取り組んでいくべきと考えるがどうか。

また、研修内容やその成果などをホームページで公表し、学力向上に取り組んでいることを、保護者や市民に示すことも必要と思うがどうか。

今月、道教育委員会主催による学力・学習状況調査が実施されるが、その結果について、学校ごとに分析し、個別の対策を図ることで、全体的な学力の底上げにつなげるべきと思うがどうか。

子供の学力とともに、体力の低下も大きな問題となっており、新学習指導要領では、平成24年度から、中学校で武道やダンスを必修化して、対策を図ることとしている。一方で、課外活動であるクラブ活動を通じた体力づくりも重要だが、本市においては、指導者不足により、学校によっては希望するクラブがないため、やむなく転校せざるを得ない生徒も多いと聞く。各校で充実した活動を行うには、外部からの人材登用を含め、指導者の確保や育成が重要と思うが、今後、教育委員会として、どのように取り組んでいく考えか。

また、遠征費などについては、PTAが積立てなどを行い援助しているものの、すべてを賄いきれるものではなく、保護者の経済的負担が増しているのが現状である。クラブ活動は課外活動とはいえ、学校教育の一環として行われている以上、教育委員会は、遠征費等の補助制度を創設するなど、子供たちが安心してスポーツなどのクラブ活動に打ち込めるような支援体制を構築していく考えはないのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第150号につきましては、継続審査を主張する会派がありましたが、賛成少数により、継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、賛成少数により、不採択と決定いたしました。

次に、議案第27号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第23号及び陳情第2号ないし第145号、第149号、第151号ないし第280号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第149号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第23号は否決、議案第27号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情については、継続審査中の陳情はすべて採択、第149号及び第150号についても採択を主張して、討論を行います。

最初に、議案第23号小樽市税条例の一部を改正する条例案についてです。

6月の国会で、所得税法が改正され大企業、大資産家に恩恵が集中する研究開発減税や証券優遇税制の延長法が成立しました。アメリカ26.4パーセント、イギリス27.1パーセント、フランス31.3パーセントというように、欧米では30パーセント前後の株取引の譲渡益や配当にかかる税金が、日本ではわずか10パーセントというばらまきを続けることには、何の道理もありません。その結果、日本では、所得が1億円以上になると、所得が多くなるほど税負担率が低くなっています。

アメリカの投資家、ウォーレン・バフェット氏は、「私や私の友人たちは、億万長者を優遇する議会に甘やかされてきた」と富裕層への増税を主張しています。日本の富裕層も見習ってほしいものです。彼が支払った連邦税は、所得に対してその税負担率が17.4パーセントで、彼の事務所の20人の社員のだれよりも低い税率だと述べていますが、彼に日本の制度を適用した場合、国税では10.9パーセントになります。地方税を含めるとアメリカでの税負担率は現在25.7パーセント、税額は、8億2,000万円となりますが、それが日本の税負担率ならば14.8パーセント、税額は4億7,000万円とアメリカよりもさらに軽減される異常な制度となっています。詳しくはしんぶん赤旗9月23日付けに載っていますので、ごらんください。

その所得税法改正が基になり、地方税法の改正、そして本市税条例の改正につながっています。軽減税率の適用の延長は、先ほど述べたような大資産家への優遇税制が根底にあります。その上、市民が株を買う企業は、市外の大手企業になります。わずか2社しか株式を上場していない小樽にとって何のメリットがあるのでしょうか。税率を本則の3パーセントから1.8パーセントに引き下げることにより、市税収入もその分減少しています。また、本条例改正にある過料の上限を引き上げ、また過料の新設は強制的取立てがさらに広がるおそれがあります。条例改正の中で、寄附金控除を引き下げることには賛成できるのですが、以上のことから、地元経済、本市財政への影響もあると考えますから、否決を主張いたします。

次に、議案第27号小樽市非核港湾条例案についてです。

非同盟諸国の議長国を務めるエジプトのアムル外相は、24日の国連総会の一般討論演説で、核不拡散条約で核保有国に核軍縮義務が明記されていることを念頭に、保有国は責任を果たすよう求めました。今年の原水爆禁止世界大会で出席した国連の軍縮問題担当上級代表のセルジオ・ドゥアルテ氏は、「核兵器完全廃絶は、核兵器の使用と使用の威嚇に対する唯一絶対的に安全を保障するものであるということを確認する」という昨年5月のNPT再検討会議の最終文書を紹介し、「廃絶ほど核兵器の使用や使用の威嚇を阻止するために効果的なものはありません」と述べました。このように、世界的に核廃絶を求める流れが加速しています。

広島と長崎に原爆が落とされて66年、その後、1回も核兵器が使われてこなかったように、核兵器が人類の平和的生存には共存できないことは明らかです。加えて、福島第一原発の事故で、核物質の扱い

の難しさが明らかになりました。条例の制定により、世界で広まる核廃絶の声を後押しし、核のない世界実現を近づけることができます。平和な小樽を願う市民の要求と心一つに小樽市が歩むことを呼びかけます。

次に、継続審査中の陳情第2号ないし第145号及び第151号ないし第280号、新小樽市室内水泳プールの早期建設についてです。

小樽市や教育委員会は、市民の声に押され、プール建設について、総合計画に盛り込まれました。市は、5,000平方メートル必要と建設地を探していると言いますが、依然として候補地が定まっていません。市民の健康づくり、子供の教育のためにも、市内の中心部に早期に室内水泳プールを建設することが待ち望まれています。

次に、陳情第149号原発から出る放射能から子供を守るための対策の確立について、陳情第150号泊原発の即刻停止、廃炉とすることを求める意見書の提出についてです。

原発について、日本共産党は、期限を決めて、原発からの撤退を決断し、その期限に向けて、自然エネルギーの爆発的な導入を図ることを提案しています。泊原発1号機は、稼働から22年経過しています。泊沖に活断層も指摘され、段階的に廃炉に持ち込むことが最も有効的な安全対策だと考えますが、泊原発からの撤退をしていく間、この市民の不安にこたえていく必要があります。

いずれも願意は妥当、採択を主張して、討論といたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

**○16番（林下孤芳議員）** ただいまの委員長報告に反対し、議案第27号小樽市非核港湾条例案に賛成し、陳情第149号原発から出る放射能から子供を守るための対策の確立方については採択を求めて討論をいたします。

議案第27号小樽市非核港湾条例案は、当市議会におきまして、長い間議論が続けられてきましたが、このたびの東京電力福島第一原発事故による放射能被害が拡大し続ける中で、市民の間にも脱原発の動きは急速に広がっております。我が国は、アメリカによる原子爆弾の投下を二度も受け、極めて悲惨で極めて大きな被害を強いられてきた経験から、非核三原則を国是としてきました。

そうした意味でも、核による誤りは再び起こしてはならないという国民の合意は醸成されてきたと考えております。アメリカ政府は、ビキニ環礁での水素爆弾の実験の際に日本のマグロ漁船第五福竜丸の乗員が大量の放射能を浴びて犠牲となったことをきっかけに、反米、反核運動が拡大していることに危機感を持ち、日本国民の核アレルギーを払拭するために、平和利用の名目で原子力発電所の建設を働きかけ、これにより日本の原発を始めるきっかけになったことが再び確認されております。

核の安全神話はそのときからつくられ、平和利用の名の下に、国民の核アレルギーの払拭に利用されてきました。その結果、我が国は、世界で唯一、3度目の核の脅威にさらされることとなりました。今度こそ日本国民の総意として、反核、反原発を世界にアピールするときであると判断するものであります。

小樽市は、既に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、平和都市として世界にアピールしてきましたが、核に対する日本の動向が注目されている今こそ、小樽市非核港湾条例案は、極めて重要な意味を持つものと思います。改めて、議員各位の御理解をお願いするものであります。

また、陳情第149号は、福島第一原発事故の後、被曝の被害を受けやすいとされる子供たちの健康被害を防ぐために提出されたものであります。福島では、原発から30キロメートル以上離れた飯舘村に住

む子供たちの45パーセントが甲状腺被曝をし、50キロメートル以上離れた福島市の子供たちの尿からセシウムが検出され、事故後の迅速な対応の遅れが被害の拡大を招いたとの反省から、泊原発における事故を想定した場合、40キロメートルに位置する小樽市で子供を放射能から守ることを第一に考えての陳情趣旨説明も行われました。

また、夏休みを利用して、幼い子供を連れ、福島から一時避難されてきたお母さん方からも同様の訴えがあり、願意は極めて妥当なものと思います。よって、採択を求めるものであります。

以上を訴え、討論といたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 5番、成田祐樹議員。

(5番 成田祐樹議員登壇) (拍手)

**○5番(成田祐樹議員)** 一新小樽を代表しまして、陳情第149号及び第150号に対し、いずれも継続審査を主張する討論をいたします。

今、原子力発電所の運営方法に関しては、市民にとって最も関心が高い物事の一つであり、小樽市に限らず、日本国民の多くが脱原発にシフトしたほうがよいと大きく意見が形成されているところであります。

また、その一方で、原発に依存してきたエネルギー体制をどう変えていくのかは、一朝一夕にできることではありません。

今、一番必要な代替エネルギーの確保とともに、原発からどう撤退するのか、議論をさらに深めていく必要があると考えます。

よって、陳情第149号及び第150号に対しましては、いずれも継続審査を主張し、各会派の御賛同をお願いいたします。

なお、継続審査が否決された場合には、自席にて棄権いたします。

**○議長(横田久俊)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第150号について採決いたします。

委員長報告は不採択であります。継続審査を主張する意見がありますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(横田久俊)** 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、ただいま継続審査が否決されました陳情第150号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(横田久俊)** 起立少数。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第27号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第149号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第23号並びに陳情第2号ないし第145号及び第151号ないし第280号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

**○3番（中村岩雄議員）** 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

現在、日本海側拠点港としての指定を目指す小樽港では、今後、15万トン級の大型クルーズ客船を接岸できる客船専用岸壁の整備が必須であり、市は、既存施設を有効活用する観点から、第3号埠頭で唯一マイナス10メートルの水深を持つ16番バースを将来的に整備する計画を示している。しかし、観光客が小樽駅におり立ち、駅前から港を眺めたとき、クルーズ客船が停泊している風景は、港町小樽を強く印象づけることができることから、むしろ中央通の延長上に位置する第3号埠頭の13番バースと14番バースを整備すべきではないのか。

そのようなメリットを犠牲にしてまで、16番バースの整備にこだわるのは、何か特別な理由によるものなのか。

日本海側拠点港の応募に当たって計画している大型クルーズ客船が接岸可能な大水深岸壁の整備については、小樽港港湾計画の改訂を終えなければ実施できないというが、市としては、事業の開始から終了までどれくらいの期間を見込んでいるのか。

また、実際の事業着工は先であるとしても、整備に当たって必要となる事業費については、国とも十分に協議の上、予算の確保に努めてほしいと思うがどうか。

第3号埠頭に計画されるクルーズ客船の旅客ターミナルの整備については、既存の上屋を改修する方針というが、予定される整備費はわずかに1億円程度とのことであり、これでは乗降客の利便性の向上や小樽港のイメージアップにつなげることは、極めて難しいと思うがどうか。

単に上屋を改修するだけでは、今と何らかわらばえせず、クルーズ港としての魅力を演出することは

できないと言わざるを得ない。本港には現在でも多くの大型客船が入港しているので、小樽港がクルーズ港として新たな発展をしていくためには、旅客ターミナルの整備を優先的に行っていくべきではないのか。

現行の小樽港港湾計画では、勝納埠頭の5番バースに耐震強化岸壁を整備するとともに、現状から50メートルほど前出しして荷さばき地を拡張することとしているが、当該整備に合わせて液状化対策は考えているのか。

現計画の目標年次は平成10年代となっているが、いまだに耐震強化岸壁には着手しておらず、今後の改訂作業の中で整備の方向性を位置づけていくとのことだが、今のところ、改訂作業が終了する時期については示されていない。さきの東日本大震災を受け、国内外から災害に強いまちづくりが求められている今、耐震強化岸壁の整備の見通しが立たないという現状は、極めて問題ではないのか。

旧丸井今井小樽店と旧小樽グランドホテルが閉鎖されて久しいサンモール一番街商店街は、小樽はしご酒大会などのイベントが催される際には、多くの人でにぎわいを見せるが、ふだんは人通りも少なく、閑散とした状況である。農水産物などを載せた軽トラックが広場などに一堂に会して即席の市場を形成する「軽トラック市」が全国各地で開催され、その集客力が評判となっている。広い道路幅でアーケードもあるサンモール一番街商店街は環境も整っているため、にぎわいづくりの一つの手法として「軽トラック市」の開催を検討してみてはどうか。

実現に向けて越えなければならないハードルはあろうが、島根県雲南市では、商店街活性化事業特区とすることで、それぞれの行政機関が所管する道路使用許可と道路占用許可の申請窓口の一本化や手数料の免除などの規制緩和を行い、出店者の便宜を図っている。本市においても、「軽トラック市」に限らず各種イベントの開催時に十分に応用が可能な話であり、より利用しやすいシステムの構築について、前向きに研究してほしいと思うがどうか。

小樽物産協会では、数年前から東京都板橋区のハッピーロード大山商店街のふる里ふれあいショップ「とれたて村」に出店し、首都圏における小樽製品のPRを行っているが、店舗が商店街に立地していることから日用品が売れ筋の中心となっており、現状では売上げの上位50番以内に入るような小樽製品はないと聞く。今後、顧客ニーズに対応すべく販売品目の見直しを行っていくつもりはないのか。

また近年、市は、物産協会に事業委託して地場産品インターネットショッピングサイト「小樽家族」を立ち上げ、新たな販路開拓に努めているが、アンテナショップ「とれたて村」との役割分担はどのように考えているのか。

本年度は、国のふるさと雇用再生特別対策事業の最終年度に当たるため、今後、インターネットショッピング事業の継続は物産協会が主体となって行うとのことだが、物産の販売促進は市の重要な施策であり、今後とも何らかの形で支援を継続してほしいと思うがどうか。

本市の魅力的な観光資源としては、運河やスイーツなどをはじめ枚挙にいとまがないが、観光基本計画にもうたわれているとおり、何といても歴史的な建造物の醸し出す異国情緒あふれる景観やレトロな雰囲気その最たるものであろうと考えている。昨今、歴史的建造物の老朽化や保存の難しさから、やむなく解体されるといったケースも見受けられるが、小樽観光にとっては、大きな損失である。建物の保全等を所管するのは、観光振興室ではなく、あくまで建設部まちづくり推進課であることから、庁内での横断的な連携をしっかりと図ることで、小樽ならではの歴史と文化を感じさせる貴重な景観が損なわれることがないように、市を挙げてこれら建築物の保存に努めてほしいと思うがどうか。

8月の最終土曜日に開催された「おたる天狗山夜景の日」は、「おたる天狗山まつり」の前夜祭に位置づけられ、屋台や特設ステージでの催物に多くの観光客でにぎわいを見せていたが、何よりも宝石を

散りばめたような美しい夜景には、大いに感動したところである。北海道三大夜景の一つである天狗山山頂からの眺望は、小樽観光の重要な観光資源であるにもかかわらず、PR不足によって観光客の認知度も低く、その魅力を十分に生かし切れていないと思うがどうか。

本年3月にまとめられた「天狗山観光推進に向けた提言」では、その目的の一つとして天狗山周辺地域への来訪の魅力を高めることにより、市民の利用促進や来訪者の観光促進につなげたいとしているが、事業主体である北海道中央バスと市とが連携していくことはもちろん、市長が掲げる市民力を積極的に活用しながら、天狗山観光推進に向けて提言された内容を着実に実現してもらいたいと思うがどうか。

銭函工業団地は、主要幹線道路とも近接する極めて良好な交通条件を備えており、食料品、機械、プラスチック、流通関連など、本年7月末現在で102社が操業し、敷地面積75.7ヘクタールのうち、86.1パーセントに当たる65.2ヘクタールが分譲されている状況という。しかし、当該団地は、都市計画法上、工業専用地域に指定されていることから、工場で働く従業員の社宅や寮などの建築ができない状況にあるが、工業団地の利便性を高めるとともに、新規企業の立地を促進するためにも、将来的に用途地域の見直しを行っていく考えはないのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

所管事務の調査は、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**○20番（中島麗子議員）** 厚生常任委員会の報告をします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第148号について、これは朝里・新光地域に多目的コミュニティセンターの設置を求めるものだが、これと同趣旨の請願や陳情は27年前から提出されており、地域の長年にわたる切実な思いがうかがえる。平成19年8月には、前市長が地域懇談会の席上、朝里十字街の空き地に建設したいと前向きに発言をしているが、現在は、財政的な事情から、話が後退しているとの感が強い。市は、当面の対応として関係者との協議の場を設置する意向を示しているが、実現に向けて、方向性を明確にするためにも、過疎対策事業債の活用など、より具体的な検討を進めてほしいと思うがどうか。

この陳情は、朝里・新光地域に建設することを求めているが、そもそもコミュニティセンターは市民全体のための施設であり、特定の地域からの要望だけで建設地を決定すべきものではない。当該地域では、中規模の施設を要望しているとのことだが、このことは専らみずからの地域のみでの使用を前提にしていると考えられるので、規模や設備については、あくまで全市民が利用できる施設であることを基本に検討すべきではないか。

また、市内には町会所有の会館が多数あるが、コミュニティセンターが建設されれば、その利用頻度や運営に大きく影響が出ると思われるので、具体の検討に当たっては、関係者と綿密な協議を行っていく必要があると思うがどうか。

平成24年度から26年度までの「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあわせて、国は介護施設整備の総量規制を撤廃する方針を示しており、この計画以降、各自治体では、独自の判断で整備目標を定めることが可能になる。むやみに施設を増やすべきではないが、入所希望があった場合には、速やかにこたえられるような整備目標を検討してほしいと思うがどうか。

また、保険料については、算定に影響を及ぼす7項目のうち、値上げ要素が6項目もあるのに対し、値下げ要素は財政安定化基金取崩しの1項目のみであり、大変厳しい状況がうかがえる。以前から月額5,000円が限界であるとの意見も多いが、第5期の保険料は、これを上回ることになるのか。

教育委員会が開設している「放課後児童クラブ」では、以前、試行的に5、6年生の障害児を受け入れていた期間があるが、成長に伴い体格が大きくなり、資格のない指導員では介助に限界があることなどを理由に受け入れていない。試行を打ち切った当時、市は受皿として「日中一時支援事業」を活用するよう提案しているが、この事業は大人の利用者が多く、子供が少ないことに抵抗を感じる保護者もあり、実績は低迷している。こうした状況の中、現在、実質的に行き場のない状態が続いており、放課後の過ごし方に不安を抱く保護者も多いことから、市としても、実態を調査した上で、子供が利用しやすいものとなるよう、支援サービスの拡充を図るか、放課後児童クラブで受け入れることにするのか、早急に検証する時期にきていると思うがどうか。

震災時における介護施設入所者など要援護者への対応は、市民の貴重な生命を守るという点からも非常に重要であるが、本市ではいわゆる「福祉避難所」について、どういった施設の指定を想定し、行政はどうかかわっていく考えなのか。

また、災害により発生したがれきの処理費用は基本的に自治体が負担し、東日本大震災のような大規模災害で特措法が施行された場合は、国が負担することになるという。実際に災害が発生した場合には、費用負担を決めてから対応するのでは遅すぎる。しかし、往々にして国は事前に行った行為を補助対象外とする傾向が強いので、事後であっても国が全面的にフォローするといった臨機応変に動けるシステムを構築するよう、働きかけていくべきと思うがどうか。

自殺対策の推進を図るためには、うつ病の早期発見・早期治療が有効であることから、現在、北海道や北海道医師会が実施主体となり「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催しているが、小樽市の医師の参加が非常に少ないと聞く。希死念慮の悩みを抱えた人は、最初に身体の不調を感じて内科などで受診することが多いので、早期に適切な対応を講じるためにも、正しい知識を身につける研修への参加を積極的に促してほしいと思うがどうか。

自殺の発生が迫っている場合の対応については、都道府県が担っており、本市では、俱知安保健所が24時間体制で対応しているとのことだが、1分1秒を争うような危機的状況に直面した際には、小樽市保健所で機敏に動くことはできないのか。

また、原因の個別分析を行政の範囲で行うのは難しい課題が多々あるため、警察をはじめとする諸機関との連携を強化し、全庁的な相談体制の確立による自殺防止への取組を検討してほしいと思うがどうか。

本市における「がんの死亡率」は、道内の人口10万人以上都市の中で、男性は1位、女性は3位であり、保健所では、早期発見・早期治療が欠かせないとして、市民への検診を促しているものの、受診率は低迷している。しかし「乳がん」と「子宮頸がん」については、無料検診の実施により受診率の向上が見られ、前定例会に予算計上された「働く世代への大腸がん検診」についても、同様の傾向が見込まれるという。このように費用負担の問題が受診率に大きな影響を与えるのは明らかなので、今後は、市独自で無料検診を拡大していくことを考えていく必要があるのではないか。

また、「大腸がん検診」は、市内50以上の医療機関で受診できるにもかかわらず、小樽市がん検診・特定健康診査実態調査報告書では、「どこで受けられるのか知らなかった」との回答もあることから、いかに多くの市民に啓発できるのかを念頭に置いた周知方法を研究するべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号及び第148号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情は採択と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

**○8番（川畑正美議員）** 日本共産党を代表し、委員長報告に反対して、陳情第148号及び継続審査中の案件である陳情第1号の採択を主張し、討論いたします。

陳情第148号朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方についての要望があります。

東南地区にコミュニティセンターをつくることについては、これまでも地域の皆さんから強い要望があり、議会でも繰り返し取り上げられてまいりました。これまでの記録を拝見したところ、朝里・新光地域にコミュニティセンターをつかってほしいとの要望は、今から27年前の昭和59年12月5日に、新日本婦人の会の請願に始まっております。平成14年には、多目的コミュニティセンターを実現する会が引き継いで陳情を継続し、10年以上が経過しております。地域の皆さんからの根強い要望があります。

この間の議論の経過を改めて見てみると、平成14年3月の厚生常任委員会では、建設場所について、朝里十字街の旧市営住宅跡地を候補地に挙げ、児童館や図書館、調理室も併設する構想も出されてきました。また、東北地区にいなきたコミュニティセンターがあり、次は東南地区に建設を願う声が地域をはじめ、広く市民から持ち上がっていました。

このような状況の中で、山田勝麿前市長が平成19年8月に行われた朝里地域懇談会において、朝里十字街空き地にコミュニティセンターを建設したいと思っていると、住民の皆さんに答えていました。本年8月24日には朝里・新光地域に多目的コミュニティセンターを実現する会と中松市長との懇談会が持たれています。この懇談会で中松市長は、山田勝麿前市長が平成19年8月の懇談会で話されたことを了解していると答えたと伝えられております。

さきの厚生常任委員会においても、朝里十字街空き地には、朝里川温泉側に消防朝里出張所が建設されているが、コミセン建設用地のスペースは確保されている状況にあるという答弁でありました。建物の規模、諸設備については、今後の課題として広く市民との合意を進めていくことが必要です。このたびの陳情に対しては、長期間にわたる請願・陳情の経過もあり、長く議員活動をされております諸先輩の皆様には、御理解いただけると考えております。

継続審査となっております陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方についても、採択を主張します。

陳情の内容については、第2回定例会で報告されていますので、改めて報告することは省かせていただきますけれども、各党派におかれましては、申出の趣旨を御理解されているものと思っております。切実な

市民要求に対して、積極的に答えていくという市議会の姿勢が必要であります。

また、継続審査として引き延ばすことなく、スピード感を持って対応することが、市民から議会の信頼を高めることとなります。継続審査を主張された他会派におかれましては、利用者の心情を御理解いただき、ぜひとも前向きに検討され、賛同いただきますよう訴え、討論を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号及び第148号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告及び本日、同委員会から提出されました議案第28号「小樽市住宅リフォーム助成条例案」について提案趣旨の説明を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

**○10番（高橋克幸議員）** 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、奥沢ダムに関する質問といたしましては、奥沢水源地水道施設は、寒冷地での工事技術や階段式溢流路が高く評価され、平成20年度の土木学会選奨土木遺産に認定されている。奥沢ダムの廃止に伴い、河川管理者である北海道から階段式溢流路などの水道施設について、現状復帰を求められる可能性があるとのことだが、これらは本市にとって貴重な財産であり、現状のまま保存することはできないか。

市は、堤体の崩壊を防ぐため、既に二股沢川の一部を勝納川に流すための仮設水路の工事に着手しており、ダム堤体をV字にカットし、勝納川と合流させる方向で道と協議中であるとしているが、現在、本州に大雨をもたらした台風15号が接近しており、本市への影響も予想されることから、万が一に備え、勝納川流域の住民の安全確保に向け、万全を尽くしてほしいと思うがどうか。

これまで、97年間にわたり稼働してきた奥沢ダムに、陥没箇所が確認され、今後、貯水するには現行基準に合致した補修が必要とのことである。市は、このためには莫大な費用がかかるとして、廃止を決定したとのことだが、工法を工夫するなど、講じられる手だては残されていないのか。

市民からは階段式溢流路などの水道施設の保存を強く望む声が上がっていることから、ダムの廃止が避けられないのであれば、何とか水道施設だけでも残す方向で、新たに公園として整備できるよう、前向きに検討してほしいと思うがどうか。

今年度予定されている工事が完了すれば、満水量約43万トンから約1万トンまで下がり、奥沢ダムは水深一、二メートルのただの水たまりと化し、ダムの水面に映る四季折々の移ろいが失われてしまう。ダムの存続には、新基準での補修が必要であり、多額の費用がかかるというが、土木遺産に認定される施設として、土木学会の協力を得るなどして、施設の保存に向けた検討を行い、市民が望む景観を守っていくべきではないのか。

また、奥沢水源地は、小樽ブランドの形成における重要な要素の一つでもあり、特に階段式溢流路は、だれもが認めるハイライト的な施設である。ダム存続が難しいのであれば、溢流路だけでも残していくことはできないのか。

その他の質問といたしましては、一般国道5号忍路防災事業は、国が示した幾つかの新国道ルート案のうち、山側にトンネルを通す案が採択され、事業が進められているが、現国道を生かすことが忍路地区の価値を高めることにつながるとは考えられないか。

また、その際、がけの傾斜を緩やかにするなど、地元業者でも参入できるような工法を採用することこそ、本市の経済活性化に資するものと思うがどうか。

今回のトンネル案が採択された過程やその判断理由については、議会への説明不足がぬぐえず、また議会の意見が反映されたとも言いがたい。市域内で実施される公共事業は、市民生活やまちづくりに直結する大きな問題であり、計画段階から議会の意見が反映できるよう詳細に報告すべきである。市は、市民の代表者である議会の意見を十分に踏まえながら、たとえ国の直轄事業であっても憶することなく、市の方針を主張していくべきではないか。

道営若竹団地のうち、2号棟はアスベスト除去工事や耐震・リモデル工事が完了し、40戸の市営住宅として入居が始まっているが、今後、残る2棟についても2号棟と同様の工事が施工されれば、市として新たに80戸程度の住宅が供給可能となる。しかし、公共賃貸住宅長寿命化計画によると、老朽化した住宅の用途廃止などで、全体の管理戸数は減少傾向にある上、たとえ新しく建設されたとしても、その一部は既存住宅からの住み替え先となっているため、新規の入居希望者に対する公募戸数は、十分確保できていない現状にある。長寿命化計画の計画期間は、平成22年度からの10年間となっているが、真に入居が必要な住宅困窮世帯に対して、いかに住宅供給できるかが課題であり、今後、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すなど、適切な対策を講じてほしいと思うがどうか。

本市における5階建ての市営住宅の多くにはエレベーターが設置されていないことから、これらの住宅の上層階に入居している高齢者は、階段昇降に大変苦慮しながらの生活を送っている。しかし、市営住宅間で住み替えを希望しても、現在入居している住宅のエレベーターの有無で住み替え先が制限され、また高齢者世帯は民間住宅への入居も難しいことから、八方ふさがり状況となっている。市は、住み替え要件の見直しや国の補助制度を活用したエレベーター設置について検討すべきではないか。

本市は、道内でも特に高齢化率が高いことから、他都市のモデルとなるような高齢者に優しいまちづくりの施策を推進してほしいと思うがどうか。

空き家・空き地バンクは、制度創設当初から登録件数が少なく、このままでは空き家・空き地バンク制度を軌道に乗せ、まちなか居住などの目的を達成することは非常に難しい状況と思われる。一方、市内での居住を希望するものの、民間賃貸住宅は家賃が高く、市営住宅への入居を希望しても、立地の問題やそもそも公募がないため、あきらめて市外に転居してしまうケースも耳にする。中心市街地に住む人を増やす取組の一つとして、市がまちなかの空き家を積極的に借り上げ、市営住宅として住宅困窮者に供給することはできないのか。

特に若い世代を取り込むことが期待できることから、実現に向けて検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果報告に先立ち、建設常任委員会として提案しました議案第28号「小樽市住宅リフォーム助成条例案」について、提案趣旨の説明をいたします。

昨今、地球温暖化の問題や限られたエネルギー資源の問題で、「地球にやさしい」というテーマの下、さまざまな計画や具体的な内容が実施されてきている状況にあります。

このような状況の中、住宅業界では、一昨年からスタートしました「住宅版エコポイント制度」の影響もあり、エコ住宅や省エネ住宅が主流となり、消費者のエコ志向もますます強くなっているようであります。

さて、市内経済動向の中で、建設業界の指標となっている住宅産業の状況であります。長引く不況による先行きの不安や少子高齢化の影響などにより、新築市場を取り巻く環境は毎年のように減少しており、建築全体の傾向としても、同様であります。また、本市の建設業界の状況は、大変厳しいものがあります。

こうした中、他都市では、これらの対策としていろいろな検討がなされ、設置されてきた住宅リフォーム助成制度、エコリフォームも含まれますが、地域経済、地元業者にとって大きな効果を生んできている状況であります。

当委員会としては、この制度について研究・検討すべきであると全会一致で決定し、以後、前任期を含め、7回にわたり勉強会を開催する中で、他都市の実施例により制度の認識を深め、各々の考え方を議論するとともに、実際に先進地である岩見沢市や滝川市に赴き、同制度の視察を通して研究をしてきたところであります。

この条例案の目的にありますように、環境負荷の低減及び省エネルギー化の促進、安全・安心で快適な住環境の整備並びに市内産業の活性化のために必要な条例案と考え、提案をさせていただきました。

委員会としての提案につきましては、平成18年の地方自治法改正により可能となったものであり、小樽市議会としては法改正後、初めての委員会提案であることから、今後の議会活性化の一助になることも期待するものであります。

最後に議員各位の御賛同をお願いしまして、提案趣旨説明とさせていただきます。

報告に戻ります。

付託案件等の結果は、次のとおりであります。

先ほど説明いたしました小樽市住宅リフォーム助成条例案の提案については、全会一致により可決と決定をいたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定をいたしました。

以上をもって、報告及び議案第28号の提案趣旨説明を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、順次、採決いたします。

まず、議案第28号について採決いたします。

原案どおり可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時37分**

**再開 午後 3時00分**

**○議長（横田久俊）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第2「議案第29号ないし第31号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

(中松義治市長登壇)

**○市長(中松義治)** ただいま追加上程されました議案について提案理由を説明申し上げます。

議案第29号副市長の選任につきましては、貞村英之氏を選任するものであります。

議案第30号教育委員会委員の任命につきましては、遠藤友紀雄氏の任期が平成23年10月12日をもって満了となりますので、引き続き同氏を任命するものであります。

議案第31号固定資産評価員の選任につきましては、貞原正夫氏の後任として、白岩宏氏を選任するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

**○議長(横田久俊)** これより、一括討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

**○22番(北野義紀議員)** 日本共産党を代表し、議案第29号副市長の選任と議案第30号教育委員会委員の任命については、いずれも不同意の討論を行います。

議案第29号、空席となっている副市長に貞村英之氏を選任することについてです。

不同意の第一の理由は、政治資金規正法違反問題で、庁内からの適任者はいないと決めつけて、北海道に副市長の派遣を要請することに選任の道を絞ったことです。

私は、小樽市職員の中に、中松市長を補佐する副市長の任務を担える、若手であっても有能な人材がそろっていると判断しています。副市長は部長職からでなければならないと決めつけ、その部長職は皆、政治資金規制法違反に問われたから、庁内からの登用は可能性がないと判断し、若手の登用を一切検討することなく、ひたすら北海道に願ひする、こういうやり方には同意できません。副市長が不在の4か月間、何の不都合もなかったではありませんか。初めから庁内には適任者はいないと、負け犬的な判断では、先が思いやられます。安達与五郎市長以来の民間出身の中松義治市長に、人事の点でも従来の慣習にとらわれることなく、斬新な人材の登用を期待していた大勢の市民の方々もがっかりしています。

次に、貞村英之氏についてです。

貞村氏は、平成20年4月から2年間、北海道から小樽市に派遣され、企画政策室長として、前山田市政の下で市政執行の第一線で活動された方です。この間、貞村氏は何を手がけたのでしょうか。第6次小樽市総合計画の策定、北しりべし定住自立圏の形成と中心市宣言、自治基本条例の策定に向けた取組などが挙げられますが、最大の仕事は、平成30年度を目標年次とする小樽市基本構想と第6次小樽市総合計画を仕上げたことではないでしょうか。

第6次小樽市総合計画の土台である小樽市基本構想は、平成20年第3回定例会において、我が党のみの反対で可決され、第6次小樽市総合計画は、翌年4月に策定されました。小樽市基本構想の問題点については、平成20年第3回定例会において我が党の菊地葉子前市議会議員が詳しく述べていますので、ここではそれを繰り返すことはしませんが、1点だけ触れさせていただきます。

平成元年の新総合計画では、21世紀の初頭に小樽市の人口が22万人を目指すというバブルに踊らされた目標でした。ところが、前総合計画の土台である基本構想では、「現状維持を基本に最大限の増加に努める」とのあいまいな表現で、将来人口を16万人と設定しました。平成元年の新総合計画でも、続

く前計画でも、目標とは逆の結果になっているにもかかわらず、何の反省もなく、貞村氏がかかわった現在の基本構想では、「人口減少を最小限にとどめるよう努力する」と及び腰の表現です。貞村氏が小樽市を離れてから、2年目を迎えています、人口減少に歯止めがかかっていません。

もちろん、小樽市の人口減少が貞村氏の責任ではないことは言うまでもありません。しかし、現在の基本構想なり、総合計画を仕上げた責任、特に小樽市の人口が減少しているのに、この原因を究明することなく、総合計画を仕上げた責任の一端は貞村氏にあることも自明の理です。他の会派の議員の皆さんは、副市長の提案にただ同意するだけの態度でよろしいのでしょうか。

先ほどの市長の提案説明も、理由が何もないのです。ただいま指摘した小樽市の基本問題に一言も触れないばかりか、議員の皆さんも人ごとの応援演説、討論もなしの冷ややかな歓迎では、貞村氏がかわいそうではありませんか。

議案第30号教育委員会委員の任命についてです。

提案された遠藤友紀雄氏は、平成21年5月から現在まで教育委員として学校適正配置計画推進の先頭に立ってきました。先ほど触れた小樽市基本構想の中で、学校教育については、「子どもたちが、自ら考え、行動する能力と他人を思いやり、協調する心などを持って、変化の激しいこれからの社会で『生きる力』を身に付けるため、『確かな学力』『豊かな心』『健やかな体』をバランス良くはぐくむ学校教育を目指します」と、立派な目標を掲げています。このためにといい、立派な理由を述べながら、小・中学校の規模・配置の適正化を図るとのことです。このところが、基本構想のよくない、誤っているくだりであります。

一人一人の個性を大切に、社会や自然、環境とのかかわりの中で、創意工夫を凝らした特色ある教育活動というなら、少人数学級でこそ実現できる目標ではないでしょうか。これは、一人我が党だけの主張ではありません。

文部科学省は、この9月17日までに、今年度から小学校1年生を対象に導入した35人学級を2012年度から小学校2年生にも拡大する方針を固め、9月末に締め切られる新年度予算の概算要求に盛り込むことが報道されています。文部科学省は、昨年度から6年間で、小・中学校全学年の35人以下学級を実現し、その後の2年間で、小学校1、2年生は、30人学級にするという8か年計画を立てています。文部科学省でさえ少人数学級の方向へ大きく進もうとしているときに、小樽市教育委員会は、この一番肝心なことに触れようとせず、ひたすら小・中学校の規模・配置の適正化に力を入れています。小樽市教育委員会が論拠にしている学校適正規模イコール教育効果という学校統廃合理論、学校規模・配置適正化計画は、決して子供の教育にとって適正という意味ではありません。

国は、公立小・中学校を適正な規模に統合する場合は、建築費の2分の1を負担し、1958年制定の義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第4条で、適正規模の条件として、学級数がおおむね12学級から18学級までであることを規定しています。これは、8,000人程度の住民に一つの学校が行政的に効率がよいということにされたことによるものです。その基準が学校の適正規模でした。こういう経過を見れば、学校の適正な規模は、あくまでも国の補助金の支出基準であり、教育にとって適正という意味ではありません。文部科学省が少人数学級の方向へ足を踏み出そうとしているときに、このことを顧みようとせず、小・中学校の規模・配置の適正化を図ることを進めてきた5人の小樽市教育委員の一人である遠藤友紀雄氏の再任には、同意できません。

以上で討論といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第29号及び第30号について、一括採決いたします。

いずれも同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(横田久俊)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第31号について採決いたします。

同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

この選挙は、地方自治法第118条第2項に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思ひます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、小樽市選挙管理委員会委員に、大淵勝敏氏、浅田勲氏、相場和子氏、佐藤隆氏を、同補充員に、大橋一弘氏、平口山和弘氏、西脇清氏、佐藤利幸氏を、それぞれ御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることとし、なお、補充員の順序につきましては、ただいま議長において指名した順序といたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「意見書案第1号ないし第15号」を一括議題といたします。

意見書案第8号ないし第15号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第7号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号及び第3号ないし第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇) (拍手)

**○20番(中島麗子議員)** 提出者を代表して、意見書案第1号及び第3号ないし第5号について、提案趣旨説明をします。

意見書案第1号は、消費税増税に反対する意見書案です。

野田佳彦内閣の発足後、9月7日、初めての政府税制調査会が開かれました。野田首相は、復興増税の具体化とともに、消費税増税について、今年度中に法案を提出する対応を求めました。消費税を10パーセントに増税しようとしていますが、被災者には過酷な負担です。所得が減り、貧困が広がって消費低迷が構造的な問題になっている日本経済にも、決定的な打撃になります。

民主党政権がまとめた「社会保障・税一体改革」は、「社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収を主要な財源とする」と明記しており、10年代半ばまでに、段階的に消費税を10パーセントまで引き上げ、社会保障の安定財源を確保する構えです。もともと消費税を二けた以上にすることは、自公政権が財界とともに掲げてきたものであり、民主党は、この消費税増税路線を継承しました。社会保

障と税の一体化改革と言いますが、医療費窓口負担の上乗せや年金支給年齢の引上げなど、改悪方向です。低所得者ほど負担が重くなる消費税は、社会保障の所得再分配の機能を台なしにし、社会保障の財源としては最もふさわしくないものです。社会保障の財源は、大企業、大資産家への行き過ぎた減税を是正し、軍事費を削り、政党助成金を廃止するなど、予算を抜本的に見直すことであり、消費税増税はやめるべきです。

意見書案第3号は、生活保護行政の抜本的な改善を求める意見書案です。

厚生労働省の発表では、東日本大震災後、生活保護を受けた被災者が861世帯に上ります。今後、避難所から仮設住宅に移ることで、食費や光熱費が自己負担になったり、失業給付が切れる人が大量に出る見込みのため、生活保護申請はさらに増える見込みです。被災者だけでなく、全国的に生活保護世帯が増加している背景には、雇用不安と社会保障制度の機能が果たされていない問題があります。生活保護に至る前段階でのセーフティネットの充実こそ課題です。

ところが、指定都市市長会が提案した抜本的改革に基づいて検討されている内容は、生活保護受給期間の設定や医療費の一部自己負担の導入など、保護者自立にそぐわない内容が含まれています。東日本大震災による保護受給者で明らかのように、仕事が確保されて再出発できてこそ、生活保護からの離脱です。仕事もなく、収入の見通しもないのに、期間が来たから受給廃止は、貧困をなくして憲法25条を保障する立場からも認められません。

意見書案第4号は、泊原子力発電所3号機の運転停止とプルサーマル計画の中止を求める意見書案です。

北海道電力は、2008年10月、泊原発3号機へのプルサーマル導入を目的としたシンポジウムで、社員に参加して賛成意見を述べるよう組織していたことが明らかになり、道民の厳しい批判が高まっています。

一方、2009年3月に地元住民団体が実施したアンケートでは、回答者の8割が聞いていない、不十分だと答えており、やらせによるアンケートで集約された肯定的な意見、五、六割がねつ造されていたものであることが明らかになりました。

このような世論誘導で開始されたプルサーマル計画が無効であることは明白です。3号機の停止で電力不足になるという意見もありますが、原子力エネルギーに頼らなくても間に合うという試算もあります。福島第一原発事故の検証と対策が進まないままの3号機の運転開始は、道民の不安を大きくするばかりです。

意見書案第5号は、地域医療と国立病院の充実を求める意見書案です。

政府は、独立行政法人の原則廃止を掲げ、4月に行われた事業仕分けでは、国立病院に対して、事業規模の縮小、他の公立病院も含めた再編成の検討など取りまとめました。また、人件費や運営交付金の一律削減が押しつけられ、病院運営にも支障を来しています。国民の立場で無駄遣いを是正することは必要ですが、命や暮らしにかかわる公共部門を機械的に切り捨てることは問題です。

現在、医師・看護師不足や公的病院の縮小、閉鎖で、救急患者の受入先がないなど、地域医療が崩壊しかねない事態が全国各地で起きています。日本の医師、看護師は欧米諸国の数分の1と少なく、医療の複雑化・高度化に追いつかない人員体制で過労死さえ起きています。医療崩壊を食い止め、安全・安心の医療実現のためにも、国立病院の充実を図り、地域医療を守ることを求めるものです。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 次に、意見書案第2号及び第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○16番（林下孤芳議員） 提出者を代表して、意見書案第2号「2012年度公立高等学校配置計画」の撤回、再考を求め、地域や子供の実態に応じた高校づくりを実現する意見書案及び意見書案第6号原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書案の提案趣旨説明を行います。

道教委は、6月7日、2012年度から3年間の生徒の多様なニーズ、進路動向などに対応するとしながら、全道的な中学卒業者の減少の傾向や教育水準向上などを理由に、3年間で12校、12学級の学級削減を示し、3校の募集停止を決定いたしました。これらの再編、統合によって子供たちは遠距離通学などを余儀なくされる場合も多く、負担を増大させることになるばかりか、保護者も経済力がなければ通学を断念せざるを得なくなることも想定され、教育格差にもつながりかねません。

教育の本質は、個人の尊厳を基盤とした人格の形成にあります。子供たち一人一人を大切に、潜在的な可能性を最大限に開花させる豊かな高校教育の実現を目指し、中学卒業者の減少期だからこそ、地域に高校を存続させ、行き届いた教育を行うことが必要であります。

小樽市にとりましても、小樽潮陵高校の学級削減が計画されており、小・中学校の父母からも大変大きな反響が予想されております。日ごろ、学力の向上を願って、運動されている方々にとりましても、目標や理想をさらに狭めることにもつながりかねないことなどから、生徒の多様な学習ニーズ、進路動向などに対応するとの説明だけでは理解されるものではありません。意見書案第2号は、そうした願いが込められたものであります。

次に、意見書案第6号原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書案につきましては、3月11日に発生した東日本大震災によって引き起こされた東京電力福島第一原発事故は、発生から6か月以上を経過した今なおその影響が広がり続けており、この事故により、今なお多くの地域の住民が長期間の避難生活を強いられ、避難地域外の住民も通常より高い放射線の中で生活を余儀なくされております。

また、福島産の農産物のみならず、あらゆる産業製品や伝統行事にまでも放射能による危惧が指摘され、被災地の住民の心情に大きな傷跡を残す結果となっております。

原発事故と放射能汚染への関心が国内はもとより世界的な広がりを見せる中で、経済産業省は、すべての原子炉におけるストレステストを実施し、再稼働を判断するとした方針を打ち出したにもかかわらず、泊原発は再稼働には当たらないとの認識を示し、泊原発3号機は、福島第一原発事故以来、全国で初めて実質的な再稼働となる営業運転を始めました。

国民の多くが原子力政策に対し、不信と不安を募らせ、国民の約7割が脱原発を支持しております。人体に有害な放射能を放出する核と人類の共存は困難であり、安全な国民生活を保障し、将来に負の遺産を残さないためにも、エネルギー政策の転換を早期に進めるための願いが込められた意見書案であります。

これまでも議員各位には御理解をお願いしてきたところでありますが、重ねての御理解の訴えをし、意見書案第2号及び第6号の提案趣旨説明とさせていただきます。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、意見書案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 提出者を代表し、意見書案第7号自治体クラウドの推進を求める意見書案に

ついて、提案説明を行います。

クラウドコンピューティングとは、一般にユーザは最低限の接続環境を用意し、クラウドサービス利用料を支払うことを負担するのみで、必要なサービスが迅速に提供されるシステムのことをいいます。ユーザにとっては、実際に処理が実行されるコンピュータ本体及びネットワークの購入や管理の費用、蓄積されるデータ管理などの手間が大きく軽減されます。

地方自治体においては、戸籍、用地管理、税務、社会保障、財務会計、文書管理などの庁内サーバの統合・仮想化を目指すいわゆるプライベートクラウドとデータセンター機能の活用により、市町村などの枠を超えたシステムの共同利用を実現する自治体クラウド導入の動きが本格化してきました。これらは、将来の電子自治体構築の基盤となる技術でもあり、行政情報システムの構築、運用や行政事務の効率化を通じて、行政コストの大幅な削減、住民サービスの向上が図られることから、全国各地で開発実証事業が展開されているところであります。

自治体クラウドの推進は、各地方自治体におけるシステム運用経費の削減を図れるほか、データのバックアップが確保されることで災害に強い自治体づくりの基盤ともなります。また、将来の行政の広域化に先駆けて、システムの統合、標準化を進めることにより、小さな自治体でも大きな自治体と遜色のない行政サービスを行うことができるようになります。

一方、近年は、情報システムの専門的人材を庁内で育成、確保することが次第に困難となり、外部のシステム事業者への依存度が高くなっていることやシステムのメンテナンスにかかる経費負担や自治体が情報システムを更改する際のデータ移行に関する多額な費用が問題となっております。

したがって、全国各地の地方自治体が自治体クラウドに移行しようとする際、円滑な実施が可能となるよう、異なる事業者の製品間の移動に当たって、データ形式が異なることにより、項目ごとに変換方法を定めなければならないなど、情報システムの相互運用の障害となっていることから、データの標準的な表現形式の構築を進めること、またデータの移行にとって、各自治体が独自に管理している外字が多く、時間と労力を要し負担となっていることから、外字の実態調査と標準的な文字コードの導入を進めること、さらなる自治体クラウドへの移行を推進する自治体への地方財政措置を含めた財政支援を行うことなどを国に求めるものであります。

以上、提案趣旨の説明といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 15番、濱本進議員。

（15番 濱本 進議員登壇）（拍手）

**○15番（濱本 進議員）** 自由民主党を代表して、意見書案第2号及び第6号について否決を主張して、討論を行います。

意見書案第2号は、平成23年9月に公表した平成24年度から3年間の公立高等学校配置計画の撤回、再考を求め、地域や子供たちの実態に応じた高校づくりを実現する意見書案です。

全国的な少子化の傾向は、北海道においても例外ではなく、道内中学校卒業生数は、昭和63年の約9万2,000人をピークに年々減少しており、平成20年には約5万2,300人、平成23年は約4万8,800人、そして平成30年には約4万4,600人と見込まれています。

昭和63年と平成23年を比較すると、人数で約4万3,400人、比率では47パーセントの著しい減少となっています。また、道内においては、札幌市などに見られるように、道内人口の偏在化が進行しています。あわせて、高度情報化社会に象徴されるように、時代の急激な変化、そして多様化する社会のニ

一ズに的確に対応できる人づくりが高校教育に求められています。

このような状況において、教科担任制を行っている高校教育の質の維持・向上を実現するためには、一定の学校規模は必要であり、また同時に多感な思春期において、社会性を身につけ、人格の完成を図るためには、数多くの同年代の仲間、そして幅広い年代の教師と触れ合うことが必要であります。そのためにも、小規模校の統合を含めた適正配置は必要不可欠であると確信しています。さらに、学校間格差、地域間格差は、全国学力・学習状況調査の結果を見ても明らかに存在し、格差による不利益を背負うのは今の子どもたちであり、その解消のためにも配置計画の実現が必要であります。

また、北海道教育委員会では、遠距離通学費等補助事業など、高等学校に学ぶ生徒の保護者に対して、経済的負担軽減のための制度を設けていることを踏まえると、意見書案第2号は、北海道の現状に対する認識、解釈が偏向しており、その前提に立った公立高等学校配置計画の撤回、再考は不要であり、よって否決が妥当であります。

次に、意見書案第6号は、原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書案です。

我が会派は、3月11日の東日本大震災によって発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、さきの平成23年第2回定例会において、原子力発電所の安全対策の強化などを求める意見書及び原発に依存しないエネルギー政策への転換を求める意見書案に賛成いたしました。これらは、既存の原子力発電所のさらなる安全対策を求めるとともに、太陽光、風力、地熱などの再生可能な自然エネルギーによる発電の積極的な開発、導入を求めるものであり、我が会派としても当然異論を唱えるものではありません。

しかしながら、意見書案第6号においては、既存の原子力発電所の運転停止、廃炉を求め、さらに着工済みの原子力発電所の建設を再検討し、新たな建設や増設を認めていません。また、プルサーマル発電の廃止を求め、その可能性を探る道を閉ざそうとしています。つまりは、原子力発電そのものを否定しています。

我が国のエネルギー政策は、現在の経済活動を含めた国民生活の根幹であり、また国家の安全保障を担保する要素の一つでもあることは明らかです。これからの我が国における原子力発電のあり方については、国内の電力需要のみならず、安全保障の側面を含め、総合的かつ複合的な検討が必要であり、現時点において原子力発電の存在を全否定することは時期尚早と言わざるを得ません。

よって、意見書案第6号は、否決が妥当であります。

以上、議員各位の賛同を求め、討論いたします。（拍手）

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**○21番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第6号はいずれも可決、第7号は否決の討論を行います。

まず、意見書案第1号についてです。

東日本大震災で、被災地では深刻な打撃を受け、生活のめどが立たない人たちが大勢いるだけでなく、他の地域も打撃を受け、まだ回復途中にある中で、税と社会保障の一体改革で2010年代半ばまでに消費税を10パーセントまで引き上げるという成案の決定は、一層の国民負担が増え、また日本経済の一層の後退を招くのは明らかです。

消費税増税は、財政赤字を理由にされますが、世界第3位の経済大国でなぜ財政赤字なのか、最も大きな理由は、税収がこの20年増えていないからです。法人税は、税率が3分の2まで下がり、法人税の

納税額はピーク時の半分以下となっているほか、消費税の輸出戻し税などさまざまな税控除があります。

もう一つは、10パーセントという証券優遇税制です。一体改革は、こうしてつくり出した税収入の穴埋めを消費税で賄うというものです。

財界は、日本の消費税は安いと言いますが、税の高い低い、それがどれだけ国民の生活に戻ってくるかではかられます。ヨーロッパの消費税は、すべての買物にかかるわけではなく、例えばイギリスでは食料品、新聞、書籍、上下水道、住宅、建築費などの税率はゼロです。社会保障財源の構成を比較してみれば、フランスでは、事業主保険料と法人税と所得税で全財源の7割以上を、北欧では8割程度でつくっています。それが日本では5割にも達しません。社会保障財源の相違の根本はここにあります。

先ほど小貫議員も述べましたが、8月15日、ニューヨークタイムズに世界最大の投資持ち株会社パークシャー・ハサウェイのウォーレン会長兼最高経営責任者がこれまでの行き過ぎた資産家減税に触れ、億万長者に優しい議会によって長い間甘やかされてきたとし、大資産家への増税を提案しました。これに呼応し、企業経営者や投資家で作る米国の非政府組織「繁栄の分かち合いを目指す実業家」が、景気浮揚のため最高税率を引き上げよと支持を表明、エールフランス-KLM会長らフランスの大企業トップ16人も我々に課税せよとアピールを発表したほか、ドイツの資産家50人のグループ「資本課税を求める資産家たち」は、最富裕層への2年間の課税強化で、約10兆5,000億円の税収増が見込めると提案しています。

これに比べ、日本経団連は、東日本大震災の復興財源に消費税を充てることを求める一方、法人税については、実効税率の5パーセント減税の実行を求め、成案に法人税率引下げを明示しています。欧米の資産家を見習い、社会に還元すべきです。

政府には、家計の冷え込みと膨大な赤字という日本の経済、財政が抱える困難を悪化させずに財源を確保し、社会保障を充実させる責任があります。大企業の内部留保を還元させ、証券優遇税制、政党助成金、米軍への思いやり予算を廃止し、軍事費の削減などにより、財源ができ、消費税を増税する必要はありません。消費税を5パーセントに増税したときも、社会保障のためとしたはずが、医療、年金など、社会保障は後退し、日本経済も大きく後退しました。しかも、今度の社会保障と税の一体改革は、医療費窓口負担の上乗せ、年金支給の年齢引上げなど、改悪方向です。大震災や相次ぐ災害で、国民が困難を抱えているとき、社会保障を口実とした消費税増税はやめるべきです。

また、野田政権は、税と社会保障の一体改革を進めるための露払いとして、この秋、国民一人一人に番号を割り振り、所得や年金、医療などの個人情報管理する共通番号を導入する構えです。政府は消費税増税後に負担が重くなる低所得者対策として、給付付税額控除で還付するために必要だと言いますが、麻生内閣で実証済みのとおり、番号がなくても、市町村が把握している所得情報を使えば給付はできます。番号は可視化され、一般に公開しながら使わざるを得なくなり、番号を悪用するなりすまし犯罪につながる危険性が増すと指摘されています。プライバシー保護、国民監視による人権侵害など、多くの問題を含む番号制度はやめるべきです。

次に、意見書案第2号についてです。

本年5月30日、小樽市PTA連合会から小樽市議会各会派代表者あてに、公立高等学校適正配置計画についての要望書が提出されました。小樽市PTA連合会は、毎年、小樽市における公立高等学校配置計画などについて、小樽市教育委員会と北海道教育委員会に要請を行っています。要望書では、少子化を理由とした間口の安易な削減は、進路志望を狭めるだけでなく、一層選択に厳しさが増すものと思われるかと危惧をしております。

既に道教委は、適正配置で少子化を理由に平成21年度、小樽桜陽高校の1間口削減と今年度、小樽商

業高校と小樽工業高校の学級減を実施し、PTAの願いにこたえてきませんでした。26年度には小樽潮陵高校の間口減が計画されています。これに先立ち3月に、道教委から高等学校配置計画案指針に対する懇談会が呼びかけられ、組合関係者は除かれ、公立高校の校長、高校PTA、同窓会、商工会議所、小樽市教育委員会などが参加し、間口削減はやむを得ないと意見書を提出しています。この意見書は、最終的に菊前教育長が自分に一任してほしいと勧められたと聞いております。

小樽市教育委員会は、一体どちらを向いているのでしょうか。中学生や子供を持つ親、子供の真の声を聞いていません。だから、小樽市PTA連合会から要望書が出されたのではないのでしょうか。小樽市だけではなく全道の中学生は減っていますが、高校が地域からなくなると、通学に困難を来し、保護者の負担も大きくなります。少子化だからこそ、地域や日本の未来を担う生徒たちに行き届いた教育を行えるはずで、小規模でも十分な人格形成はできます。新教育基本法でも、あらゆる場所で教育を受ける権利が保障されています。多くの父母や教員、生徒たちの意見も聞かず、実態を無視した公立高等学校配置計画案は撤回し、地域や子供の実態に合ったものにすべきです。

次に、意見書案第3号についてです。

非正規雇用によるワーキングプアの増加、失業、倒産、低年金などで生活保護受給世帯は146万世帯、201万人を超えています。提案趣旨説明で述べたとおり、今後、東日本大震災により、生活保護申請はさらに増える見込みです。

こうした中、厚生労働省が社会保障審議会生活保護基準部会を設置して、国と地方の事務レベル協議が続けられています。この中で、期限を切った就労指導をすることができることを法律で明文化すべきなど、一定の期限が過ぎたら保護を廃止できるようにする有期制を持ち込むこと、生活保護は楽な制度と思わせないため、受給者にボランティア活動を義務づけること、10月から始まる救済者制度を優先させ、この活用を生活保護の受給要件とする受給制限、各自治体が医療扶助適正化に関する実施計画を策定し、その効果等を評価する仕組みを設けること、医療機関に対する指導監督等を行う国の指導機関の創設と医療費の一部自己負担の導入など検討されています。

生活保護制度は、憲法第25条に保障された最後のセーフティーネットです。それに有期制を持ち込むことは、憲法の理念に反し、ボランティアの義務づけは意に反する苦役に服せられないと定めた憲法第18条に抵触します。厚生労働省も、ボランティア義務づけについては憲法との関係で慎重な検討が必要と述べざるを得ませんでした。受給制限は、生活が苦しいときは、だれもが請求でき、基準に合っていれば受けられるという生活保護の請求権を制限し、医療費の自己負担導入は生活実態にそぐわないものです。

生活保護制度の改革は、本来、貧困をなくす政策の大きな柱として位置づけるべきで、雇用の再建と生活保護に至る前段階のセーフティーネットの充実が不可欠です。政府は、憲法第25条を保障する立場から、生活保護制度の検証と老齢加算の復活、生活保護に関する全額国庫負担を行うべきです。

次に、意見書案第4号についてです。

プルサーマルとは、原発から出た使用済核燃料を再処理し、取り出したプルトニウムにウランを混ぜた混合酸化物であるMOX燃料を再び通常原発で使用することで、MOX燃料はウラン燃料に比べ、低い温度で溶けやすいため、原子炉が冷却機能を失った際に、炉心溶融の危険性が高く、核分裂反応を制御する制御棒のききが悪いと指摘されています。

泊原3号機でのプルサーマル計画は、2000年に北海道が道内5会場で開いた「道民のご意見を聴く会」、2008年8月の国主催のプルサーマルシンポジウム、10月の北海道主催のシンポジウムで北海道電力の社員らにやらせを行っていたことが発覚しました。シンポジウムのアンケートでは、肯定的な意見

が5割から7割でしたが、やらせを除くと反対意見が上回っていたのです。さらに、2009年3月に岩内町のプルサーマル計画のアンケートを進める会が地元の住民に行ったアンケートで、回答者の8割が国や北電の説明について「聞いていない」や「説明が不十分」と答えていました。町ではアンケートを行っておりません。

しかし、高橋はるみ知事は、議論を重ねたとしてプルサーマル導入を了承しました。高橋知事は、北電の役員から毎年組織的な政治献金を受けています。やらせの不正工作をしてまでプルサーマルを導入する背景には、国から道に支払われる60億円という核燃料サイクル交付金の巨額交付金があります。この交付金の特徴は、2008年度までにプルサーマルの実施受入れに同意した都道府県など申請期間に締切りを設けていることです。当時、電力業界は、2010年度までに16基から18基のプルサーマル導入を目指しており、これを受け、国は2006年、先進的に努力した自治体を支援すると交付金を開始しました。計画同意までの期間は玄海原発1年10か月、伊方原発2年5か月に比べ、泊原発はわずか11か月でした。60億円の交付金は、地域振興計画に基づき、泊村、共和町、岩内町、神恵内村の周辺4町村に配分されています。

1年足らずの説明期間、電力業界との癒着、巨額の交付金、安全や住民の納得よりプルサーマル導入先にありきは認められないものであり、地元の意思を排除して知事が了承したことや、国と道主催のシンポジウムでのやらせ問題、アンケートでは実際には反対意見が上回っていたことからプルサーマル計画そのものが成立しないこととなります。高橋知事は、政府が泊原発3号機の再稼働に当たり、ストレステストの2次評価の対象とし、原子力安全・保安院、原子力安全委員会が検証したことを根拠として、営業運転容認の根拠としましたが、原子力安全委員会は報告を受けただけであり、安全を評価する作業を行ったとは言いがたいものです。プルサーマル計画をめぐる北電の隠ぺい体質が道民の厳しい批判を浴び、泊原発3号機の運転中止を求める声が大きく高まっています。

泊原発すべてをとめると電力が不足するという心配の声もありますが、そもそも北電の電力の需要見通しがあいまいで、正確なものではありません。北電は、原子力のほか、火力、水力、地熱、太陽光などの発電を行っており、総発電量は742万2,085キロワット、泊原発の207万キロワットを除くと535万2,085キロワットです。これ以外にも、電源開発株式会社による水力発電、道による水力発電、1,000キロワット以上の設備を持つ企業の自家発電など、合計で885万キロワットを超えます。発電設備の面でも、道企業局や風力などを加えると831万キロワットで、原子力を除くと624万キロワット、前年の最大電力は579万キロワットですから、電力不足は起きないとの試算もあります。省エネ社会への移行を進めるとともに、再生可能エネルギーの普及を進めれば、原発停止、撤退に向けた展望が開けます。北海道の人々の命と安全、豊かな自然を守るために、泊原発3号機の運転とプルサーマル計画は中止すべきです。

次に、意見書案第5号についてです。

国立病院は、高度専門医療研究センター、ハンセン病療養所、国立病院機構から成り、また災害急性期に活動できる機動性を持った専門医療のトレーニングの研修拠点病院にもなっています。高度専門医療研究センターは、現在、非公務員型独立行政法人化されています。

東日本大震災では、みずからも被災しながら、不眠不休で医療活動に当たり、地震発生当日から災害派遣医療チームや医療班など、1,200人を超える職員が派遣され、被災地の病院や避難所で医療活動を行ってきました。

国立病院は、国内最大のネットワークを有し、がん、循環器などの高度医療や研究とともに、重症心身障害は国全体の4割、筋ジストロフィーは国全体の9割、司法精神病床は国全体の7割、結核は国全

体の4割を受け入れ、僻地医療など民間では困難な分野を担い、北海道における地域医療にも重要な役割を果たしています。また、新型インフルエンザの発生時には、国立病院から医師や看護師が検疫所に派遣されています。

しかし、政府は、独立行政法人の原則廃止を掲げ、4月に行われた事業仕分けで、国立病院に対して、非効率病床などの削減など、さらなる経営合理化を求め、事業規模の縮小、他の公的病院も含めた再編成の検討などの取りまとめをしております。国立病院への運営費交付金は年々削減され、事業仕分けにより、診療事業に係る補助金はごくわずか、2011年度は災害医療の備蓄品更新分2億円しか認められませんでした。2011年度までの予算措置されていた結核医療、小児救急、精神医療、救命救急センター、周産期母子センター、救急勤務医支援事業、産科医師確保支援事業などの政策医療、救急医療にかかわる運営費交付金はゼロ査定となり、老朽化した施設整備補助金もゼロ査定です。また、公務員人件費削減や効率化の名の下に、一律削減が押しつけられ、病院運営に支障を来しています。

日本の医師数は100床当たり54人、イギリス224人、ドイツ108.6人、フランス91.1人と比べると大変少なく、医療の複雑高度化に追いつかない人員体制で、医師や看護師の過労死さえ起きています。国立病院では、人工呼吸をつけた手厚い看護が必要な患者が多数入院している中、夜間はわずか看護師2人で50人の患者を見なければならぬ病棟も少なくないとのこと。

そもそも国民の命を預かる医療に効率を持ち込むことは間違いです。民間病院で行っていない重要な医療を担っている国立病院を縮小、廃止、民営化せず、充実強化を図り、運営費交付金や総人件費の一律削減をやめ、必要な予算を確保し、医師、看護師はじめ必要人員を確保すべきです。

次に、意見書案第6号についてです。

福島第一原発事故により出された放射性物質は、広島原爆20個分と言われています。被害は広範囲にわたり、どれだけ大変なものか、この間の報道などを通し、国民に知れ渡りました。

また、先ほど述べたように、やらせ問題などで国民の原子力行政に対する不信、不安は増大し、原発からの撤退を求める声はどの世論調査でも大きな割合を占め、国民声になっていると言っても過言ではありません。

この9月19日には、ノーベル賞受賞作家の大江健三郎さんや澤地久枝さん、落合恵子さんらが呼びかけ人になり、東京・明治公園で「さようなら原発5万人集会」が開かれました。集会は、6万人もの人たちが参加し、「原発再稼働は許さない」などをアピール、ドイツの環境保護団体の代表フーベルト・ヴァイガーさんは、「福島の事故は世界を変えた。ドイツは2012年までに全原発の停止を決めた。脱原発は、できるかできないかではなく、政治的にやるかやらないかの話です」と連帯のあいさつで訴えました。まさにそのとおりです。今、日本には、原発の40倍の自然エネルギーがあります。国は、原発には5年間で2兆円もお金をかけていますが、再生可能自然エネルギーに対する予算は、わずか6,500億円ほどです。原発にかかる予算を自然エネルギー予算に振り向け、ドイツのように期限を決め、原発から撤退すべきです。

次に、意見書案第7号についてです。

総務省は、平成21年度から自治体クラウド開発実証事業を始めています。今回の試行の対象として、北海道も選定されています。北海道によると、自治体クラウドは、自治体が個別に管理する行政情報を民間事業が運営する外部のデータセンターに集約すると報道されています。クラウドシステムには、統一した規格はなく、サービス、商品を提供する開発会社でさまざまなことから、自治体関係者の中からも個人情報の保護で不安の声があり、コスト面でも必ず負担軽減につながるという確証もありません。

自治体クラウドの開発には、12のIT企業が参加しているということですが、中には外国資本も入っ

ており、個人情報の漏えいとあわせて、被害に遭った場合に法的対応をどうするのか、大変危惧されます。

昨年8月のマスコミの報道でも、自治体クラウドの運用に当たっては、個人情報の保護や災害時のデータ消失回避などの課題があると述べられています。今回の東日本大震災によって、役場の個人データや公立病院のカルテが流出する被害が発生しましたが、これは民間にデータが存在しても同じことです。災害からデータを保存する方法は、定期的に行政がバックアップデータをとって、安全な場所に保管するなど、住民が安心できる方法をとることです。

我が党は、国民の利便性を向上する形で、迅速化、効率化することには反対いたしません。自治体クラウドについては、今述べた理由により賛成できません。

以上、意見書案に対する討論をいたしました。全会派の賛同をお願いして終わります。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

**○1番（秋元智憲議員）** 公明党を代表し、意見書案第7号自治体クラウドの推進を求める意見書案に賛同を求め討論いたします。

総務省によれば、地方自治体の財源不足は、地方税収等の落ち込みや減税等により、平成6年度以降、急激に拡大、その後も地方税収の落ち込みは進み、平成15年度には約17兆円に達しました。また、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、財源不足は約14兆円に達しています。

現在、地方財政の借入金残高についても、近年急増し、平成23年度末には200兆円、対GDP比も41.4パーセントとなり、平成3年度から2.9倍、130兆円の増となっています。現在、地方自治体では、財政の健全化を達成すべく、歳出の削減に取り組んでいる中、注目されているのが、地方自治体がネットワークを通じて情報システムを共同利用することにより、情報システムの経費を大幅に削減する自治体クラウドであります。この情報システムの経費を削減する方法は、複数市町村での共同利用や事業者の管理するシステムにネットワークを通じて、接続、利用するサービス形態が挙げられ、これらの方法に移行した自治体では、よく言われる割り勘効果としてのコスト削減だけではなく、セキュリティ対策や住民サービスの向上をもたらす大きな成果を上げており、佐賀県では、自治体クラウド実証事業において、6地方事務所で、土木の積算システムの標準化を行い、その結果、年間ITコストで2億5,000万円かかっていた経費が1億円台にまで圧縮でき、結果的に6割の削減ができたといえます。その後、佐賀県内20市町村でこの土木の積算システムの共同化を図ったところ、契約ベースで75パーセントのコスト削減につながりました。この導入効果に関しては、一例ではありますが、これまで各自治体がそれぞれの業務において、ソフトの開発、導入、またシステムの改修、更新などにかけてきた費用の削減につながることは言うまでもありません。

しかし、現状では、自治体クラウドへ移行する際、異なる事業者の製品を使用していることにより、それぞれのデータ形式が異なるため、変換方法を定める必要が生じるなど、情報システムの相互運用の弊害となっていることから、データ形式統一化や標準的な表現形式の構築の取組を行うことや、各自治体が独自に管理している200万文字にも上る外字についても、データの移行には多くの時間と労力が割かれていることから、外字の実態調査を行うとともに、標準的な文字コードの導入を推進すること、また財政面での支援が急務であり、その対策を望むものです。

以上の理由から、意見書案第7号は賛成の態度を表明し、各会派の議員に賛同を求め、討論といたし

ます。(拍手)

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 17番、佐々木秩議員。

(17番 佐々木秩議員登壇)(拍手)

**○17番(佐々木秩議員)** 民主党・市民連合を代表し、意見書案第2号2012年度「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求め、地域や子供の実態に応じた高校づくりを実現する意見書案及び第6号原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書案に賛成の立場で討論をします。

おおよその保護者の願いは、自分たちの子供が夢、希望を持って、将来の進路を選び進んでいくことではないでしょうか。それをかなえるためのスタートラインがいきなり閉ざされたらどうでしょうか。道教委が2006年に策定した新たな高校教育に関する指針に沿って、それ以後、全道で募集停止、再編統合で合計36公立高校が閉校になりました。特に募集停止校はほとんどが市町村に一つしかない高校でしたから、その地域への影響は、子供たちやその保護者を中心に、はかり知れないものがあります。

本市もよそごとではありません。今回の計画の中に、2014年度、小樽潮陵高校全日制が1学級40人減となっています。さらに、2015年度以降、職業学科の配置のあり方を含めた再編の検討が必要とされています。

本市教育関係者の一部に、中学校卒業生数が減っているのだから、小樽潮陵高校の1学級減はしようがないと容認し、そのかわり小樽商業高校と小樽工業高校の再編、合併だけは何としても防ぎたいとの声があるようですが、この計画を現段階で認める限り、道教委は今までどおり、この指針に沿って、機械的に小樽商業高校、小樽工業高校の再編を進めてくることは間違いがありません。

よって、小樽の高校教育を維持・発展させるために、今、私たちができることは、道教委の1学年3学級以下の小規模校は再編統合の対象校とする指針そのものが北海道の現状に合っていないということ、道教委に認めさせ、見直しを求めていくこと、その指針に沿って立てられた今回の計画の撤回を強く要請していくことです。

また、公立特別支援学校配置計画案による障害児学校の定員増は、一見よさそうに聞こえますが、障害のある子供たちの分離別学が一層進み、地域の高校への進学への道を一層狭め、地元、親元を遠く離れた高等養護学校に行かざるを得ない状況に、さらに追い込みます。障害のあるなしにかかわらず、地域の高校で学びたいと希望するすべての子供を受け入れるインクルーシブな学校づくりの実現を求めるものです。

次に、脱原発を目指すさまざまな動きがこの小樽市でも求められていることは、先日報道された小樽消費者協会の市民アンケートでも明らかです。泊原発に対する不安も、時がたって、減るところか、かえって増えています。

北電による泊原発3号機の増設やプルサーマル計画をめぐるやらせ依頼問題で信頼が大きく揺らぐ中、その北電がつい先日、泊原発1、2号機の運転停止が続いた場合、道内の電力需給がピークを迎える12月には、東北への送電を停止しても需給が逼迫すると言い出しました。やらせを北電が認める前日、2号機が定期検査入りして停止した8月時点では、12月の電力予備率は13パーセント、安定供給の目安、8から10パーセントを上回り、安定供給可能としていたにもかかわらずです。これでは、電力を人質に、やらせ依頼問題の収束や原発の存続をねらって情報操作をしているのではと勘ぐってしまうほどです。

このような信頼性を損なっている北電の電力需給予想数値を基にした供給不安を根拠に原発は必要とする主張には、説得力が欠けると言わざるを得ません。現に、北電以外の総発電能力は泊原発以上との

計算もあり、さらなる省エネ等を進めることにより、原発がなくても十分電力は賄えるのです。少なくとも、泊原発1号機から3号機を段階的に運転停止し、再生可能エネルギーの開発促進、順次転換していくことは可能ですし、やらせで無理やり通したプルサーマル発電をする必要もありません。ましてや、原子力発電の副産物であるプルトニウムが安全保障上必要とは、核兵器廃絶平和都市宣言をしている本市議会での反対理由になるとはとも思えません。

EPZの拡大やプルサーマル計画の撤回を求めるこの意見書と同趣旨の意見書を、泊原発周辺4か町村を除く余市町、古平町、仁木町、赤井川村など本市近隣町村をはじめ後志各町村が続々と可決をしています。いかに原発を抱える後志地域の自治体が切実な危機感を持って具体的な方向性を住民に示そうとしているのかの表れでしょう。本市だけがこの意見書を可決できないようなことになれば、不安を抱える多くの市民の皆さんはどう思うでしょうか。

本議会は、この意見書を可決し、市民の安全・安心を守る姿勢をきちんと示すべきです。改めて議員各位の御理解をお願い申し上げまして、討論を終えます。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

**○6番（安斎哲也議員）** 一新小樽を代表して、意見書案第6号及び第7号に賛成の討論を行います。

意見書案第6号は、原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求めるものです。

3月11日の東日本大震災の影響で発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの地域住民が長期間の避難生活を強いられています。

小樽市にも福島から避難してきた家族があり、今夏には、その家族と市民で組織した「YaReRuKoTo実行委員会」が草や土を自由に触ることのできる場所、蛇口から出る水を飲める場所で震災以前の普通の環境、当たり前前の生活を送っていただき、少しでも子供たちに笑顔、笑いを取り戻してもらいたいと、被災地の家族を小樽に招く「福樽プロジェクト」を実施しました。夏休みの間だけでしたが、放射能におびえることなく、小樽の自然を満喫し、生活した子供たちは、小樽滞在のアンケートで「福島に帰る上で不安なことは」との質問に、原発、地震、放射能という文字を平仮名で書いていました。平仮名しか書けない子供たちが、この文字を書いたと思うと、胸が締めつけられる思いでした。

被災地では、大人から子供まで多くの人々が放射能におびえながらの避難生活を余儀なくされています。人体に有害な放射能を放出する核と人類の共存は困難で、被災地の子供たちをはじめ、未来ある子供たち、そしてその家族たちに安心で安全な生活を保障する必要があります。原子力発電の安全神話が崩壊し、国民の信頼を失った今、原子力発電中心のエネルギー政策を早期に見直し、自然エネルギー政策への転換を促進することが求められています。意見書案第6号の議員各位の賛同を求めます。

次に、意見書案第7号に行かせてもらいます。自治体クラウドの推進を求めるものです。

総務省では、平成21年度から、自治体クラウド開発実証事業に取り組んでいます。地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、市町村が共同利用することで、情報システムの効率的な構築と運用を実現するためのものです。自治体におけるシステム運用経費を削減するとともに、データのバックアップが確保されることで、東日本大震災のような災害が起きて庁舎が倒壊し、サーバが壊れて全データが消失してしまうという不安がなくなりますので、全国各地で進展しつつあります。

北海道地域でのデータセンターも次々に設置されています。今後、各自治体が自治体クラウドにシステムを移行する際に、円滑に構築できるよう対策を講じることを要望することが必要ですので、全会一致での賛成をお願いしまして、討論を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号ないし第5号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、いずれも否決されました。

次に、意見書案第6号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第7号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時22分

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 千 葉 美 幸

議 員 濱 本 進

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成23年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）成田晃司監査委員から、平成２３年５月分の各会計例月出納検査について報告があった。

（２）菊池洋一、成田晃司両監査委員から、平成２３年６月～７月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

消費税増税に反対する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員  
同  
同

川 畑 正 美  
中 島 麗 子  
新 谷 と し

政府は、社会保障と税の「一体改革」で、消費税は2010年代半ばまでに10パーセントまで引き上げるという成案を決定しました。東日本大震災の被災者に重い負担となり、長期的に復興を支える土台でもある日本経済そのものに大きな打撃を与えるだけでなく、低所得者ほど負担が重くなる逆進性が強い消費税は、社会保障で支えるべき人にも重い負担をかぶせませす。社会保障の所得再分配の機能を台無しにする消費税は、社会保障の財源に最もふさわしくない税制です。

家計の冷え込みと膨大な赤字という日本の経済・財政が抱える困難を悪化させずに、財源を生み出すことが求められています。政府には、社会保障を充実させるために、消費税など庶民負担増に頼らない財源を確保する責任があります。

「一体改革」成案は、「企業の国際的な競争力の維持・向上」が必要だとして法人税率引下げを明示しています。一方で社会保障の「重点・効率化」を強調し、医療・介護や生活保護などの各分野で給付削減と負担増を盛り込み、国民にしわよせする方針を打ち出しています。

社会保障の抑制を強めながら消費税を増税することは、何一つとして道理がありません。日本の大企業の手元資金は52兆円を超えて過去最大に膨らみ、利益も急回復しています。

よって、政府は、不要不急の予算に大胆にメスを入れ、大企業や大資産家への行き過ぎた減税を是正するなど国民の立場に立った財源策を真剣に追求し、消費税増税を行わないよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年9月26日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年9月26日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

2012年度「公立高等学校配置計画」の撤回・再考を求め、地域や子供の実態に応じた高校づくりを実現する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

小 貫 元

林 下 孤 芳

斎 藤 博 行

道教委は9月6日、先に示した2012年度から3年間の「公立高校配置計画案」と2015年度から4年間の見通しを示した「公立高等学校配置計画案」及び「公立特別支援学校配置計画案」を「配置計画」として決定しました。

「公立高等学校配置計画」は、「生徒の多様な学習ニーズ、進路動向などに対応する」としながら、全道的な中学卒業者の減少傾向や教育水準の維持向上などを口実に、3年間で12校12学級の機械的学級削減を示すとともに1校を募集停止としています。また、「公立特別支援学校配置計画」は、知的障害のある生徒の高等部への進路希望者を受け入れるためとして、2校2学級の定員増を行うとし、障害児学校全体では卒業予定者数の118パーセントの定員を設定するとしています。

このような再編統廃合によって、子供たちは遠距離通学等を余儀なくされ、精神的・身体的負担が増大するばかりか、保護者に経済力がなければ、通学を断念せざるを得ません。

教育の本質は、個人の尊厳を基盤とした「人格の完成」にあります。子供たち一人一人を大切に、潜在的な可能性を最大限に開花させる「ゆたかな高校教育」の実現を目指し、中学卒業生数の減少期だからこそ地域に高校を存続させ、行き届いた教育を行うことが必要です。そのために、憲法、「47教育基本法」、「子どもの権利条約」に基づき、希望する全ての子供に豊かな後期中等教育を権利として保障する「高校教育制度」を作り出し、未来に夢や希望が持てる進路保障を確立することが重要です。

以上の趣旨に基づき、道教委の「公立高等学校配置計画」の撤回・再考を求めるとともに、下記の事項について要請します。

#### 記

- 1 道教委の「公立高等学校高校配置計画」及び「公立特別支援学校配置計画」は、地元の高校を存続させてほしいという子供・保護者・市民の切実な願いを踏みにじり、機会均等や子供の学習権を奪うとともに、地域の教育・文化だけでなく地域そのものを崩壊させることから、直ちに撤回・再考すること。
- 2 地域キャンパス校の「募集停止」は、その地域に生活する子供・保護者に遠距離通学や下宿生活などを強いるばかりか高校進学を断念せざるを得ない状況に追い込むだけでなく、全道各地に広がる地域キャンパス校や小規模校のある地域の子供・保護者・住民などに進路や将来に対する不信と不安を一層増大させ、地域そのものを瓦解させることから、撤回すること。
- 3 「石狩学区の1学区」など学区拡大や「学校裁量問題」の導入は、受験競争を激化させ、高校の序列化を招くとともに、遠距離通学や保護者の経済的負担増、小規模校の統廃合を加速させるなど、多くの弊害を生じさせることから、撤回・再考すること。
- 4 市民の広範な意見を聞き、子供たちを受験戦争から解放し、「序列化」「高校間格差」「地域間格差」を解消すること。また、障害の「ある・なし」にかかわらず、希望する全ての子供が地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、豊かな高校教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年9月26日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年9月26日	議決結果	否	決
-------	------------	------	---	---

生活保護行政の抜本的な改善を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 林 下 孤 芳  
同 中 島 麗 子  
同 新 谷 と し

生活保護受給世帯が146万世帯、受給者は201万人を超えました。更に増加する傾向にあります。

厚生労働省が「社会保障審議会生活保護基準部会」を設置して進めている生活保護法の改正検証では、指定都市市長会が昨年10月に提案した「改革」について、厚生労働省幹部と一部地方自治体関係者の非公開での協議が続けられています。

この国と地方の協議へ示した厚生労働省の論点(検討項目)は、「期間を設定した、集中的かつ強力な就労支援」、「就労支援プログラムや社会奉仕・貢献活動への参加義務付け」、「各自治体が医療扶助「適正化」に関する実施計画を策定し、その効果等を評価する仕組みを設けること」、「指定医療機関を受診した際の患者負担のあり方」など、事実上の「有期保護」や医療機関に対する指導・監査等を行う国の指導機関の創設と医療費の一部自己負担の導入など、保護者自立への実態にそぐわない内容が含まれています。

生活保護制度の改革は本来、貧困を無くす政策の大きな柱として位置付けるべきであり、受給者が増えているのは、雇用不安と社会保険制度の機能が果たされていないことに原因があります。雇用の再建と生活保護に至る前段階のセーフティネットの充実が不可欠です。

よって、政府においては、憲法第25条を保障する立場からの生活保護制度の検証と、老齢加算の速やかな復活、生活保護に関する費用の全額国庫負担を実現するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年9月26日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年9月26日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

泊原子力発電所 3 号機の運転停止とプルサーマル計画の中止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	林 下 孤 芳
	同	中 島 麗 子
	同	北 野 義 紀

北海道電力は、2008年10月、泊原発 3 号機へのプルサーマル導入について意見を聞く北海道主催のシンポジウムに、社員に参加と推進意見を述べるよう社内通達を送っていたことが明らかになりました。北海道電力は経済産業省に対して、2008年 8 月の国主催によるプルサーマルシンポジウムについて「やらせ」の存在を否定していますが、同時期の自治体主催シンポジウムで「やらせ」を行っていたことは重大と言わなくてはなりません。

北海道電力は 8 月 29 日、指示メールの送信先は、泊原発の関連部署の社員ほぼ全員で 450 人に送信されていたことを認めました。更に北海道電力は、プルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）燃料の製造を当面延期することを明らかにしました。1999年の泊原発 3 号機建設計画に際し、北海道の意見聴取に対して「やらせ」の指示が発覚し、北海道民の厳しい批判を受けました。今回の「やらせ」はこうした批判に謙虚に耳を傾けず、推進のためには手段を選ばずという北海道電力の体質が浮き彫りとなりました。

プルサーマル計画をめぐる北海道電力の隠蔽体質が厳しく問われ、泊原発 3 号機の運転停止を求める声が大きく高まっています。

政府は、北海道電力泊原子力発電所 3 号機の再稼働に当たり、ストレステストの二次評価の対象とし、原子力安全・保安院に加えて原子力安全委員会が検証したことを根拠とし、北海道の高橋はるみ知事も営業運転容認の根拠としました。

しかし、原子力安全委員会は「報告」を受けただけであり、「安全」を評価すべき作業を行ったとは言い難いものであることに加え、今回の「やらせ」の事実発覚は、これらの前提を根底から覆すものであると言わなくてはなりません。

よって、政府は、泊原子力発電所 3 号機の速やかな運転停止とプルサーマル計画の中止を指示するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 26 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 23 年 9 月 26 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

地域医療と国立病院の充実を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 川 畑 正 美  
同 佐々木 秩  
同 中 島 麗 子

医師や看護師不足、公的病院の縮小や閉鎖によって、救急患者の受入先がないなど、地域医療が崩壊しかねない事態が全国で生じています。

国立病院は、がんや循環器などの高度医療や研究とともに、筋ジストロフィー、重症心身障害、結核などの感染症、精神医療、災害医療、へき地医療など、民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしています。

しかし、政府は、「独立行政法人の原則廃止」を掲げ、4月に行われた「事業仕分け」では、国立病院に対して「非効率」病床の削減など更なる「経営合理化」を求める意見が出され、「事業規模の縮小、他の公的病院も含めた再編成の検討など」の取りまとめがされました。

また、「公務員人件費削減」や「効率化」の名の下に、国立病院に対しても、人件費や運営費交付金の一律削減が押し付けられ、病院運営にも支障を来しています。

国民の立場で無駄遣いを是正することは必要ですが、命や暮らしに関わる公共部門を乱暴に切り捨てることは許されません。

日本の医師や看護師は、欧米諸国に比べて数分の1と少なく、医療の複雑かつ高度化に追いつかない人員体制で、医師や看護師の過労死さえ起きています。国立病院では、人工呼吸器を付けた手厚い看護が必要な患者が多数入院されていますが、夜間はわずか看護師2人で約50人の患者の看護に当たる病棟も少なくありません。医療崩壊を食い止め、安全安心の医療や看護の実現のために、医師や看護師を始め医療従事者の増員がどうしても必要です。

「いつでも・どこでも・だれでも」、安心して医療を受けることができる体制づくりは、住民の願いです。

よって、地域医療と国立病院の充実を図るために、政府及び国会に対し、下記の項目について要望します。

記

- 1 国立病院を縮小・廃止、民営化することなく、充実強化を図ること。
- 2 国立病院を運営費交付金の一律削減の対象から除外し、必要な予算を確保すること。
- 3 国立病院を総人件費一律削減の対象から除外し、医師や看護師を始め必要人員を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 26 日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年9月26日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 成 田 祐 樹  
同 小 貫 元  
同 林 下 孤 芳

3月11日に発生した東日本大震災による日本の原子力発電史上、未曾有の重大事故となった東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生後6か月以上を経過した現在でも、収束の目途は立っていません。

この事故は、多くの地域住民が長期にわたる避難生活を強いられ、避難地域以外の住民も通常より高い放射線量の中で生活しています。また、「福島産」の農作物ばかりか、京都市における伝統行事においても「放射能による危惧」のため、全国的な賛否を問う議論が発生し、被災地における避難生活を余儀なくされている被災者の心情に大きな傷跡を残すものと考えられます。

全国的な放射能による混乱の中、経済産業省は、政府の打ち出した「すべての原子炉におけるストレスチェックを実施し、再稼働を判断する」とした方針があるにもかかわらず、北海道電力泊原子力発電所3号機の5か月にも及ぶ「調整運転」を「異例の事態」として、北海道電力に対し再三「最終検査を申請するよう」指導し、福島第一原発の事故後、全国で初めてとなる「再稼働」を国民の意思を無視して強行させました。

国民の原子力政策に対する「不信・不安」は頂点に達しており、約7割が「脱原発」を支持しています。

人体に有害な放射能を放出する核と人類の共存は困難です。将来に「負の遺産」を残さず、安心して安全な国民生活を保障することが重要な政策です。

政府は、原子力発電の「安全神話」が崩壊し、国民の信頼を大きく失ったことに目を向け、これまでのエネルギー政策の転換を早期に進め、自然エネルギーを推進することを求め、下記の事項を実施されることを強く要望します。

記

- 1 原子力発電中心のエネルギー政策を早期に見直し、自然エネルギー政策への転換を促進すること。
- 2 既存の原子力発電所を段階的に運転中止し、計画的な廃炉を打ち出すこと。
- 3 世界的に撤退しているプルサーマル計画を見直し、廃止の方針を検討すること。
- 4 青森県大間原子力発電所を始めとする原子力発電所の建設を再検討し、新たな建設や増設を行わないこと。
- 5 放射線の拡大は予測できないことから、現行の緊急時計画区域（EPZ）を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年9月26日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年9月26日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

自治体クラウドの推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	成 田 祐 樹
	同	上 野 智 真
	同	斎 藤 博 行

情報システムの集約と共同利用を推進し、更にデータセンターの活用などにより、自治体クラウドは全国各地で進展しつつあります。

自治体クラウドを推進するメリットとしては、各地方自治体におけるシステム運用経費の削減を図ることができるとともに、データのバックアップが確保されることで災害に強い基盤の構築ができること、また、将来的な行政の広域化に向けた先行した事務統合ができることや小さな自治体でも大きな自治体と遜色のない行政サービスを行うことが可能になるなどが上げられ、今後の展開に大きな期待が寄せられています。

一方で、近年は地方自治体における専門的人材の育成・確保が困難になり、システム事業者への依存度が高くなっていることや、情報システムのメンテナンスに係る経費負担の高止まりが課題として挙げられています。さらに、近年は地方自治体の情報システムを更改する際のデータ移行に関する多額な費用も問題となっています。

よって、政府においては、今後、全国の各地方自治体が自治体クラウドにシステムを移行しようとする際に、円滑な移行ができるよう、下記の事項について対策を講じるよう要望します。

記

- 1 自治体クラウドへ移行する際、異なる事業者の製品間の移動を行う場合、それぞれのデータ形式が異なるため、データ項目ごとに変換方法を定める必要が生じるなど、情報システムの相互運用の障害となっていることから、データの標準的な表現形式の構築に向けた取組を行うこと。
- 2 各自治体が独自に管理している「外字」は、延べ 200万文字にも上るといわれており、データの移行には多くの時間と労力が割かれていることから、外字の実態調査を行うとともに、標準的な文字コードの導入を推進すること。
- 3 自治体クラウドへの移行を推進する自治体に対しては、地財措置を含めた財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 26 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 23 年 9 月 26 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------------	------	-----	---------

J R 三島・貨物会社の経営安定化に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	成 田 祐 樹
	同	小 貫 元
	同	林 下 孤 芳
	同	前 田 清 貴

昭和62年4月に国鉄が分割・民営化され、J R 7 社が誕生し、J R 三島会社（北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社）については、発足当初から営業赤字は避けることができないとして、J R 三島各社に経営安定化基金が設けられ、その運用益と固定資産税等の減免措置による負担軽減によって営業赤字を補てんする措置が講じられてきました。

J R 北海道は、これまで様々な増収策や経費削減策に取り組むなどの経営努力を行ってきましたが、道内の景気低迷や人口減少などの影響により運輸収入が減少傾向にあるとともに、経営基盤を支える経営安定基金についても、この度の「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」の一部改正により新たな支援措置が図られたところですが、低金利の長期化によって運用益の確保が困難となるなど、依然として厳しい経営環境に置かれています。

このような中で、J R 北海道など J R 三島会社・貨物会社の経営安定のために講じられている税制面での支援措置が平成23年度末で期限切れを迎えようとしており、こうした措置が廃止されることになれば、J R 北海道などの経営がひっ迫し、ひいては路線の廃止や便数の大幅な減少、運賃改定などによって利用者や地域住民への影響が懸念されます。

今後とも J R 北海道及び J R 貨物が道民の期待にこたえて、快適で安全安心な地域の足として、また、重要な物流を担う交通機関として現在の路線を維持・確保するとともに輸送サービスの向上や安全対策を強化していくためには、経営基盤の安定が重要です。

よって、国においては、これまで J R 三島会社・貨物会社の健全経営を確保するために講じてきた固定資産税、都市計画税等に係る特例措置（いわゆる「承継特例」、「三島特例」など）を継続されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 26 日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年9月26日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

「子ども・子育て新システム」の再検討を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹田友三郎
	同	川畑正美
	同	松田優子
	同	鈴木喜明
	同	山口保

政府は、7月29日の少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を決定し、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」との方針を示しています。

新システムの導入は、保育現場に市場原理が持ち込まれることになり、福祉としての保育制度が維持されないことや、保護者の負担増につながる制度見直しとなるなどの懸念があり、国の責任で福祉として行われてきた保育制度の根幹が大きく揺らぐおそれがあります。また、新システム導入に必要な約1兆円の財源は明確になっておらず、現状では新システム導入は極めて不透明な情勢となっています。このままでは、平成24年度からの保育施策がどのような方向性になるのか明確ではなく、保育現場での無用な混乱や不安に拍車がかかることとなります。

よって、政府及び国会においては、下記の項目について早急に実現を図り、誰もが安心して使用できる保育制度を維持・拡充されることを強く求めます。

記

- 1 子ども・子育て新システムについて、財源的な見通しが立たない中での移行は困難であり、「今年度中の法案提出」との方針を再検討すること。
- 2 保育制度の見直しに当たっては保護者、保育現場等の意見を十分尊重し、慎重に検討すること。
- 3 来年度予算編成に向けて「安心子ども基金」の拡充等、保育の充実に向けた地方の創意工夫が生かされる来年度予算編成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年9月26日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年9月26日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	濱本進
	同	佐々木秩
	同	北野義紀

欧州での経済危機や、米国の国債格下げ問題などを原因に円高が歴史的な水準で進行しています。日本経済は円高・デフレ傾向が長期化し、東日本大震災による経済状況の悪化も懸念されています。

しかし、政府が二度にわたり編成した補正予算は、いずれも本格的な復旧・復興につながる大規模なものとはいえず、景気回復に向けた好材料とはなりません。さらに、電力需給のひっ迫が長期化し、円高傾向も続くことになれば、企業が海外に生産拠点を移すことは明白であり、雇用・産業空洞化が進行することとなりますが、これは政府がこれまで具体策を示すことなく、産業界に任せきりにしてきた結果と言わざるを得ません。

また、歴史的な水準の円高は地域の製造業、観光業に大きな打撃を与えており、この状態を放置すると地域経済は悪化の一途をたどることとなります。

今こそ、国会及び政府は「日本経済全体の復興が被災地の復興につながる」との考えの下、抜本的な円高・デフレ対策に取り組むべきと考えます。

つきましては、下記の事項について早急に実現を図るよう強く要望します。

記

- 1 日本経済全体を底上げするための景気対策、防災対策のための必要な公共事業の推進などを含めた補正予算を早急に編成・執行すること。
- 2 年末に向けた中小企業の万全な資金繰り対策の拡充など、円高の痛みを緩和する施策を打ち出すこと。
- 3 外国人観光客の減少による観光業への支援策を打ち出すこと。
- 4 地域の雇用維持・確保に活用できる臨時交付金の創設をすること。
- 5 個人消費を喚起する対策を早期に打ち出すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 26 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 23 年 9 月 26 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	安 斎 哲 也
	同	小 貫 元
	同	林 下 孤 芳
	同	佐々木 茂

大規模地震や豪雨等の非常災害時において被災地に派遣された教職員は、現地の学校現場における復旧支援に大きく貢献してきました。

この度の東日本大震災においても、学校機能の回復に向けた応急支援に加え、被災児童生徒の心のケアや学習の遅れに対する個別指導など様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。

しかし一方で、大規模災害時における教職員派遣について国としての明確なスキームが存在していないため、今回の大震災では、派遣教職員の確保に当たり、派遣自治体と被災自治体間における職種面や人数面でのミスマッチや、教職員の派遣に係る費用負担の在り方等について、様々な問題が浮き彫りになっています。

こうした実態を踏まえ、先般、宮城県教育委員会が文部科学省に対し、大規模な災害があった場合に備えて、被災地に応援派遣する教職員をあらかじめ登録しておく仕組みづくりを要望するなど、現在、被災地を中心に大規模災害時に備えた教職員派遣制度の構築を求める声が高まっています。

よって、政府におかれましては、大規模災害時に、被災自治体に対して全国の自治体から適切に教職員派遣を進めるため、公立学校教職員派遣制度の創設が不可欠であるとの認識に立ち、下記の項目について、速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 1 東日本大震災で明らかになった教職員派遣に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など、過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 2 大規模災害時における迅速かつ適切な教職員派遣を行うために、地方自治体による派遣教職員情報のデータベース化や被災地とのマッチング支援などを図る公立学校教職員派遣制度を創設すること。
- 3 同制度の導入に当たっては、大規模災害時における教職員派遣に関する課題が克服されるよう、費用負担の在り方を明記するなど、被災自治体の状況を踏まえた制度設計に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 26 日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年9月26日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

電力会社の買取り上限の拡大に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	小 貫 元
	同	松 田 優 子
	同	山 口 保
	同	山 田 雅 敏

再生可能エネルギー特別措置法が8月に成立しました。ところが、電力会社は新法ができて基本的にも買取り拒否を続ける考えを示しています。これでは再生可能エネルギーの供給を拡大していくことは不可能です。「円滑な供給確保に支障」（法第5条第2項）を理由にする買取り拒否は、法の趣旨をゆがめ、自然エネルギーを拡大してほしいという国民・住民の要望を拒否するものです。

よって、国、国会及び北海道におかれましては、再生可能エネルギーなど買取り上限を拡大して、再生可能エネルギーの抜本的拡充を図られるよう、強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年9月26日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年9月26日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

介護職員処遇改善交付金に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	川畑正美
	同	酒井隆行
	同	斎藤博行

2009年の介護保険報酬改定では、深刻な人材不足と経営危機打開を目的に、初めて介護報酬の上げが行われました。さらに介護従事者の処遇を改善するために臨時特例交付金制度も作られました。しかし、引き続き介護従事者の離職や人材不足など深刻な状況が続いています。

同交付金は、3年間の時限措置であり、現在、政府においてその後の対応等が検討されています。

よって、国におかれましては、介護職員処遇改善交付金を平成24年度以降も継続するとともに、支給対象者の拡大など抜本的な改善を図るよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 26 日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年9月26日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

北海道地域防災計画（原子力防災編）の早期見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	安 斎 哲 也
	同	林 下 孤 芳
	同	北 野 義 紀
	同	前 田 清 貴

東京電力福島第一原発事故から 6 か月が経過しました。福島第一原発の事故では半径 30 キロメートル圏内とそれを超える地域でも避難の対象になりました。事故の規模や天候・風向きなどによっては、更に放射能被害が広がることになります。

後志各町村が 30 キロメートル圏の原子力防災対策を求めています。防災対策を重点的に充実すべき範囲（E P Z）は依然として 10 キロメートル圏内のままです。その 10 キロメートル圏内からの避難でも、北側は国道 229 号と当丸峠だけであり、冬の吹雪の時などは避難経路が利用できなくなるおそれがあります。

現在、北海道は E P Z が 10 キロメートル圏内の 4 町村とだけ「安全協定」を結び、それ以外は「通報連絡協定」にとどめています。

よって、北海道地域防災計画（原子力防災編）を早期に見直し、泊原子力発電所 10 キロメートル圏内の 4 町村に限られている安全協定を、後志管内すべての市町村を含めたものにする。また、国においては、原子力災害に関する地域防災計画について 10 キロメートル圏内を対象としている「原子力施設等の防災対策」を見直し、対象範囲を拡大することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 26 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 23 年 9 月 26 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

免税軽油制度の継続を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員  
同  
同  
同  
同

中 村 岩 雄  
高 橋 克 幸  
山 口 保  
北 野 義 紀  
佐々木 茂

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化されました。これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に用いられる軽油について設けられている免税制度が平成24年3月末で廃止される状況にあります。

スキー場事業では、ゲレンデ整備に使う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等現在でさえ厳しい経営環境を圧迫し、スキー場の経営は更に厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

本市のスキー場においても、安全安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、この免税制度は利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場の経営維持に不可欠なものとなっています。

よって、国においては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 26 日  
小樽市議会

議決年月日	平成23年9月26日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

# 平成23年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会期 平成23年9月7日～平成23年9月26日（20日間）

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成23年度小樽市一般会計補正予算	H23.9.7	市長	H23.9.14	予算	H23.9.20	可決	H23.9.26	可決
2	平成23年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H23.9.7	市長	H23.9.14	予算	H23.9.20	可決	H23.9.26	可決
3	平成23年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H23.9.7	市長	H23.9.14	予算	H23.9.20	可決	H23.9.26	可決
4	平成23年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	H23.9.7	市長	H23.9.14	予算	H23.9.20	可決	H23.9.26	可決
5	平成22年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
6	平成22年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
7	平成22年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
8	平成22年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
9	平成22年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
10	平成22年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
11	平成22年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
12	平成22年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
13	平成22年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
14	平成22年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
15	平成22年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
16	平成22年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
17	平成22年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
18	平成22年度小樽市病院事業決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
19	平成22年度小樽市水道事業決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
20	平成22年度小樽市下水道事業決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
21	平成22年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H23.9.7	市長	H23.9.14	決算	H23.9.14	継続 審査	H23.9.26	継続 審査
22	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	H23.9.7	市長	H23.9.14	総務	H23.9.21	可決	H23.9.26	可決
23	小樽市税条例等の一部を改正する条例案	H23.9.7	市長	H23.9.14	総務	H23.9.21	可決	H23.9.26	可決
24	小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案	H23.9.7	市長	H23.9.14	厚生	H23.9.21	可決	H23.9.26	可決
25	小樽市スポーツ振興審議会条例及び小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案	H23.9.7	市長	H23.9.14	総務	H23.9.21	可決	H23.9.26	可決
26	製造の請負契約について	H23.9.7	市長	H23.9.14	総務	H23.9.21	可決	H23.9.26	可決
27	小樽市非核港湾条例案	H23.9.7	議員	H23.9.14	総務	H23.9.21	否決	H23.9.26	否決
28	小樽市住宅リフォーム助成条例案	H23.9.26	委員会	—	—	—	—	H23.9.26	可決
	(小樽市住宅リフォーム助成条例案の提案について)	—	—	—	(建設)	(H23.9.21)	(可決)	—	—
29	小樽市副市長の選任について	H23.9.26	市長	—	—	—	—	H23.9.26	同意
30	小樽市教育委員会委員の任命について	H23.9.26	市長	—	—	—	—	H23.9.26	同意
31	小樽市固定資産評価員の選任について	H23.9.26	市長	—	—	—	—	H23.9.26	同意

議案 番号	件 名	提 出 日 月 年	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 月 年	付 託 委 員 会	議 決 日 月 年	議 決 結 果	議 決 日 月 年	議 決 結 果
意見書案 第1号	消費税増税に反対する意見書(案)	H23.9.26	議員	—	—	—	—	H23.9.26	否決
意見書案 第2号	2012年度「公立高等学校配置計画」の撤回・再考を求め、地域や子供の実態に応じた高校づくりを実現する意見書(案)	H23.9.26	議員	—	—	—	—	H23.9.26	否決
意見書案 第3号	生活保護行政の抜本的な改善を求める意見書(案)	H23.9.26	議員	—	—	—	—	H23.9.26	否決
意見書案 第4号	泊原子力発電所3号機の運転停止とプルサーマル計画の中止を求める意見書(案)	H23.9.26	議員	—	—	—	—	H23.9.26	否決
意見書案 第5号	地域医療と国立病院の充実を求める意見書(案)	H23.9.26	議員	—	—	—	—	H23.9.26	否決
意見書案 第6号	原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書(案)	H23.9.26	議員	—	—	—	—	H23.9.26	否決
意見書案 第7号	自治体クラウドの推進を求める意見書(案)	H23.9.26	議員	—	—	—	—	H23.9.26	可決
意見書案 第8号	JR三島・貨物会社の経営安定化に関する意見書(案)	H23.9.26	議員	—	—	—	—	H23.9.26	可決
意見書案 第9号	「子ども・子育て新システム」の再検討を求める意見書(案)	H23.9.26	議員	—	—	—	—	H23.9.26	可決
意見書案 第10号	円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書(案)	H23.9.26	議員	—	—	—	—	H23.9.26	可決
意見書案 第11号	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書(案)	H23.9.26	議員	—	—	—	—	H23.9.26	可決
意見書案 第12号	電力会社の買取り上限の拡大に関する意見書(案)	H23.9.26	議員	—	—	—	—	H23.9.26	可決
意見書案 第13号	介護職員処遇改善交付金に関する意見書(案)	H23.9.26	議員	—	—	—	—	H23.9.26	可決
意見書案 第14号	北海道地域防災計画(原子力防災編)の早期見直しを求める意見書(案)	H23.9.26	議員	—	—	—	—	H23.9.26	可決
意見書案 第15号	免税軽油制度の継続を求める意見書(案)	H23.9.26	議員	—	—	—	—	H23.9.26	可決
その他会議に 付した事件	小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	—	—	—	—	—	—	H23.9.26	当選
	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総務	H23.9.21	継続審査	H23.9.26	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経済	H23.9.21	継続審査	H23.9.26	継続審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚生	H23.9.21	継続審査	H23.9.26	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建設	H23.9.21	継続審査	H23.9.26	継続審査

※議案第28号の( )は、同条例案を委員会として提案することを諮った結果であります。

# 陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2 ～ 145	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 7. 4	H23. 9. 21	継続審査	H23. 9. 26	継続審査
149	原発から出る放射能から子供を守るための対策の確立方について	H23. 9. 8	H23. 9. 21	継続審査	H23. 9. 26	継続審査
150	泊原発を即刻停止、廃炉とすることを求める意見書提出方について	H23. 9. 9	H23. 9. 21	不採択	H23. 9. 26	不採択
151 ～ 280	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 9. 13	H23. 9. 21	継続審査	H23. 9. 26	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について	H23. 7. 4	H23. 9. 21	継続審査	H23. 9. 26	継続審査
147	望洋台三丁目ローソン地先の交差点に信号機若しくは横断歩道の設置要請方について	H23. 7. 28	H23. 9. 21	採択	H23. 9. 26	採択
148	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H23. 9. 7	H23. 9. 21	継続審査	H23. 9. 26	継続審査